―― 目　　次 ――

（２月２４日）

告　　示 …… 1
応 招 議 員 …… 1
議 事 日 程 …… 4
本日の会議に付した事件 …… 5
出 席 議 員 …… 5
欠 席 議 員 …… 6
議会事務局職員出席者 …… 6
説明のために出席した者 …… 6
開会、開議宣告 …… 7
会議録署名議員の指名 …… 7
会期の決定 …… 7
議長の諸般報告 …… 7
市長の行政報告 …… 8
総務文教厚生委員会の閉会中の所管事務調査報告 …… １０
産業建設委員会の閉会中の所管事務調査報告 …… １２
長崎県病院企業団議会議員の報告 …… １４
長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告 …… ２１
承認第１号 …… ２４
議案第１０号 …… ２５
議案第１１号 …… ２９
議案第１２号 …… ２９
議案第１３号 …… ２９
議案第１４号 …… ３２
市長の施政方針説明 …… ３４
議案第１５号 …… ３９
議案第１６号 …… ５４
議案第１７号 …… ５４
議案第１８号 …… ５４
議案第１９号 …… ５４

議案第２０号 …… ６０
議案第２１号 …… ６１
議案第２２号 …… ６１
議案第２３号 …… ６３
散　会 …… ６５

（２月２５日）

議　事　日　程 …… ６７
本日の会議に付した事件 …… ６８
出　席　議　員 …… ６９
欠　席　議　員 …… ６９
議会事務局職員出席者 …… ６９
説明のために出席した者 …… ７０
開議宣告 …… ７０
議案第２４号 …… ７０
議案第２５号 …… ７０
議案第２６号 …… ７２
議案第２７号 …… ７２
議案第２８号 …… ７６
議案第２９号 …… ７７
議案第３０号 …… ７９
議案第３１号 …… ８０
議案第３２号 …… ８０
議案第３３号 …… ８４
議案第３４号 …… ８５
議案第３５号 …… ８８
議案第３６号 …… ８９
議案第３７号 …… ９０
議案第３８号 …… ９０
議案第３９号 …… ９０
議案第４０号 …… ９２
議案第４１号 …… ９６

議案第４２号 …… ９８
議案第２７号 …… ９９
議案第４３号 …… １０１
同意第１号 …… １０５
諮問第１号 …… １０６
諮問第２号 …… １０６
請願第１号 …… １０８
散　会 …… １０８

（３月４日）

議　事　日　程 …… １０９
本日の会議に付した事件 …… １０９
出　席　議　員 …… １０９
欠　席　議　員 …… １０９
議会事務局職員出席者 …… １０９
説明のために出席した者 …… １０９
開議宣告 …… １１０
市政一般質問 …… １１０
８番　糸瀬　雅之君 …… １１０
２番　吉野　　元君 …… １２２
３番　諸松瀬里奈君 …… １３４
９番　陶山荘太郎君 …… １４４
散　会 …… １５４

（３月５日）

議　事　日　程 …… １５５
本日の会議に付した事件 …… １５５
出　席　議　員 …… １５５
欠　席　議　員 …… １５５
議会事務局職員出席者 …… １５５
説明のために出席した者 …… １５５
開議宣告 …… １５６

市政一般質問 …… １５６
６番　佐伯　達也君 …… １５６
１２番　黒田　昭雄君 …… １６９
４番　東　　圭一君 …… １８１
散　会 …… １９４

（３月６日）

議　事　日　程 …… １９５
本日の会議に付した事件 …… １９５
出　席　議　員 …… １９５
欠　席　議　員 …… １９５
議会事務局職員出席者 …… １９５
説明のために出席した者 …… １９５
開議宣告 …… １９６
市政一般質問 …… １９７
１５番　大浦　孝司君 …… １９７
１１番　脇本　啓喜君 …… ２０６
１３番　波田　政和君 …… ２１７
散　会 …… ２２８

（３月１６日）

議　事　日　程 …… ２２９
本日の会議に付した事件 …… ２２９
出　席　議　員 …… ２３０
欠　席　議　員 …… ２３０
議会事務局職員出席者 …… ２３１
説明のために出席した者 …… ２３１
開議宣告 …… ２３１
議案第１５号 …… ２３３
議案第１０号 …… ２３７
議案第１６号 …… ２３７
議案第１７号 …… ２３７

議案第１８号 …… ２３７
議案第１９号 …… ２３７
議案第２０号 …… ２３７
議案第２３号 …… ２３７
議案第２８号 …… ２３７
議案第２１号 …… ２３７
議案第２２号 …… ２３７
議案第３４号 …… ２３７
請願第１号 …… ２４５
議案第４４号 …… ２５１
議案第４５号 …… ２５２
議員派遣について …… ２５３
常任委員会の閉会中の継続審査について …… ２５４
発議第１号 …… ２５４
閉　会 …… ２５８
署　名 …… ２５９

対馬市告示第６号

令和８年第１回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

令和８年２月５日

対馬市長　比田勝尚喜

１　期　日　　令和８年２月24日（火）

２　場　所　　対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

針谷　広己君	吉野　　元君
諸松瀬里奈君	東　　圭一君
内山　吉寿君	佐伯　達也君
安田　壽和君	糸瀬　雅之君
陶山荘太郎君	坂本　充弘君
脇本　啓喜君	黒田　昭雄君
波田　政和君	上野洋次郎君
大浦　孝司君	島居　真吾君
春田　新一君	

○２月25日に応招した議員

針谷　広己君	吉野　　元君
諸松瀬里奈君	東　　圭一君
内山　吉寿君	佐伯　達也君
安田　壽和君	糸瀬　雅之君
陶山荘太郎君	坂本　充弘君
脇本　啓喜君	黒田　昭雄君
波田　政和君	上野洋次郎君
大浦　孝司君	島居　真吾君
春田　新一君	

○３月４日に応招した議員

針谷　広己君	吉野　　元君
諸松瀬里奈君	東　　圭一君

内山　吉寿君	佐伯　達也君
安田　壽和君	糸瀬　雅之君
陶山荘太郎君	坂本　充弘君
脇本　啓喜君	黒田　昭雄君
波田　政和君	上野洋次郎君
大浦　孝司君	島居　真吾君
春田　新一君	

○３月５日に応招した議員

針谷　広己君	吉野　　元君
諸松瀬里奈君	東　　圭一君
内山　吉寿君	佐伯　達也君
安田　壽和君	陶山荘太郎君
坂本　充弘君	脇本　啓喜君
黒田　昭雄君	波田　政和君
上野洋次郎君	大浦　孝司君
島居　真吾君	春田　新一君

○３月６日に応招した議員

針谷　広己君	吉野　　元君
諸松瀬里奈君	東　　圭一君
内山　吉寿君	佐伯　達也君
安田　壽和君	糸瀬　雅之君
陶山荘太郎君	坂本　充弘君
脇本　啓喜君	黒田　昭雄君
波田　政和君	上野洋次郎君
大浦　孝司君	島居　真吾君
春田　新一君	

○３月16日に応招した議員

針谷　広己君	吉野　　元君
諸松瀬里奈君	東　　圭一君

内山　吉寿君	佐伯　達也君
安田　壽和君	糸瀬　雅之君
陶山荘太郎君	坂本　充弘君
脇本　啓喜君	黒田　昭雄君
波田　政和君	上野洋次郎君
大浦　孝司君	島居　真吾君
春田　新一君	

○２月24日に応招しなかった議員

○２月25日に応招しなかった議員

○３月４日に応招しなかった議員

○３月５日に応招しなかった議員

糸瀬　雅之君

○３月６日に応招しなかった議員

○３月16日に応招しなかった議員

令和８年　第１回　対　馬　市　議　会　定　例　会　会　議　録（第１日）

令和８年２月24日（火曜日）

議事日程（第１号）

令和８年２月24日　午前10時00分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　議長の諸般報告

日程第４　市長の行政報告

日程第５　総務文教厚生委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第６　産業建設委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第７　長崎県病院企業団議会議員の報告

日程第８　長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告

日程第９　承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度対馬市一般会計補正予算（第９号））

日程第10　議案第10号　令和７年度対馬市一般会計補正予算（第１０号）

日程第11　議案第11号　令和７年度対馬市診療所特別会計補正予算（第３号）

日程第12　議案第12号　令和７年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）

日程第13　議案第13号　令和７年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第４号）

日程第14　議案第14号　令和７年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第３号）

日程第15　市長の施政方針説明

日程第16　議案第15号　令和８年度対馬市一般会計予算

日程第17　議案第16号　令和８年度対馬市診療所特別会計予算

日程第18　議案第17号　令和８年度対馬市国民健康保険特別会計予算

日程第19　議案第18号　令和８年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算

日程第20　議案第19号　令和８年度対馬市介護保険特別会計予算

日程第21　議案第20号　令和８年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算

日程第22　議案第21号　令和８年度対馬市水道事業会計予算

日程第23　議案第22号　令和８年度対馬市漁業集落排水事業会計予算

日程第24　議案第23号　令和８年度対馬市一般会計補正予算（第１号）

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　議長の諸般報告

日程第４　市長の行政報告

日程第５　総務文教厚生委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第６　産業建設委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第７　長崎県病院企業団議会議員の報告

日程第８　長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告

日程第９　承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度対馬市一般会計補正予算（第９号））

日程第10　議案第10号　令和７年度対馬市一般会計補正予算（第１０号）

日程第11　議案第11号　令和７年度対馬市診療所特別会計補正予算（第３号）

日程第12　議案第12号　令和７年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）

日程第13　議案第13号　令和７年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第４号）

日程第14　議案第14号　令和７年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第３号）

日程第15　市長の施政方針説明

日程第16　議案第15号　令和８年度対馬市一般会計予算

日程第17　議案第16号　令和８年度対馬市診療所特別会計予算

日程第18　議案第17号　令和８年度対馬市国民健康保険特別会計予算

日程第19　議案第18号　令和８年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算

日程第20　議案第19号　令和８年度対馬市介護保険特別会計予算

日程第21　議案第20号　令和８年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算

日程第22　議案第21号　令和８年度対馬市水道事業会計予算

日程第23　議案第22号　令和８年度対馬市漁業集落排水事業会計予算

日程第24　議案第23号　令和８年度対馬市一般会計補正予算（第１号）

出席議員（17名）

１番　針谷　広己君	２番　吉野　　元君
３番　諸松瀬里奈君	４番　東　　圭一君
５番　内山　吉寿君	６番　佐伯　達也君
７番　安田　壽和君	８番　糸瀬　雅之君
９番　陶山荘太郎君	10番　坂本　充弘君
11番　脇本　啓喜君	12番　黒田　昭雄君
13番　波田　政和君	14番　上野洋次郎君
15番　大浦　孝司君	16番　島居　真吾君
17番　春田　新一君	

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	志賀　慶二君	次長	藤原　亘宏君
係長	平山　公年君	係長	小島　　亮君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵　　輝孝君
副市長	一宮　　努君
教育長	糸瀬　英俊君
総務部長	庄司　克啓君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	犬束　幸吉君
しまづくり推進部長	藤田　浩徳君
観光推進部長	平間　博文君
市民生活部長	阿比留忠明君
未来環境部長	三原　立也君
福祉部長	田中　光幸君
保健部長	阿比留正臣君
農林水産部長	平川　純也君

建設部長 …… 原田　武茂君
水道局長 …… 桐谷　和孝君
教育部長 …… 扇　　博祝君
中対馬振興部長 …… 日高　勝也君
上対馬振興部長 …… 原田　勝彦君
消防長 …… 井　　浩君
会計管理者 …… 勝見　一成君
監査委員事務局長 …… 神宮　秀幸君
農業委員会事務局長 …… 栗屋　孝弘君

午前10時00分開会

○議長（春田　新一君）　おはようございます。

ただいまから、令和８年第１回対馬市議会定例会を開会します。

議場の換気のため、出入口を開放して会議を運営することとします。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

―――――――――・―――・―――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（春田　新一君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定によって、波田政和君及び上野洋次郎君を指名します。

―――――――――・―――・―――――――――

日程第２．会期の決定

○議長（春田　新一君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月１６日までの２１日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。会期は、本日から３月１６日までの２１日間に決定をいたしました。

―――――――――・―――・―――――――――

日程第３．議長の諸般報告

○議長（春田　新一君）　日程第３、議長の諸般報告を行います。

令和７年第４回定例会終了後以降の議長の行動等は配付をしております庶務報告書のとおりで

あります。

次に、総務文教厚生委員会から委員派遣に関する調査報告の提出があっておりますので報告します。

岡山県総社市を訪問し、障がい者千五百人雇用事業及び岡山県真庭市を訪問し、岡山大学真庭サテライトキャンパスや、まにわっと電力株式会社について、設立経緯や現状、課題などについて、視察、調査、研究を行っております。

詳細につきましては、タブレットに掲載をしております委員会調査報告書のとおりであります。

以上、報告を終わります。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第４．市長の行政報告

○議長（春田　新一君）　日程第４、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申出があっておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　皆さん、おはようございます。本日、ここに令和８年第１回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席賜り、厚くお礼申し上げます。

まず、行政報告の前に２つの点について御報告いたします。

１つ目は、対馬市渇水対策本部の設置についてでございます。本市では、昨年１２月以降、降水量が非常に少ない状況が続いており、水道水の安定供給に影響を及ぼしかねない事態となっております。このため、去る２月１０日に対馬市渇水対策本部を設置したところでございます。本日以降、雨が見込まれるものの、今後の降雨状況によっては、一部地域において給水制限や時間給水、あるいは減圧給水といった制限措置を講じざるを得ない可能性もあります。市民の皆様及び各事業所の皆様におかれましては現在の厳しい状況を御理解いただき、より一層の節水に御協力賜りますよう切にお願い申し上げます。

また、万が一、制限給水等の措置へ移行せざるを得ない事態となりました折には多大なる御不便をおかけすることとなりますが、何とぞ御理解と御協力を賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

２つ目は、歌手、ＭＩＳＩＡさんの対馬公演の決定についてでございます。

昨年６月、ＭＩＳＩＡさんの事務所を訪ね、いつか対馬でとお願いをお伝えしてまいりました。現在１月末からスタートしました全国アリーナツアーが開催されておりますが、その追加公演として、ここ、対馬での開催がついに実現いたしました。開催日は、本年７月７日火曜日、会場は対馬市交流センターでございます。この７月７日は七夕であると同時にＭＩＳＩＡさん御自身のお誕生日でもあります。この記念すべき日にわざわざこの対馬の地を選び、歌声を届けてくださ

ることとなりました。私自身、そして、市民の皆様が胸に抱き続けてきた夢が最高の形で現実になろうとしております。この歴史的な一日を温かくお迎えし、対馬の新たな誇りとしていきたいと考えております。

それでは、１２月定例会以降、本日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。

まず、未来環境部関係からでございます。令和７年１２月２１日、１０回目の節目として民間企業も交えた対馬未来フォーラム２０２５を開催し、島内外から２２５名もの皆様に御参加を頂きました。

当日は、研究成果を報告するポスター発表のほか、持続可能なしまづくりについて語り合う未来共創カフェに加え、大阪・関西万博の対馬ウイークに関する報告や展示、映像放映なども行い、多角的な視点から活動を紹介いたしました。

また、漂着ごみ対策を推進するためのふるさと納税によるクラウドファンディングでは万博会場での募金を含め、総額２９３万８，７８４円の多大なる御支援を頂きました。寄附をお寄せいただきました皆様に深く感謝申し上げますとともに、今後も環境、社会、経済が調和した持続可能なまちづくりを推進してまいります。

１月１８日、上県町瀬田の目保呂ダム馬事公園において、令和７年度、対州馬ふれあい祭りが開催されました。当日は市内各地で行事が重なりましたが、１００人を超える皆様に御来場いただきました。中でも対州馬少年クラブの子どもたちによる巧みな馬術披露には会場から温かな拍手が送られました。また、より多くの皆様に対州馬を知っていただくため、乗馬や餌やり体験、さらには人馬一体となったリレー競争などの参加型イベントを通じ、対州馬の魅力を身近に感じていただく貴重な機会となりました。

次に、教育委員会事務局関係でございます。

１月３日、シャインドームみねにおいて、二十歳を祝う会を開催いたしました。本年は対象者２５５名のうち１９５名が出席し、各町代表６名への二十歳証書授与を行いました。参加者を代表して美津島町出身の黒岩春人さんが述べた誓いの言葉では、生まれ育った対馬への深い愛着や地域の方々への感謝とともに次代を担う大人としての決意が示されました。

希望に満ちた姿で式に臨む皆様は、対馬の未来を担う頼もしい存在でございます。その豊かな感性と行動力で本市の発展を支える人材として大きく羽ばたいていくことを心から期待しております。

次に消防本部関係でございます。

１月５日、令和８年消防出初式を開催いたしました。日高団長以下、約４００名の消防団員及び消防職員が一堂に会し、新春の恒例行事に臨みました。当日は、幼年消防クラブのパレードや消防団員による分列行進も行われ、その凛々しく活気ある姿は市民の皆様の大きな安心感につな

がるものであります。

本式典を通じ、地域防災への使命を改めて共有し、士気の高揚を図りました。

今後も市民の皆様と一丸となり、防災意識の向上と無火災・無災害の安心なまちづくりに全力を尽くしてまいります。

以上が行政報告でございます。

本定例会において御審議願います案件でございますが、予算に係る専決処分の承認１件、令和７年度一般会計などの補正予算５件、令和８年度一般会計などの予算８件、令和８年度一般会計補正予算１件、条例の廃止１件及び一部改正１１件、指定管理者の指定１件、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更３件、第３次対馬市総合計画１件、過疎地域発展計画１件、辺地に係る整備計画１件、友好都市の提携１件、教育委員会委員の任命１件、人権擁護委員候補者の推薦２件、合わせて３８件でございます。

内容につきましては、提案の際、担当部長から説明を行いますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。

○議長（春田　新一君）　以上で行政報告を終わります。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第５．総務文教厚生委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（春田　新一君）　日程第５、総務文教厚生委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

総務文教厚生委員長、陶山荘太郎君。

○議員（９番　陶山　荘太郎君）　おはようございます。

それでは、総務文教厚生委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和８年１月１６日、長崎県上対馬病院において、長崎県上対馬病院から長谷川病院長外３名、保健部から阿比留部長外２名に出席いただき、上対馬病院の地域包括ケア病床の導入の経緯と現状について、所管事務調査を行いました。

上対馬病院は、昭和１１年に豊崎村産業組合医院として開院し、昭和６０年に新病院（一般病床９５床）で診療を開始、平成１２年に訪問看護ステーション事業所を併設、平成１７年に一般病棟６０床、療養病棟２４床（計８４床）に移行し、通所リハビリテーション事業所を併設、平成２１年に長崎県病院企業団が設立され、長崎県上対馬病院に移行、平成２４年に療養病棟を廃止し、一般病棟６０床に移行、そして、令和７年１０月１日から全ての病床を地域包括ケア病床とし、地域包括ケア病棟（５２床）に機能転換しています。

現在の上対馬病院の診療科目は、内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科等の１４科目、診療機能は二次救急輪番制病院、救急告示、へき地医療拠点、人工透析、機能回復訓練、人間ドッ

ク、訪問看護、通所リハビリの外来、入院、在宅医療、予防医療の４機能を有しております。

次に、患者数と収益ですが、令和６年度と令和７年度の４月から１２月までを比較すると外来診療の患者数は１，４８７人の減、収益は１，４００万８，０００円の減となっていますが、入院診療の患者数は令和６年度に対し、令和７年度が６９２人の増、収益は令和６年度に対し、令和７年度が３，０１５万５，０００円の増となっています。この入院診療の患者数と収益の増加の要因は、１０月から地域包括ケア病棟に変更したことにより、１０月から１２月の患者数が４５５人の増、収益が３，９４２万４，０００円の増となったことが大きな要因となっています。

地域包括ケア病棟とは、一般病棟は患者の治療や回復を目的としているのに対し、その後のリハビリや介護、退院調整など、より幅広いサポートで日常生活への復帰を支援するということを目的としています。

さらに、在宅介護者の御家族が冠婚葬祭や旅行などで一時的に介護できないときに、上対馬病院の主治医と相談の上、短期間の入院ができるレスパイト入院も導入し、介護を続ける支援をしています。また、今までどおりの救急患者を含む急性期患者の受入れも行っているとのことです。

地域包括ケア病棟のメリットは、①一般病棟よりも少ない看護師数で病棟運用が可能、②患者の希望で入院しやすい、③入院日数の延長しやすさの３点があり、デメリットとしては、①患者の深夜徘徊や転倒・転落など増加への対応、②入院日数が６０日を超える患者に対する治療方針の難しさの２点があります。

上対馬病院は、１０年前から地域包括ケア病床の導入を検討してきました。

今回、地域包括ケア病棟に移行した理由は、①社会福祉士と理学療法士が確保できたこと、②長期入院が必要な患者の増加への対応、③入院患者の減少抑制、④収益を確保するため、より高い診療単価の追求の４つのことがあったとのことです。

説明の後、長谷川院長は、対馬での人口減少と少子高齢化及び医療・介護職員の不足が進む中、国が推進している在宅医療への移行は対馬には適さず、病院に患者を集めてお世話をする必要がある。併せて、病院運営の健全化を図るため、地域包括ケア病棟を導入した。これは将来に日本の医療が抱える問題解決の最先端となると考える。

また、対馬の地理的条件では、対馬病院のみでは医療提供体制の確立は困難であり、二次救急輪番制病院としての上対馬病院の役割は今後も重要だとの説明を受けました。

委員からは「対馬市のどこに住んでいても高齢者やその家族が安心して暮らせるためには、上・中・下地区の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築する必要がある」「レスパイト入院は、患者はもちろんのこと、患者を支える家族等にとっても心強い制度であり、今後の更なる進展が期待できるような支援内容を検討したい」「上対馬地区では、病院への交通の確保やオンライン診療も必要であると同時に大学病院などと異なり、患者に寄り添った総合的な能力を有する

人材確保が必要となっている」などの意見がありました。

今回の調査で、対馬市の医療提供体制を確保するためには、上対馬病院の二次救急輪番制病院としての機能を維持していくことが重要であると深く認識できました。しかしながら、同病院は昨年の１０月１日から地域包括ケア病棟に移行したばかりであり、今後も病院機能を維持するためにどのような支援が必要なのか、継続的な調査が必要だと考えます。

以上で、総務文教厚生委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（春田　新一君）　報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第６．産業建設委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（春田　新一君）　日程第６、産業建設委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。産業建設委員長、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　皆様、おはようございます。産業建設委員長の糸瀬雅之でございます。

それでは、産業建設委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和８年２月１３日に対馬観光物産協会への補助金の概要について、対馬観光物産協会の公益事業の現状について及びふれあい処つしまの物産関係の現状について所管事務調査を行いました。

まず、観光推進部及び対馬観光物産協会担当職員立ち会いの下、ふれあい処つしまの施設内の現地視察を行い、その後、対馬市交流センター３階第１会議室において、各項目の説明を受けました。

対馬観光物産協会への補助金の名称は「対馬市観光客おもてなし事業補助金」で、趣旨は観光の振興により交流人口の拡大を図るため、対馬観光物産協会が実施する観光客誘致に関する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することであります。

主な補助対象事業は、対馬の観光・物産に関する情報発信事業、観光・物産資源の調査、開発に関する事業、観光客受入体制整備に関する事業など、８項目が補助対象事業であります。

補助対象経費は、給与などの人件費であり、過去３年間の補助金交付額は、令和５年度６，０５０万８，０００円、令和６年度６，４１０万９，０００円、令和７年度７，０９４万７，０００円であります。補助対象人数は正規職員１０人、嘱託職員４人、契約職員２人、賃金職員６人であります。

次に、対馬観光物産協会の公益事業の令和７年度事業としては、観光案内所設置事業１，４８４万２，４８０円、対馬市旅行ツアー送客支援事業２，０８１万５，６１０円、アンテナショップを拠点とした対馬産品販路拡大事業１，９８０万円など、１０項目が主な事業内容であり、令和７年度受託額は現在までで７，７６３万９８０円であります。

令和６年度の公益事業の主な成果は、ガイド育成事業では新規ガイドの創出、新規コンテンツの創出、セルフガイドの整備、観光案内所設置事業では、アンケート調査を行い、日本人観光客は「歴史・自然」を、韓国人観光客は「日本の食・体験」を重視するといった対象別の興味関心の違いが明確になったとのことです。

対馬市旅行ツアー送客支援事業では、営業活動を拡大し、訪問先が１６０社へと大幅に増加し、積極的な営業活動を行った結果、目標とする都市圏からの送客において一定の成果があったとのことです。

アンテナショップを拠点とした対馬産品販路拡大事業は、福岡市のアンテナショップよりあい処つしまを拠点に対馬産品の認知度向上、販路拡大、観光情報の提供を行い、「あなごフェアやマグロフェアなどの飲食イベントを通じ、対馬の食の魅力を直接消費者に届けた。また、福岡以外の東京や大阪での飲食イベントを通じ、対馬産品の販路開拓を推進した。また、ラジオでのスポット告知やインフルエンサーを活用したＳＮＳ発信により、戦略的にメディアを活用して店舗及び対馬観光の認知度を大幅に高めたとのことです。

ふれあい処つしまの物産の取引業者は８１社あり、商品数は６２３品であります。令和７年度の売上品の上位は、小まきかすまきが人気商品であり、ひとくちサイズと持ち運びやすいなど、観光客のニーズに応えています。つしにゃんキッチンでは、対馬らしさを詰め込んだランチを提供しております。

委員からは、「福岡市のアンテナショップよりあい処つしまの閉店に伴い、今後の販路先やイベント等への参加を危惧する意見があり、対馬地域商社とともに連携を図り、対馬のＰＲに努めて頂きたい」。ガイド育成事業においては、「観光客の多種多様なコンテンツに対応するためのガイド人材不足が懸念されており、市職員の観光ガイドとしての副業制度を検討してはどうか」「韓国人観光客の増加に伴い、島外からの日本人観光客の減少や宿泊施設の不足、観光バスの予約状況の現状把握をし、旅行会社との連携を行ってほしい」「インバウンドによる対馬島民の生活環境も考慮した調査・研究をしっかりと行い、観光事業におけるソフト面及びハード面の観光地整備が重要である」「一部の地域のみが経済が潤うのではなく、対馬市全体で、経済効果のあるしまづくりを目指す努力をしていただきたい」などの意見がありました。

以上で、産業建設委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（春田　新一君）　報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　この報告の中で「人件費への補助金」というのが挙がっていますが、これは事業費補助として出している中での人件費に全て使われているのか、通常の協会運営の人件費としては使われていないのか。通常の協会運営の人件費等に使われている場合は運営費補助というふうにみなされると思うんですね。そこはしっかり撤廃、なくしていこうというのが多くの自治体が今向かっている方向だと思うのですが、そのあたり、人件費についての内訳等の調査はなされているのかお聞かせください。

○議長（春田　新一君）　産業建設委員長、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　脇本議員の質問にお答えいたします。

調査の内容としまして、人件費等の調査というのは意見とか質問等はございませんでした。ほかの自治体がどのようなことを進めているかは分かりませんけれども、我々、産業建設委員会の所管事務調査の中ではそのような意見の質問等はございませんでした。

以上であります。

○議長（春田　新一君）　１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　残念です。やはり私も一般質問等でずっと申し上げてきて、対馬市もその方向性に転換してきたはずです。事業費補助はその外郭団体あるいは財政支援団体に出して、積極的に出していってそれを支援していく。しかし、一度出してしまえばなかなか止めることができない運営費補助については撤廃もしくは縮減していく。これが対馬市の今の方針だと私は認識しています。そのあたりをしっかり調査していただければよかったなと思います。

今後、こういった外郭団体及び財政支援団体に調査する際には、事業費補助の中の人件費なのか、それとも、通常の運営に使っている人件費なのか、しっかり調べていただきたいと思います。

以上です。

○議長（春田　新一君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認めます。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第７．長崎県病院企業団議会議員の報告

○議長（春田　新一君）　続きまして、日程第７、長崎県病院企業団議会議員の報告を行います。

１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　長崎県病院企業団議会令和７年第２回定例会が長崎市出島メッセで令和７年１２月２４日１４時から開催され、対馬市議会からは針谷議員と脇本が出席いたしました。その審議概要及び審議結果を以下のとおり御報告いたします。

まず初めに会期日程の決定、新たな当議会議員の紹介がなされ、次に脇本が一般質問を行いました。

その後、八橋企業長から８月末に開催された全員協議会以降の重要項目についての報告と今定例会に上程された議案について説明がありました。

脇本一般質問概要。

１．上対馬病院建て替え後ろ倒し計画見直し後に生じている建設予算等の変更について。

（１）当初計画建設予算と後ろ倒し計画建設予算及び現時点で想定している建設予算との歳出の比較について。

①事前提供資料によれば、当初令和６年３月議会当時の予算額約２０億円から、同年１２月時点では約４５億円にも膨れ上がっていました。それから１年が経過した現時点での総工費見積りを求めました。企業団本部からは「現在検証中」との答弁にとどまりました。

②僅か９か月で約２倍以上に膨れ上がった最初の見積りが甘過ぎたとの認識はあるかをただしたところ、企業団本部は「見積りが甘かった」と認めました。

（２）財源確保の状況について。

①現在想定している企業団及び対馬市の財源負担額について、また、その調達方法についてただしました。

本部答弁は、「病院事業債を主な財源に予定している。おおむね企業団が２分の１、県と市がそれぞれ４分の１ずつを負担する予定」とのことです。

②現時点での対馬市とは財政負担割合等についてどこまで合意が得られているのかをただしました。

本部答弁は「対馬市に対して交付税措置率の高い過疎債の最大限活用を依頼している」とのことです。

２．上対馬病院建て替え後ろ倒し計画の妥当性・信憑性について。

（１）財源負担の手法・額に係る確実性について。

地方自治体が発行可能な病院事業債の確認。

現在、病院事業債には一般分と特別分とがあります。一般分が原則元利償還金の５０％を、特別分は７０％から８０％と、より高い率で交付税措置が講じられます。

特別分は令和９年度までに実施設計に着手する事業が対象となります。

しかし、見直し計画では令和１０年度に実施設計着手の予定とされており、特例分の対象外となります。優位な特別分の対象となる期間内になぜ実施設計着手をしないのかをただしました。本部が「単体の建て替えは特別分の対象外との認識である」と答弁したため、「要綱には「病院の機能分化、連携強化に伴う不採算地区病院の維持等に活用できる」との記載がある」と精査を

依頼しました。

本部からは「はい」との返事がありました。

（2）上対馬病院建て替え計画は、現在も病院としての新築建て替えであるかどうかについて。

①上対馬病院建て替え計画は現在も病院としての新築建て替えであるかどうか、簡明な答弁を企業長に求めました。

企業長は「地理的に上対馬病院の入院機能を維持しない意味の診療所化は考えていない。入院機能を維持する意味の病院として新築する」旨の答弁がありました。

②令和６年３月議会で市長が当初建て替え地選定を再検討しないとした理由は「令和６年度には耐用年数を迎える病院施設の現状を考えると一日でも早く開院することが地域住民の皆様の安心安全につながる」との答弁でした。

ところが、今年３月の企業団病院議会で上対馬病院建て替え計画の後ろ倒しが公表されました。もちろん私も後ろ倒し計画どおり病院として新築していただけることが理想的だとは思います。

「いつかは上対馬病院の診療所化は免れないでしょう。しかし、それを少しでも後倒しできるように努めていくのが我々対馬市の政治家の使命であり、企業団の使命でもあると私は思います」とお伝えしました。「それならば、企業長は病院として現在の建屋を改修することも検討の価値はあると思われますか」と質問しました。

しかし、企業長の答弁は変わりませんでした。

市民への上対馬病院建替え計画に関する情報公開の強化。

上対馬病院建て替えについて、上対馬病院や地域住民の声を市長や対馬病院長からの間接的ではなく、現場に最も近い上対馬病院長をはじめとする職員や地域住民の声を直接聴く機会を設けるよう企業長に求めました。

企業長から「今後も地域住民の方の声を直接聴く機会を設けることについて対馬市と協議していきたい」との答弁がありました。

審議概要及びその結果。

今回、上程された議案は以下のとおりです。

（1）条例議案３件。

①第６号議案、長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

これは、上五島病院及び上対馬病院の病床数変更並びに壱岐病院の診療科目の追加に伴う所要の改正です。

企業団の重要課題は、医師の確保からいかに必要な医療を提供できるかに変化しています。そのためには、最も危惧されている看護師等の医療従事者確保に尽力されたい旨の意見が複数の議員から出されました。

②第７号議案、長崎県病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

③第８号議案、長崎県病院企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

（２）予算議案１件。

第９号議案、令和７年度長崎県病院企業団病院事業会計補正予算（第２号）

１２月５日に企業団から令和８年度当初予算編成方針が届きました。

要約すると「企業団の財政が厳しい上に病院の建て替え・増改築が予定されている。特に建て替え・増改築が予定されている地域の病院には医療機器の購入等を我慢してもらう」との企業団からの一方的な通告だと私は認識しています。新築するからそれまでの間、辛抱しろと言われて辛抱しても、建て替えが再延期になったらさらに辛抱してくれとなりかねません。「この予算編成基本方針は１年間限定なのか」と尋ねました。本部からは「１年限り」との答弁がありました。

（３）認定議案１件。

認定第１号、令和６年度長崎県病院企業団病院事業会計決算の認定について。

令和６年度決算の概要は以下のとおりです。

収益合計は２９８億７，７１７万９，４９４円、費用合計は３２４億７，３１９万３，５１６円。この結果、２５億９，６０１万４，０２２円の純損失となりました。

松尾英紀監査委員から監査報告がなされ、決算の厳しい状況がつまびらかになりました。

議員から未収金削減対策として民間の未収金代行業者への委託等の検討を求める意見や「適正な医療提供の範疇はどこまでか」「根本的な検討が必要」などといった意見が活発に上がりました。

（４）報告議案１件。

報告第１号、企業長専決事項報告。

これは、昨年度に引き続き公益財団法人上廣倫理財団からの寄附金により医療機器が購入されたものです。

上述の合計６議案について慎重かつ熱心な審議の結果、全件原案のとおり可決されました。

議案外。

議案外の主な質疑応答は以下のとおりです。

①上五島病院の分娩休止について。

企業団が指定する医療機関以外での分娩を希望する場合についての柔軟な対応を求める意見、分娩再開を求める意見が出されました。

②毎年開催されている地域医療研究会は大変有意義な発表が多く、来年度からオンデマンド対

応するとの報告がありました。

③定例会の開催回数の検討について、「１年度２回から３回へ増やしては」との提案について、複数の議員から「必要性はある程度感じるが、従来の臨時議会や全員協議会を間で挟むことでの対応でよい」との意見で集約を見ました。しかし、議会運営の充実を図るための協議を継続して行う方向性となりました。

以上で、令和７年長崎県病院企業団議会第２回定例会及び全員協議会の報告を終わります。

○議長（春田　新一君）　報告は終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。８番、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　今、脇本議員のほうから企業団の説明がございました。この企業団の会議には昨年１２月２４日に行かれていたと思います。その際に脇本議員が上対馬病院の建て替えの計画に関する情報公開の強化ということで病院企業団の企業長のほうに説明を求めた中で「今後も地域住民の方の声を直接聴く機会を設けることについて対馬市と協議をしていきたい」という答弁があったと思います。先ほど来、脇本議員のほうからも説明がありました。

その後もう２か月近くとなりますが、対馬市との協議をどのように進めていくということは進んでいるのか、その辺が分かりましたらお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　この場は第２回の企業団の定例会で何があったかについて答弁すべき場だと思うんですが、議長のお許しがあれば、その後、企業団等との接触をしておりますのでそのことも回答しますが。議長の判断にお任せします。この場は取りあえず第２回定例会のことについての答弁に差し控えるべきだと思いますが、議長の判断にお任せいたします。

○議長（春田　新一君）　私からは脇本議員が言っておりました地域に説明、そして企業団のほうからも説明に来るというような話があって北部の議員でそれをやろうということは話しておられましたよね。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　はい。

○議長（春田　新一君）　そのことについて糸瀬議員は何かあったのか、先に進んでいるのかということを聞いているんで、そこの部分を答えていただければ。

１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　では、議長のほうからそういうことですのでお答えいたします。

私は早々に来ていただけるものだとあの答弁を聞いたときには思っておりました。ただし、その後、企業団のほうにお問合せをしたところ。松井総務部長のほうから「すぐに行くとは言っていない」という回答でした。「じゃあいつ頃になるのか」というふうにお聞きしたところ、「基本設計が出来上がる前ぐらいに考えている」という御回答でした。

そうするとあと１年後になるかと思います。それでは遅過ぎるというふうに思っておりますので、今回、糸瀬議員をはじめ北部議員の人たちと一緒になって、まず現状を市民にお伝えし、市民のほうからも説明を求める声を上げていただきたいなという動きをしようとしていることは糸瀬議員も御存じかと思います。今、そういった方向でしております。

市民の皆様に議員のほうから今の現状をお伝えする機会はつくろうということで、今日もこの議事終了後、有志議員で話し合うところです。

議長の許可を得てますのでここまでは話させていただきます。

以上です。

○議長（春田　新一君）　８番、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　分かりました。「すぐには説明会等はやらない」ということで今分かりました。

この上対馬病院の問題はもう以前から建て替えに関すること、建て替える場所、選定についていろいろと我々も行政のほうにもいろいろ問いかけ、投げかけをしてまいりました。

その中で、やはり我々議員として、企業団議員も一生懸命になって動いてくれてます。その中で上対馬町・上県町の地域住民が非常にやはりこの件に関しては心配をしておるんです。その中で対馬市として。対馬市ですよ。アンケートだけしか取られなくてこの決定をずっとされてきた。一度も説明会がない。一度も。これを担当者任せだけ、企業団任せ、アンケートだけ。これで……。

これは市長に言いたいんですよ。本当にこの状況でいいんですか。

それも後ろ倒しになって、なぜこれが議員だけで動いて、企業団議員も一生懸命になって、対馬市として住民に対して一切の説明もない。ここなんですよ、ポイントが。

できない、財源が厳しいと。それは分かります。企業団も厳しいのは分かります。

では、それを市が説明をするべきでしょう、こういう状況というのを。なぜそれを市長ができないのか。そこを言っているんですよ、私は。

市長、これは、企業団のあれですけど、一言答弁だけお願いします。

○議長（春田　新一君）　糸瀬雅之君に申し上げます。ただいまの質疑は長崎県病院企業団議会議員に対しての質問ですので、市長は答弁は差し控えますので、よろしいですか。

ほかにありませんか。１５番、大浦孝司君。

○議員（１５番　大浦　孝司君）　私は１２月の定例会において昨年の３月に対馬病院の緊急患者の輸送、このヘリコプターが玄界灘に墜落。複数の死者が出たと。これはこの企業団議会の長崎県病院企業団、この報告が対馬市議会でなされなかったという事実。

「事後でいいからしてください」という私は要望を出しました。このことが、年度から言えば

３月が最終になりますけれども、その指摘、お願いに対して企業団議員の脇本議員はどのように捉えて報告をしなかったか。この答えを聞かせてください。

以上です。

○議長（春田　新一君）　１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　このことについても第２回の企業団の議会の内容とは違いますが、答弁していいのかどうなのか。まず議長のお許しを得てから答弁をさせていただきます。

○議長（春田　新一君）　今の大浦議員の質疑は非常に大事な質疑ですので、答弁がされるなら答弁を簡明にお願いします。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　はい。

○議長（春田　新一君）　１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　私も大浦議員からの前回の質問を重く受け止めてはおります。

ただし、この件については、和白病院のヘリコプターであり、そこに乗っていた……。市民は対馬市民ですが、和白病院の医師でもあるということ、そのあたりも鑑みて、今、まだ１年もたたないうちに和白病院にどうなりましたかというふうに直接聞くことは私ははばかられました。

ですから、まずは企業団のほうに「この国土交通省の検証の報告はいつぐらいに上がってくるか。情報は入っていますか」と問合せをしました。

企業団からは、「直接、企業団にそういう話があることはないだろう」という回答でした。加えて、「県の医療対策課のほうには何かその情報が入っているかもしれません」というふうにおっしゃられたので。医療政策課ですね、県の。医療政策課に問い合せたところ、今のところ、いつまでに報告があるということも情報が入っていないというふうにお聞きしております。これはもう最近のことです。この議会を迎えるに当たって大浦議員からまた質問があるかもしれないと思いまして調査いたしました。

今、私が答弁できるのはこの範囲です。

企業団の直接のヘリコプターではないということ、それから、１年という期間はたちましたが、この国土交通省の報告が上がるのを待つべきだというのが私の考えです。今、中途半端な報告等を受けたとしても最終的に変更があるかもしれません。

したがって、私は繰り返しますが、国土交通省の正式な事故についての検証報告を待つべきではないかというのが私の考えです。

以上です。

○議長（春田　新一君）　１５番、大浦孝司君。

○議員（１５番　大浦　孝司君）　私は今の答弁を聞いたらおかしなことを言っているなと思います。和白病院に緊急患者の要請をしたのは対馬病院でしょう。そして、先ほどあなたのほうは

「和白病院の先生が」という話ですが、私は、うわさでは対馬病院の主治医がヘリコプターに乗ったんじゃないですか。そのようなことを聞いた思いがあります。

問題は事故後の解決する、補償とかそういうことではなく、当日、どういう状態でヘリに乗せた方々が玄界灘に落ちたか。この事実を明確に報告することで、私はまず第１段階の、離島医療圏内での大惨事でございますよ。これを何も言わんというようなばかな話があるもんですか。それは報告として言うべきです。

以上です。何かあれば。

○議長（春田　新一君）　１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　今、大浦議員から「ばかな話」というような言葉がありましたが、私はそうは思っていませんという答弁を今したところです。やはり、国が今調査しているわけですから、正確な報告を待つべきだというのが私の考えであるということには変わりありません。

確かに重大な事故です。早く知りたいのは分かります。しかし、国からの正確な報告を待たない限り私たちもどうしようもないじゃないですか。であれば、その報告を待つということしかないと私は考えております。

以上です。

○議長（春田　新一君）　１５番、大浦孝司君。

○議員（１５番　大浦　孝司君）　結果的なことを言った後の処理は、それはあなたの言うとおり。しかし、何があったか、これははっきり言えると思いますよ。取りあえず事故のことは、あなたのおっしゃる話はそれでいいでしょうが、どういうふうなことがあったか、どなたが乗って、何人乗ってどうなったか、この報告がないというふうなことはおかしいですよ。あなたの答弁はそれで済むか知りませんが、私は一議会議員としてこのことが話に出ないということ自体はおかしいと思います。もうあなたの答弁は要りません。これで終わります。

○議長（春田　新一君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第８．長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告

○議長（春田　新一君）　続きまして、日程第８、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を行います。３番、諸松瀬里奈君。

○議員（３番　諸松　瀬里奈君）　皆様、おはようございます。長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員、諸松瀬里奈でございます。

令和８年２月１７日、長崎県市町村会館において令和８年第１回定例会が開催されましたので議案審議等の内容について次のとおり報告いたします。

議案審議に入る前に連合長より挨拶があり、社会保障制度改革の動向等について報告がありました。

主な内容は次のとおりです。

１．国の動向について。

世代間の公平性を確保する観点から医療保険制度改革が検討されており、高齢者の窓口負担割合の引上げ、金融所得を勘案した保険料算定、ＯＴＣ類似薬の保険給付の見直し等が議論されている。

高額療養費制度については、自己負担限度額の引上げや所得区分の細分化が検討されており、長期療養者への配慮として多数回該当の据置きや年間上限の導入も議論されている。

マイナ保険証への移行に伴い、資格確認書の交付方法については、令和８年８月以降、被保険者全員への一律交付から年齢や利用状況に応じた交付へ見直される予定である。

令和８年度から子ども・子育て支援金制度が開始され、後期高齢者医療制度においてもその財源の一部を負担することとなる。

２．令和８・９年度の保険料率について。

令和８年度は２年ごとの保険料改定の年に当たり、後期高齢者数の増加及び医療費の増大並びに子ども・子育て支援納付金制度の導入により保険料の引上げは避けられない状況であるとの説明がありました。

今回から保険料は、①医療分（基礎賦課額）、②子ども分（子ども・子育て支援納付金賦課額）の二本立てとなります。

令和８・９年度の試算は次のとおりです。

医療分の均等割額は５万６，２００円（前回比３，８００円増）、所得割率は９．５９％（０．７２ポイント減）。子ども分は均等割額１，３００円、所得割率０．２５％。これらを合わせた軽減後の保険料は７万６，１５０円となり、前回より６，３６６円、約９．１％の増加となります。

なお、被保険者の負担を抑制するため、剰余金及び基金繰入額を４８億円から６３億円へ増額し、均等割７割軽減対象者の軽減割合を７．２割へ拡充する措置が講じられました。

この抑制策により、長崎県の引上げ幅は九州平均より低い水準となる見込みであり、均等割軽減対象者は被保険者の約７４％に当たる約１７万９，０００人との説明がありました。

原案のとおり可決されております。

３．令和８年度予算について。

議案第６号及び第７号として、令和８年度一般会計予算並びに後期高齢者医療特別会計予算が提出されました。

一般会計予算総額は２億８，６５９万１，０００円であり、主に職員給与費及び事務運営費を計上するものです。

後期高齢者医療特別会計予算総額は２，５４２億８，８６８万６，０００円で、歳出の大部分は保険給付費であります。医療費の増加及び被保険者数の増加を反映した予算規模となっております。

保険料急増を抑制するため、基金及び前年度剰余金を活用する措置が講じられております。

なお、慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

４．条例改正について。

議案第１号として、職員等の旅費に関する条例の全部改正が提出されました。

主な改正内容は、日当の廃止、宿泊費の実費精算方式への変更、不正受給への対応規定の整備等であり、事務の効率化及び透明性向上を図るものです。

関連する特別職の報酬等に関する条例改正及び職員の給与に関する条例改正（通勤手当等の改正等）についても併せて可決されました。

５．その他の議案。

令和７年度補正予算、監査委員の選任同意等の議案が提出され、慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決または同意されました。

以上、議案審議の内容について報告いたします。

今後も高齢化の進展と医療費の増加という課題の中で持続可能な制度運営と被保険者負担の抑制の両立が求められます。引き続き制度動向を注視し、適切に報告してまいります。

以上で、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を終わります。

○議長（春田　新一君）　報告は終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。再開を１１時２５分からとします。

午前11時15分休憩

午前11時25分再開

○議長（春田　新一君）　再開します。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第９．承認第１号

○議長（春田　新一君）　日程第９、承認第１号、専決処分の承認を求めることについて（令和７年度対馬市一般会計補正予算（第９号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司　克啓君）　ただいま議題となりました承認第１号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は令和７年度対馬市一般会計補正予算（第９号）を令和８年１月１９日付で地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分いたしましたので同条第３項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

今回の補正は、２月８日に投開票が実施されました衆議院議員総選挙に係る経費を計上するものでございます。

予算書の３ページをお願いいたします。

第１条第１項、歳入歳出予算の補正でございますが、令和７年度対馬市一般会計補正予算（第９号）は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，７３４万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３５９億３，９７３万９，０００円とするものでございます。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は４ページ、５ページの「第１表　歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

８ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、１６款・県支出金、３項・委託金は衆議院議員選挙費委託金４，７３４万１，０００円を計上しております。

続きまして歳出について御説明いたします。

２款・総務費、４項・選挙費は衆議院議員総選挙に係る投票管理報酬や職員手当等総額４，７３４万１，０００円を計上しております。

なお、１０ページから１３ページにかけまして補正予算給与費明細書を添えてございますので御参照方よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。承認第１号、専決処分の承認を求めることについて令和７年度対馬市一般会計補正予算（第９号）について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め採決します。本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１０．議案第１０号

○議長（春田　新一君）　続きまして、日程第１０、議案第１０号、令和７年度対馬市一般会計補正予算（第１０号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司　克啓君）　ただいま議題となりました議案第１０号、令和７年度対馬市一般会計補正予算（第１０号）についてその提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、各事務事業の実績見込み等によります調整が主なものでございます。

予算書の３ページをお願いいたします。

令和７年度対馬市一般会計補正予算（第１０号）は次に定めるところによることを規定し、第１条第１項、歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億２，１１１万７，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３５７億１，８６２万２，０００円とするものでございます。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は４ページから６ページにかけての「第１表　歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

第２条、継続費の補正は継続費の変更を８ページ、９ページの「第２表　継続費補正」によるものとし、市道大浦浅藻線道路改良事業、厳原中学校大規模改造特別教室事業、市道浜久須富浦線道路災害復旧事業の事業費総額及び年割額をそれぞれ変更するものでございます。

第３条、繰越明許費の補正は繰越明許費の追加及び変更を８ページから１１ページにかけての「第３表　繰越明許費補正」によるものとし、繰越明許費に人事給与システム改修事業外５３件総額２０億７，２２９万８，０００円を新たに追加し、根緒漁港整備事業の外３件の繰越額を変更

するものでございます。

第４条地方債の補正は地方債の追加及び変更を１２ページ、１３ページの「第４表　地方債補正」によるものとし、防災減災国土強靱化緊急対策事業を９，２９０万円追加し、地方債の限度額を変更分と合わせて３９億４，１８０万円とするものでございます。

なお、繰越明許費につきましては、別途、繰越理由一覧表をタブレットに掲載しておりますので後ほど御参照ください。

次に歳入歳出補正予算の内容についてその主なものを御説明いたします。

１６ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、１１款・地方交付税は臨時財政対策債の償還に充てる財源として追加交付されました額と一般財源の不足分を合わせて普通交付税を５，５６６万１，０００円追加しております。

１５款・国庫支出金、１項・国庫負担金は事業の実績見込み等により６，２３７万２，０００円を減額しております。

２項・国庫補助金は社会資本整備総合交付金、離島活性化交付金など、事業の実績見込み等により３，１０４万７，０００円を減額しております。

１８ページをお願いいたします。

１６款・県支出金、１項・県負担金は事業の実績見込み等により１，３２８万８，０００円を追加しております。

２項・県補助金は新たにチャレンジ水産経営応援事業補助金など、事業の実績見込みにより２，６２７万６，０００円減額しております。

２０ページをお願いいたします。

１９款・繰入金は事業の実績見込み等による財源調整のため３，４９０万円減額しております。

２２款・市債は道路改良事業、道路河川災害復旧事業などの事業の実績見込みにより１億３，６６０万円減額しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。２２ページをお願いいたします。

２款・総務費、１項・総務管理費は、減災基金積立金の追加や各事業の実績見込みによる増減により１，５３１万８，０００円の減額となっております。

２４ページをお願いいたします。

３款・民生費、１項・社会福祉費は自立支援給付費の追加、後期高齢者医療広域連合負担金や後期高齢者医療特別会計繰出金の減など、事業実績の見込みによる増減により３，２３２万２，０００円の増額となっております。

４款・衛生費、１項・保健衛生費は診療所特別会計繰出金の追加、合併処理浄化槽設置事業補

助金の減額など、事業実績の見込みによる増減により６，０５８万１，０００円の増額となっております。

２６ページをお願いいたします。

２項・清掃費は事業実績見込みにより２，３５９万９，０００円の減額となっております。

６款・農林水産業費、２項・林業費は離島輸送コスト助成事業補助金の減など、事業実績見込みによる増減により３，０９０万円の減額となっております。

２８ページをお願いいたします。

８款・土木費、２項・道路橋りょう費は市道改良事業費などの事業実績見込みによります増減により６，８３８万９，０００円の減額となっております。

３０ページをお願いいたします。

３款・河川費は高浜地区急傾斜地崩壊対策工事の減額など、事業実績見込みにより３，１７５万円の減額となっております。

４款・港湾費は県港湾事業負担金の追加により１，１８４万７，０００円の増額となっております。

３２ページをお願いいたします。

９款・消防費は消防団拠点施設建設工事の減など、事業実績見込みにより１，８４８万８，０００円の減額となっております。

１０款・教育費、３項・中学校費は厳原中学校大規模改造特別教室事業の実績による減などにより１，３２７万２，０００円の減額となっております。

３４ページをお願いいたします。

１１款・災害復旧費は事業実績見込みにより道路災害復旧費８，９００万円、河川災害復旧費２，２７０万円をそれぞれ減額しております。

なお、３６ページから３９ページにかけまして補正予算給与費明細書を添えてございますので御参照方よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　繰越明許のことについてなんですが、以前は単年度決算を厳しく見られて繰越明許はそれほど出てきていなかったと思います。国のほうの方針も変わり、繰越明許、理由があれば可能だという形になってきているのは重々承知しております。

しかも、新年度当初の建設業の閑散期解消というメリットもありますし、そこは融通を利かせ、

臨機応変にそういった形を取るというのは一ついいことでもあるかなと思っています。

しかし、大量の繰越しをせざるを得ない主な原因は市の技術職の不足ではないかというふうに私は思っております。

前回の新友会の会派代表質問の際に針谷議員の関連質問に対して。市長は「専門職のキャリアパス、昇進等、別立ての人事査定等のことを言っているのだと思いますが、これは考えていない」という答弁もされました。これは議会だよりにも書いてありますし、議事録でも確認はいたしました。

私は、専門職の処遇改善等はこの人材不足を解消するために必要な措置だと私は思っています。市長はここには手をつけずにどのような方法で専門職の人材不足に対応しようとしているのか、市長の考えをお聞かせください。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　決して専門職の採用を拒むものではないということで、機会あるごとに専門職のほうを採用するよう公募はしているところでございます。

ただ、今、なかなかそういった専門職のほうの試験等を受ける人数等が減っているということは事実でございますので、今後もこのことにつきましては積極的に採用等を目指してまいりたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（春田　新一君）　ちょっと予算の直接の関係の関連でやけんちょっと簡単にまとめてください。１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　予算がなぜこういう形で繰越明許が増えているのかというのは大事なことだと思います。その原因が私は専門職がいないということ、それは今市長もお認めになられたことだと思います。

では、具体的にどうやってその専門職を対馬市に呼び込んでいくのか、その方策、具体的な方策はどのように考えていらっしゃいますかという質問です。

努力をしていらっしゃるのはよく伝わってはいます。ただ、今までどおりではなかなかその技術職の応募があっていない。それでは、何か違った方策でその専門職、対馬市に魅力を感じていただいて来ていただかなければいけない。であれば、お金が全てだとは言いません。ただ、一般職と専門職では最終的にキャリアが変わってくるんじゃないのか。その給与の上がっていく形も見てみると違うわけですよね、一般職と専門職では。そのあたり、やはりお金が全てだとは言いません。

ただし、今、世の中、人材不足で人件費を上げていっているというのはどの業界でも上げていっていますよね。それと、昇進についても見直していくということは進んでいると思います。ぜ

ひその専門職を少しでも一人でも多く、対馬市に呼び込むための具体策を掲げていただけたらこの人材不足が解消されるのではないかと思います。庁舎内でぜひ検討をお願いしたいと思います。

○議長（春田　新一君）　ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は配付しております議案審査付託表のとおり各常任委員会に付託します。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１１．議案第１１号

日程第１２．議案第１２号

日程第１３．議案第１３号

○議長（春田　新一君）　日程第１１、議案第１１号、令和７年度対馬市診療所特別会計補正予算（第３号）から、日程第１３、議案第１３号、令和７年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第４号）までの３件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、阿比留正臣君。

○保健部長（阿比留　正臣君）　ただいま一括議題となりました、議案第１１号から議案第１３号までの３件につきまして、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

初めに議案第１１号、令和７年度対馬市診療所特別会計補正予算（第３号）についてでございます。

今回の補正予算の主なものは、医師３名の退職に伴う月額会計年度任用職員の報酬の追加でございます。

予算書の３ページをお願いいたします。

令和７年度対馬市の診療所特別会計補正予算（第３号）は次に定めるところによることを規定し、第１条第１項、歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，２９１万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億８，１５１万４，０００円とするものでございます。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は４ページから５ページの「第１表　歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

予算書８ページ、９ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、１款１項・外来収入は患者数の減少に伴い、診療報酬収入をそれぞれ減額しております。

４款１項・他会計繰入金は診療報酬の減に伴い、一般会計からの繰入金を追加しております。

次に歳出についてでございます。

予算書は１０ページ、１１ページをお願いいたします。

１款１項１目・一般管理費、１節・報酬は豊玉診療所の月額会計年度任用職員医師３名の退職金として２，４６４万４，０００円を計上しております。

８節・旅費は新規採用の医師２名分の赴任のための交通費を追加しております。

１８節・負担金補助及び交付金は、佐須奈歯科診療所の休止に伴い、運営費等補助金を減額しております。

２款・医業費は１項３目・医業用衛生材料費の１０節・需用費を患者数の減少に伴い、不要見込みにより減額をしております。

続きまして、議案第１２号、令和７年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）でございます。

今回の補正は保険料の追加が主なものでございます。

予算書の３ページをお願いいたします。

令和７年度対馬市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）は次に定めるところによることを規定し、歳入歳出の補正は、第１条第１項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，０７３万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億３，６１４万１，０００円とするものでございます。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は４ページ、５ページの「第１表　歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

予算書８ページ、９ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、１款１項・後期高齢者医療保険料は特別徴収保険料、普通徴収保険料、それぞれの現年度分歳入見込額の補正でございます。

５款・繰入金は一般会計繰入金のうち保険基盤安定繰入金は歳出の保険基盤安定負担金の減額に伴い、同額を減額するものでございます。

次に歳出についてです。２款１項１目・後期高齢者医療広域連合納付金につきましては保険基盤安定繰入金の減額及び保険料納付金を保険料の増額分と同額を追加しております。

最後に議案第１３号、令和７年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第４号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は介護保険システム改修に要する経費の追加によるものでございます。予算書の３ページをお願いいたします。

令和７年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第４号）は次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第１条第１項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２２６万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４１億４，１４４万４，０００円とするものでございます。

第２項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は４ページから５ページにかけての「第１表　歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出予算の内容につきまして御説明申し上げます。

予算書８ページから９ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、３款・国庫支出金は介護保険システム改修に伴うシステム改修事業費補助金の計上でございます。

７款・繰入金は介護保険システム改修の対馬市負担分を一般会計繰入金として追加しております。

次に歳出でございますが、１款・総務費は介護保険改正法に伴う介護保険システム改修委託料の追加でございます。

以上、議案第１１号から議案第１３号までの提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

３件に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。３件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。３件は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第１１号、令和７年度対馬市診療所特別会計補正予算（第３号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１２号、令和７年度対馬市後期高齢医療特別会計補正予算（第４号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１３号、令和７年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第４号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

昼食休憩のため、暫時休憩します。再開を１時５分からとします。

午前11時55分休憩

午後１時05分再開

○議長（春田　新一君）　再開します。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１４．議案第１４号

○議長（春田　新一君）　日程第１４、議案第１４号、令和７年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、日高勝也君。

○中対馬振興部長（日高　勝也君）　ただいま議題となりました、議案第１４号、令和７年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第３号）につきまして、その提案理由を御説明いたします。

今回の補正予算は、施設管理費、修繕料の追加とエンジン換装事業の繰越明許が主なものでございます。予算書の３ページをお願いいたします。

令和７年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第３号）は次に定めるところによることを規定し、第１条第１項、歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

１９０万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７，５５４万１，０００円とするものでございます。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、４ページから５ページにかけての「第１表　歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

第２条第１項、繰越明許費は地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、６ページから７ページにかけての「第２表　繰越明許費」によるとするものでございます。この繰越しは、海上運送法の制度改正に伴う安全統括管理者及び運航管理者の確保を優先したことにより、県及び国に対して主機エンジンの換装の協議に時間を要したため、２款・施設費、１項・施設費、エンジン換装事業２，４９５万円を繰り越すものでございます。

歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明いたします。予算書は１０ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、４款・繰入金、１項・他会計繰入金は一般会計からの繰入金１９０万９，０００円を追加しております。

次に歳出でございます。

２款・施設費、１項・施設費、１目・施設管理費は、次年度に繰り越しますエンジン換装事業の物価高騰により発生した費用の差額として修繕料１９０万９，０００円を追加するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　委員会が省略されるようなので、本会議一括なので。

何にお金を使うのかよく分からなかったので。エンジンの何とかかんとかと言いながら施設費で上がっているんですが、具体的には何のお金なのか、ちょっと理解できなかったので説明をお願いします。

○議長（春田　新一君）　中対馬振興部長、日高勝也君。

○中対馬振興部長（日高　勝也君）　脇本議員の質問にお答えさせます。説明の不足があったかと思いますが、「エンジンの換装事業」という言葉を遣いまして、エンジンの取替えに係る経費を翌年度に繰り越すという内容でございます。あと、修繕料につきましては、見積りを取りましてその物価高騰による差額が発生しましたので１９０万９，０００円を追加し、繰り越すものです。

○議長（春田　新一君）　１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　その費目が施設費と言うから、今のでは何か備品みたいな感じなんですが、そこからちょっとよく理解できないという質問だったのですが、この施設費というので間違いないんでしょうけど、一般の人が聞いたら備品購入とかそういう費目になるのかなと思ったので質問したところです。

○議長（春田　新一君）　中対馬振興部長、日高勝也君。

○中対馬振興部長（日高　勝也君）　エンジンにつきましてお答えしますが、修繕料の中になりますので施設費の中でエンジンの取替えを行います。

以上です。

○議長（春田　新一君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから、討論、採決を行います。議案第１４号、令和７年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第３号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１５．市長の施政方針説明

○議長（春田　新一君）　次に日程第１５、市長の施政方針説明を行います。

市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　令和８年度一般会計及び特別会計予算の御審議をお願いするに当たり、予算編成方針とその概要を御説明申し上げます。

初めに、今年の干支は丙午であります。丙午の年は勢いとエネルギーに満ち、活動的になる年とされております。これらのキーワードであります「跳ねる、駆ける、達成する」を念頭に全力で挑みたいと考えております。

その一環として、まずは令和８年度末に期限を迎えます有人国境離島法の延長と拡充に向けて、市民の皆様方及び市議会の御協力を頂きながら全力で取り組んでまいります。

この有人国境離島法におきましては、これまで数多くの恩恵を賜ってまいりました。中でも、本市における喫緊の課題であります人口減少対策において、僅かながら抑制効果が見られました。

今後も同法を活用し、人口減少の抑制と産業の活性化を図ることで、いつまでも住み続けたいと思える持続可能な社会の構築を目指してまいります。

次に令和８年度から第３次対馬市総合計画がスタートします。本計画は私たち対馬のあるべき姿を設定・共有するとともに市民と行政が協力してその実現に取り組むための道しるべとなるものでございます。

本計画には大きく２つの役割があります。１つは、行政にとって計画的な行政運営の指針となること。二つは、市民や地域にとって協働や行動のよりどころになることであります。この計画では「ひと」「なりわい」「つながり」「ふるさと」の４つの目指す未来に沿って、そのあるべき姿を策定しております。「ここに生まれてよかった」「ここで暮らしてよかった」「これからもこの島で暮らしたい」と誰もが心から思える島を皆様と力を合わせ、誰一人取り残さない対馬を目指してまいります。

昨年は、サステナブル・アイランドへの挑戦として、大阪・関西万博におきまして海洋ごみ問題の解決に向けた対馬モデルの取組を国内外に広く発信できた一年でもありました。この取り組みをここで終わらせることなく、大阪・関西万博で培った知見と協力していただいた企業や仲間の力を再度結集するため、現在、旧乙宮小学校跡地に対馬ブルーイノベーションセンター（仮称）の設置を計画しております。

当該跡地を選定した理由は、島の中央部に位置し、様々な機能を集約する上で適していることに加え、眼前に海が広がるロケーションが海の課題解決を主目的とする交流拠点として最適であるためです。

本拠点では、島内の人々の思いや島外企業の力を結集し、企業等の研究分室をはじめとした各種施設を構築してまいります。

続きまして、観光振興面において昨年度より進めております恒久的かつ持続可能な観光を目指すあそうベイパーク整備事業について御説明いたします。

本事業の施設はほぼ完成しており、令和８年度より運営を開始する予定であります。また、対州馬と触れ合える観光地としての機能を高めるため、曳き馬用の放牧柵を整備し、アウトドアとしての魅力向上に取り組んでまいります。

令和８年度予算は、これまで御紹介した施策に加え、対馬ならではの地域活性化を図り、市民の所得向上と福祉の充実を目指して編成いたしました。

その概要を御説明申し上げます。

国の令和８年度予算案においては、一般会計歳出総額が当初予算として過去最大となり、対前年度当初比で７．１兆円増の１２２．３兆円となっております。

国は、物価高騰が続く中、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる状況において、地方公共団体が様々な行政課題に対応しつつ、安定的に行政サービスを提供できるよう、交付団体をはじめとする地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、経済・物価動向等を適切に反映し、令和７年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講じることとされています。

本市におきましては、これまで市民の皆様や議会の御理解を頂きながら、様々な行財政改革に取り組んだ結果、財政の健全化が一定程度図られました。

しかしながら、老朽化が進む公共施設の改修や進行中の大型公共事業に要する経費に加え、物価や人件費の高騰により財源不足が生じ、その結果、基金の取り崩しが顕著となっております。今後、待ち構える事業規模によっては、厳しい財政運営が求められることが懸念されます。

本市の令和８年度予算編成に当たりましては、政府予算の基本的な考え方や地方財政収支見通しの概要を踏まえつつ、対馬市独自の施策についても限られた財源の中で可能な限り計上いたしました。

令和８年度の予算規模は、一般会計と５つの特別会計を合わせて総額４２３億６，３８３万５，０００円であります。

地方公営企業法の適用を受けます水道事業会計は収益的収入１０億３，９１９万２，０００円、収益的支出１０億３，５４９万３，０００円、資本的収入４億８，０９０万円。

資本的支出８億１，７７４万２，０００円。

また、漁業集落排水事業会計は、収益的収入２，８７０万１，０００円、収益的支出２，４４３万円、資本的収入１，０１３万７，０００円、資本的支出１，６１０万７，０００円としております。

一般会計につきましては、令和７年度当初予算と比較しますと３．９％減の３２８億７，８００万円としております。

歳入予算の主な内容といたしまして、市税は市民税の増収により、対前年度比２．１％増の約３０．７億円を計上しております。

地方交付税につきましては、国の地方交付税総額が約２０．２兆円で対前年度比約１．２兆円、６．５％増となっておりますが、配分や算定方法が未確定であることを踏まえ、対前年度比０．５％増の約１３７．２億円を計上しております。

また、財政調整基金、減債基金、合併振興基金などから約３５．８億円を繰り入れるほか、財源補塡のある辺地対策事業債、過疎対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債などを中心に約

２６．４億円の市債を計上しております。

次に、歳出予算について性質別にその概要を御説明申し上げます。

人件費は、対前年度比１．４％増となる約５１．７億円を計上しております。

物件費につきましては、自治体システムの標準化・共通化に伴う移行業務委託料等の減により、対前年度比１．４％減の約６６．５億円を計上しております。

維持補修費につきましては、市民の要望に機動的に対応できるよう、市道・農林道・河川などの補修工事費等として、対前年度比１．５％増の約２．２億円を計上しております。

扶助費につきましては、生活保護医療扶助費等の減により対前年度比３．７％減の約３３．３億円を計上しております。

補助費等につきましては、離島漁業再生支援交付金や離島航空路維持費補助金等の減により、対前年度比２．２％減の約５３．６億円を計上しております。

公債費は、元利償還金合計で、対前年度比０．３％増の約４８．６億円を計上しております。

普通建設事業費につきましては、公営住宅等整備事業や市道尾浦浅藻線改良事業などの大型事業が継続しており、漁港・漁場整備の増加はあったものの、防災行政情報伝達システム整備事業の終了により、対前年度比１７．３％減の約５１億円を計上しております。

建設事業費は公債費に連動することから、財政の健全性保持を念頭に置きつつ、産業基盤対策および生活基盤対策事業を重点的に推進しているところであります。

また、近年多発する大規模自然災害の復旧等に即時対応できる体制を確保するため、予備費として６，０００万円を計上しております。

次に、令和８年度の主な取組みについて、本定例会に上程し、お諮りします第３次対馬市総合計画に掲げる４つのテーマに照らし合わせながら、御説明申し上げます。

１つ目のテーマは、「働き手の想いが、島の未来をデザインする」「子育て世代の楽しい生活が島の活力をつくる」「経験者の知恵、活躍が島の営みを支える」ことを目指す姿に掲げた「未来をつくる力が満ちている島」でございます。

子育てに伴う経済的な不安を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、乳児紙おむつ費等助成、親子でスマイル住宅支援事業補助金、妊婦支援給付金、新生児オプショナルスクリーニング検査助成に加え、遠方に居住する妊婦を対象とした妊婦健診及び出産に係る交通費・宿泊費の助成など、各種支援施策を実施します。

対馬で育つ子どもたちが自らのふるさとに誇りと愛着を持てるよう、多様な学びと体験の機会を創出するため、対馬３高校魅力化推進事業、島っこ留学・離島留学生の受入れ、プロスポーツクラブ等との連携事業などを実施します。

全ての島民が年を重ねても安心して暮らし、島で生涯の最期を迎えることができるよう、生活

の安全と健康を支える体制の充実を図るため、健康増進事業、生活困窮者自立支援、食の自立支援、シルバー人材センター運営支援などを実施します。

２つ目のテーマは「新たな技術を取り入れ、持続可能な産業が展開される」「働き手が確保できている」ことを目指す姿に掲げた「多様な働き方で地域経済を動かしている島」でございます。

対馬の豊かな自然や歴史、文化により育まれてきた農林水産業及び観光資源を次世代へ継承し、その価値を高めながら、魅力ある仕事の場として選ばれる地域を目指すため、漁港・漁場の整備及び機能保全、原木しいたけ生産者支援、滞在型観光の促進、旅行ツアー送客支援、デジタル素材を活用した島内外への観光・物産の魅力発信などを実施します。

生産地と消費地を円滑につなぎ、付加価値を高めた対馬産品を安定的に届け、島内流通及び島外輸送のネットワーク構築を進めるため、輸送コストへの支援や水産物の島内流通促進などの施策を実施します。

多様な担い手が対馬において円滑に参入し、安定して定着できる環境を整備するため、雇用機会拡充支援事業、特定地域づくり事業、離島漁業再生支援交付金事業などを実施します。

３つ目のテーマは、「暮らしのインフラ・ライフラインを効率的に維持している」「危機に対する備えが整っている」「居心地のよい地域コミュニティーがつくられている」ことを目指す姿に掲げた「安心と快適が続く心豊かな暮らしがある島」でございます。

島内・島外の快適なアクセスを維持し、経済活動の活性化及び生活利便性の向上につなげるため、情報通信基盤の整備、有人国境離島運賃の低廉化、ジェットフォイル更新への支援、航路・航空路の路線維持などを実施します。

住民生活の安全・安心を確保し、災害や事故などのリスクの低減を図るため、道路・トンネル・橋りょうの交通インフラや水道設備等の社会インフラの維持補修及び長寿命化、中小河川ハザードマップの作成、高機能消防指令センターの更新などを実施します。

人口規模に応じた公共施設の効率的な運営を進め、将来にわたる財政負担の軽減を図るため、公共施設等個別施設計画の改訂を行います。

４つ目のテーマは、「対馬の豊かな自然・歴史文化が育まれている」「対馬出身者や島外から選ばれる島、歓迎する島となっている」ことを目指す姿に掲げた「自慢したい島・選ばれる島」でございます。

市民一体となって環境負荷の少ない暮らしを実践し、「自然と共生するしまぐらし」を推進するため、引き続き、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入支援、ＥＶカーシェアリングなどに取り組みます。失われた自然を再生し、対馬固有の生物多様性を将来へ継承するため、生物多様性保全、磯焼け対策、国内希少野生動植物種であるツシマヤマネコやツシマウラボシシジミの保護対策などを実施します。

関係人口や交流人口など、多様な人々を受け入れる体制を整備し、地域の活力を維持するため、移住者への引越経費支援、住宅家賃や奨学金返還の支援、ふるさと就職支援に加え、島内婚活支援、結婚新生活支援、島おこし協働隊制度の継続・展開、地域イベント開催支援などを実施します。

対馬の宝を伝え、活用し、その価値を広く発信するため、博物館特別展や教育普及事業の開催、対馬藩関連遺産群の保存・整備、伝統文化を承継する団体への支援、対州馬の保存・活用に関する各種事業を実施します。

以上が、第３次対馬市総合計画における目指す姿に沿った４つのテーマを軸とした各種事業でございます。

今後もこれらの施策を着実に推進し、本市の持続可能な発展を図ってまいります。

終わりに、第３次対馬市総合計画のスタートの年を迎えるに当たり、今後は、市民の皆様が「ここに生まれて良かった」「暮らしていて良かった」「これからも住み続けていきたい」と感じられる「心豊かに暮らし続けられる共創・自立・循環の宝島～対馬～」の実現を目指し、新たな取組を予算に反映してまいります。

また、近年、長期化する物価上昇の影響を緩和し、生活の安定と地域経済の維持を図ることを目的として、令和７年度補正予算において、子育て応援手当追加給付及び対馬市生活応援券の２事業を計上した次第であります。

令和８年度においては、早急に物価高騰対応重点支援事業を追加計上し、市民の皆様の生活安定に努めてまいる所存であります。

引き続き、市政に対し、市民の皆様をはじめ、議員各位の御理解と御支援を賜りますよう、心からお願い申し上げ、施政方針といたします。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　以上で市長の施政方針説明を終わります。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１６．議案第１５号

○議長（春田　新一君）　日程第１６、議案第１５号、令和８年度対馬市一般会計予算を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司　克啓君）　ただいま議題となりました議案第１５号、令和８年度対馬市一般会計予算について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

予算の説明に先立ち、予算書と合わせて別途配付しております当初予算資料を御覧ください。

一般会計をはじめ、対馬市の各会計当初予算の概要を記載しております。

２ページの当初予算総括表に対馬市各会計の令和８年度当初予算額、前年度当初予算額との比

較並びに増減率を記載しております。

３ページに一般会計の歳入内訳比較表、４ページに歳出目的別内訳比較表、５ページに歳出性質別内訳比較表をそれぞれ記載しております。御参照くださるようにお願いいたします。また、それと併せまして、歳出につきましては別途参考資料を掲載しておりますので後ほど御参照ください。

それでは、予算書３ページをお願いいたします。

令和８年度対馬市の一般会計の予算は次に定めるところによることを規定し、第１条第１項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３２８億７，８００万円と定め、第２項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を４ページから８ページにかけての「第１表　歳入歳出予算」によると定めております。

第２条で地方自治法第２１２条第１項の規定による継続費の経費の総額及び年割額を１０ページ、１１ページの「第２表　継続費」によると定めております。

第３条で地方自治法第２１４条の規定により、債務負担する行為をすることができる時期、期間及び限度額を、１０ページ、１１ページの「第３表　債務負担行為」によると定めております。

第４条で地方自治法第２３０条第１項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、履歴及び償還の方法を、１０ページ、１１ページの第４表地方債によると定めております。

第５条で地方自治法第２３５条の３第２項の規定による、一時借入額の限度額を８０億円と定め、第６条で地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

４ページをお願いいたします。

「第１表　歳入歳出予算」についてでございますが、歳入及び歳出の款項の区分の金額については、４ページから８ページの「第１表　歳入歳出予算」のとおりでございます。

１０ページをお願いいたします。

「第２表　継続費」につきましては、公営住宅等整備事業第２期、比田勝中学校長寿命化改良事業の継続費総額をそれぞれ１０億２，０８５万５，０００円、１億８，１１８万３，０００円とし、期間及び年割額を定めております。

「第３表　債務負担行為」につきましては、長崎県議会議員選挙費、ごみ収集運搬業務委託料の債務負担の期間をそれぞれ令和８年度から令和９年度、令和８年度から令和１１年度、限度額をそれぞれ３，３７７万９，０００円、４億３，４７６万円といたしております。

「第４表　地方債」につきましては、公共事業投資債から水道事業出資債までそれぞれ限度額を定め、限度額総額を２６億３，７５０万円といたしております。

それでは、１２ページから記載します歳入歳出予算事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

本年度の予算の状況は、合計欄に記載のとおり３２８億７，８００万円で対前年度比１３億２，９００万円、率にして３．９％の減でございます。

まず歳入でございますが、１款・市税は３０億６，６２１万７，０００円、対前年度比６，３５５万円の増でございます。これは個人総所得の増により個人住民税現年分が増収となる見込みでございます。

２款・地方譲与税から１０款・地方特例交付金及び１２款・交通安全対策特別交付金は、令和７年度の交付実績見込みや令和８年度地方財政計画等をもとに計上しております。

１１款・地方交付税は、地方財政計画におきまして、６．５％、１．２兆円の増でございますが、その配分や算定方法等が不確定であることを考慮して、対前年度比０．５％増となる１３７億１，５４７万５，０００円を計上しております。

内訳につきましては、普通交付税を対前年度比６，８４６万５，０００円増の１２４億６，５４７万５，０００円、特別交付税は前年度同額の１２億５，０００万円をそれぞれ計上しております。

１３款・分担金及び負担金は、博物館管理運営負担金、養護老人ホーム入所負担金、保育所入所負担金など、１億３，５５５万１，０００円を計上しております。

１４款・使用料及び手数料は各種公共施設の使用料、国際ターミナル使用料、公営住宅使用料、じんかい収集手数料など、４億７，０６５万２，０００円を計上しております。

１５款・国庫支出金は４４億５９万円の計上で、自立支援費負担金、施設型給付費負担金、生活保護費負担金、社会資本整備総合交付金、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金、新しい地方経済生活環境創生交付金などでございます。

１６款・県支出金は２９億１，８１０万５，０００円の計上で、保険基盤安定等負担金、自立支援費負担金、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金、地籍調査事業補助金、海岸漂着物等地域対策推進事業補助金、有害鳥獣被害防止対策事業補助金、旅行整備事業補助金、離島漁業再生支援交付金、給食費負担軽減交付金などでございます。

１７款・財産収入は１億１，４７２万８，０００円の計上で土地・建物の貸付収入、立木売払収入などでございます。

１８款・寄附金は４億１１０万円の計上でふるさと納税寄附金などでございます。

１９款・繰入金は３５億８，２３７万７，０００円の計上で、主なものとして、財政調整基金、減災基金、振興基金、がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金、過疎地域自立促進特別事業基金、合併振興基金、森林環境譲与税活用基金などからの繰入れでございます。

２２款・市債は、旅行整備、公営住宅等整備、市道改良、消防ポンプ自動車購入、自然災害防止などの事業に充当するため、公共事業等債、公営住宅建設事業債、過疎対策事業債、辺地対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債など、２６億3，７５０万円を計上しております。

次に、歳出でございますが、１４ページをお願いいたします。

１款・議会費は、議会活動費など、１億8，２４４万2，０００円の計上で前年度と比較し、４９２万3，０００円の減となっております。２款・総務費は、４８億５，６５５万５，０００円の計上で前年度と比較し、2億9，３５１万1，０００円の減となっております。これは、自治体情報システム標準化・共通化に係る移行事業、創業等支援事業補助金、離島航路維持費補助金、参議院選挙費、長崎県知事選挙費、対馬市議会議員選挙費などが減となったことが主な原因でございます。

３款・民生費は６５億９１９万8，０００円の計上で、前年度と比較し、１億4，８７２万5，０００円の減となっております。これは、生活扶助費や医療扶助費などの生活保護費が減となったことが主な要因でございます。

４款・衛生費は４６億8，５８２万1，０００円の計上で、前年度と比較し、１億6，３２２万5，０００円の増となっております。

これは、予防接種事業費などの減はあったものの、塵芥処理施設の機械器具法令点検、保守点検委託料やし尿処理施設の機械整備定期点検委託料などが増となったことが主な要因でございます。

６款・農林水産業費は３８億5，５９７万7，０００円の計上で、前年度と比較し、５億9，８７１万円の増となっております。これは根緒漁港整備事業、唐崎漁港整備工事などの漁港整備事業が増となったことが主な要因でございます。

７款・商工費は8億4，６０４万4，０００円の計上で、前年度と比較し、2億5，８３７万4，０００円の減となっております。これは、あそうベイパーク整備事業の減が主な要因でございます。

８款・土木費は、２６億1，３３４万3，０００円の計上で、前年度と比較し、5億5，３３０万7，０００円の減となっております。これは、公営住宅等整備事業、まちづくり交付金事業などの増はあったものの、市道尾浦浅藻線道路改良工事など、市道改良事業が減となったことが主な要因でございます。

９款・消防費は１２億8，７１６万7，０００円の計上で、前年度と比較し、７億6，７５３万7，０００円の減となっております。これは、防災行政情報伝達システム整備事業の減が主な要因でございます。

１０款・教育費は２９億1，８６９万3，０００円の計上で、前年度と比較し、6，５１７万

７，０００円の減となっております。これは、対馬市交流センターイベントホール空調設備改修事業の減が主な要因でございます。

１１款・災害復旧費は1億6，６５６万円の計上で、前年度と比較し、１，４４４万円の減となっております。これは、市道浜久須富浦線道路災害復旧工事の減が主な要因でございます。

１２款・公債費は４８億6，４４９万円の計上で、前年度と比較し、１，６６４万5，０００円の増となっております。これは、利率の上昇による償還金利子の増が主な要因でございます。

１３款・諸支出金は、旅客定期航路事業特別会計繰出金として３，１７１万円を計上しております。

１４款・予備費は6，０００万円を計上しております。

なお、１８２ページから１８９ページにかけまして特別職及び一般職の給与費明細書を、また、１９０ページ、１９１ページに継続費に関する調書を、１９２ページから１９７ページにかけまして債務負担行為に関する調書を、１９８ページ、１９９ページに地方債に関する調書を掲げておりますので御参照方お願いいたします。

以上、簡単ではございますが、令和８年度対馬市一般会計予算の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　この件については特別委員会が開かれるので、個別について、各論については、そこで質問したいと思いますが、ぜひ市長のお考えを聞きたいということで一つ。

もう一つは、特別委員会のほうには教育長は出席されませんので、教育長にお聞きしたいことが１点ありますので質問させていただきます。

まず、市長のほうになんですが、海洋保護区について今後どのように取り組んでいくおつもりなのかお聞かせいただきたい。従来、参考資料等にもしっかりこの事業については書いてありました。それから、令和２年度には９４２万円予算がついています。令和４年度も８５０万円。この当初予算を紹介する「対馬市のしごと」というものにも掲載されるほど、対馬市はこれを取り組むんだという姿勢が表れていたと思います。

ところが、昨年は４００万円、令和７年度当初予算。今年はついに１００万円になっています。令和２年度からすると１０分の１です。これはもう海洋保護区に取り組んでいくんだという御旗を下したのではないか。そういうふうに取られても仕方がない減額の幅だと思います。

このことについて、今後、海洋保護区をしっかりとまだ取り組んでいくのかどうなのか、市長のお考えをお聞かせください。

もう一点は、今回も比田勝中学校長寿命化の予算がついております。

市民の皆様も御存じのとおり、厳原小学校の建て替えについて二転三転、ついには厳原北小学校にまずは統合して、それから建て替える。その計画に切り替わる前には６年も７年も運動場も体育館もない小学校の建て替え計画。大変言葉悪いかもしれませんが、本当にずさんな計画だと言われても仕方がないと私は思っています。

島内の中でも、比田勝、豊玉、雞知、厳原、久田、ここは統合先になる学校のはずです。今、急いでこの長寿命化をする必要があるというのも十分理解できます。ただ、新築する時期はいつなのか、そういうビジョンをきちっとお持ちなのか、そこについて教育長の答弁を求めます。

以上２点です。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　私のほうからまず海洋保護区の今後の予算ということでございますけれども、確かにこの海洋保護区ということにつきましては、対馬市の周囲を約１０海里程度を基本といたしまして、この中でいろんな取組を行っていくということで当初は動いてきたというふうに認識しております。

ただ、このことにつきましても、私も確かその頃は農林水産部長でございましたので、水産庁とか県のほうにも市の方針としていろいろと動いてはまいりましたけれども、まず、県、そして水産庁についても、市の方針についてはなかなか理解をしていただくことができなかったといったようなことで、それから約１０年程度経過したわけでございますけれども、その間にこのままでは終われないといったことで、海洋保護区というよりも対馬海洋保護区しまうみ管理計画でしたかね、確かそのような名称変更をしていくとともに、対馬の１０海里ではなくて、各漁協等が管理できる共有水面まで、共同区画の水面までの間でいろいろな取組を行っていこうといったことで、これまでも動いてきたというふうに私も認識はしておりますけれども。

ただ、今度、令和８年度の新規予算につきましてはまだなかなかそこまでは行かないということで、予算をかなり削っていったのかなということでございます。

ただ、この海洋保護区に変わった対馬海洋保護区しまうみ管理計画、これについては、ここでやめるということではなくて、今後も取り組んではいきたいといったことで思っております。そういうことでございます。

○議長（春田　新一君）　教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬　英俊君）　脇本議員の御質問にお答えをしたいと思います。

基本的には令和３年の５月、このときに策定をいたしました第２期の対馬市の学校及び幼稚園等統合推進計画というのがございます。これが令和３年から令和１２年までの間の計画というふうになっておるところです。今年度が折り返しになるんですけれども、これに沿って統合計画

等々を進めております。

今、議員御指摘のとおり、比田勝、豊玉、雞知、厳原、久田、こういった学校については、今のところ統合云々という、その学校が統合するということは今のところ計画には上がっておりません。しかしながら、最初に申し上げましたこの計画も今半分過ぎた段階ですけれども、実は予定よりも早く進んだ場合もありました。そうでない場合もあります。これは、いわゆる御存じのとおり対馬の人口、子どもの数の減少の状況がまだ見えない。よく見えていない。小学校から中学校は分かりやすいんですけれども、特に小学校が見えにくいというところがあって、この計画がなかなか図面どおりにはいっていないというところが実情だろうと思います。

比田勝のことがこの大規模改修に入っておりますけれども、現に今、比田勝中の子どもたち、あるいは教職員が非常に不便を被っているということが実情として私も把握しておりますので、今回、こういった予算措置となっているものというふうに理解をしております。

いずれにしましても、今後もこの統廃合等々につきましては、子どもたち、あるいはそういった数の推移をきちんと見極めながら、ある意味、柔軟に対応していくべきものというふうに考えております。

以上です。

○議長（春田　新一君）　１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　まず、学校のほうから。確かに柔軟に対応するのは大事です。ただ、原則、基本として、いつ頃に新築にするんだということがないと、確かにおっしゃるように、今、困っているから長寿命化をする必要がある、それは分かるんです。ただ、いつこれを新築するのかということが決まっていないとどの程度の改修にすべきかという判断ができないじゃないですか。

ですから、私は、それぞれ、一遍にやるとお金がいくらあっても足りませんし、そういうふうな予算措置も国からは来ないでしょう。そうしたら、優先順位をつけながらいつまでには新築にするんだという計画はあってしかるべきだと思うんですね。

先ほどおっしゃった学校の統合計画、これは令和３年にできた。確かにそうです。以前は教育委員会がなかなか動きが鈍かった。したがって、市議会が適正規模、適正配置、特別委員会というものをつくって促してきた。そういう経緯もございます。しっかり、今度の厳原小学校の建て替え、そのような形にならないようにビジョンを持って新築をするのはいつにするのか、それを前もって準備にかかるということをやっていただきたいという意味で質問をさせていただきました。

しっかり取り組んでいただければと思います。学校のほうはそこで終わります。

それから、海洋保護区についてですが、予算名にもまだ「海洋保護区」という名前が残ってい

る。だけども、違うこともやっている。そのことを、私、勉強不足で初めて知りました。

今、理念はすばらしいと思うんですよ、この海洋保護区。絶対捨てちゃいけない理念だと思います。いろんな問題があってなかなか進めていないということも、関連してやってこられた大学の先生、それから、地元の漁師さん、一緒にやってこられた人の話も私も聞いていますが、主体は誰で行こうとしているのか、そこが大事だと思います。漁師さんと言っていますが、私は市民全体で考えなきゃいけない問題だと思っています。将来、対馬の一次産業、特に水産業を残していくためにどうしていったらいいのか。それは漁師さんだけではなく、市民も含めて、主体をどうしていくのかということ。今、お金が足りないと言っている中で、具体的に言えば、調査をするときに、船のリースをするときに、漁師さんにやっぱりお金も払わなきゃいけないと。これが学者の間と、学者、それから市役所、そして漁師さんの間で、いろんな行き違いもあっている。そういうことも話を聞いております。

確かに漁を休んで調査に行かなければいけないので、そういう補塡も必要でしょう。ただ、それを行政ばかりが持つべきなのか、そのあたりも十分考慮して、私は、今、対馬に足りないのは、受益者負担、これを受け入れる市民の機運を醸成されていないところだと思います。利益を受ける人が、ある程度、自分で負担をするのは当然なんだという市民の機運を醸成するように働きかけていくこと。これが海洋保護区だけではなく、今、対馬市のいろんな取組が停滞していることを前に進める一つの大きなキーポイントだと私は思っています。

市長、そのあたりはどのように考えられますか。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　この海洋保護区関係につきましては、先ほども答弁いたしましたように、決してここで諦めるわけではないといったことで、名称、少し呼び方は変えておりますけれども、今後も継続していくべき施策だというふうに思っております。

それと、今、議員もおっしゃったように、これは行政だけでやっていくものではないということは、私たちもそのような認識の下、あくまで行政はそのお世話をしていく。主は市民ということで、今後も進めていくべき施策だというふうに認識をしているところでございますので、ただ、これをどのような形でもう少し市民のほうに目線を向けていくのかといったところは今後の課題とさせていただければなというふうに思っております。

以上であります。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　ありがとうございます。もう結構です。

○議長（春田　新一君）　ほかにありませんか。１２番、黒田昭雄君。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　議長に御相談なんですけれども、先ほど「統合推進計画」という文言が出てきましたので教育長と市長に質問しようと思うんですけれども、私、多分３０分く

らい答弁を入れたらかかりそうなんですけれども、このまま続行していいですかね。ちょっと休憩が要るかなと思いまして。

○議長（春田　新一君）　当初予算の分の質問になりますかね。１２番、黒田昭雄君。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　関連質問です。

○議長（春田　新一君）　関連質問。１２番、黒田昭雄君。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　はい。

○議長（春田　新一君）　ほかにもいらっしゃると思いますので、このことについては予算審査特別委員会が設置されますので、そこで質疑をしていただいて、あと、総括質疑でまた市長が出席されますので、そのときにも聞いていいんじゃないかなというふうに思いますが。１２番、黒田昭雄君。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　物すごい重要な話なのでさせていただきます。

○議長（春田　新一君）　はい。分かりました。

では、ここでちょっと暫時休憩します。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　ありがとうございます。

○議長（春田　新一君）　２時２５分から再開します。

午後２時13分休憩

午後２時25分再開

○議長（春田　新一君）　再開します。

質疑を求めます。１２番、黒田昭雄君。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　時間を取っていただいてありがとうございます。

先ほど脇本議員の質疑で「統合推進計画に則って教育長はやってまいり……」という話がありましたので、いかにやっていないかということを含めて市長と教育長に質疑をさせていただきます。

このたびの鶏鳴幼稚園の閉園議案の取下げに至る姿勢、そして、市教委の対応は対馬市民の皆様の信頼を根底から裏切り、議会を愚弄するものであったと私は厳しく断じたいと思います。

この問題は、単なる一つの幼稚園の閉園プロセスに関する問題ではありません。明日上程される請願は市民が抱える不安や問いかけの氷山の一角を示していますが、私が問いただそうとしているのは、その請願の趣旨をもはるかに超える対馬市の教育行政全体、ひいては、市長の市政運営の根幹に関わる深刻な問題と捉えております。

市長とは、これまで市政の発展のために率直な意見交換をさせていただき、よい信頼関係を築いてきたと認識しております。しかしながら、市民の負託を受けた議員として言うべきことは明

確に申し上げたいと思います。

今回の問題は、執行部、議会、そして、市民との信頼を根底から破壊する極めて重大な事態だと思っております。とりわけ、今回の鶏鳴幼稚園の閉園プロセスにおいて多くの美津島町をはじめとする地域住民が抱いた疑問はそもそも両園閉園だったのではないか。なぜ鶏鳴幼稚園が厳原幼稚園に統合という方針変更がなされたのか、どんなプロセスを経て決まったのかというものでした。

そして、地域に根差した鶏鳴幼稚園を残すという選択肢はなぜか最初から存在しないかのごとく扱われたのは一体なぜでしょうか。

地域住民が求めているのは、感情的な反対ではなく、行政としての明確な説明です。厳原幼稚園に統合と方針を変更するにも誰でもが納得できる客観的な理由や要件があったはずで、教育長と市長は住民に堂々と説明すればいいではないかという声はまさに行政運営の公正性、透明性を求めるものであり、決して地域エゴではありません。むしろその説明があれば美津島町の方々もむやみに鶏鳴幼稚園の存続を主張することはなかったでしょう。

しかし、市長も教育長もこの問題に対し、最後まで市民にまともな説明をしようとせず、沈黙を守り続けました。何の説明もないまま、教育長は就任早々に強行採決をもくろんで鶏鳴幼稚園の閉園議案を上程するなど、市民を無視して議会で通してしまえばいいと言わんばかりの行動は対馬市のリーダーとして本当にふさわしいと言えるのでしょうか。

その結果、住民の皆様は行政に直接訴える最後の手段として請願に頼らざるを得ませんでした。こうした不誠実かつ無責任な姿勢で市民の負託に応えているとお考えでしょうか。

これからが本題です。

第２回鶏鳴幼稚園保護者説明会の議事録によれば、副市長、教育部長といった市長部局並びに市教委のナンバー２が参加していた場で、市教委が保護者に対し、いきなり「厳原幼稚園だけ残せますって言ったら反対ではないですか」と問いかけ、さらに「鶏鳴幼稚園の人、申し訳ないけど幼稚園に行きたい人は厳原に行ってください」と発言しています。

両園閉園方針から鶏鳴幼稚園を抹殺して、厳原幼稚園を限定して残す方針に唐突に変更しようとしたタイミングがまさにこのときでありました。

私立の施設であれば言える言葉ですが、公立なんです。あなた方が自由に再開できる施設ではないはずです。第２期統合推進計画で協議期間を１年から２年に変更したのはこのような拙速な議論を避けるためで、より十分な説明と協議をしなければならないと市教委自らが市民と約束したからではありませんか。

私がこのように議場の場で初めて詳細を明らかにすることになるこれらの発言は、行政の一方的な都合を優先し、住民の多様な選択肢を十分に検討しない独断的な行政運営そのものであると

私は厳しく指摘せざるを得ません。

このことから、説明会で職員が発した特定の結論に誘導するような発言は、一職員の独断ではなく、組織の意思決定層の共通認識と意向を受けてなされたものだと判断せざるを得ません。

これは、行政の公正性、透明性、そして対馬市民の皆様との信頼関係を著しく損なう重大な問題と認識しています。

この点について市長並びに教育長の最終的な責任が問われるものであり、以下のとおり明確な御答弁を求めます。

まず、教育長にお尋ねします。

第２回鶏鳴幼稚園保護者説明会において、副市長、教育部長が参加する場で市教委が保護者に対し。

ちょっと全部言いますよ。

いきなり「厳原幼稚園だけ残しますって言ったら反対ではないですか」と問いかけました。これに対し、保護者から「いいえ。行かせますよ。厳原幼稚園のお母さんにも聞いていますが、鶏鳴幼稚園が残るってなったら全員鶏鳴に行くと言っていますよ」との発言があったにもかかわらず、市教委は「鶏鳴幼稚園の人、申し訳ないけど、幼稚園に行きたい人は厳原に行ってください」と発言した議事録が残されています。

教育長は、この発言が市教委が策定した統合推進計画に明記されている十分な説明及び協議を行い、理解及び協力を求め進めていくという協議の進め方を完全に逸脱し、保護者の選択権を不当に制限しながら、特定の統合方針を前提として保護者の皆様を含む住民の公正な意思決定を阻害しようとした組織的な行為であると認めますか。

次に市長に質問します。

市長は市政の最高責任者としてナンバー２の副市長も参加していた保護者説明会における「厳原幼稚園だけ残せますと言ったら反対ではないですか。鶏鳴幼稚園の人、申し訳ないけど幼稚園に行きたい人は厳原に行ってください」といった特定の結論に誘導するかのような組織的な発言が市長の公約である市民とスクラムを組んで誰一人取り残さないという市政運営の基本姿勢に反するものであり、市長自身の政治的責任に直結する著しく不適切な問題であると認識していますか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（春田　新一君）　教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬　英俊君）　黒田議員の御質問に対するお答えになるかどうかは分かりませんけども、お答えをしたいと思います。

まず、今回の鶏鳴幼稚園統合問題につく、いわゆる事務手続でございます。先ほど議員御指摘

のとおり、この統合を進めるに当たっては保護者説明会、地区説明会の順に学校、幼稚園等の関係者及び関係地域住民に十分な説明及び協議を行い、理解及び協力を求めて進めていきますと自分たちがつくりました。これは間違いございません。そういったことで、これを、我々、行政執行側が落としていたということ。保護者説明会は３回実施をいたしましたけれども、地区の説明会に係る手順を失念をしていたということは事実でございますので、これはこの場を借りて議員のみならず、その後ろにおられる地域住民の方に深くおわびを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

先ほど厳しい御指摘で「教育長がもくろんで」というお話がありました。決してもくろんだわけではございません。行政手続のミス、そのことによって地域の方の不信をお招きしたということに対する謝罪というのはもちろん私の責任において誠心誠意申し上げたいというふうに思っておりますし、この書面に書いておりますとおり、十分な説明を今後続けてまいりたいというふうに思っております。

私から答弁できることは以上でございます。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　私のほうから対馬市の最終的な統括の責任者として今回の厳原幼稚園、そして、鶏鳴幼稚園の統合に対する説明会の場等におきまして職員のほうから、「厳原幼稚園のほうに統合する気はないか」といったような提案といいますか、そういったところがあったことに対して市長としての認識はどうなのかということでございますけれども、確かに保育、３歳児から、３歳児、４歳児、５歳児等の幼児教育等の無償化等によりまして、ここ３年ほど前ぐらいから急に幼稚園のほうが定員が少なくなってきたということで、このことについてはどうにかしていかなくちゃいけないなということで教育委員会部局のほうとは協議はしておりましたけれども。

この昨年度からこのままではちょっとどうにもならないといったことで、当初はこの２幼稚園につきましても保育園等のこども園化といったようなことで統合ができないかということで進めておりましたけれども、やはり説明会等をいたしましたところ、幼稚園教育の重要性といったようなことが保護者の中から出てきたといったようなことで、そうであるならば、やはり今ある厳原幼稚園、そして鶏鳴幼稚園についてはどちらか一方は残さなくてはいけないだろうといったようなことで、そうしたときには施設として新しい厳原幼稚園のほうを残すということになるのではないかといったような、そのような協議等を内部でいたしております。

そういうことで教育委員会のほうとしてはその第２回目の説明会の折にそういった話をしたのではないかなというふうに私も思ってはおりますけれども。

それはそれといたしまして確かに今回の第２期統合計画のほうに地域の区長、また、地域住民

等の説明会を十分にしていなかったということで、私もそこのところはちょっと認識がずれておりました。もう少しそこのところを読み込んだ上でそういった最終的な決定をすればよかったかなとは思っておりますけれども、そこのところが、何度も言いますけども失念していたといったようなことで、再度、そのことをまた教育委員会のほうからも相談があったときに、「そういうことであればこのことはやはり一旦は戻って地域の住民、そして、区長さんたちに十分説明、そして、合意を得た上で進めるべきじゃないか」といったようなことで。今回の３月議会への上程については取下げをさせていただこうといったようなことにいたしました。

市の最高の責任者として判断が申し訳なかったなといったことでおわびを申し上げたいというふうに思います。

○議長（春田　新一君）　１２番、黒田昭雄君。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　次に質問します。

まず、教育長に。

「厳原幼稚園だけ残せますと言ったら反対ではないですか」という発言は、本来、中立であるべき行政が保護者の皆様を含む住民の間に不公平感を与え、多様な意見の表明を妨げ、ひいては住民間の対立・分断を助長する行為にほかなりません。このような発言が行政への信頼を失墜させ、地域コミュニティーに深刻な亀裂を生じさせた組織としての最終責任を教育長は負いますか。また、さきの議会運営委員会で約束した地域住民の説明会において、統合推進計画に則り、特定の結論を前提とした誘導的な説明は今後一切行わないと明言できますか。

次に、市長に質問します。

市長は総合教育会議を通じて教育委員会に方向性を示す立場であり、教育長を任命しています。ナンバー２の副市長も参加していた場で「鶏鳴幼稚園にごめんなさいだけど、厳原に行ってください」と行政が保護者に発言するような、住民合意形成を軽視した組織的な不適切説明がなされたことは、市長としての教育行政全般に対する最終的な監督責任が著しく不十分であったことを明確に示しているのではないでしょうか。

この責任を市長はどのように受け止め、二度とこのような行政の不公正な姿勢を許さないと市民に約束できますか。

以上、お願いします。

○議長（春田　新一君）　黒田議員に申し上げます。先ほど２人、教育長も市長も理をされました。それでもう一回だけでいいかなというふうに思いますが、どうでしょうか。１２番、黒田昭雄君。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　もう一回だけ。

○議長（春田　新一君）　あと、一般質問も通告をされていますので、そのこともまた一般質問でやられればいいと思いますので。教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬　英俊君）　責任を取るのかということでございます。教育行政の最終責任者として私にはその責があるというふうに認識をいたしております。議事録がそのようになっておりますので、間違いなくそういう発言があったものということで私も確認をいたしております。

どういう体温で言ったのかというのはなかなか文字からは推察することはできませんけれども、そういう雰囲気の中で話が進んだものというふうに思います。

これは許されることではございません。

今後も地域に対する丁寧な説明に心がけていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　鶏鳴幼稚園での第２回目の説明会の折のことでございますけれども、私、市長としての責任はこれはないと言えないといったようなことで、その前に教育委員会としても、「このことについてはどのようにしたほうがいいだろうか」といったようなことで協議もあっておりますので、その責任については私にもあるといったようなことは思っております。そして、また、今後につきましても、今後は決してこのようなことが発生しないような形で進めていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（春田　新一君）　もう最後。簡明に。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　お許しが出たので３回目やります。教育長にまず質問します。

教育長は今回の不適切な発言から始まる決定プロセスが本当に園児の教育のためを考えたものだったのでしょうか。保護者説明会では厳原幼稚園の決定理由に「施設状態がよい」という短絡的な説明しかなされず、自然環境、園庭の広さ、畑の有無、騒音問題への配慮など、幼児教育の専門家であれば当然考慮すべき多角的な選定要素が十分に検討された形跡が見受けられません。

教育長は、市教委が策定した統合推進計画の精神に立ち返り、子どもたちの教育環境再編において、行政はまず地域住民が安心して意見を述べられるように現在の状況や課題、複数の選択肢に関する情報を公平化し、透明性を持って提供し、その上、住民の意見を丁寧に聴取することが不可欠だったと考えませんか。

もしそうであれば、今後は学校教育課長が教育のプロとしての専門的知見を最大限に発揮し、真に園児の教育のためと誰もが認める公正なプロセスと納得性の高い選定方法をどのように構築していくのか所見を伺います。

次に市長に伺います。

市長は地域住民の説明会の開催を約束しました。しかし、市教委による統合推進計画の協議の進め方を逸脱した対応や特定の統合方針を前提とした誘導的な発言は市長が掲げる市民とスクラ

ムを組んで誰一人取り残さないという基本姿勢と完全に矛盾しています。

市長は、この市民の声と多様な選択肢を軽視する市政運営の実態をどう受け止め、行政への信頼回復のため地域住民の説明会において過去の教訓を踏まえ、行政として特定の結論に誘導することなく、統合推進計画に則り、住民の多様な意見を尊重し、公平かつ透明性の高い議論を行うことをこの議場で明確に約束できますか。また、そのための具体的かつ公平な議論の場をどのように整えるのか、市長自身の言葉で提示できますか。よろしくお願いします。

○議長（春田　新一君）　教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬　英俊君）　重ねまして、このたびのいわゆる手続上の不備について住民の皆様に大変御迷惑、御心配をおかけいたしましたこと、改めておわびを申し上げます。

先ほどありました幼稚園教育について教育長はどう思うとるかというようなお話でございました。今度、幼稚園に入ってくる子どもの数、鶏鳴幼稚園全員で、全部で確か１０名だったと思います。厳原幼稚園がこれも大体１０名ということで、１クラスにすると２名及び3名という状況でございます。私は元教員でございますので子どもたちが健全に育つためにはという視点で考えたときに先ほど議員がおっしゃったように、それは園庭の広さとか施設の新しさとかいろいろあるかと思います。もう一つ大切なことは、一定程度の人間関係の中で子どもたちを育成するということの大切さということでございます。小さい頃から切磋琢磨していいところを見つけて、悪いところを正しながら子どもたちというのは成長していきます。そうするためには一定程度の学級の人数というものが必要だと私は思っています。そういったことも含めて鶏鳴幼稚園と厳原幼稚園を一緒にして学級の規模を少しでも大きくして幼稚園教育をさらに充実をさせたいという意図の中でこのような判断を私としてもさせていただいたということは御了解を頂ければと思います。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　私のほうですね。この平成１６年３月１日に対馬市として合併をいたしました。それから約２１年が過ぎようとしておりますけれども、今後、小学校、中学校等の統廃合、そして、幼稚園、保育園等の統廃合、これはどうしても避けては通れないことだというふうに、私自身、認識しております。

今、対馬市のほうも幼稚園としてはこの厳原幼稚園、そして、鶏鳴幼稚園の２園だけでございますけれども、先ほども教育長のほうからも答弁ございましたように、まず両園合わせても１９名ということで、かなり子どもたちの数が減ってきているといったようなことで、どうしても統合等によりまして幼稚園教育のほうをうまく運営をしていかなくてはならない。ましてや、幼稚園に通う子どもたちもすばらしい環境の中で育てる必要があるといったようなことで、この

２園につきましての統合は避けては通れないといったことで、厳原幼稚園になりますか鶏鳴幼稚園になりますか、どちらにいたしましても統合に向けては何とか御理解をお願いしたいという思いを持っているところでございます。

以上です。

○議長（春田　新一君）　以上で黒田議員の質問は終わります。

議案第１５号についてほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は議長除く全議員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することをしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は議長除く全議員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

それでは、正副委員長互選のため予算審査特別委員会を議員控室に招集します。

暫時休憩します。

３時１５分から再開したいと思います。

午後２時55分休憩

午後３時17分再開

○議長（春田　新一君）　再開します。

報告します。予算審査特別委員会の委員長に針谷広己君、副委員長に上野洋次郎君が決定をいたしました。

なお、委員会の審査報告は３月１６日に行います。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１７．議案第１６号

日程第１８．議案第１７号

日程第１９．議案第１８号

日程第２０．議案第１９号

○議長（春田　新一君）　続きまして、日程第１７、議案第１６号、令和８年度対馬市診療所特別会計予算から、日程第２０、議案第１９号、令和８年度対馬市介護保険特別会計予算までの４件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、阿比留正臣君。

○保健部長（阿比留　正臣君）　ただいま一括議題となりました議案第１６号から議案第１９号までの４件につきまして、その提案理由と内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案第１６号、令和８年度対馬市診療所特別会計予算についてでございます。予算書の３ページをお願いいたします。

令和８年度対馬市の診療所特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第１条第１項で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億２，４１０万３，０００円と定め、第２項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を４ページから５ページにかけての「第１表　歳入歳出予算」によると定めております。

次、歳入歳出予算の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず歳入でございますが、８ページから９ページをお願いいたします。

１款・診療収入、１項・外来収入は直営診療所の診療収入を１億８，６７２万円計上しております。

３款・県支出金に移ります。１項・県補助金はへき地医療対策費補助金を２，０００万円計上しております。

４款・繰入金、１項・他会計繰入金は歳出の１款・総務費、２款・医業費に充当するため、１億６，８７１万５，０００円を計上しております。

１０ページから１１ページをお願いいたします。

６款・諸収入、１項・雑入は、予防接種、特定健診等の収入を４，６７５万２，０００円計上しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。１２ページから１３ページをお願いいたします。

１款１項１目・一般管理費は３億４，６５５万７，０００円を計上しております。

その主なものとしては、１節・報酬に医師及び看護師等会計年度任用職員報酬として１億５，７４３万１，０００円を、１０節・需用費は各診療所の光熱水費、修繕料など１，１２６万９，０００円を、１１節・役務費は通信運搬費、生化学検査手数料など９９５万３，０００円を、１２節・委託料は対馬病院からの医師派遣等委託料、施設の保守点検委託料など２，６１０万６，０００円を。

１４ページ、１５ページをお願いいたします。

１３節・使用料及び賃借料は診療所維持システム、派遣医師送迎タクシーの借り上げ料など、９７３万９，０００円を、１８節・負担金補助及び交付金は公設民営診療所運営費等補助金など６７７万９，０００円を計上しております。

２款・医業費、１項・医業費は直営診療所の医業用器具使用料、医薬材料費など７，７５４万６，０００円を計上しております。

なお、１６ページから１７ページにかけまして給与費明細書を添付しておりますので御参照願います。

続きまして、議案第１７号、令和８年度対馬市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。予算書の３ページをお願いいたします。

令和８年度対馬市の国民健康保険特別会計予算は次に定めるところによることを規定し、第１条第１項で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３９億２，１２９万３，０００円とするものでございます。第２項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は４ページから５ページにかけての「第１表　歳入歳出予算」によるとするものでございます。

第２条で地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額を５億３，０００万円と定めるものでございます。

第３条で地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合として、保険給付費の各項で計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定めるものでございます。

次に歳入歳出予算の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず歳入でございます。８ページから９ページをお願いいたします。

１款１項・国民健康保険税は、１目・一般被保険者分と２目・退職被保険者等分を合わせまして７億２，８７２万８，０００円を計上しております。

３款２項・国庫補助金は、子ども・子育て支援事業費補助金として新規に４２９万円を計上しております。１０ページから１１ページをお願いいたします。

４款２項・県補助金は、１目・保険給付費等交付金として２７億９，９０９万２，０００円を計上しております。

６款・繰入金は、１項・他会計繰入金、１目・一般会計繰入金として、保険基盤安定繰入金など、２億６，４９４万３，０００円を計上しております。２項・基金繰入金は１目・財政調整基金繰入金として１億２，１５６万５，０００円を計上しております。

次に、歳出についてでございます。１４ページから１５ページをお願いいたします。

１款・総務費、１項・総務管理費は１目・一般管理費の１１節・役務費のシステム手数料及び１２節・委託料の国保システム改修業務委託料、また、３目・医療費適正化特別対策事業の月額会計年度任用職員の人件費等を合わせまして２，７７６万６，０００円を計上しております。

１６ページから１７ページをお願いいたします。

２項・徴税費は、月額会計年度任用職員の人件費、１８節・負担金補助及び交付金の納税組合交付金等で１，８２９万２，０００円を計上しております。

２項・保険給付費、１項・療養諸費は１目・一般被保険者療養給付費から予算書１８ページか

ら１９ページの５目・審査支払手数料までを合わせまして２３億1，９４６万2，０００円を計上しております。２項・高額療養費は3億9，１５０万円を計上しております。４項１目・出産育児一時金は１５名分７５０万円を計上しております。５項１目・葬祭費は１件当たり２万円で８０件を見込み１６０万円を計上しております。３項・国民健康保険事業納付金は１項・医療給付費分、２０ページから２１ページの２項・後期高齢者支払金等分及び３項・介護納付金分、４項・子ども・子育て支援納付金分合わせまして１０億7，３２５万9，０００円を計上しております。

５項・保険事業費、１項・特定健康診査等事業費は特定健康診査受診率向上のための会計年度任用職員の人件費、特定健康診査の委託料、２２ページから２３ページの負担金補助及び交付金で、人間ドックを受診されるときの助成として２万円を上限に１３０名分２６０万円などを合わせ、7，０３６万4，０００円を計上しております。

なお、２４ページから２７ページには給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第１８号、令和８年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。予算書の３ページをお願いいたします。

令和８年度、対馬市の後期高齢者医療特別会計予算は次に定めるところによることを規定し、第１条第１項で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5，３９９万6，０００円とするものでございます。第２項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は４ページから５ページにかけての「第１表　歳入歳出予算」とするものでございます。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず歳入でございますが、８ページから９ページをお願いいたします。

１款１項・後期高齢者医療保険料は特別徴収保険料と普通徴収保険料を合わせまして３億6，０９０万2，０００円を計上しております。

５款１項・一般会計繰入金は、１目・事務費繰入金及び２目・保険基盤安定繰入金を合わせまして1億9，２７３万9，０００円を計上しております。

次に、歳出についてです。１２ページから１３ページをお願いいたします。

１款・総務費、１項・総務管理費、１目・一般管理費は、職員人件費のほか、１８節・広域連合事務費負担金などで3，０５９万6，０００円を計上しております。

２款・後期高齢者医療広域連合納付金は保険基盤安定負担金及び保険料納付金として５億2，２９４万9，０００円を計上しております。

なお、１６ページから２０ページに給与費明細書を添付しておりますので御参照願います。

最後に、議案第１９号、令和８年度対馬市介護保険特別会計予算につきまして御説明申し上げ

ます。予算書の３ページをお願いいたします。

令和８年度対馬市の介護保険特別会計予算は次に定めるところによることを規定し、第１条第１項で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、３９億６，１０３万１，０００円とするものでございます。

第２項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は４ページから５ページにかけての「第１表　歳入歳出予算」とするものでございます。

第２条で地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合として、保険給付費の各項で計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず歳入でございますが、８ページ、９ページをお願いいたします。

１款１項・介護保険料は、第１号被保険者に係る特別徴収保険料及び普通徴収保険料等、６億９，１６９万９，０００円を計上しております。

３款・国庫支出金、１項・国庫負担金は介護給付費負担金６億２，３８３万４，０００円を、２項・国庫補助金は調整交付金及び地域支援事業交付金として３億４，７４７万８，０００円をそれぞれ計上しております。

４款１項・支払基金交付金は第２号被保険者に係る保険料で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金と合わせまして１０億３２４万７，０００円を計上しております。

１０ページから１１ページをお願いいたします。

５款・県支出金、１項・県負担金は介護納付金負担金を５億３，３５５万３，０００円、２項・県補助金で４目・介護予防事業と５目・包括的支援事業等に係る地域支援事業交付金を３，９８３万７，０００円それぞれ計上しております。

７款１項１目・一般会計繰入金は、職員給与費等のほか、４節・低所得者保険料軽減負担繰入金などと合わせまして６億５，８７７万６，０００円を、２項・基金繰入金は介護給付費準備基金繰入金として３，６６２万４，０００円をそれぞれ計上しております。

１２ページから１３ページをお願いいたします。

９款・諸収入、２項・サービス事業収入は、介護予防支援事業収入として介護予防サービス計画費のほか、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費など、２，４６０万円を計上しております。

次に歳出について御説明申し上げます。１４ページから１５ページをお願いいたします。

１款・総務費、１項・総務管理費、１目・一般管理費は職員給与費等の人件費、一般事務費など、５，７２５万６，０００円を計上しております。３項１目・介護認定審査会費は委員報酬、

１６ページから１７ページをお願いいたします。１１節・役務費の医師の意見書作成手数料など、１，９６７万円を計上しております。２目・認定調査等費は会計年度任用職員の人件費、認定調査委託料など、２，５７４万３，０００円を計上しております。５項１目・計画策定委員会費は介護保険事業計画策定委託料等８８５万７，０００円を計上しております。

２款・保険給付費、１項・介護サービス等諸費は、在宅介護サービス給付費負担金などを合わせまして３１億５，７３６万３，０００円を計上しております。

１８ページから１９ページをお願いいたします。

２項１目・介護予防サービス給付費は８，６００万円を、４項・高額介護サービス等費は９，０７２万３，０００円を、５項・高額医療合算介護サービス費は１，１１０万円を、６項・特定入所者介護サービス等費は２億１，２５９万３，０００円をそれぞれ計上しております。

２０ページから２１ページをお願いいたします。

８款・地域支援事業費、１項・介護予防生活支援サービス事業費は、介護予防生活支援サービス事業負担金など、１億２，９９０万円を計上しております。２項・一般介護予防事業費は介護予防教室の経費、介護予防団体助成金など、３４８万３，０００円を計上しております。

２２ページから２３ページをお願いいたします。

３項１目・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターの職員及び月額会計年度任用職員の人件費のほか、１２節・委託料の生活支援コーディネーター事業委託料、１８節・対馬市社会福祉協議会出向職員の派遣職員給与等負担金等、合わせまして１億４，３７１万５，０００円を計上しております。

２目・任意事業費は２４ページから２５ページをお願いいたします。

権利擁護のための成年後見人制度報酬助成金など、合わせまして５１２万９，０００円を計上しております。４項・その他諸費は１目・審査支払手数料、２目・介護予防サービス計画費、合わせまして３６７万４，０００円を計上しております。

なお、２６ページから３２ページに給与費明細書を添付しておりますので御参照お願いいたします。

以上、議案第１６号から議案第１９号までの説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。これから４件に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２１．議案第２０号

○議長（春田　新一君）　続きまして、日程第２１、議案第２０号、令和８年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算を議題とします。提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、日高勝也君。

○中対馬振興部長（日高　勝也君）　ただいま議題となりました議案第２０号、令和８年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算につきまして、その提案理由と内容を御説明いたします。予算書は３ページをお願いいたします。

令和８年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算は次に定めるところによることを規定し、第１条第１項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４，５５３万５，０００円と定め、第２項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は４ページから５ページの「第１表　歳入歳出予算」によると定めております。

それでは、６ページからの歳入歳出予算事項別明細書により主な予算につきまして御説明いたします。

本年度の予算の状況は、合計欄に記載のとおり４，５５３万５，０００円で対前年度比２，５５７万８，０００円の減です。これは前年度の主機エンジン載せ替えに係る修繕費の減が主な要因でございます。

８ページから９ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。１款・事業収入、１項・事業収入１４８万８，０００円は旅客運賃及び貨物運賃でございます。

２款・国庫支出金、１項・国庫補助金９７６万９，０００円は赤字航路事業に対する国の補助金でございます。

３款・県支出金、１項・県補助金は同じく赤字航路事業に対する県補助金で２４４万２，０００円を計上しております。

４款・繰入金、１項・他会計繰入金３，１７１万円は一般会計からの繰入金でございます。５款・財産収入、１項・財産運用収入は基金利子２万５，０００円を、６款・繰越金、１項・繰越金は前年度繰越金１０万円を計上しております。

次に歳出について御説明いたします。１２ページから１３ページをお願いいたします。

１款・総務費、１項・総務管理費２，９９３万３，０００円は職員・船員等の人件費、旅費、日本旅客船協会等の負担金が主なものでございます。

次に、施設費、１項・施設費９３８万４，０００円は渡海船運航に必要な燃料費、修繕料、さらに１４ページから１５ページの船舶保険料、備品購入費が主なものでございます。

３款・公債費、１項・公債費６１１万８，０００円は渡海船建造及び長板浦待合所建設に係る交通事業債償還金の元金及び利子でございます。

４款１項に予備費を１０万円計上しております。

１６ページから２１ページに給与費明細書、２２ページには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので御参照願いします。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長します。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２２．議案第２１号

日程第２３．議案第２２号

○議長（春田　新一君）　続きまして、日程第２２、議案第２１号、令和８年度対馬市水道事業会計予算及び議案第２２号、令和８年度対馬市漁業集落排水事業会計予算の２件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、桐谷和孝君。

○水道局長（桐谷　和孝君）　ただいま一括議題となりました議案第２１号、令和８年度対馬市水道事業会計予算及び議案第２２号、令和８年度対馬市漁業集落排水事業会計予算につきまして提案理由とその内容を御説明申し上げます。

まず、議案第２１号について御説明申し上げます。予算書３ページをお願いいたします。

第１条で令和８年度対馬市水道事業会計の予算は次に定めるところによることを規定し、第２条で業務予定量は給水戸数を１万４，８４９戸、年間総配水量を４１１万８，１３０立方メートル、１日平均給水量を１万１，２８３立方メートル、主要な建設改良事業は５億６，２９０万円で、その内訳は施設整備事業等を３億４，９００万円、簡易水道基幹改良事業を２億１，３９０万円と定めております。

第３条で収益的収入及び支出の予定額を収入で第１款・水道事業収益１０億３，９１９万２，０００円、支出で第１款・水道事業費用１０億３，５４９万３，０００円と定めるものでございます。

第４条で資本的収入及び支出の予定額を収入で第１款・資本的収入４億８，０９０万円、支出で第１款・資本的支出８億１，７７４万２，０００円と定めるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額３億３，６８４万２，０００円は当年度分

消費税資本的収支調整額４，２６２万７，０００円、当年度分損益勘定留保資金２億３，１６１万２，０００円、減債積立金１，２７２万円及び建設改良積立金４，９８８万３，０００円で補塡するものでございます。

４ページをお願いいたします。

第５条で起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定め、第６条で一時借入金の限度額を５億円と定め、第７条で予定支出の各項の経費の金額の流用について定め、第８条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定め、第９条で、一般会計からの負担金の額を定め、第１０条で棚卸資産の購入限度額を１，５００万円と定めるものでございます。

以上、地方公営企業法第２４条第２項の規定により御提案するものでございます。

５ページから予算に関する説明書を、そのうち１２ページから１５ページに給与費明細書を、２５ページからは予算附属資料をそれぞれ添付しておりますので、御参照方よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第２２号について御説明申し上げます。予算書３ページをお願いいたします。

第１条で令和８年度対馬市漁業集落排水事業会計の予算は次に定めるところによることを規定し、第２条で業務の予定量は接続戸数を７０戸、年間総処理水量を１万５，４４４立方メートル、１日平均処理水量を４２立方メートルと定めております。

第３条で収益的収入及び支出の予定額を収入で第１款・漁業集落排水事業収益２，８７０万１，０００円、支出で第１款・漁業集落排水事業費用２，４４３万円と定めるものでございます。

なお、営業費用中、公営企業会計アドバイザリー業務委託料の財源に充てるため、１９０万円を借り入れるものでございます。

第４条で資本的収入及び支出の予定額を収入で第１款・資本的収入１，０１３万７，０００円、支出で第１款・資本的支出１，６１０万７，０００円と定めるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額５９７万円は当年度分消費税資本的収支調整額５７万４，０００円、過年度分損益勘定留保資金３６５万９，０００円及び当年度分損益勘定留保資金１７３万７，０００円で補塡するものでございます。

４ページをお願いいたします。

第５条で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定め、第６条で、予定支出の各項の経費の金額の流用について定め、第７条で、一般会計からの補助金の額を定めるものでございます。

以上、地方公営企業法第２４条第２項の規定により御提案するものでございます。

５ページから予算に関する説明書を、２１ページから予算附属資料を添付しておりますので御

参照方よろしくお願いいたします。

以上で、議案第２１号及び議案第２２号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。これから２件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第１６号から議案第２２号までの７件は配付しております議案審査付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２４．議案第２３号

○議長（春田　新一君）　次に、日程第２４、議案第２３号、令和８年度対馬市一般会計補正予算（第１号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司　克啓君）　ただいま議題となりました議案第２３号、令和８年度対馬市一般会計補正予算（第１号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、国がエネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るために交付した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した推奨事業メニューに係る各種事業を計上したものでございます。予算書３ページをお願いします。

令和８年度対馬市一般会計補正予算（第１号）は次に定めるところによることを規定し、第１条第１項、歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億８８７万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３３１億8，６８７万9，０００円とするものでございます。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、４ページ、５ページの「第１表　歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。８ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、１５款・国庫支出金、２項・国庫補助金は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を総務費国庫補助金６２６万1，０００円、民生費国庫補助金１億2，２７９万５，０００円、農林水産業費国庫補助金１億７，６３９万４，０００円、商工費国庫補助金３４２万9，０００円、それぞれ計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

なお、歳出につきましては別途参考資料をタブレットに掲載しておりますので後ほど御参照く

ださい。１０ページをお願いいたします。

２款・総務費、１項・総務管理費は、離島航路公共交通事業継続緊急支援事業に係る経費６２６万1，０００円を計上しております。

３款・民生費、１項・社会福祉費は高齢者物価高騰対策給付金支援事業に係る経費１億１，８４４万5，０００円を計上しております。

２項・児童福祉費は児童福祉施設物価高騰対策支援事業に係る経費４３５万円を計上しております。

６款・農林水産業費、１項・農業費は肥料価格高騰対策事業に係る経費２，１３０万円及び畜産濃厚飼料費支援事業に係る経費１，２３５万6，０００円を計上しております。

１２ページをお願いいたします。

２項・林業費は、しいたけ種駒植菌量維持支援事業に係る経費９７万円及び原木しいたけ乾燥熱源支援事業に係る経費１４８万8，０００円を計上しております。

３項・水産業費は、学校給食地元水産物供給支援事業に係る経費５００万円及び水産業物価高騰対策事業に係る経費１億3，５２８万円を計上しております。

７款・商工費、１項・商工費は運送事業継続緊急支援事業に係る経費３４２万9，０００円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　この議案第２３号については物価高騰対策ということで1月の臨時議会に引き続きやっていると思うんですが、また、燃油高騰対策が主になっているんですが、本当に、今、燃油高騰対策が必要なのかどうなのか、疑問に思っているところです。暫定税率の部分についても、前倒しで、今、補塡があっています。それから、バス・タクシーについて、これは皆さん御存じのとおりたくさん観光客も来ていただいて、経営的にそんなにこの補塡が必要な業種なのか。そのあたり燃油の今の値段がどのくらいになっているのか、そのあたりについても最新のデータも含めて委員会でお示しいただいて、この業界よりもほかに物価高騰対策を打つべきだったのかどうなのか、そんな疑念が起こらないような、そんな準備をしていただきたいと思います。

特に私の属している総務文教厚生委員会よりも産業建設委員会のほうが多いと思いますので、委員長、どうぞよろしくお願いいたします、そのあたり。失礼します。

いかがですか。燃油高騰対策。

○議長（春田　新一君）　答弁はいいですか。１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　燃油高騰対策、本当に必要なのかどうなのか、データはありますか。

○議長（春田　新一君）　しまづくり推進部長、藤田浩徳君。

○しまづくり推進部長（藤田　浩徳君）　お答えいたします。

今現在、燃油の最新のデータが手元にございませんので委員会までに準備するようにいたします。

○議長（春田　新一君）　１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　やはり今何が必要なのか、予算を作成するときにはデータを示して、これだけ困っていらっしゃるからここを優先的に支援いたしますというのが予算を組むときに必要な作業だと思っています。ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○議長（春田　新一君）　以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

明日は定刻から本会議を開き、議案説明等を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後４時00分散会

令和８年　第１回　対　馬　市　議　会　定　例　会　会　議　録（第２日）

令和８年２月25日（水曜日）

議事日程（第２号）

令和８年２月25日　午前10時00分開議

日程第１　議案第24号　対馬市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

日程第２　議案第25号　対馬市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日程第３　議案第26号　対馬市防災会議条例の一部を改正する条例

日程第４　議案第27号　公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

日程第５　議案第28号　対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

日程第６　議案第29号　対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例

日程第７　議案第30号　対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例

日程第８　議案第31号　対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例

日程第９　議案第32号　対馬市体育施設条例の一部を改正する条例

日程第10　議案第33号　対馬市火入れ条例の一部を改正する条例

日程第11　議案第34号　対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例

日程第12　議案第35号　対馬市火災予防条例の一部を改正する条例

日程第13　議案第36号　対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について

日程第14　議案第37号　あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（根緒原陽地区）

日程第15　議案第38号　あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（土寄地区）

日程第16　議案第39号　あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（水崎地区）

日程第17　議案第40号　第３次対馬市総合計画について

日程第18　議案第41号　対馬市過疎地域持続的発展計画について
日程第19　議案第42号　辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
日程第20　議案第43号　友好都市の提携について
日程第21　同意第１号　対馬市教育委員会委員の任命について
日程第22　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第23　諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第24　請願第１号　対馬市立鶏鳴幼稚園の閉園方針に関する地域住民への説明協議徹底を求める請願書

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第24号　対馬市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例
日程第２　議案第25号　対馬市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
日程第３　議案第26号　対馬市防災会議条例の一部を改正する条例
日程第４　議案第27号　公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
日程第５　議案第28号　対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
日程第６　議案第29号　対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例
日程第７　議案第30号　対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例
日程第８　議案第31号　対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例
日程第９　議案第32号　対馬市体育施設条例の一部を改正する条例
日程第10　議案第33号　対馬市火入れ条例の一部を改正する条例
日程第11　議案第34号　対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
日程第12　議案第35号　対馬市火災予防条例の一部を改正する条例
日程第13　議案第36号　対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
日程第14　議案第37号　あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（根緒原陽地区）
日程第15　議案第38号　あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（土

寄地区）

日程第16　議案第39号　あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（水崎地区）

日程第17　議案第40号　第３次対馬市総合計画について

日程第18　議案第41号　対馬市過疎地域持続的発展計画について

日程第19　議案第42号　辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について

日程第20　議案第43号　友好都市の提携について

日程第21　同意第１号　対馬市教育委員会委員の任命について

日程第22　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第23　諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第24　請願第１号　対馬市立鶏鳴幼稚園の閉園方針に関する地域住民への説明協議徹底を求める請願書

出席議員（17名）

１番　針谷　広己君	２番　吉野　　元君
３番　諸松瀬里奈君	４番　東　　圭一君
５番　内山　吉寿君	６番　佐伯　達也君
７番　安田　壽和君	８番　糸瀬　雅之君
９番　陶山荘太郎君	10番　坂本　充弘君
11番　脇本　啓喜君	12番　黒田　昭雄君
13番　波田　政和君	14番　上野洋次郎君
15番　大浦　孝司君	16番　島居　真吾君
17番　春田　新一君	

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	志賀　慶二君	次長	藤原　亘宏君
係長	平山　公年君	係長	小島　　亮君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵　　輝孝君
副市長	一宮　　努君
教育長	糸瀬　英俊君
総務部長	庄司　克啓君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	犬束　幸吉君
しまづくり推進部長	藤田　浩徳君
観光推進部長	平間　博文君
市民生活部長	阿比留忠明君
未来環境部長	三原　立也君
福祉部長	田中　光幸君
保健部長	阿比留正臣君
農林水産部長	平川　純也君
建設部長	原田　武茂君
水道局長	桐谷　和孝君
教育部長	扇　　博祝君
中対馬振興部長	日高　勝也君
上対馬振興部長	原田　勝彦君
消防長	井　　浩君
会計管理者	勝見　一成君
監査委員事務局長	神宮　秀幸君
農業委員会事務局長	栗屋　孝弘君

午前10時00分開議

○議長（春田　新一君）　おはようございます。

ただいまから、議事日程第２号により、本日の会議を開きます。

日程第１．議案第２４号

日程第２．議案第２５号

○議長（春田　新一君）　日程第１、議案第２４号、対馬市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例及び日程第２、議案第２５号、対馬市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を

改正する条例の２件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長、阿比留忠明君。

○市民生活部長（阿比留　忠明君）　ただいま一括議題となりました議案第２４号及び第２５号につきましては、市民生活部の所管でありますので、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書は７ページをお願いいたします。

初めに、議案第２４号、対馬市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例でございますが、平成２８年１月から個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの発行が開始されたことに伴い、住民基本台帳カードは平成２７年１２月をもって発行が終了いたしました。この住基カードの有効期限は発行から１０年であり、全ての住基カードは令和７年１２月までに失効、無効となったため、本条例を廃止するものです。

次に、議案第２５号、対馬市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例でございますが、議案書は９ページ、新旧対照表は２ページから３ページをお願いいたします。

今回の改正は、先ほど議案第２４号で御説明いたしました対馬市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止に伴い、住基カードに印鑑登録証の利用情報を記録することができなくなり、有効な住基カードが存在しなくなったため、所要の改正を行うものでございます。具体的には、第３条第２項、印鑑の登録申請の例外規定、第８条の２、印鑑登録証の交付の特例規定、第１４条の２、印鑑登録証明の申請の特例規定を削除いたします。

また、附則で施行期日を公布の日からとしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから２件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第２４号、対馬市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２５号、対馬市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第３．議案第２６号

日程第４．議案第２７号

○議長（春田　新一君）　日程第３、議案第２６号、対馬市防災会議条例の一部を改正する条例及び日程第４、議案第２７号、公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の２件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司　克啓君）　ただいま一括議題となりました議案第２６号、対馬市防災会議条例の一部を改正する条例について及び議案第２７号、公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

まず、議案第２６号、対馬市防災会議条例の一部を改正する条例について、議案書は１１ページ、新旧対照表は４ページをお願いいたします。

今回の改正は、防災会議の委員構成の見直しを行い、今後の本市組織体制の変動や多様化する防災課題に、的確かつ柔軟に対応できる体制を整備するため、条例第３条の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、第５項に新たに第８号及び第９号を加え、自主防災組織を構成する者、学識経験者、その他市長が必要と認める者を委員として任命できるよう、規定を整備するものであります。これにより、地域防災力の向上及び専門的知見の活用を図り、防災会議の実効性の確保につなげるものであります。

また、これまで各号ごとに定めていた委員定数の規定を削除し、委員定数を設けない方式へ見直すものであります。本市においては、副市長２名体制への移行及び新たな部の設置に伴い、第

４号委員、すなわち市長部局内の職員の委員定数についても見直しが必要な状況となっております。

しかしながら、各号別に固定的な定数を設ける方式では、今後の組織改編や行政課題の変化に応じた機動的な委員構成の確保が困難となるおそれがあります。また、県内他市の状況を見ましても、総数のみを規定する方式や定数を設けない柔軟な運用が広く採用されております。

これらの状況も踏まえ、本市においても委員定数を設けない方式へ見直すことにより、組織体制の変動及び多様化する防災課題に対応した、柔軟かつ機動的な委員選任を可能とすることが適当であると判断したものであります。

なお、附則で施行期日を令和８年４月１日としております。

次に、議案第２７号、公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について、議案書は１３ページ、新旧対照表は５ページをお願いいたします。

今回の改正は、非常勤職員、各会計年度任用職員として任用している島おこし協働隊について、現行条例では団体への派遣が認められていないため、多様化する地域のニーズに対応するため、雇用形態を拡充し団体への派遣が認められるよう所要の改正を行うものです。

なお、関連する規則の一部についても所要の改正を併せて行うこととしております。

また、島おこし協働隊を団体委託型、個人委託型と雇用形態を拡充するため、対馬市島おこし協働隊設置要綱についても所要の改正を行い、附則といたしまして令和８年４月１日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから２件に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。７番、安田壽和君。

○議員（７番　安田　壽和君）　改正の内容で、追加されている（８）の自主防災組織を入れるということで書いてありますが、現在、対馬島内で自主防災組織が何団体ぐらい設置されているかお尋ねいたします。

○議長（春田　新一君）　総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司　克啓君）　お答えいたします。

令和７年８月１日現在でございますが、自主防災組織は２３団体登録されております。

○議長（春田　新一君）　７番、安田壽和君。

○議員（７番　安田　壽和君）　ありがとうございます。１８０行政区等がありつつ、まだ２３団体しかできていないというような状況ですので、市のほうも今後、市民の安心安全を守るためには地域の自主防災組織を組織し、高齢者等、子どもたち、安心に避難等ができるような体制を、

できれば市のほうから各自治会へのお願いへ、今もやってあるとは思いますけれども、もうちょっと積極的にやっていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（春田　新一君）　ほかにありませんか。９番、陶山荘太郎君。

○議員（９番　陶山　荘太郎君）　地域の防災力を上げるために、この防災会議の中の構成員として上げるのは十分に理解できますけども、やはり防災会議の中に入れると同時に、機動力のある職員というか、その機動性を持たせないと、地域に出向いて自主防災組織の構成とか、そういう指導をやっていただくような体系にしないと、この事業は進まないと思いますので、そこら辺も含めて今後検討をお願いします。

以上です。

○議長（春田　新一君）　答弁ありませんか。

ほかにありませんか。２番、吉野元君。

○議員（２番　吉野　　元君）　島おこし協働隊の公益的法人等への派遣についてお尋ねします。

この公益的法人等というところの定義について、既にもうあらかじめ決まっているのか、あるいは今後検討されるのかお尋ねします。

○議長（春田　新一君）　しまづくり推進部長、藤田浩徳君。

○しまづくり推進部長（藤田　浩徳君）　お答えいたします。

今回の条例改正は、職員を派遣するに当たって、今の協働隊の身分が臨時職員ということで、現行条例ではいわゆる正規職員しか外部への派遣ができないというところで、まず島おこし協働隊を外部派遣できるようにということで、条例改正をいたします。

その条例に基づいての規則のほうで、派遣先が一応定められておりまして、読み上げます。対馬栽培漁業振興公社、対馬観光物産協会、対馬市農業振興公社、対馬地域商社、対馬市国際交流協会、対馬市社会福祉協議会とこちらに一応限定はされております。

なので派遣する場合は、今のところ４月からも今の団体が派遣先というふうに限定される形にはなりますけど、それ以外の団体の場合は、委託という形で協働隊の採用ができるように、そういうふうに協働隊の設置要綱を改正しておりますので、そちらで対応したいと思っております。

○議長（春田　新一君）　いいですか。

○議員（２番　吉野　　元君）　はい。

○議長（春田　新一君）　ほかにありませんか。１３番、波田政和君。

○議員（１３番　波田　政和君）　おはようございます。ちょっと公益的法人について再度確認したいんですが。今、しまづくり推進部長が言われるように、何か所かありましたよね。その法人は公益的法人と認定してるんですか。

○議長（春田　新一君）　どちらですか、総務ですか。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司　克啓君）　お答えいたします。

一応、規則のほうでは定めておりますけれども、認定をしているかどうかという詳しい経緯までは、ちょっと今のところ手持ちがございませんので、後ほど詳しい内容をお伝えしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（春田　新一君）　１３番、波田政和君。

○議員（１３番　波田　政和君）　すみません、急に振りまして。これまでも公益的という言葉が幾つも出たと思うんですよね。そういう中で、この一部だけを改正する以上は、公益的という言葉そのものが大事なんですよね。だから、我々も所管委員会であちこち調査をしたときに、はてなと思うところがたくさんありましたので、この辺を明確に、どの段階かで早急にお願いしたいなと提案しておきますので、よろしくお願いします。

○議長（春田　新一君）　ほかにありませんか。１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　今、総務部長のほうから後ほどということですが、これは一括採決を予定されているんですが、後ほどでよろしいんでしょうか、公益的法人の定義について。今、本庁にでも連絡を取って、どういうふうな定義になっているのか、送ってもらう必要はありませんか。後ほどでよろしいですか。一括採決を予定されていますが。

○議長（春田　新一君）　総務部長、すぐできます。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　ほかのことをせずに、その間に送ってもらってもいいじゃないですか。ほかの審議をしといて。

○議長（春田　新一君）　それでいいですか。休憩のときに送ってもらう。今できるなら今でいいですけど。今で。それでいいですか。そのようにします。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　じゃあ、採決は後にしてください。

○議長（春田　新一君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認めます。本件は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。議案第２６号は後ほど採決ということになります。（「２７号」と呼ぶ者あり）議案第２７号ですね、失礼しました。

それでは、対馬市防災会議条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第５．議案第２８号

○議長（春田　新一君）　続きまして、日程第５、議案第２８号、対馬市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司　克啓君）　ただいま議題となりました議案第２８号、対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書は１５ページ、新旧対照表は６ページから７ページでございます。

現在、自動販売機の設置に係る使用料につきましては、対馬市行政財産における自動販売機設置取扱要綱に基づき、運用を行っております。

しかしながら、地方自治法第２２８条第１項の定めるところによりますと、使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされております。

今回の改正は、自動販売機の設置に係る使用料について、法の趣旨に則った適正な運用を図るため、本条例において新たに条項を定め、使用料の徴収を行うものでございます。改正内容でございますが、第８条第１項第２号中、土地の次に「及び建物」を追加し、併せて別表第２の表に自動販売機の項と同表備考に関連する２号を追加するものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は令和８年４月１日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　この条例によりますと、一律同じ値段だということになっていると思うんですが、市場を考えると、たくさん売れるところは高い使用料をとって、それほどでもないところは値段を下げるというのが市場原理だと思うんですが、このたくさん売れるところも、それからそうでないところも、同じ値段にするという理由をお聞かせください。

○議長（春田　新一君）　総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司　克啓君）　今回の使用料につきましては、あくまでも土地の使用料でございまして、売上げで判断するものではなく、土地の評価額等を基にして使用料を定めるものでございますので、一律としております。

○議長（春田　新一君）　１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　土地の評価額を基準にということですが、どういうところを今貸出しをしていて、そしてその土地の評価額は幾らなのかという資料はございますか。

それと、今こういうことを言っているのは、国際ターミナルの広告料についても、比田勝と厳原は違った値段になっているはずなんですね。そういったことをやっているのに、この件については一律だというのは、少しダブルスタンダードなような気がします。対馬市としてどういった理由で同じ値段、どういったことで違う値段に設定しているのか、そのあたり分かる範囲で結構です。答弁をお願いします。

○議長（春田　新一君）　脇本議員に申し上げます。委員会付託になってますので、また委員会でもゆっくりもんでいただければいいと思います。今、言われたとこありますか、資料は。（発言する者あり）なければ、委員会でまた。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第２８号は、配付しております議案審査付託表のとおり、総務文教厚生委員会に付託をいたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第６．議案第２９号

○議長（春田　新一君）　次に、日程第６、議案第２９号、対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司　克啓君）　ただいま議題となりました議案第２９号、対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書は１７ページ、新旧対照表は８ページから９ページでございます。

今回の改正は、かねてより美津島町大山地区に建設中でございました、対馬市大山地区集会施設の完成に伴う所要の改正でございます。

改正の主な内容は、第２条の表に、対馬市大山地区集会施設の項を追加するものでございます。

なお、附則において、施行期日を公布の日からとしており、併せて対馬市生活館条例の一部を改正し、第２条の表から大山生活館の項を削るものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。７番、安田壽和君。

○議員（７番　安田　壽和君）　失礼します。ここの新旧対照表の中に、改正案の中に、位置というところがあって、２４８地先埋立地とありますが、これは地番が抜けてはないんでしょうか。そこだけ確認したいんですけど、また後で訂正とかならないうちに。

○議長（春田　新一君）　いいですか。（発言する者あり）総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司　克啓君）　申し訳ございません。確認をさせていただきまして、修正等でよろしいですかね。確認させていただきます。

○議長（春田　新一君）　よろしいですか。ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。これから……。

８番、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　採決じゃないでしょう。確認中に、もうやってますから、これは先ほど一緒に、後で採決に回すということで、じゃないんですか。

○議長（春田　新一君）　時間かかるちゃろ。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司　克啓君）　失礼します。先ほど指摘がございましたように、番地が抜けております。２４８番地先が正でございます。

○議長（春田　新一君）　議案の訂正でよろしいでしょうか。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　はい。手続きはそれでいいんですか、口頭だけで。

○議長（春田　新一君）　皆様がよければいいですけど。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　手続きは口頭だけでいいんですか。（「後で文書でいただきます。その正誤表みたいなものですけど。よろしいですか」と呼ぶ者あり）

いいから、それでオーケーと言えばいいんですね。

○議長（春田　新一君）　それでいいですか。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　はい。

○議長（春田　新一君）　それでは、これから討論、採決を行います。

議案第２９号、対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認めます。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第７．議案第３０号

○議長（春田　新一君）　日程第７、議案第３０号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、藤田浩徳君。

○しまづくり推進部長（藤田　浩徳君）　ただいま議題となりました議案第３０号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

議案書は１９ページ、新旧対照表は１０ページから１１ページをお願いします。

今回の改正は、市内路線バス運行の効率化を図るため、現在、美津島町尾崎から同雞知宮前まで児童生徒の皆さんが利用されているスクールバスに、一般の方が混乗できるように見直しを行うことから、スクールバス混乗路線として、条例第４条第２項に雞知・尾崎線を加えるものでございます。

運行区間は、尾崎から対馬病院の間で、現在、対馬交通株式会社が運行する同区間の路線は、令和８年３月末で廃止となります。料金につきましては、現行路線と同額で設定しております。

なお、附則といたしまして、施行日を令和８年４月１日としております。

以上で、議案第３０号の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第３０号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例について、討論

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第８．議案第３１号

日程第９．議案第３２号

○議長（春田　新一君）　続きまして、日程第８、議案第３１号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例及び日程第９、議案第３２号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例の２件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇　　博祝君）　ただいま一括議題となりました議案第３１号及び第３２号につきましては、教育委員会所管の議案でございますので、提案理由とその内容について御説明させていただきます。

なお、本条例改正につきましては、内容の修正を伴い御迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

今回の条例改正では、鶏鳴幼稚園を含んだ条例改正を予定しておりましたが、統合推進計画に伴う地区説明会を失念しており、地区との合意形成が不十分でございました。その結果、条例改正を一部修正させていただきました。今後におきましては、十分な説明を行い、御理解をいただくよう改めて取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

では、改めまして議案の説明に入らせていただきます。

初めに、議案第３１号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例でございますが、新旧対照表の１２ページをお願いいたします。

今回の改正は、令和９年４月から美津島町の対馬市立今里小学校を鶏鳴小学校へ、また同じく美津島町の対馬市立美津島北部小学校を豊玉小学校へ統合することにつきまして、保護者の同意並びに関係地区との合意を交わすことができましたので、統合を行うための所要の改正を行うものでございます。

条例の改正部分でございますが、別表第１の１、小学校の表中、対馬市立今里小学校の項及び対馬市立美津島北部小学校の項を削るものでございます。このことにより、令和９年度における学校数は、小学校１２校、中学校１０校となります。今後につきましては、児童の交流事業等を

行いながら、スムーズな統合ができるように努めてまいります。

なお、附則で、施行期日を令和９年４月１日としております。

次に、議案第３２号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例でございますが、新旧対照表の１３ページをお願いいたします。

今回の改正は、学校の統廃合により、令和８年３月末で廃校となります厳原町の豆酘小学校体育館につきまして、地区関係者の皆様より、社会体育施設として活用したいとの要望がございましたので、所要の改正を行うものでございます。条例の改正部分でございますが、別表第１中、対馬市日新館武道場の項の次に、対馬市豆酘体育館、対馬市厳原町豆酘６２６番地を加えるものでございます。

なお、附則で、施行期日を令和８年４月１日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから、２件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　細かいかもしれませんが、冒頭おわびがあったにもかかわらず、学校数の中で幼稚園の園数、これ学校教育法で学校ですから、校数を言うべきだと思いますが、そのあたり認識はどういう認識でしょう。最初におわびをしたのに、そこが抜けているというのは、どうしてかなというふうに私は思いますが。

○議長（春田　新一君）　教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇　　博祝君）　失礼いたします。特に、故意的に幼稚園のほうを入れていないというわけではございませんで、これまでの説明においても、小学校、中学校の校数で説明してまいりましたので、同じような形に説明させていただきました。

今後につきましては、その分についても、また説明の折には入れるなどの形を考えさせていただきたいと思います。

○議長（春田　新一君）　よろしいですか。

はい。ほかにありませんか。１２番、黒田昭雄君。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　昨日からちょっとお時間を取っていただいて、本当に恐縮をしております。この統合という部分で、昨日、統合推進計画に則ってという部分で、市長と教育長の質問をさせていただいたわけなんですけども、その昨日の答弁は、教育長のほうが、第３問目、非常に大事な質問であったにもかかわらず、○○○○○○○○○○○答弁をされてましたので、もう一回ちょっと質問させていただきたいと思います。

一応この３問目というのは、公正な選定方法を問うたわけですけれども。（「これと違うでし

ょうが」と呼ぶ者あり）違う、いいじゃないですか。

○議長（春田　新一君）　幼稚園については違いますので、学校教育ですから。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　いいじゃないですか。取り消した話が出るわけだから、いいじゃないですか、ここで話しても。

○議長（春田　新一君）　いやいや、それはちょっと。議案についてちょっとずれてますので、それの部分は除いてください。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　ずれてないよね。何もずれてないじゃないですか。今、おわびしていたじゃないですか。

○議長（春田　新一君）　小学校の統合についての議案ですので。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　いや、今、おわびしていたじゃないですか、しっかり。

○議長（春田　新一君）　そのおわびについての部分も。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　おわびしていた話の内容のことを問うているわけです。

○議長（春田　新一君）　おわびを議案の中でした……。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　そこまで議長が止める必要がないんじゃないですか。（「議長、判断してください」と呼ぶ者あり）

○議長（春田　新一君）　それはやはり、昨日も黒田議員さん一生懸命やられましたけど、この部分にはちょっと違いますので、議案が違いますので……。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　そんなに職権を……。

○議長（春田　新一君）　昨日のことをおわびされたのは、最初は教育部長しましたけど、この議案については学校施設ですので、ちょっと違うと思います。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　幼稚園は学校ですけどね。

○議長（春田　新一君）　学校ですけど、統合ですから、学校の。

（「議題と違うちゅうことですね」「暫時休憩したほうがいいんじゃないですか。こんなの話してもいいんですか、これテレビで」と呼ぶ者あり）学校の統合についてのであればいいですよ。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　学校じゃないですか、幼稚園も。（「幼稚園の議題も上がってないんですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（春田　新一君）　議題が上がってないじゃないですか。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　おわびしたじゃないですか。おわびした話をしたいんです。

○議長（春田　新一君）　それは昨日のおわびをしましたと。あなたの説明に対しておわびをしましたという、質問に対しておわびをしましたということで、私は理解をします。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　そんな議長の職権をここで働かすのおかしいんじゃないですかね。（「暫時休憩したらいい」と呼ぶ者あり）昨日答えてないことを……。

○議長（春田　新一君）　暫時休憩します。

午前10時46分休憩

午前10時48分再開

○議長（春田　新一君）　再開します。

ほかにありませんか。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　説明してください。議長が今何を話をしたのかを。そうじゃないと、市民が分からないじゃないですか。再開した時に。再開させてください。

○議長（春田　新一君）　ただいまの黒田議員からの質問に対して、私のほうは議案第３１号の対馬市立学校教育の条例ですので、鶏鳴幼稚園とは違いますということで打ち切りました。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております２件については、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。（「２件、３２号は」と呼ぶ者あり）

２件の委員会を付託を省略しますということです。（「質疑」と呼ぶ者あり）省略しますということです。（発言する者あり）省略します。（「次は質疑」と呼ぶ者あり）質疑は終わりましたけど、あります何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。２件は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第３１号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３２号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１０．議案第３３号

○議長（春田　新一君）　続きまして、日程第１０、議案第３３号、対馬市火入れ条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産部長、平川純也君。

○農林水産部長（平川　純也君）　ただいま議題となりました議案第３３号、対馬市火入れ条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

新旧対照表は１４ページから１５ページでございます。

まず、今回条例の改正を行う理由でございますが、令和７年２月２６日に発生した岩手県大船渡市の林野火災を踏まえ、修正されました国の防災基本計画の内容を受け、改正するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第１４条火入れの中止項目において、現行の強風注意報、火災警報及び特別警報が発令された時に加え、乾燥注意報、林野火災注意報、林野火災警報を新たに追加するものでございます。

なお、施行期日は公布の日からとしております。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第３３号、対馬市火入れ条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１１．議案第３４号

○議長（春田　新一君）　続きまして、日程第１１、議案第３４号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。観光推進部長、平間博文君。

○観光推進部長（平間　博文君）　ただいま議題となりました議案第３４号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容につきまして、御説明申し上げます。

新旧対照表の１６ページをお願いいたします。

今回の改正は、整備を進めてまいりましたあそうベイパーク整備事業におきまして、新しいキャンプ場管理棟が完成しましたので、そのキャンプ施設の使用料の改定をお願いするものであります。

あわせて施設の老朽化が著しく、休止をしておりました厳原町内山地区に設置しております鮎もどし自然公園のキャンプ場の施設使用料の削除をお願いするものでございます。

主な改正内容ですが、別表第２、鮎もどし自然公園のキャンプ場施設としての機能廃止に伴う、使用料区分を全て削除いたします。

続きまして、１７ページをお願いします。

あそうベイパークに係る部分ですが、温水シャワー、ランドリー機能などを有する高機能なキャンプ場管理棟の整備に伴いまして、上段部分からですが、テント（６人用・高規格）の使用料につきましては、変更はございません。３段目、４段目のフリーサイト、オートサイト電源付きの使用料を温水シャワー、ランドリー使用料を含めた中で現行の使用料の約２倍の３，０００円と４，０００円に改正するものであります。

また、午前９時から午後４時までの間、使用するデイキャンプの使用料区分を新たに追加し、サイト使用料の６０％としております。

そのほかに、温水シャワー、ランドリーの単独の使用料の設定、手ぶらキャンプでも楽しめるため、焚火台、タープなどの貸し出し備品の使用料、キャンプを楽しんだ後のごみについては、ごみステーションを整備していますので、対馬市の４５リットルごみ袋１袋１００円で設定をしております。

なお、附則で、施行期日を令和８年４月１日としております。この施設は、令和４年度に作成しました、あそうベイパーク整備計画の主事業として整備したものであります。あわせて、ソフト事業でも市内の観光施設等のプロモーション映像、ＶＲ映像も作成しておりますので、施設利用者は管理棟でそれらの映像等をモニターやＶＲ機器を使って見ることができ、対馬観光の情報発信基地として機能も有しております。

開設後はあそうベイパークが新たな観光拠点施設として、また、市民の憩いの場として本市の交流人口の拡大、アウトドアとしての魅力向上に取り組んでまいります。

なお、今回の利用料設定につきましては、市内の同種、同規模の設備の利用料金や県内外の施設を参考に設定をしたものであります。

施設の稼働開始時期につきましては、完成した管理棟の前面に位置する旧管理棟の解体工事の完了が令和８年５月末までとなっておりますので、完了後の７月を目標に進めてまいります。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、産業建設委員会に付託します。

暫時休憩します。再開を１１時１５分からとします。

午前11時01分休憩

午前11時15分再開

○議長（春田　新一君）　再開します。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　議長、よろしいですか。ちょっと……。

○議長（春田　新一君）　８番、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　ちょっと私のほうから、先ほど議案第３１号の対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例の中で、黒田議員の発言についてちょっと触れたいと思いますけども、昨日、この鶏鳴幼稚園の件で教育委員長のほうが謝罪をされた部分に関しまして、先ほど質疑の中で黒田議員のほうから教育長の○○○○○○○○○○○○○○答弁をされたということで、この○○○○という言葉、議員として教育長に対する発言が私は不適切じゃないかと思っていました。

今、議会改革特別委員会でパワハラについても協議を今している段階の中、そのような発言と

いうのも、私の中ではこの黒田議員の発言は許しがたい発言であったと思いますが、ここで議長のほうの判断ですが、謝罪等を私は求めたいと思いますが、どうでしょうか。議長。

○議長（春田　新一君）　１２番、黒田昭雄議員。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　弁明という形ではないんですけども、まず私が質疑をしておけば、○○○○○○○○○○というのは十分分かると思うんですよ。私は昨日、３回目の質問においては、まず教育長が「厳原幼稚園だけ残しますと言ったら反対ではないですか。それと鶏鳴幼稚園の人、申し訳ないけど幼稚園に行きたい人は厳原に行ってください」と、この発言に対して教育長も許される発言ではないとおっしゃったんですよ。丁寧に説明を尽くしていきますというその答弁が２問目であったんですけども。だから、私３問目で、ならば丁寧な説明をしていくんだったら公正な選定方法をしていきませんかと問うたわけですけれども、そこで教育長は全く的外れなんですね。私は、統合自体反対してないのに、一定数の児童がいないと云々くんぬんと言って、私が求めたのは保護者説明会がすごく短絡的な説明しかなされなかったので、その私の提案として学校教育課長が教育のプロだから、そういった専門的な知見を最大限に発揮して、真に園児の教育のためと誰もが認めるような公正なプロセス、それを考えませんかと。納得性の高い選定方法にどのように構築していくのかということを問うたわけですけれども、それがその全く的外れな、こんなことは一切答えなかったので今回、私ももう一回質疑させてもらおうと思った次第なんですけども。

これこういった、ちょっと言い過ぎな発言やったかもしれんけども、本当に的外れな発言をされたので、私ども質疑３回しかできないから、もう次に答えようはなかったのでもう黙っておいたわけですけれども、そういった次第であります。

もし、これが議会で言うというか、世間というか、慣例上言うていけない言葉であれば、それは認めて謝罪をしたいと思います。それがそういう言葉であればですね。それは調べてください。

○議長（春田　新一君）　黒田議員のはそこで終わりまして、今の糸瀬議員が求めているのは、その失礼な言葉があったから、そこをどうするのか、その言葉を私としては訂正ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。（「わかりました。いいですよ」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。糸瀬議員。それでよろしいですか。８番、糸瀬雅之議員。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　今、いろいろと言い訳を言われていましたけども、私はただ教育長に対する言葉をしっかりと、教育長がちょっと認識、答弁の内容が違っていたということは理解ができなかったでいいわけですよね。ですから、そういった○○○○○○○○○○というのは的外れな私は答えじゃないかと思いますので、（発言する者あり）先ほど、そのように議長の判断でお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　分かりました。では、そういうことで訂正をさせていただきます。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１２．議案第３５号

○議長（春田　新一君）　それでは、日程第１２、議案第３５号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。消防長、井浩君。

○消防長（井　　浩君）　ただいま議題となりました議案第３５号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、消防本部所管でございますので提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書２９ページから３０ページ、新旧対照表は１９ページから２１ページでございます。新旧対照表を御参照ください。

今回の改正は、近年のサウナブームを背景に従来の屋内の浴室等のサウナ室に設置されるサウナ設備とは異なり、屋外のテント等のサウナ室に設置される消費熱量が小さい簡易的なサウナ設備が増加していることから、安全性を踏まえその特性に応じた内容となるよう所要の見直しを行うものです。

また、令和６年１月１日に発生した石川県輪島市の大規模火災を受けて、大規模地震時の電気火災対策が重要であるとされたことを踏まえ、住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及促進を明記することとされる通知が総務省消防庁予防課長から発出されました。これに伴い、本市火災予防条例の一部を改正する改正を行おうとするものでございます。

まず、第７条の２の見出し中、サウナ設備を一般サウナ設備に改め、同条第１項中サウナ室に設ける放熱設備を一般サウナ設備、第１項、第２号、第２項中のサウナ設備を一般サウナ設備に改め、同条を第７条の３として、第７条の２に簡易サウナ設備を新設するものです。この簡易サウナ設備の定義はテント型サウナ室、または円筒形でありかつ木製のバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、屋外、その他の直接外気に接する場所に設ける定格出力６キロワット以下のものであり、かつ薪または電気を熱源とするものです。

なお、同条第１項、第２項で位置、構造等の基準を定めています。

次に、第２９条の７は住宅における火災の予防を推進するため、同条第１項、第１号中、住宅用防災機器の次に感震ブレーカーを加えることとしました。さらに、第４４条、火を使用する設備等の設置の届出で第６号の次に第６号の２、簡易サウナ設備を加え、第７号中サウナ設備を一般サウナ設備に改めるものです。

なお、附則で施行期日につきましては、令和８年３月３１日からとしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく

お願い申し上げます。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第３５号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１３．議案第３６号

○議長（春田　新一君）　次に、日程第１３、議案第３６号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司　克啓君）　ただいま議題となりました議案第３６号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書は、３１ページをお開きください。

本案は、先ほど議案第２９号で可決いただきました対馬市大山地区集会施設の管理運営につきまして、市内各地区において管理していただいている各集会施設と同様に大山地区に管理をお願いしようとするものでございます。

なお、根拠法令は地方自治法第２４０の２第６項でございます。

指定の期間でございますが、現在同地区にあります大山生活館の用途を廃止することから、当施設の指定管理期間を令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間としております。

また、先ほど議案第２９号で御指摘のありました所在地番につきまして、本議案についても誤りがございます。正しくは対馬市美津島町大山２４８番地先埋立地でございますので、修正をさ

せていただきたいと思います。申し訳ございません。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第３６号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１４．議案第３７号

日程第１５．議案第３８号

日程第１６．議案第３９号

○議長（春田　新一君）　日程第１４、議案第３７号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（根緒原陽地区）から、日程第１６、議案第３９号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（水崎地区）の３件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産部長、平川純也君。

○農林水産部長（平川　純也君）　ただいま一括議題となりました議案第３７号、議案第３８号及び議案第３９号につきまして、続けて提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本３議案は、いずれもあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、地方自治法第９条の５第１項の規定により新たに生じた土地を確認し、同法第２６０条第１項の規定により字の区域を変更するため、議会の議決をお願いするものでございます。

まず初めに、議案第３７号、根緒原陽地区でございますが、議案書の３３ページをお願いいたします。

本件は、対馬市が事業主体で施工しました根緒漁港整備事業に伴い漁港施設として公有水面の埋立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を対馬市美津島町根緒字根緒原陽に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、３５ページの位置図に埋立区域として示している部分、また埋立区域の形状及び用途につきましては３６ページの字図、３７ページの求積図に着色表示している部分でございます。

なお、今回新たに生じた土地は、図面の表示のとおり対馬市美津島町根緒字根緒原陽７３番１２地先で、面積が１８９．２３平方メートルの土地でございます。

次に、議案第３８号、土寄地区でございますが、議案書の３９ページをお願いいたします。

本件は、対馬市が事業主体で施工しました根緒漁港整備事業に伴い、漁港施設として公有水面の埋立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を対馬市美津島町尾崎字土寄に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、４１ページの位置図に埋立区域として示している部分、また埋立区域の形状及び用途につきましては４２ページの字図、４３ページの求積図に着色表示している部分でございます。

なお、今回新たに生じた土地は、図面の表示のとおり対馬市美津島町尾崎字土寄１２４番１から１２４番５に至る地先で、面積が２，９３８．９３平方メートルの土地でございます。

次に、議案第３９号、水崎地区でございますが、議案書の４５ページをお願いいたします。

本件は、旧美津島町が事業主体で施工しました尾崎漁港改修事業に伴い、漁港施設として公有水面の埋立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を対馬市美津島町尾崎字水崎に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、４７ページの位置図に埋立区域として示している部分、また埋立区域の形状及び用途につきましては４８ページの字図、４９ページの求積図に着色表示している部分でございます。

なお、今回新たに生じた土地は図面の表示のとおり、対馬市美津島町尾崎字水崎５１７番７地先で、面積が６５７．８６平方メートルの土地でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第３７号、議案第３８号及び議案第３９号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから３件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております３件については、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。３件は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから各案ごとに、討論、採決を行います。

まず、議案第３７号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更（根緒原陽地区）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３８号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更（土寄地区）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３９号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更（水崎地区）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１７．議案第４０号

○議長（春田　新一君）　日程第１７、議案第４０号、第３次対馬市総合計画についてを議題とし

ます。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、藤田浩徳君。

○しまづくり推進部長（藤田　浩徳君）　ただいま議題となりました議案第４０号、第３次対馬市総合計画の提案理由の御説明の前に、別冊の第３次対馬市総合計画の修正をお願いいたします。

修正の内容につきましては、本日お配りしております正誤表のとおりでございます。本日タブレット上におきましては、読み替えていただくということで御了承いただければと思います。お手数をおかけして申し訳ございません。

それでは、提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書は５１ページでございます。

現行の第２次対馬市総合計画及び第２期対馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略が今年度末で計画期間の終期を迎えるに当たり、次期総合計画と総合戦略を一体化した第３次対馬市総合計画を別冊のとおり策定することにつきまして、対馬市市民基本条例第１５条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別冊の第３次対馬市総合計画をお願いいたします。

概略となりますが、計画の内容について御説明いたします。

１ページから１０ページにつきましては、第１章「序論」として本計画の見方、使い方、実施体制、計画の位置づけと期間、対馬の魅力、未来に残したい対馬の豊かさ、ＳＤＧｓについて記載しております。

本計画は、対馬市の全分野別計画の最上位の計画として「構想」と「戦略」で構成し、「構想」において１０年後の目標を掲げ、中長期的なしまづくりテーマと目指す姿を示した上で、構想に基づく「戦略」において、まずは5年後の目標を設定し前期5年間で特に力を入れて挑戦する方針や継続的に進めていく方針を示し、5年後にはその進捗を評価し軌道修正を加えた後期5年間の戦略を決定することとしております。

１１ページからが、「構想」についての記載となっております。

構想の計画期間は、令和8年度から令和１７年度までの１０年間となります。

現行の第２次対馬市総合計画における「ひとづくり」、「なりわいづくり」、「つながりづくり」、「ふるさとづくり」という４つの挑戦を本計画において、ひと、なりわい、つながり、ふるさとの４つのテーマとして位置づけ、１０年後の目標、「心豊かに暮らし続けられる共創・自立・循環の宝の島対馬」を掲げ、目標人口を２万３，０００人とし、４つのテーマごとに目指す姿を示しております。

２１ページにその全体図を掲載し、２２ページから３１ページにかけまして、目指す姿ごとに現状における課題やその解決に向けた取組・成果指標などを示しております。

３３ページからが「戦略」についての記載となっております。

戦略の計画期間は、令和８年度から令和１２年度までの５年間となります。

対馬市が１０年後に目指す共創・自立・循環の宝の島への道のりにおいて、最初の５年間でわくわくと可能性が広がる未来を育てる行動が展開されているという目標を掲げ、４つのテーマごとの５年後の未来とそのための方針を示しております。

３７ページから４４ページにかけまして、テーマ「ひと」に関する対馬を盛り上げようとする元気な市民、若者が増えているという目指す未来とその実現に向けたしまづくりに関与する人材の確保と育成、子育てと子どもの育ちがしやすい環境づくり、ミドルシニア層が活躍し続ける環境づくりという３つの方針を掲げ、その方針ごとに特に力を入れて挑戦する攻めの方針とこれまでの施策の維持など持続性を重視する守りの方針を示しております。

４５ページから５１ページにかけまして、テーマ「なりわい」に関する多様な働き方が浸透しているという目指す未来とその実現に向けた産業構造の変革と維持、仕事づくりの挑戦を支える、新たな働き方を生むという３つの方針を掲げ、その方針ごとに特に力を入れて挑戦する攻めの方針とこれまでの施策の維持など持続性を重視する守りの方針を示しております。

５２ページから６２ページにかけまして、テーマ「つながり」に関する「つながりと便利な生活環境、機会がある」という目指す未来とその実現に向けた「地域交通の再編維持と新たな展開」、「公共施設の再編維持と活用」、「集落機能の再編検討」、「危機管理と防災機能の維持」、「コミュニティー再編と新たな展開」という５つの方針を掲げ、その方針ごとに攻めの方針と守りの方針を示しております。

６３ページから７２ページにかけまして、テーマ「ふるさと」に関する「島の豊かさが市民の誇りと自慢になり、市内外から注目されている」という目指す未来とその実現に向けた「里地・里山・里海の保全」、「歴史文化の活用と保全」、「宝磨きと地域の自慢」、「住まいの確保」という４つの方針を掲げ、その方針ごとに攻めの方針と守りの方針を示しております。

７３ページからは資料編となっておりまして、ＳＤＧｓとの関連表、モニタリング指標一覧、市民のしまづくり満足度アンケート調査の結果、計画策定経緯、審議会名簿、人口デザイン会議開催結果、用語集を掲載しております。

以上で、議案第４０号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第４０号、第３次対馬市総合計画について討論はありませんか。１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　議案第４０号、第３次対馬市総合計画（案）に対する反対討論。

議案第４０号に対して、反対の立場で討論いたします。とはいえ、この反対は議案そのものに対してではなく、審議方法が適当でないことが反対の主な理由です。

当初、特別委員会設置の緊急動議を提案予定でしたが、賛成議員を募ることができずこのような形を取らざるを得ないことを申し添えます。

第３次対馬市総合計画は、向こう１０年間にも及ぶ対馬市の最上位計画となる重要な計画です。しかも、９０ページものボリュームがあります。そのような重要かつ多岐にわたる計画審議を委員会付託を省略し、１議員３回までの質疑に限定される本会議一括採決とすることは、対馬市議会基本条例第６条、議会の位置付けにもとる行為と断ぜざるを得ないと私は思います。

対馬市議会基本条例第６条を朗読いたします。

議会の位置付け。

第６条　議会は、市民の代表者である議員で構成する議論の場であり、市長等の行政運営に関する監視機能、検査機能並びに政策提言機能及び政策立案機能を併せ持ち、予算及び決算の議決をはじめとした、市政に係わるさまざまな事件についての意思決定を行う議事機関である。

第３次対馬市総合計画の慎重審議を図るため、下記の形で特別委員会の設置を求めようと思っていました。

１、反対理由。

確かに、この議案については１月３０日に議員全員協議会が開催されて、質疑応答の機会が設けられました。しかし、あの議員全員協議会は市長が議会の意見を聞く場であり、この議案を審議する場ではありません。

議員必携第８章、全員協議会には以下のことが記載されています。

首長が意見を聞くための協議会には、問題がある。特に、事前審議型の協議会は、議会と首長が一歩はなれて提案と審議、そして議決と執行を分かち合う大統領制の組織原理にももとり、議会の権威を失い、首長の責任体制も否定されることになりかねないものである。

これは議員必携に書いてあることです。

また、以下の観点からも当議案については、特別委員会を設置して慎重に審議するべきである

と思います。

（１）第２次対馬市総合計画の検証が不十分であること。

（２）対馬市の最重要計画を審議する上で、本会議では１議員３回までしか質疑できないこと、委員会では実施される議員間討議が本会議では許されないことなどから十分な質疑応答ができない、審議ができない、本会議一括採決はなじまないこと。

（３）行政側提出所管を鑑みれば、関連では総務文教厚生委員会の付託となるが、産業建設委員会所管の部分も多く含まれていること。

２番、当該特別委員会が扱うべき範疇であったこと。これは先ほど申し上げたように、今回の第３次対馬市総合計画だけではなく、第２次対馬市総合計画の検証をもっとやるべきで、それから新しい計画をつくるべきだというふうに思います。

議員各位には、以上の観点を御高察いただき、第３次対馬市総合計画は、審議不十分との理由から反対をしていただきたいと思います。

以上、反対討論を終わります。

○議長（春田　新一君）　次に、原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（春田　新一君）　お座りください。起立多数です。本件は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１８．議案第４１号

○議長（春田　新一君）　日程第１８、議案第４１号、対馬市過疎地域持続的発展計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、藤田浩徳君。

○しまづくり推進部長（藤田　浩徳君）　ただいま議題となりました議案第４１号、対馬市過疎地域持続的発展計画について、その提案理由と内容を御説明いたします。

議案書は５３ページでございます。別冊で、対馬市過疎地域持続的発展計画（案）を添付しております。

本計画は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の

確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とした過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき策定するもので、同法第８条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本計画は、第３次対馬市総合計画の下位計画として位置づけ、総合計画との適合性を保ちつつ各種施策を推進するものであり、本計画に掲げる事業につきましては実施する際の財源として過疎対策事業債を充当することが可能となります。

計画期間は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間でございます。

本計画の内容でございますが、項目１に「基本的な事項」として、市の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況や本計画の基本方針、基本目標、計画期間等を記載しております。

項目２の「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」から項目１３の「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」までの１２項目については、本特別措置法において市町村計画で定める項目とされているものであり、その項目ごとに現況と問題点、その対策そして事業計画をそれぞれ掲載しております。

項目１４には、５か年の事業計画のうち、特別事業分を記載しております。

以上で、議案第４１号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第４１号、対馬市過疎地域持続的発展計画について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第１９．議案第４２号

○議長（春田　新一君）　日程第１９、議案第４２号、辺地に係る公共施設の総合的な整備計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、藤田浩徳君。

○しまづくり推進部長（藤田　浩徳君）　ただいま議題となりました議案第４２号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書は５５ページをお願いいたします。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政法上の特別措置等に関する法律第３条、第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回提案しております内容は、上県町佐須奈辺地、上対馬町泉辺地、比田勝辺地及び浜久須辺地の４辺地に係る計画の変更でございます。

５６ページ、総合整備計画書（案）を御覧ください。下線が引いてある箇所が、今回変更する内容でございます。

まず、佐須奈辺地でございますが、佐須奈診療所におけるデジタル画像診断システムの更新事業を追加しております。

５７ページの泉辺地、５８ページの比田勝辺地、５９ページの浜久須辺地の３辺地につきましては、いずれも中央地区簡易水道改良事業費の変更でございます。

以上で、議案第４２号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第４２号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決をします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。再開を１時５分からとします。

午後０時01分休憩

午後１時05分再開

○議長（春田　新一君）　再開します。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第４．議案第２７号

○議長（春田　新一君）　お諮りします。日程の順序を変更し、日程第４、議案第２７号、公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例を審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。日程の順序を変更し、日程第４、議案第２７号を審議することに決定をいたしました。

議案第２７号、公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について、質疑の中で確認を必要とする内容がございましたので、公益的法人等について答弁を求めます。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司　克啓君）　議案第２７号の審議の際に、波田議員のほうから御質問がございました公益的法人の認定について、お答えいたします。

まず、公益的法人につきましては、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律で公益的法人についてうたわれております。その中で、対馬市においては規則で派遣先を定めておりますが、認定の有無については必要なく、市が公益的と捉えており、定めていれば問題ないということになっておりますので、特に認定をしているということではございません。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。１３番、波田政和君。

○議員（１３番　波田　政和君）　私の問いに対しての答え、ありがとうございます。今の話では、市が認めればいいということですね。あまりにそれは不透明過ぎるんじゃないですか。市が認めたら公益性があると思うということですか。それとも、市が認めれば何でもありなんですか。そこら辺はどちらなんですか。もう一度、お願いします。

○議長（春田　新一君）　総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司　克啓君）　お答えします。

法律の中では、条例等で定める一般社団法人とか地方独立行政法人法に基づく法人とかそういうものがうたわれておりますので、全てにおいてということではございません。個々に、この法律に基づく団体等で、それに基づいて市のほうが認定じゃないですけども、公益性があるということを捉えている団体につきましては、規則のほうで定めているというところでございます。

○議長（春田　新一君）　１３番、波田政和君。

○議員（１３番　波田　政和君）　分かりました。そういう中でも、対馬市では公益性と収益性と両方ある部分がたくさんありますよね。その辺も含めまして、先ほどの説明では新たに市が定めればいいという考えだという説明ですよね。分かりました。

そういう中で、私はこの議案第２７号が云々と言っているわけじゃないんですよ、中身はですね。ただ一言、公益性と言われたとしても幅が広いから確認をしたまでなんです。

そういう中で、今後においてはもう少し分かりやすくしない限りは全てにおいて、対馬市が力を入れる部分を背負ってあると思うんです、一般財団にしてもです。だから、そういった意味も含めますので、その辺を含んでしっかり取扱いをお願いしたいなと重ねてお願いしておきます。

内容はまた個別でお聞きしたいと思いますので、以上で止めておきますがよろしくお願いしておきます。

○議長（春田　新一君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第２７号、公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第２０．議案第４３号

○議長（春田　新一君）　続きまして、日程第２０、議案第４３号、友好都市の提携についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。観光推進部長、平間博文君。

○観光推進部長（平間　博文君）　ただいま議題となりました議案第４３号、友好都市の提携について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本案は、平成２１年に海山交流宣言を締結し、現在まで子どもたち及び物産関係で相互間交流を行ってきております熊本県山江村との友好都市の協定書を締結いたしたく、対馬市議会基本条例第１０条第２号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

タブレット掲載の参考資料をお願いいたします。

１ページ、２ページには山江村の所在地、地形、世帯数、人口、基幹産業など山江村の公式ホームページから抜粋したものを記載しております。

２ページ下段から３ページにかけまして、山江村とのこれまでの交流の経過、４ページには、平成２１年１２月１３日付で締結しております海山交流宣言、５ページで、今回の友好都市協定書（案）を掲載しております。

協定書の内容としましては、海山交流宣言の理念に基づくこれまでの地域間での協力関係を一層進化させ、両市村の持続的な発展と繁栄を目的に締結するとの内容でございます。

なお、協定書の締結予定日につきましては現在調整中ではありますが、山江村で毎年４月に開催されております、やまえつつじ祭りの令和８年度の開催日である４月１９日で調整中でございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　このことについては、今締結しようという前から、財部市政時代から付き合いがあるということは重々承知しておりますし、姉妹友好都市締結することについて異論はないところです。ただし、対馬市は、今、何都市と、幾つの都市と友好都市を結んでいるのか。そして、その都市名、それからそれぞれの友好都市との交流の現状はどうなっているのか、そのあたりについて説明を求めます。

○議長（春田　新一君）　観光推進部長、平間博文君。（「それぞれの担当部署でいいですよ」と呼ぶ者あり）

○観光推進部長（平間　博文君）　まず、どこと友好都市を締結しているのかという質問に際しまして、こちらのほうで御説明を申し上げます。

まず、岡山県瀬戸内市、滋賀県長浜市は朝鮮通信使関係で旧町時代からの締結をいたしております。岐阜県中津川市、これはヒトツバタゴの関係で友好都市提携をされているというふうに聞いております。あと、岡山県総社市と鹿児島県南種子町は赤米連携協定という形で、それと沖縄県の竹富町、こちらはヤマネコの関係で友好都市協定を結んでいる。あと岡山県総社市、こちらが災害時の応援に関する協定を結んでいるというふうに聞いております。

以上、私の分かる範囲で、あと国外では釜山影島区と提携、今年２０周年を迎えるような形で提携をしております。

私の知る限りでは、以上です。

中国の昆明市とは提携はされておりますが、ここ数十年交流関係は途絶えているというふうに聞いております。

以上です。

それぞれの交流の現状につきましては、担当部のほうで説明を申し上げます。

○議長（春田　新一君）　未来環境部長、三原立也君。

○未来環境部長（三原　立也君）　脇本議員からの御質問にお答えいたします。

未来環境部のほうでは、沖縄県の竹富町との交流を続けております。

竹富町とは、希少な野生動物であるヤマネコを縁としまして、平成２８年から友好都市協定を締結しております。

これまでの交流の内容といたしましては、まずヤマネコを通じた連携として自然環境や野生動植物の保護増殖事業において協力し、生物多様性の保全に向けた知見の共有を行っております。さらに、地域イベントと祭りへの相互訪問による特産品の配布や自治体のＰＲ、次世代を担う子どもたちの環境スタディツアーなど多層な人的交流の促進に努めております。

また、昨年６月の大阪・関西万博の対馬ウィークでは、両自治体は美しい海、美しい島を取り戻すためのブルーアイランド共同宣言を世界に向けて発信しております。最近では、このように海の分野でも連携強化を誓ったところでございます。

それと今年は、今年といいますか、令和８年は本市と竹富町の友好都市協定締結から１０年を迎えますので、そのことを記念いたしまして７月頃に対馬市・竹富町友好都市協定締結１０周年記念事業を計画しているところでございます。

今後も引き続き、両自治体の友好を深め、お互いに協力して持続可能なしまづくりを推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇　　博祝君）　教育委員会のほうでは、赤米関係の説明をさせていただきます。

赤米関係での提携を行っておりますのは、岡山県総社市と鹿児島県南種子町の３市町村の関係で、赤米サミットをそれぞれ持ち回りで開催させていただいている状況でございます。２０２５年、令和７年度につきましては総社市のほうで開催をさせていただいております。

赤米につきましては、赤米大使として相川七瀬さんも就任していただいておりますので、このようなサミットの場におきましては参加をしていただいております。

令和８年につきましては、サミットの開催が対馬市の予定となっております。

このサミットの関係で、また子どもたちの交流等を行っている状況でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○議長（春田　新一君）　上対馬振興部長、原田勝彦君。

○上対馬振興部長（原田　勝彦君）　上対馬振興部では、岐阜県中津川市との天然記念物のヒトツバタゴを縁に、旧上対馬町と恵那郡旧蛭川村との交流が平成６年４月に始まっております。それから平成１６年３月に対馬６町が合併し対馬市が誕生し、その後、平成１７年２月に旧江名郡旧蛭川村と周辺６町村が中津川市に編入合併し、平成１９年１１月に本市と中津川市が姉妹都市提携をしております。

子どもたちの交流事業といたしましては、海のない中津川市の蛭川小学校の生徒たちが夏に本市に訪れまして海の交流を行っております。それで対馬市のほうからは、ほとんどこちらは冬に雪が降りませんのでスキーの交流を子どもたちが中津川市のほうに出向いて交流をしておりました。

それが平成３０年度までは実施されておりましたが、令和２年度、３年度、４年度においては、新型コロナウイルス拡大防止によって交流事業が中止しております。

それで令和５年度になりまして、今後の交流について先方の蛭川総合事務所のほうと上対馬振興部のほうで協議をいたしましたところ、先ほど申し上げましたが平成１７年２月に旧蛭川村が中津川市に編入合併したことで交流事業に対する財政支援がなくなっており、蛭川地区での、少額ですが交流経費負担を実施していましたが、保護者にとって対馬まで来る交通経費が重くのしかかっている現状であるということなどから、先方から事業の在り方について相談があり、令和５年度においては協議を重ねました。

令和６年度になりまして、本市の対象小学校４校において、比田勝小学校、佐須奈小学校、仁田小学校、佐賀小学校なんですけれども、この交流におけるアンケートをさせていただきました。

その後、令和６年１０月に中津川市と今後の交流についてウェブ会議を実施いたしました。先方の上対馬・蛭川交流会長、蛭川小学校長、蛭川総合事務所長と上対馬振興部と学校教育課、比田勝小学校長、佐須奈小学校教頭・仁田小学校長・東小学校長が集まり、ウェブ会議でですね。いきなり交流が、なかなか経費負担の面から先方のほうが難しいということなので、ウェブ交流

を行うということで令和７年度から実施しております。

対象校は、今年度は比田勝小学校で、ヒトツバタゴを中心とするお互いの地域を把握するということで交流学習の一環としてウェブ交流を今実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　観光推進部長、平間博文君。

○観光推進部長（平間　博文君）　すいません。先ほどの釜山影島区２０周年という間違った説明をいたしました。締結４０周年でございます。

岡山県瀬戸内市と滋賀県長浜市とは、朝鮮通信使に関係する協定を結んでおりますので、お互いの祭り等で交流を進めております。

影島区とは、当然、行政交流セミナー等で毎年行政間の交流も交互にやっております。

以上です。

○議長（春田　新一君）　１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　友好都市を結んでいるところの交流の現状は、ある程度把握できたところだと思います。

多くの自治体で継続して友好関係を結びながら交流をしているということは分かりましたが、距離の問題もあって中津川市、それから合併をしたということ、財政難ということで直接の交流が中津川市との関係が途絶えてきていると。ただ、ウェブでやろうという形でいろいろと御尽力なさっているのはよく伝わってきました。今後とも友好都市を結んでいるわけですから、こういった形でも新しい形だと思います。ウェブでのやり取りというのも。

ただ、同じように対馬市が合併した当初、財政難だということで中津川市からは毎年来ていただいていたんですが、こちらからは行っていないという時期もありました。こちら側がまた中津川市のほうに小学生を派遣することで中津川市のほうの体制も変わるかもしれません。ぜひ、本当に部長がおっしゃられたように、それぞれ全然違う環境の子どもたちが交流をする。私も何回もついていきましたし、毎年対馬のほうに来られたときはお世話させていただいていました。ほんとすぐ子ども同士ですから、仲良くなりますし、もう二十歳を迎える頃にもずっと文通をしている。昔は、文通をしているような子どもたちもいらっしゃいました。そして、そのお世話をしている人たちもいまだに年賀状のやり取りとか、草の根の交流を続けています。ぜひ、途絶することがないように新しい山江村を、またそういった形に発展していただくことを祈念しております。

ぜひ、そのあたり市長、新たに友好都市を結ぶところもそうですが、今までのところもしっかりと交流を続けていくんだということをおっしゃっていただければ関係者も安心するかと思います。いかがでしょうか。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　このたび熊本県山江村のほうと海山交流が進んで、今度友好都市協定を結びたいといったようなことで先方からもお話がありました。そういうことで、本市といたしましては先ほど部長が説明いたしましたとおり、友好都市を結んでいきたいというふうに考えているところでございますので、議会の皆様も御賛同をよろしくお願いしたいと思います。

そして、これまで中津川市をはじめ、総社市や南種子町、そして朝鮮通信使によります瀬戸内市、それから長浜市ですかね、そういったところとの交流も今後もこれは切らすことなく、続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。

本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第４３号、友好都市の提携について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２１．同意第１号

○議長（春田　新一君）　日程第２１、同意第１号、対馬市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　同意第１号、対馬市教育委員会委員の任命について、その提案理由を御説明いたします。

現教育委員の佐伯康弘氏が、令和８年４月３０日をもちまして任期満了となりますので、後任の教育委員として対馬市厳原町在住の播磨孝記氏をお願いするものであります。

同氏は福岡大学を卒業後、対馬市商工会理事、厳原港まつり振興会会長などを歴任し、地域経済の発展と郷土のまちづくりに多大なる貢献をされております。

また、教育面におきましては、対馬市ＰＴＡ連合会の会長として地域と学校を結ぶ架け橋として、熱心に活動を続けてこられました。保護者の視点に立ち、子どもたちの健やかな成長を願う活動を通じ、教育現場が抱える諸課題に対しても深い洞察と豊富な経験を有しておられます。ＰＴＡ活動を通じて培われた高い教育的見識は、本市の教育行政をより円滑かつ効果的に推進していく上で、欠くことのできない力になると確信しており適任と考えますので、議会の同意をお願いするものでございます。

任期は、令和８年５月１日から令和１２年４月３０日までの４年間でございます。

何とぞ御同意のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、これから採決をします。

同意第１号、対馬市教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。同意第１号は、同意することに決定をいたしました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２２．諮問第１号

日程第２３．諮問第２号

○議長（春田　新一君）　続きまして、日程第２２、諮問第１号及び日程第２３、諮問第２号、人権擁護委員候補者の推薦についての２件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　ただいま一括議題となりました諮問第１号及び諮問第２号の人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由を御説明いたします。

今回、御提案いたします委員につきましては、現委員であります山岡審司氏及び多田満國氏の任期が、本年６月３０日をもって満了となりますので、山岡審司氏の後任として須川正治氏を、多田満國氏の後任として永留和博氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の御意見を求めるものであります。

須川正治氏は、上対馬町にお住まいで、公立学校教職員を定年退職され、現在は対馬市役所上対馬振興部の会計年度任用職員として公園の維持管理業務をされております。公立学校教職員として同和問題を研究され、その御経験を生かしより深く人権について学び、人権に関する様々な啓発活動を行っていきたいとのことであります。

永留和博氏は、峰町にお住まいで、公立学校教職員を定年退職され、その後、対馬市教育長として対馬市の教育行政に務められるなど御活躍されております。公立学校教職員として子どものいじめ問題など様々な人権問題について取り組まれており、その御経験を生かし人権擁護委員として相談者の言葉に耳を傾け、誠実に活動に邁進したいとのことであります。

候補者の両氏は、広く社会の実情に精通され人格、見識ともに申し分なく、人権擁護委員としてふさわしい方々でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。２件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　２件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

まず諮問第１号、本件は、須川正治氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます、本件は、須川正治氏を適任とすることに決定をいたしました。

次に、諮問第２号、本件は、永留和博氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は、永留和博氏を適任とすることに決定をいたしました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２４．請願第１号

○議長（春田　新一君）　日程第２４、請願第１号、対馬市立鶏鳴幼稚園の閉園方針に関する地域住民への説明協議徹底を求める請願書を議題とします。

本件は、配付の請願文書表のとおり総務文教厚生委員会に付託します。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（春田　新一君）　以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後１時39分散会

令和８年　第１回　対　馬　市　議　会　定　例　会　会　議　録（第９日）

令和８年３月４日（水曜日）

議事日程（第３号）

令和８年３月４日　午前10時00分開議

日程第１　市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１　市政一般質問

出席議員（17名）

１番　針谷　広己君	２番　吉野　　元君
３番　諸松瀬里奈君	４番　東　　圭一君
５番　内山　吉寿君	６番　佐伯　達也君
７番　安田　壽和君	８番　糸瀬　雅之君
９番　陶山荘太郎君	10番　坂本　充弘君
11番　脇本　啓喜君	12番　黒田　昭雄君
13番　波田　政和君	14番　上野洋次郎君
15番　大浦　孝司君	16番　島居　真吾君
17番　春田　新一君	

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	志賀　慶二君	次長	藤原　亘宏君
係長	平山　公年君	係長	小島　　亮君

説明のため出席した者の職氏名

市長 …… 比田勝尚喜君

副市長 …… 俵　　輝孝君
副市長 …… 一宮　　努君
教育長 …… 糸瀬　英俊君
総務部長 …… 庄司　克啓君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長） …… 犬束　幸吉君
しまづくり推進部長 …… 藤田　浩徳君
観光推進部長 …… 平間　博文君
市民生活部長 …… 阿比留忠明君
未来環境部長 …… 三原　立也君
福祉部長 …… 田中　光幸君
保健部長 …… 阿比留正臣君
農林水産部長 …… 平川　純也君
建設部長 …… 原田　武茂君
水道局長 …… 桐谷　和孝君
教育部長 …… 扇　　博祝君
中対馬振興部長 …… 日高　勝也君
上対馬振興部長 …… 原田　勝彦君
消防長 …… 井　　浩君
会計管理者 …… 勝見　一成君
監査委員事務局長 …… 神宮　秀幸君
農業委員会事務局長 …… 栗屋　孝弘君

午前10時00分開議

○議長（春田　新一君）　おはようございます。

報告します。安田壽和君から遅刻の届出があっております。

ただいまから、議事日程第３号により本日の会議を開きます。

日程第１．市政一般質問

○議長（春田　新一君）　日程第１、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は、４人を予定しております。

それでは、届出順に発言を許します。８番、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　皆様、おはようございます。会派、未来改革の糸瀬雅之でござい

ます。昨日まで４日間にわたり、予算審査特別委員会が行われました。針谷委員長をはじめ、議員皆様、そして市長部局の皆様、大変お疲れさまでございました。

しかしながら、対馬市にとりまして、令和８年度予算は大変厳しい予算編成となっております。本日より３日間、一般質問となりますが、市長ほか各担当部長の皆様、よろしくお願いをいたします。

一般質問に入ります前に、この場をお借りいたしまして一言お祝いを申し上げたいと思います。

先月２月８日に、衆議院議員総選挙、また長崎県知事選挙の同時選挙が行われました。日本列島を強く豊かに、全国的に高市早苗総裁人気の影響もあり、歴史的な、自民党が３１６議席という圧倒的な強さの結果となりました。対馬市の選挙区におかれましても、長崎２区、自民党、加藤竜祥衆議院議員が当選をいたしました。

また、新たな長崎県のリーダーを決める長崎県知事選挙におきまして、国土交通省出身、元長崎県副知事を務められました平田研候補が、現職の大石候補を僅差で破り、新長崎県知事となり、長崎県政がスタートいたしております。改めまして加藤衆議院議員と平田新知事にこの場をお借りいたしまして、おめでとうございますとお祝いの言葉を申し上げたいと思います。

しかしながら、今回の知事選挙は、長崎県内２１の自治体の市長、町長が支持し、支援を二分する激しい戦いでありました。対馬市の比田勝市長は現職の大石元知事を支援いたしておりましたので、結果としては非常に残念な結果になったと思います。

対馬市にとりまして山積する課題解決に向けて、今後、国や長崎県との連携や予算要求、要望活動など非常に厳しい風当たりがあるのではと心配をいたしております。今後は気持ちを切り替えていただき、対馬島民２万６，０００人のリーダーとして、誰一人取り残さないためにも、ありとあらゆるパイプを使い、考え行動していただきたいと思います。

今回の一般質問は、今後の比田勝市政の公約実現に向けての取組や、議会、国や長崎県との連携に向けての考えを中心に質問をいたしたいと思いますので、議会、市民の皆様に対して分かりやすく実効性のある答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、通告をしておりました一般質問に入ります。

まず１点目、対馬市の市政運営についてでございます。

比田勝市長の任期も残り２年となりましたが、公約の実現に向けて取り組むべき最優先政策は何か。また、今後国や県との連携をどのように考えているのか、答弁をお願いいたします。

２点目、副市長の２人体制のこれまでの具体的な実績と効果検証を踏まえて、今後、現体制のままで進めていくのか、答弁をお願いいたします。

２点目の雇用機会拡充支援事業についてでございます。

これまでに採択をされ、その後、廃業、事業を休止をされている事業者や個人の補助金返還対

象者への対応は、今後どのように考えているのか、答弁をお願いいたします。

以上、２項目３点についてよろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　おはようございます。糸瀬議員の質問にお答えいたします。

初めに、公約の実現に向けて取り組むべき最優先政策は何か。また、今後、国や県との連携はどのように考えているのかとの質問でございますが、私は、所信表明におきまして、誰一人取り残さない未来へつなぐしまづくりを掲げ、この指針の下、守る、育てる、働く、整える、そして攻めるという５つのワードを軸とした未来創造戦略を推進し、今日まで施策を講じております。

その中で、本市が直面する最大の課題であり、最優先で取り組むべき政策は、言うまでもなく人口減少対策であります。

本市におきましては、移住・定住の支援をはじめ、有人国境離島法に基づく様々な施策を積極的に展開してまいりました。その結果、人口減少の速度は、合併当時に比べて確実に緩やかになってきております。

具体的には、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計において、令和２７年時点の本市の推計人口は、平成３０年の推計では１万３，７３１人でありましたが、令和５年の最新推計では１万５，４３４人と、約１，７００人もの大幅な改善が見られております。これは、私たちの進めてきた施策が着実に実を結んでいるものと考えております。

人口減少対策は、例えば、創業支援事業や担い手確保事業など、単一の事業で成し遂げられるものではございません。移住・定住の推進、子育て支援、教育の充実に加え、第一次産業の活性化や持続可能な観光の推進といった各分野の施策が、歯車のようにかみ合うことで初めて大きな効果を発揮するものと考えております。

こうしたあらゆる施策を人口減少対策という一つの大きな流れの中で総合的に結びつけ、その羅針盤となるのが、本定例会で審議をお願いしております第３次対馬市総合計画であります。

この新たな計画に基づき、各施策の相乗効果を最大限に引き出していくことで、令和８年度の施政方針でも述べさせていただきましたとおり、これからもこの島で暮らしたいと誰もが心から思える持続可能な対馬を市民の皆様とともにつくり上げていく所存であります。

なお、国や県との連携につきましては、離島振興の強力なエンジンであります、有人国境離島法の継続・拡充に向け、引き続き、国に対し強く働きかけを行ってまいります。

また、防災・減災対策については、国や県と緊密な連携を図るとともに、医療、教育、産業振興の各面においても、県との協力体制を堅持し、国境の島としての役割を果たしながら、本市の発展を確かなものにしてまいりたいと存じます。

次に、副市長２人体制のこれまでの具体的な実績と効果検証を踏まえて、現体制のままで進め

ていくのかとの質問でございますが、副市長２人体制につきましては、私の補佐役として複雑化・多様化する行政需要に対し、迅速かつ的確な意思決定を行うトップマネジメントとして、内部管理や施策の着実な執行、さらには国、県との連携、戦略的なプロジェクトの推進など、それぞれの専門性や経験を生かした役割分担を行うことで、組織としての相乗効果を最大限に発揮させる体制を整えているところでございます。

これまでの具体的な実績として、第１に意思決定の迅速化と事務効率の向上であります。副市長が役割を分担することで、組織内の内部協議のスピードが劇的に上がり、それに伴い職員の事務処理も加速いたしました。これにより喫緊の課題に対しても停滞することなく機動的な対応が可能となりました。

第２に多角的かつ高度な判断体制の確立であります。両副市長がそれぞれの専門的見地から議論を深めることで、より洗練された政策判断が行えるようになりました。また、私を含めた３人による協議の場では、さらに重層的で深みのある議論の下、重要施策の質が格段に向上していると考えています。

第３に、トップマネジメントの最適化と対外機能の拡張であります。両副市長が実務を強力に牽引することで、私自身の業務負担の軽減が図られ、より大局的な市政運営に注力できる環境が整いました。また同時に、両副市長が役割を分担して重要施策を担うことで、これまで出席が困難であった国・県の会議や、重要なイベントにも幅広く対応が可能となりました。その結果、外部とのネットワークも広がっております。

私が考える副市長２人体制は、本市が抱える諸課題に対し、スピード感と専門性を持って対応するための極めて有効な布陣であると確信しております。

現体制は、本市の持続的な発展と市民サービスの向上に不可欠なものであると判断しており、今後も現行の２人体制を堅持し、一丸となって市政の推進に邁進してまいる所存であります。

次に、雇用機会拡充事業支援制度についてでございますが、まず、本補助制度がスタートした平成２９年度から令和７年度までの９年間での採択事業数は、１３４事業となっております。やむなく事業廃止等により補助金返還の対象となった事業もございます。

この補助金返還につきましては、事業廃止等が確定した時点で、国や県に報告し、本補助事業により取得した財産の残存価格等に基づき、補助金負担割合に応じて返還額の決定がなされます。その後、返還スケジュールを組み、まず市に納入いただき、市から国費分を含め県へ納入し、県から国へ納入という手続になっております。この返還額やスケジュールの確定に際し、国との協議及び決定にかなりの時間を要しております。

この雇用機会拡充支援事業の採択に伴い、申請者においても自己負担はあり、廃業等による自己資金の損失や補助金返還のリスクを背負うこととなります。そのことから、今年度より事業計

画段階で事業の継続性や実現性を重点的に審査するため、民間審査員の増員などにより審査の強化を図り、慎重な審査のもと、採択決定をしております。

また、採択事業後においての経営指導等につきましては、アドバイザー派遣事業の活用を進めております。本事業の基となる有人国境離島法も令和９年３月までとなる中、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、体調不良や事業不振による事業廃止もございますが、この事業は、人口減少の緩和に寄与する大切な事業の一つであると考えております。

法の改正、延長がされる場合には、制度の見直しもあることとは思いますが、引き続き、事業の推進及び活用を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　８番、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　まず市長の市政運営について、一問一答で質問していきたいと思います。

市長は、毎年所信表明で、その年の干支にちなんだ目標を掲げられます。今年は、丙午ですよね。跳ねる、駆ける、そして達成することを念頭に全力で臨むと答弁されております。

そして、第３次総合計画に沿った４つのテーマを掲げ、各事業を推進していく。そして、今、残り２年、これだけは達成したいという質問だったんですけれども、重要政策は、人口減少対策を今後もやっていくということを最重要政策として考えられているということですよね。はい、分かりました。

市長は、まず、私は世界最先端の未来都市をつくるということを言われるのかなと思っていたんですけれども、これではなくて人口減少対策ということですよね。はい、分かりました。

今、市長が先ほどこの人口減少、間違いなく効果が出ているということを述べられましたが、本当にこれは人口減少が止まってきているのか、私はそうは思いません。

今、対馬市の人がトップとして、これまでいろんな政策をやられてきた中で、まず対馬市のリーダーに必要なのは、決断力と行動力なんです。今を生きるこの対馬島民の子どもから大人まで、日常生活がいま少しでも豊かになる生活環境、そして支援体制、韓国人観光客に依存しない対馬島民ファーストの政策が一番だと私は考えておりますが、この辺について、人口減少とは別に、このような今を生きる島の市民のための政策、これは何か考えていないのか、答弁をお願いします。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　まず、この人口減少対策についてでございますけれども、確かにこの人口減少はなかなか止めることは難しいと。これは対馬だけの問題じゃなくて、日本、全国的な問題でもあります。

しかしながら、このまま放っておくわけにはいかない。少しでもこの人口減少のスピードを緩やかにしていく施策が必要ではないかという思いの中で、これまでもいろんな施策を実施しているところでございますが、先ほども冒頭答弁の中でも申し上げましたように、これまで有人国境離島法等を活用させていただいて、いろんな施策を進めてきた結果が、令和２７年ですかね、２０４５年の人口推計では、約1，７００名ほどの人口の差が出てきたと。減る人口が緩やかになってきたということでございますので、この人口減少については、これを逆に増やしたいという思いはございますが、なかなか難しいということで、私は、これまでもこの人口減少対策については本当に重要な問題でありますが、少しでもこの人口減少を緩やかに、スピードをダウンさせていきたいという思いでこれまで進めているところでございます。御理解をお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　８番、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　市長の思いも分かっております。やはりこの人口減少ちゅうのは、なかなか止まらないのは私も理解しております。

その中で、今、この令和８年度予算、令和７年度より３．９％減の１３億2，９００万円少ない３２８億7，８００万円が当初予算でございます。大変厳しい財政状況の中、今、対馬市は来年度の予算を組まれました。しかし、この財源、これはやはり喫緊の課題は人口減少に伴いますけれども、財源の問題が私は一番の課題であると思います。

その中で、今回、財政調整基金、減債基金、そして合併振興基金から３５．８億円の繰入れを行っております。もう今現在、令和８年度当初予算ベースで財政調整基金は６億6，５００万円、今現在ですね。あります。

今、この対馬市の山積する課題、もう市長も御存じでしょう。対馬市役所庁舎建て替え問題、厳原小学校の建て替え問題、上対馬病院の建て替え問題、そしてジェットフォイルの新造船の建設の問題、様々な大型事業がこれから待っております。

この財政運営をしていくのに、市長、期待だけ持たせても駄目なんです。期待だけ持たせても駄目なんです。今から先、この事業を本当にやれるのか、やれないのか。この２年間である程度の方向性を示していただきたいんですけれども、この本音で言ってください。できるのか、この大きな事業が。それをまず簡単に答弁をお願いします。１点だけでもいいです。まず対馬市厳原小学校、まずそれだけでもいいです。答弁をお願いします。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　今、議員のほうもおっしゃられたように、来年度、令和８年度の予算は、基金等の取崩しによりまして、３２９億円弱の予算を編成させていただきました。

確かに財政的には大変厳しい中ではございますけれども、先ほど申されたように、今後まだまだ大きな公共事業等、そして庁舎建設、まして厳原小学校の建て替え等も、今、築６０年という

ことで迫られているところでございますので、今後、特にこの厳原小学校の問題につきましては、保護者等の説明会等、またこれから実施をしていかなくてはならないというようなことで、この実現に向けて、せめてあと私の任期２年間ございますが、この２年間のうちにその方向性だけは示してまいりたいという思いを持っているところでございます。

以上です。

○議長（春田　新一君）　８番、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　次に、まず国、県との連携についてでございますけれども、２月８日、長崎２区衆議院議員総選挙において、自民党加藤竜祥代議士が当選をされました。そして、長崎県知事は、平田長崎県知事が新知事となられました。

市長にお尋ねしますが、市長は大石知事を支持された、その最大の理由は何だったのか。市長は自民党員でございますよね。自民党員でありながら大石知事を支持された最大の理由は何なのか。そして、２年前に市長は自民党長崎県連から推薦を受けていますよね。それで支持をされたということは、まず最大の理由をお聞かせください。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　今回の長崎県知事選挙におきまして、現職の知事のほうを私は支持したわけでございますけれども、この対馬市におきまして、まず特別支援学校の決定等をしていただいたということで、この令和９年から開校をするということが一つ大きな点でございますし、ましてや市民の悲願でありましたこのジェットフォイルの更新につきましても、県のほうがかなり力を入れて先導をしていただいたというようなことで、ジェットフォイルの更新契約も実現をして、もう早速建造にかかるというようなことになりましたので、私といたしましては、このような知事の御支援があったものということで、現職の知事のほうを応援をさせていただいたというところでございます。

○議長（春田　新一君）　８番、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　はい、分かりました。私たちは新人である平田知事を支援いたしました。対馬市にとって、やはり今後国や県の支援なくして行政運営は非常に厳しいと思い、そして今、高市総裁、加藤竜祥代議士、そして国土交通省出身の平田知事、このパイプが、長崎県、今後ですね。対馬市、そして長崎県にとってこのパイプが、非常に今から先、国交省の関連の予算の要求や要望、多々あると思い、我々は支持をしました。

これは、人それぞれ支持の仕方はいろいろあるかと思います。今後、市長が国、県へ、平田知事等に、いつ頃御挨拶に行く予定なのか、その辺は考えられていますでしょうか。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　まず、加藤衆議院議員、そして平田新知事のほうには、お祝いの電報

等を送っております。

そして、いつ、そのようなまた挨拶に行くかというところは、まだ今のところはっきり決めているわけではございませんが、今現在、平田新知事のほうも、この５月には対馬のほうにおいでになるというような情報もいただいてはおりますので、そのときには、もう確実にお会いすることは可能だと思いますが、できれば、その前に県庁等に出向いた際には、平田知事のほうにはお祝いを申し上げるとともに、今後も引き続き対馬市政のためにもよろしくお願いをしたい旨、お願いをしていきたいという思いを持っているところでございます。

○議長（春田　新一君）　８番、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　分かりました。平田知事が５月に来るので御挨拶じゃなくて、やはり今言うように市長自らが行かなければ駄目なんですよ。相手が来るんじゃなくて市長自らがアポを取って、ありとあらゆるチャンネルを使ってアポを取ってください。そうしていかねば、対馬市の予算、大変厳しいと思いますよ。その辺よろしくお願いしておきます。

ちょっとタブレットのほうに平田知事の政策を、皆さんのほうにも掲げて見られるようにしていると思います。

平田知事の対馬の政策というのが、我々もいろいろと平田知事を支持した議員で考えて、今１番の、ちょっと１番だけ説明をしますが、やはりこの一番、子育て世代への要望が一番多かった、離島在住の１８歳未満の児童・生徒を対象に、文化スポーツの県大会出場時の遠征費、対馬・福岡・長崎間の交通費や長崎県内の宿泊費の支援制度を創設すると。平田知事は、選挙前です。選挙前には非常に対馬はこれが困っているということで言われています。

そして、この早速、当選後のテレビ出演のインタビュー、これで部活動の支援体制を一番に取り組むと。そして３月２日の知事の、就任会見でも、物価高騰対策を一番にやるということで、この問題、部活動の子育て世代の部活動の問題をやるということで新聞にも載っておりました。

今後、非常に市長は、我々が会派で「市長、これ県のほうにお願いできませんか。」と１２月に行きました。しかし、いや、県は財源が難しいでしょうと。厳しいでしょうと。やってくれるじゃないですか。熱心に要望すればできるんですよ。この辺を市長のほうも、また担当部のほうも、いろいろと県に対してもっともっとこれから予算要求、熱意を持ってやっていただきたい、そう思います。

それで、今後はやはりこの教育委員会が中心となり、この県とも非常に連携強化をしていただき、この問題について、教育長、ぜひ市長のほうにも、これは県だけでできませんので、市のほうも一緒になってやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか、その辺の意気込みは。

○議長（春田　新一君）　教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬　英俊君）　失礼いたします。「平田研の対馬政策。」の一番最初に、「こどもの

挑戦をしま暮らしで左右させない。」というお言葉、文章を拝見をして、大変ありがたく、そして心強く思ったところでございます。

対馬市においても、従前からしておりますいわゆる夢づくり基金、こういったものを活用しながら、子どもたちの利便性というものを図ってきておりますが、まだ具体的な施策が見えておりませんので、そういったことも含めて、今後、連携を取ってやっていきたい。

なお、これは多分対馬のことだけではないと思うんです。平田知事がお考えなのは。壱岐もあります。五島もあります。新上五島もあります。そういった離島にいる子どもたち全体のことも考えて言っておられると思いますので、関係の教育長、４つありますので、教育長とも連携を取りながら推進ができればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　８番、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　よろしくお願いしておきます。

次に、副市長２人体制について質問をしていきたいと思いますが、ここからは何点か副市長のほうに答弁をお願いしたいと思いますので、議長、よろしいでしょうか。お願いしておきます。

副市長体制が、俵副市長は令和２年５月から２期目の６年近くになります。一宮副市長は令和６年６月からだったですかね。副市長として２人体制が始まっております。副市長というのは、やはり先ほど市長も言うように、市長を支える右腕、左腕でございます。その辺を踏まえて、まず一宮副市長が取り組まれてきた機構改革、この１年間、今現在、各部署にとってどのような成果が、副市長に考えられる、どのような思いか。一宮副市長、どうでしょうか。

○議長（春田　新一君）　副市長、一宮努君。

○副市長（一宮　　努君）　糸瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

令和７年４月の組織改正につきましては、重要施策に対応した組織、そして職員、特に専門職の減、技術職、保健師、そういったものを踏まえながら組織改正をやったものであります。

そういった中で、成果といいますか、やっぱりこの組織というものは、社会状況、そして職員数、そういった部分に対応した形で随時変更しながら、市民の負託に応えていかなければいけないというふうに思っております。

今回の場合は、冒頭申したように、職員数の減の要因もありますし、重要施策につきましては、未来環境部を市長の下、組織させていただきました。

令和６年につきましては、大阪・関西万博によって対馬の取組のＰＲを発信をさせていただき、それを継続するということで、その大阪・関西万博で取り組まれた企業・団体と連携して、今、旧乙宮小学校で次の展開ということで、イノベーションセンター構想を今検討している状況であります。

そういったことから、今の組織にとって、施策に対しては一定の効果が出ておりますけれども、職員数についてはやっぱり今後も専門職の確保を向けて取り組む必要があるかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（春田　新一君）　８番、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　今、一宮副市長のほうからいろいろと答弁がございましたけれども、次に、俵副市長、この対馬市の今いろいろ、最初に市長が役割ということで、人口減少対策を頑張るんだと市長がおっしゃっています。

この人口減少の役割、当初、俵副市長だったですよね。市長が言われた人口減少の対策は。役割は。その辺は、俵副市長、どうでしたか。人口減少対策、今までやられた成果。

○議長（春田　新一君）　副市長、俵輝孝君。

○副市長（俵　　輝孝君）　糸瀬議員の質問にお答えいたします。

人口減少対策は、私に特化したという認識は私はありません。一宮副市長とも一緒に有人国境離島ですかね、の延長を目指してやっていくと。人口減少対策には有人国境離島の延長が必要だということで、長期的にも考えて進めていっていると思います。

移住・定住につきましては、先ほど市長が言ったように、移住者の増加等が施策によってできてきておりますので、若干鈍化といいますか、そういうふうになってきているというふうに、実績はある程度出ているのかなというふうに自分としては認識をいたしております。

以上です。

○議長（春田　新一君）　８番、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　いろいろと各２人の役割というのを、最初、以前、同僚議員の一般質問の最初の際に、１年前ぐらいですかね、その辺に答弁をされたときに、市長のほうがそれを答えられていたんですよね。各担当の役割というのを。それは自分で認識をされていないことは、副市長、残念ですよ。いいですか。

私は、副市長２人体制は賛成でした。賛成でした。しかし、１人は国や県から１人は採用を、人材を市長は採用してほしいということを言ってはおりましたけれども、２人とも対馬市職員の出身で、やはり今後の行政運営スピード感が、やはり国、県の人を配置することによって違うのではないかと思って反対をしたんですけれども、もう今、２人体制でやられています。

今後、私は豊玉庁舎、もしくは上対馬庁舎に副市長を１人置いてくれということを１回お願いをしたことがあります。それはもうこのままでいくということですね。厳原庁舎のままで。市長。はい、分かりました。

それならば、市長から指名を受けている以上は、２人議会で承認された以上、そこがゴールで

はありませんよ。２人の副市長、いいですか。厳原庁舎で３人の市長、副市長がいても、やはり北部地区の課題解決やられていますか。たくさんの課題がありますよ。厳原庁舎ばかりじゃなくて、上対馬庁舎、上県庁舎、峰庁舎、豊玉庁舎には議会で来ます。その辺に足を運ばれていますか。副市長２人、どうですか。あまり運ばれてないでしょう。たくさん課題がございますよ。いいですか。

しっかり目を向けていただき、やはりゴールを厳原庁舎だけではなく、全島を見ていただきたい。それが市長は、国、県に行って予算を取るのが市長の仕事ですよ。副市長が２人が島内を見る。そしていろんな、島外にも副市長は行きますけれども、それをやってください。これから２年間、市長、そういう指示をしてください。いっぱい問題があります。

そして、一宮副市長、副市長はやっぱり４０年前、私と高校時代、どちらに転ぶか分からない楕円形のボールを一緒に追いかけたじゃないですか。もう一度、原点に戻り、その辺、北部地区の山積する課題に目を向けていただいて、ゴール目指して頑張っていってほしいと思います。よろしくお願いします。

次に、最後、雇用機会拡充支援事業についてでございますけれども、この事業は、大変対馬市にとりましては、非常になくてはならないメニューだと思っております。しかし、やはりこの補助金を、確かにこの市の補助金も使います。県の補助金も使います。国の補助金もそれぞれ使いますが、やはり事業が大変厳しくなり、廃業とか事業中止など、非常にこの補助金の返還対象者が出てきているということで、この返還を、どのようにして回収をしていくのか。市民の税金を使われているわけでございますので、その返還をどのようにして、今後そのような返還対象者に対してやっていくかということを質問しているんですけれども、この辺、藤田部長、今どのような状況なのか、説明をしてください。

○議長（春田　新一君）　しまづくり推進部長、藤田浩徳君。

○しまづくり推進部長（藤田　浩徳君）　糸瀬議員の御質問にお答えいたします。

先ほど市長が言われたとおり、９年間で１３４件の事業採択をしております。そのうち１０件が、すみません。ちょっとまだ確定していない部分もありますけど、そこも含めて１０件が廃業、休業状態ということで、そのうち２件につきましては、もう既に補助金の返還が完了しております。それと、もう一件が年度内に完了する予定でございます。

あと７件につきましては、まだ補助金額が確定していない部分もございまして、と言いますのが、廃業ということで、先ほど市長も答えられましたけど、まず県を通して国に報告いたしまして、その時点での補助金を使っての設備とかのその時点での価格、それに基づいて返還金のほうを決定するわけなんですけど、そちらの金額の決定につきましても国との協議が必要でございまして、国との協議が調いまして、返還額が決定して、この金額を返還してくださいというふうに

補助対象者のほうに通知するわけなんですけど、７件につきましてはまだその時点、その段階に至っていない状況でございます。

その段階に至りましたら、決定通知を出しまして、返還額のほうを請求させていただくという流れになります。

○議長（春田　新一君）　８番、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　この補助金の返還対象者というのは、しっかりと連絡や所在の確認はできているんですか。きちっと。

○議長（春田　新一君）　しまづくり推進部長、藤田浩徳君。

○しまづくり推進部長（藤田　浩徳君）　すみません。その７件の中には、連絡が取れないところが数件ございます。

○議長（春田　新一君）　８番、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　この連絡体制が取れていないというのもありますけども、やはりこれはしっかりとやるべきことであります。

この事業は、例えば銀行とか借入れとか、国、県、市が補助――これ担保とか保証人とか、そういった必要のない事業なんですかね。やっぱりね、これが。ですからやはりこの辺が、補助金を今、韓国人観光客が増加傾向ですが、対馬島内でこの雇用機会拡充支援事業を利用した飲食店や事業所がたくさんございます。

しかし、補助金を利用せずに自己資金で一生懸命営業されている飲食店もあります。市民から補助金のこれは無駄遣いじゃないかという声も多く出ておりますので、今後やはりこれは総務文教あたりで、委員会あたりで審査、調査、その辺をしてもらいたいと思っております。

そして、今日はいろんな、市長、副市長に対していろいろと質問をさせていただきました。最後に一言、高市総裁の選挙期間中にこのようなメッセージを発信をされております。日本列島を強く豊かに、挑戦しない国には未来はありません。守るだけの政治に希望は生まれません。希望がある未来は待っていてもやってこない。誰かがつくってくれるものでもない。私たち自身が、決断し、行動し、つくり上げていくものです。

市長、この言葉、対馬市にしっかり置き換えていただき、残り２年、２年の任期、攻める政策をつくっていってください。そして対馬を、行政、市議会、市民一体となり強く豊かな対馬列島をつくっていこうではありませんか。市長、最後に一言、お願いします。

○議長（春田　新一君）　時間が来ていますので、簡明に。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　今、自民党総裁、高市総理の言葉のとおり、日本列島を強く豊かにということで、我々もこの対馬市を守るだけではなくて、攻めるという形で、大変財源的には厳しい中ではございますが、攻めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（春田　新一君）　これで、糸瀬雅之君の質問は終わりました。

○議長（春田　新一君）　暫時休憩します。再開は１１時５分からとします。

午前10時52分休憩

午前11時05分再開

○議長（春田　新一君）　再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。２番、吉野元君。

○議員（２番　吉野　　元君）　皆さん、おはようございます。２番議員、新友会の吉野元です。本日は、ツシマヤマネコを切り口とした、しまづくり戦略を議題に質問いたします。

ヤマネコを守るだけの対象から未来をつくる資源戦略へ、その転換が必要ではないか、そのことを市長に問いたいと思います。

今、空前の猫ブームです。猫グッズやペットフード、病院など、猫による日本の経済効果は、２０２６年度、約３兆円に上ると言われ、ネコノミクスと言われています。

大阪・関西万博の経済効果は３．８兆円だったということで、かなり相当な経済効果が猫にあるということです。

この経済効果を生み出す猫に注目して、ツシマヤマネコを対馬の経済対策や移住政策に活用していく、すなわちヤマネコノミクスを考えていきたいと思います。

しまづくり戦略を考えるにあたって、対馬の強みになるのは、対馬にしかないものであり、その代表がツシマヤマネコです。対馬の観光や物産、移住対策など、対馬を売り込むときに、壱岐や五島、あるいは福岡などの近隣の都市部などとの競争の中で、対馬の存在をどう目立たせ、差別化させ、勝ちにいくか。そこに行政の戦略性が問われています。

ツシマヤマネコは、御存じのとおり国の天然記念物であり、約１０万年前から対馬に生き、その後、人が対馬に来た後も、歴史を共に重ねてきた存在です。

西表島には同じ種類のイリオモテヤマネコがいますが、ほかに野生の猫は、日本全国どこを探してもいません。ここにしかないという特長は、対馬にとって最大の強みです。

もう一つポイントになることは、ツシマヤマネコをやみくもに発信して売り込むのではなく、対馬市が誰にどんな価値をどう届けるのか、これを明確にすることが重要です。これはいわゆるマーケティングの視点になります。全ての人を動かさなくてもよい、本当に価値を感じる人に届けば大きな力になります。だからこそ明確なターゲット設定や売り込み方が非常に重要です。

本日、１つ目の質問は、全国のツシマヤマネコのファンをターゲットにしたしまづくり戦略と

いう視点から、具体的な展開について掘り下げてまいります。

ツシマヤマネコが好きな人は、全国に数多く存在しています。その一例が、平成２８年、対馬市がツシマヤマネコ基金を活用して実施した全国とらやまスタンプラリー事業です。ヤマネコを飼育する全国の１０か所の動物園が連携して取組を実施しました。景品はヤマネコ米やタオルですが、１年間でヤマネコがいる１０か所の動物園を全て回った方が、何と４７名もいらっしゃいました。これは相当熱心なファンの存在であると言えます。

さらに、島内で活動している団体の中でも、ＮＰＯ法人ツシマヤマネコを守る会の会員は、ウェブサイトでの調べによると、２０２５年3月３１日時点で４４１名にも上ります。ヤマネコを見に対馬に観光に来る方、ヤマネコの保全に関わり何度も対馬に通う方、私が把握しているだけでもかなりの数になります。

中には、ヤマネコをきっかけで対馬に移住し、環境省や対馬市の保全関係の仕事に就いている方もいます。私もその一人です。これだけでもかなりすごい経済効果ですし、活力を生み出していると言えます。ヤマネコがいるからこその生まれてきた関係であり、ほかの地域では、まねできない対馬ならではの強みです。こういうものを一つずつ積み上げていくことが重要だと思います。

しかし、私は、ヤマネコはさらに大きな可能性があると考えます。ヤマネコとのつながりを単なる保全や生物多様性の取組にとどめるのではなく、観光や産業振興、環境教育、移住促進といった分野へ戦略的に広げていくこと、これが対馬の将来の生き残りの切り札になってくるのではないでしょうか。

対馬市は、もっと主体的にツシマヤマネコを地域の力として活用していくべきだと考えます。しかし、現状では、ヤマネコと言えば、国の所管という認識が強く、市のしまづくりの中核に位置付けているとは言い難い状況です。ヤマネコを守る対象から未来をつくる戦略資源へ、今こそその転換が必要ではないでしょうか。

そこで、市長に伺います。これまで対馬市は、ヤマネコを地域振興策とどのように関連づけてきたのか、また、今後、ヤマネコを核とした対馬ブランドの確立、農林業や観光振興、さらにはふるさと納税や移住促進施策への活用について、どのように展開していくお考えか、所見をお聞かせください。

次に、ヤマネコの交通事故対策についてです。

ヤマネコの個体数の減少の大きな要因の一つが、交通事故、いわゆるロードキルです。対馬市では、今年１月に、ツシマヤマネコ交通事故非常事態を宣言しました。またシカやイノシシを含む野生動物との衝突事故は、ヤマネコの問題にとどまらず、市民や観光客の命を守るための交通安全上、重要な課題であります。車の修理代や保険料の負担軽減にもつながります。

交通事故が発生する実態を把握し、それらのデータを基に注意喚起を行うことは、事故対策にも重要な施策です。

そこでお尋ねします。ヤマネコや野生動物との衝突事故について、市は発生時期や時間帯の傾向をどの程度把握しておられますか。特に事故の多い時期や時間帯があればお示しください。

また、その情報を生かし、空港や港、レンタカー事業者、宿泊施設、公式ＬＩＮＥなどを通じて、市民や観光客への注意喚起をさらに強化すべきと考えますが、現在どのような情報発信を行っているか、お聞きいたします。

さらに、今後についてです。警察、県、環境省と連携し、野生動物等の交通事故の実態把握と対策強化を図る考えはあるか。あるのであれば具体的な対策内容について、市長の御見解をお示しください。

最後にヤマネコ基金についてです。

先ほど全国に多くのヤマネコファンがいるというお話をしました。現在積み立てられているツシマヤマネコ基金も、ツシマヤマネコや対馬の自然を守ってほしいという全国の寄附者の思いの結晶です。

ウェブサイトの情報によりますと、平成２０年度から寄附の募集を開始し、令和６年度までに３，５００万円が集まっています。そのうち、これまでに約９７０万円が活用されていると承知しています。せっかく頂いた寄附ですので、その活用の在り方について、改めて検討する必要があるのではないかと思います。

そこでお尋ねします。現在のヤマネコ基金の残高は幾らか。これまでの主な活用実績とその効果をどのように評価しているのか。そして今後、どのような方針で活用していくのか。

以上、大きく３点について御回答をお願いします。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　吉野議員の質問にお答えいたします。

初めに、市は、これまでツシマヤマネコを地域振興策とどのように関連付けてきたかとの御質問でございます。

ツシマヤマネコは、対馬にのみ生息する国指定の天然記念物であり、本市の豊かな自然環境を象徴する存在であることから、第２次対馬市環境基本計画の方針に基づき、これまでもその保全を基本としつつ、地域振興との連携を意識した取組を進めているところでございます。

具体的には、環境省をはじめとする関係機関と連携しながら、ヤマネコを題材とした環境学習や啓発活動を実施し、次世代を担う子どもたちの郷土への理解と愛着の醸成を図ってまいりました。

また、観光分野におきましても、パンフレットやイベントなどにおいて、ヤマネコを対馬の自

然を象徴する存在として紹介するなど、対馬の魅力発信の一要素として活用してきたところであります。また、空港名におきましても、対馬やまねこ空港ということで拡散をしているところでございます。

一方で、ヤマネコの保全は、国の制度や専門的知見に基づく対応が不可欠であることから、市としては、保全活動への協力や啓発を中心に取り組んできた経緯があり、地域振興との一体的な位置付けについては、今後さらに整理すべき課題があるものと認識しております。

ツシマヤマネコを核とした対馬ブランドの確立につきましては、対馬の自然環境と共生する暮らしや産業の価値を、内外に発信していく上で重要な視点であると認識しております。

農林業分野におきましては、ヤマネコの生息環境を守る取組と調和した生産活動を進めることが、結果として対馬産品の高付加価値化につながるものと考えており、関係団体や生産者の皆様と連携しながら、環境配慮型の農林業の取組や情報発信の方向性を共有してまいりました。

例を挙げますと、佐護ヤマネコ稲作研究会が主体的に取り組んでおりますツシマヤマネコ米は、人もヤマネコも安心して暮らせる里づくりの象徴的な産品であると捉えており、今後も積極的にＰＲしてまいりたいと考えております。

また、観光分野においては、ヤマネコを単なる観光資源と消費するのではなく、対馬の自然や文化、暮らしを理解していただくための象徴的な存在として位置付け、エコツーリズムや環境学習と結びつけた持続可能な観光の推進に努めてまいります。

さらに、企業版ふるさと納税では、主要事業の一つにツシマヤマネコ保全事業を掲げており、国の天然記念物であるツシマヤマネコの知名度を活かして、対馬の自然環境保全活動を促進してまいりたいと考えております。

個人版ふるさと納税においては、寄附者が佐護区のツシマヤマネコ米を育てている田んぼのオーナーとして、１年間活動できる権利等を返礼品として企画し、提供しております。

また、返礼品の梱包資材へ貼付するステッカー及びお礼状を発送する封筒や、お礼状にヤマネコをモチーフにしたデザインを活用しております。

移住促進対策につきましても、ヤマネコと共生する島・対馬というストーリー性を持った情報発信を行うことで、対馬の価値に共感いただける関係人口の創出につなげていきたいと考えております。

今後も国や県、関係機関との連携を前提としつつ、本市のしまづくり戦略の中で、ヤマネコの持つ多面的な価値を活用してまいります。

次に、ヤマネコや野生動物との衝突事故について、市は、発生時期、時間帯などの傾向をどの程度把握しているのかとの質問でございますが、野生動物との交通事故につきましては、環境省や県と構成する対馬野生動物交通事故対策連絡協議会において、現状や課題を共有し、連携した

対策を進めているところであり、ツシマヤマネコの保全のみならず、市民や観光客の安全確保、さらには道路交通の円滑化の観点からも重要な課題であると認識しております。

野生動物との衝突事故については、夜間から早朝にかけての時間帯や、特定の路線・区域において事故が発生しやすい傾向が見られるとの報告を受けております。

一方で、シカやイノシシを含む野生動物全般の衝突事故につきましては、警察や道路管理者など、複数の機関に情報が分散している面もあり、情報把握が困難な面もございます。

次に、空港、港、レンタカー事業者、宿泊施設、公式ＬＩＮＥなどを活用し、市民や観光客への注意喚起をさらに強化する考えはあるかとの質問についてでございますが、これまでも関係機関と連携して、空港や港、レンタカー事業者、宿泊施設といった観光客の動線上における情報発信や、市公式ＬＩＮＥ、インスタグラムなどのデジタル媒体や防災無線放送を活用した注意喚起を実施してまいりました。

今後につきましても、より効果的な周知方法となるよう、発信手法の工夫や充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、警察や県、環境省とも連携し、野生動物との交通事故の実態把握及び対策強化を図る考えはあるかとの御質問でございますが、対馬野生動物交通事故対策連絡協議会では、事故発生時点や時期、時間帯、周辺の環境などの情報を共有・分析することで、効果的な注意喚起や対策を検討しております。

本年度は、ヤマネコの交通事故が１１件発生し、特に近年、生息情報が増えている下島での事故発生を鑑みて、本年1月１５日に環境省、長崎県、対馬市の連名でツシマヤマネコ交通事故非常事態を宣言したところであります。

今後も関係機関との連携を強化し、事故情報の集約方法や傾向把握の進め方について整理してまいりたいと考えております。

また、飛び出し注意看板の設置や積極的な情報発信に努め、対策の強化を図ってまいります。

次に、現在のツシマヤマネコ基金の残高と、これまでの主な活用実績とその効果、今後の活用方針はどうなっているのかとの質問についてでございますが、ツシマヤマネコ基金につきましては、全国から寄せられた多くの皆様の善意と対馬の自然環境を守りたいという思いにより積み立てられてきたものであり、その趣旨を十分に尊重しながら管理・活用しているところであります。

令和６年度末の基金残高は、約２，５６５万円となっており、これまでの主な活用実績としては、ヤマネコの飛び出し防止柵の設置工事や路面注意表示工事などの交通事故対策から、全国のヤマネコ飼育動物園で開催したスタンプラリーやオンライン啓発イベントなどの保全啓発活動、環境スタディーツアーなどに充当してきており、ヤマネコ保全への理解促進や市民意識の向上といった一定の効果があったものと認識しております。

今後の活用方針につきましては、引き続き基金設置の目的に沿い、ヤマネコの保全及びそれを通じた自然環境への理解促進を基本としつつ、事業内容や活用の在り方については、社会情勢や市民ニーズを踏まえながら、より効果的な活用につながる事業の選定に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　２番、吉野元君。

○議員（２番　吉野　　元君）　市長、答弁ありがとうございました。ヤマネコの地域振興に係る活動、これまでの実績というのは理解いたしましたし、私が考えている方向性と一致しているなと思います。

ただ、今後、より戦略的にヤマネコをうまく活用しながら守っていくというところをやっていただきたいなというのが、今回の質問の意図ですので、そこについて、もう少し詳しく具体的に話を進めていければと思います。

まず、観光についてです。

今の対馬の観光は、多くの韓国人観光客が訪れてくださる一方で、一部では、混雑やマナーなどの問題が大きい、いわゆるオーバーツーリズムで、市民の生活に影響が出ていると感じる場面があります。

観光は、本来、地域に元気と収入をもたらすというものですが、数だけを追いかける観光が続けば、道路やトイレ、上下水道、ごみ処理などのインフラ整備、環境保全の負担が大きくなり、結果として、にぎわっているのに地域が豊かになっていないというような状況にもなりかねません。

今、世界では、本物の自然や文化をじっくりと体験したいという旅行のニーズが高まっています。これ、アドベンチャーツーリズムと言います。

タブレットのほうにも少し概要を参考にお示ししておりますが、こちらは、少人数を丁寧に案内し、地域のガイドがちゃんと説明をして、地元の宿や食を楽しんでもらう。この平均滞在日数は１１日程度でこれ全国の調べです。１人当たりの支出は約４４万円ということで、欧米の富裕層の観光客が多いんですが、こうした市場というのがあります。

この観光は、環境の負荷を小さく、地域経済への効果を大きくするという特徴があり、環境省も進めているところで、国立公園などでの導入を今モデル的に進めている状況です。

この世界の市場規模は７０兆円と言われています。少人数でも対馬の自然や文化を深く味わってもらい、その価値に見合った対価を地域に落としていただく。そうすることで市民の暮らしを守りながら観光を持続可能な形で続けていくという、ここに私は、この中心にヤマネコ、ツシマヤマネコを添えるべきだと考えています。

ツシマヤマネコそのものを見せるツアーではなく、ヤマネコと共に生きてきた対馬の森・里・川・海、そして私たちの暮らしそのものが世界に誇れる観光資源になります。

そこで、市長にお尋ねします。このツシマヤマネコを核としたアドベンチャーツーリズムを対馬市として本格的に推進していくお考えがあるか、お答えください。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　ツシマヤマネコは、国指定の天然記念物でもありまして、その活用にあたっては、生息環境への影響を最小限に抑え、保全を最優先とする姿勢が不可欠であるというふうに考えております。

このため、関係機関や専門家との連携の下、適切な利用ルールや受入体制を整えながら、自然環境と観光振興が両立する形で進めてまいりたいというふうに考えているところでございますし、その上で、ツシマヤマネコが貴重な観光資源として物語性のあるアドベンチャーツーリズムの推進については、観光事業者の皆様と緊密に連携・協力しながら取り組んでいければなというふうに考えているところでございます。

○議長（春田　新一君）　２番、吉野元君。

○議員（２番　吉野　　元君）　ありがとうございます。今、市のほうで、エコツーリズム推進法に基づく体制強化ということを今しているというのを認識していますし、その中で、ヤマネコ部会というのがあって、私たちも関わりがありますが、エコツーリズムを超えてアドベンチャーツーリズムという、もう一歩先を行く仕組みというのが世界に広がってきていますので、そこを視野にぜひ検討を改めて進めていただきたいと思います。

２点目ですね。ヤマネコが好きな人をターゲットにした移住戦略というところも少し触れていきたいと思います。

先ほどの市長の糸瀬議員への一般質問に対しても、人口減少が一番の市長の肝煎り政策だというふうにおっしゃっていましたが、このツシマヤマネコを戦略に軸に置くことで、移住政策も広がりが見えてくるのかなと思っています。

先日、新友会の会派のほうで視察に行きました。岡山県の西粟倉村、こちらは事業者の派遣型の地域おこし協力隊制度というのも導入をしております。人口約１，３００人の村で、これまで累計１６０名の超える協力隊が活動をしています。百年の森林（もり）構想という明確なビジョンを掲げ、森林づくりを軸に地域創生を進めているということが成功の背景にあります。

対馬でも、例えばヤマネコとの共生をビジョンに、環境配慮型の農林水産事業者、アドベンチャーツーリズムを推進する観光業者、環境教育に取り組む民間の団体などに対して、派遣型の島おこし協働隊を配置することが検討できないか。このことで募集がなかなか集まらないというような今の対馬の課題も、ヤマネコということをしっかりと打ち出すことで、ヤマネコ好き、ある

いはヤマネコと共生することを憧れる外部の人材、若手人材が、対馬に興味を持って移住してくるのではないかと思いますが、その点、市長の見解をお聞かせください。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　この件につきましては、先般の本会議におきましても、島おこし協働隊員の活動範囲の拡大等を目的とした、公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例を上程いたしまして、可決いただいたところでございます。また、併せまして対馬市島おこし協働隊設置要綱の改正も行っているところでございますし、これらの改正によりまして、協働隊員の雇用形態のバリエーションが拡充されます。

議員御提案の民間の派遣型等につきましては、要綱で定める委託型によりまして、この対応が可能となるのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（春田　新一君）　２番、吉野元君。

○議員（２番　吉野　　元君）　前向きに今、検討をいただいているということで、ぜひですね、今、ヤマネコ関連の協働隊というのも、派遣型、委託型、それぞれ特性があると思いますので、それをしっかりと吟味しながら、ぜひ公募を開始していただくということで待ちわびているところでございます。ありがとうございます。

次に、先ほど、ツシマヤマネコのファンを明確なターゲットに据えたしまづくりについて、市長から答弁を伺いましたが、ヤマネコファンというのはもちろんのこと、今はヤマネコに関心がなくても、全国に先ほど冒頭に申し上げた猫好きの方というのがたくさんいて、そこにかなり経済効果をもたらしているというところで鑑みれば、そういう方もターゲットに広げていくということが重要な戦略だと考えています。

まずは、対馬は野生の猫と共に生きている島であるということを、全国の猫好きに知っていただく。そして、対馬の産品や観光情報、さらには移住情報をお届けすることで、応援したい、一度行ってみたい、何か関わりたいと思っていただく流れをつくるというのが大事だと思います。

冒頭にお話をしたネコノミクス３兆円の経済効果にあやかるということを考えていただければと思います。そのためには、ターゲットを全国の猫好きに設定して、観光、物産、環境保全、移住、ふるさと納税、広報など、対馬市の各部署が連携して動けるように、対馬市として戦略を組み立てて共有する場が必要ではないかと考えています。

そこで、自然共生課の呼びかけのもと、関係部署が一堂に会するヤマネコ会議、通称ヤマネコノミクス会議とでも言いましょうか、こういったものを市役所の主導で立ち上げて、市としての方向性を整理して具体策を検討していただくという考えはないか、市長のお考えをお聞きします。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　御提案のヤマネコ戦略会議につきましては、現在、組織しております

対馬市生物多様性協議会におきまして、ツシマヤマネコの普及啓発活動が、生物多様性の保全事業の一つとして位置付けがございます。

まずは、その枠組みの中での議論、そして御意見等を踏まえた上で、新たな戦略会議の設置・開催について、その必要性、実効性を十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（春田　新一君）　２番、吉野元君。

○議員（２番　吉野　　元君）　ありがとうございます。ぜひ戦略会議では、具体的な方向性というのを示していただけたらと思いますが、参考までに私の考えるヤマネコノミクス、３本の矢というのをちょっとさっと考えてきたので、タブレットにお出ししていますので、ちょっと見ていただければと思います。こちらですね。

これは、本当にあくまでも戦略を立てて、しっかりやっていこうというビジョンを各関連部署、あるいは市民事業者と共有をしてやっていくという意気込みを示すようなイメージ図なんですけども、私が考えるヤマネコノミクス、３本の矢というのは、ヤマネコの力を借りたアドベンチャーツーリズム、そしてふるさと納税の増額、そして島おこし協働隊、先ほど一般質問でさせていただいたようなことをしっかりと盛り込んだ中で対馬の再生を進めていくと。こういうようなちょっとインパクトのある戦略というのを打ち出していただくことで、市のやる気と、本気というところを出していただきたいということで、ちょっと参考までにお作りしました。ぜひ御検討いただければと思います。

続きまして、ヤマネコ、あるいは野生動物の交通事故対策についてです。

市長からある程度のヤマネコの交通事故の発生時期や時間帯というのが、分かっているという答弁をいただきました。私のほうでもウェブサイトで確認をして、１１月が特にヤマネコの交通事故が多いということが、突出してあるということが確認できました。１０月、１２月も多いということであります。

かつロードキルが発生する時間帯というのが、夕刻から明け方ということで、時間もかなりピークがはっきりしているということでしたので、こういった情報というのをしっかりとドライバーの方に伝えていく、市民、観光客へ伝えていくことが、交通事故の件数というのが減るんではないかと思っていますし、ドライバーの意識を変えることが重要だと思っています。

では、どういうふうに意識を変えるのかというところの体験の機会をつくる方法ですけれども、市長の答弁からいろいろ啓発をしていくと、既にしているということでありますが、新たな取組もぜひ御検討いただきたいなと思って、今回参考になる事例を御紹介したいと思います。

沖縄県の竹富町、西表島にある環境省の野生生物保護センターの取組であります。ここではヤマネコが道路に飛び出す状況を、運転手目線で体験できるドライブシミュレーターというのが導入されています。

お手元のタブレットにもありますが、こういうものですね。運転を模倣するようなシミュレーションで画面があって、ハンドルがあって、アクセル、ブレーキがあるというようなゲーム感覚でできる。シミュレーターがこのセンターのところにあります。

実際こう走らせると、こういう画面が出てきて、これは西表島の県道を模した形で、これはちょっと見えにくいんですけど、左側の道路際にイリオモテヤマネコが出てきて、これをゆっくり避けていかないとひいてしまう、ゲームオーバーというようなこういうゲームです。

これ子どもにも大人気で、私も大人もさせてもらっているんですけども、非常にこうリアルで、どのようにこう飛び出してくるのかが具体的にイメージができて、強い注意喚起になります。

対馬市でもこのツシマヤマネコ基金というのを活用して、こうしたドライブシミュレーターの導入というのを関係機関と協議を開始するというのがいいのかなと思いますが、そのお考えがあるか、ぜひ御答弁をお願いしたいと思います。

また、その設置場所については、例えば空港の空きスペースとかがいいのではと思いますが、市長の見解をお聞きいたします。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　この西表島のドライブシミュレーターにつきましては、この資料によりますと、民間企業のほうから約５００万円程度の寄附というようなことで頂いたということでございますけども、私といたしましては、できれば、そのようなことができればいいなというふうには思っているところでございますけども、これをツシマヤマネコ基金からということでございますが、このヤマネコ基金の活用につきましては、環境省、林野庁、そして長崎県、対馬市で構成されますツシマヤマネコ基金運用審査会で諮られて、その使途の適否が決定されるということでございますので、今、議員からいただいた案につきましては、こちらのほうに一つの案といたしまして提案をしていければというふうに思っておりますし、また、このドライブシミュレーターを置く場所ということで、対馬空港がいいのではないかということでございますが、このことにつきましては、やはり対馬空港のその空きスペース等も考慮しながら進めていかなくてはならないというようなことで、空港当局のほうとも、このことについては御相談をさせていただければというふうに思っております。

○議長（春田　新一君）　２番、吉野元君。

○議員（２番　吉野　　元君）　前向きな答弁ありがとうございます。ぜひ提案していただいて、シミュレーターが設置できるようにお願いしたいと思いますし、対馬の県道、国道、市道を再現して、ヤマネコだけじゃなくて、テンとか、あるいはシカ、イノシシというのがこんな形で出てくるんだよと。こういう場所に出てきやすいというのが体験として解ってくると、ドライバーの皆さんもそこを意識しながら運転するようになってきますし、夕刻とか朝方というのが一番多い

んだという情報もですね、すんなりとゲームを通じて体得できていくのかなと思いますし、話題性もあるかなと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

場所については、もちろん空港だけじゃなくて、例えばあそうベイパークとか、ヤマネコセンターとか、ヤマネコのことを勉強できるような施設というのが対馬島内にもたくさんあると考えていますので、そういうところも複数検討いただければと思います。

最後に、ヤマネコ基金の活用等について、移りたいと思います。

このヤマネコ基金の活用については、より戦略的な活用の展開ができないかというふうに考えています。例えばヤマネコの棲む森林の再生や、環境教育プログラムの開発に取り組む市民団体や事業者を対象にした募集型の助成制度を創出してはどうでしょうか。

具体的には、ヤマネコと共生する森づくりを目指し、上県町佐護の舟志ノ内の市有林にある保全、ゾーニングを行った場所がありますが、ここに民間の活動を募集をして、提案型事業で基金を活用するということができないかと考えていますが、いかがでしょうか。

これは、森が整備されればニホンミツバチの蜜源が増え、蜂蜜がたくさん収穫できるようになります。海に必要な栄養源が流れ込み、磯焼け対策にもつながります。森の整備で地域に雇用も生まれますし、その場所で、先ほど話したようなアドベンチャーツーリズムの受皿が提供でき、富裕層がかなりのお金を落としてくれる、案内することができるようになるということが想定されます。さらには、この場所で作られたシイタケは、とても高価な商品になると。

こうしたプロジェクトをしっかりと発信していけば、さらに追加のふるさと納税やヤマネコ基金の寄附というのがたくさん集まるということも考えられるでしょう。関わりたい移住者や協働体もさらに増えていくことが想像されます。

このようにヤマネコの保全と地域の雇用、活力を生み出すような具体的なプロジェクトを基金を活用して民間を巻き込んでやっていくということが重要かなと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　このことに関しましては、今現在、対馬市のほうで進めております既存の公募型の助成制度であります、わがまち元気創出支援事業等におきまして、新たにヤマネコ関連プロジェクト枠を設置して、このプロジェクトに対しましてヤマネコ基金を充当するなど、現行制度の枠組みを最大限に活用していくことも含めまして、今後、その仕組みづくりを検討していければなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（春田　新一君）　２番、吉野元君。

○議員（２番　吉野　　元君）　ありがとうございます。ヤマネコ基金は、当然ヤマネコを守りた

いという強い思いを持った方が寄附をされているものですので、ぜひ対馬市側もこういうふうにこう活用していけば、ヤマネコが保全できるんだ。その下支えをしている地域の活力が生まれるんだというストーリーをしっかりと打ち出して、こういう活動をやってくれる人を募集するというような積極的な募集というのをやっていただくというのも、１段ステップは上がりますが、ぜひ挑戦していただきたいと思います。

また、環境教育への活用というところをちょっと最後触れたいと思いますが、学校現場では、子どもたちが学外で学ぶための予算というのが少なくて困っているというのを私もよく保護者や教育の先生方から聞いています。

そこで、この基金が充てられないかと考えています。例えばヤマネコセンターへのバス代の支援ですとか、ヤマネコをテーマにした研究発表の遠征費の支援、これは文化のクラブとか部活動ですね。そういうところに絡めながら支援するというような、子どもたちの学びを後押しするような仕組みというのもこの基金で活用できないかと思いますが、市長、その辺はいかがでしょうか。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　この基金の活用につきましては、実績といたしまして、平成２５年から平成２８年にかけて、長崎県と連携をして、対馬野生生物保護センターでの学習活動に係るバスの借り上げ費用の支援を行っているところでございますので、先例があるというようなことで、このことについては実施可能ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（春田　新一君）　２番、吉野元君。

○議員（２番　吉野　　元君）　ありがとうございます。割とこうヤマネコセンターで勉強したりとか、ヤマネコセンターの職員さんが、ヤマネコ教室という形でヤマネコのことを学べるようなコンテンツを提供されているというのは承知していますが、もっとほかの学校さんにもこれを周知をして、こういう基金の使い方もあるよということで、学外への移動手段の確保だったりとか、そういう活動にもヤマネコという視点を使えば、子どもたちの学びが深まるんだということをぜひ教育長も認識していただいて、協力を求めていただきたいなと思います。

最後になりますが、ツシマヤマネコというのは、対馬にとって環境保全だけの話ではないということが、今回一番伝えたかったことです。対馬に人を呼び込み、地域経済を生み、雇用を生み出す可能性を持つとても貴重で尊い地域の宝であり、対馬の未来をつくる資源、戦略資源だと私は考えています。

ヤマネコと共に生きることが誇れる島になる。それを理念だけじゃなくて経済戦略として実現する。対馬を挙げてネコノミクス、３兆円規模の市場にヤマネコを武器に参入していきたいと思

いますので、ぜひ市長、その大胆な決断を求めて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（春田　新一君）　これで、吉野元君の質問は終わりました。

○議長（春田　新一君）　昼食休憩とします。再開を午後１時５分からとします。

午前11時54分休憩

午後１時05分再開

○議長（春田　新一君）　再開します。

午前に引き続き、市政一般質問を行います。３番、諸松瀬里奈君。

○議員（３番　諸松　瀬里奈君）　皆様、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、これより一般質問を行います。会派、新友会、３番議員、諸松瀬里奈です。

本日は、市の将来に関わる大きなテーマとして、財政の現状と将来負担、そして、その中で、私たちは何に投資していくのかという点について伺いたいと思います。

初めに、本市の財政状況と将来負担について伺います。

今回、私は、現金主義に基づいた決算カードではなく、平成２８年度から公表されております発生主義の財務諸表を基に、市の財政状況を確認いたしました。

もうすぐ令和６年度の財務諸表が出ますが、現状で最新の財務諸表は、令和５年度分ですので、今回は、令和５年度の資料を基に話をいたします。

市の財務諸表、言わば市の家計簿を見ますと、対馬市が持っている資産の多くは、行政サービスを提供するための学校や庁舎、道路、港湾といった有形固定資産、つまり建物やインフラです。

これは、これまで市の市民の暮らしを支えてきた大切な資産でありますが、同時に持ち続ける限り、維持費や管理費、修繕費、いずれは建て替えや解体の費用がかかるものでもあります。家庭で例えるなら、家を持っていること自体は財産だが、年数がたてば修理や建て替えが必要になるというのと同じことです。

まず、この有形固定資産の保有状況と、将来世代への負担を示す指標である純資産残高の余剰分、（不足分）と書いてありますけれども、との関係について、市長はどのように認識されているのか伺います。

ここで、議場でタブレットをお持ちの方は、事前配付しております資料１―１、テレビの御覧の方は資料１―２、今から出しますけれども、を御参照ください。

これですね。対馬市が持っている固定資産が、図の黄色のところ、そして財務諸表で言うと、貸借対照表の右側の黄色で示されているところ、固定資産の総額、金額で見ると、２，０８２億

円です。ここですね。そしてピンクのところで示されている、こちらの右のところ、余剰分（不足分）とありますけれども、これが約マイナス４１５億円分あります。これは貸借対照表で、左側が固定資産が示されておりますけれども、対馬市として何を持っているのかというのを示しております。そして右側が、それを得るに当たって何を基にそれを持っているのか、固定資産を持っているのかというのを意味されております。

その２，０８２億円というこの固定資産等形成分ですね。これは今までに対馬市が持ってきた資産の総計分です。それに対馬市は言わばローンを組んで債権等を発行して、そして国等に返しながらその資産を持ち続けているんですけれども、そのローンと老朽化、毎年老朽化しています。その老朽化の差が４１５億円という貸借対照表の表示になっております。この部分ですね。

ちなみに、対馬市の保有資産、もちろん年々老朽化しておりますけれども、どういうペースで老朽化していくかというと、２枚目のですね、皆さんお手持ちのタブレットの行政コスト計算書という２枚目のページに出てくる減価償却費、これも黄色で示されております。５９億円です。この表で見ますと、一番真ん中ですね。減価償却費、約５９億円。これ毎年、建物の価値が減っていく分です。それとローンの差額がマイナス４１５億円という表示になっております。それについての市長の御見解をお願いします。

さらに令和９年度には、公共施設等個別施設計画の見直しが予定されております。こちらは資料２を御覧ください。対馬市が保有する公共施設は８９１施設あります。その延べ床面積の合計は４５万８，６５５．０４平方メートルになります。延べ床面積ですね。これを対馬市民、およそ２万７，０００人で計算しますと、市民１人当たりの公共施設は１７平方メートルぐらい、約ですね。

これは全国平均、データで総務省の公共施設状況調査を基に見ましたけれども、全国平均は３．５平方メートルから４平方メートルです。対馬は実に４倍以上の公共施設を抱えているということになります。もちろんこれは、離島地域を考慮する必要はもちろんありますけれども、それを考えても全国平均の４倍という規模は、人口減少時代を迎える中、将来負担を考えるとかなり重いというのが見えてまいります。

対馬市の公共施設等個別施設計画では、令和４年度から令和８年度の４年間で４２件、床面積では９，３００平方メートルの削減をするという計画でしたけれども、それでも４年間で全体の２．８％ほどの削減計画にとどまっております。この公共施設整理ペースというのは果たして十分と言えるのでしょうか。

これからは、どの施設を残し、どの施設は役割を終えるのか、あるいはどう活用すれば新たな価値を生み出せるのかという判断が避けて通れないと思います。将来世代に過度な負担を残さないために、公共施設や固定資産をどのような考え方で整理・活用していくのか、市長の基本的な

方向性を伺います。

次に、こうした財政状況を踏まえた上で、今後の予算配分、言わば何にお金を使い、何を優先するのかについて伺います。

限られた財源の中では、全ての分野に十分な投資を行うことはできません。だからこそ選択と集中が必要になります。

決算資料を見ると、近年、教育分野への支出は増加している一方で、観光・産業分野への支出は過去３年間で減少しております。

資料３を御覧ください。これは、令和４年度から令和６年度の対馬市が出しているデータの中で、主要な施策の成果報告書という資料がありまして、そこから抜粋しております。すみません。テレビを御覧の方、数字が細か過ぎて見えないかと思いますけれども、オレンジ色に色づけされてある上が、一番上が教育費になっていまして、次にオレンジ色で表示されていますのが観光・産業分野になります。費目でいうと農林水産業費と商工費になります。

これが、過去３年間を見ていると、教育分野の支出が増加傾向が見られております。これは将来を見据えた狙いを持った投資なのか、それとも人件費や施設維持費といった避けられない経費が増えた結果なのか、その背景と教育分野への支出を通じて、市として何を目指しているのかというのを伺います。

次に、観光・産業分野への支出減少について伺います。

表で言うと、真ん中あたりの観光・産業、色づけしたところですけれども、３年間で支出が減少している傾向が見られております。これは、あらかじめ意図した予算配分なのか、あるいは事業の終了や補助金の終了など結果として生じたものなのか、その要因と市としての受け止めを伺います。

あわせて、今後の投資の考え方について伺います。教育への投資は、人を育てるための投資です。一方で、観光や産業への投資は、島で暮らし働き続けるための土台をつくる投資だと私は考えます。

対馬で育った子どもたちが大人になったときに、対馬で働き、対馬で暮らしていけると思えるようにするために、教育と観光・産業をどのように結びつけていくのか、限られた財源の中で、どの分野をどのような考え方で選び集中させていくのか、市長が考える将来像と、そのための投資の考え方を伺います。

最後に、観光ガイドマップの在り方について伺います。

前回の一般質問において、市長から、今後は国内観光客の誘致を積極的に進めていくとの答弁がありました。また、前日までの予算委員会においても、国内観光客を積極的に誘致していくというコメントをいただいております。

また、私がこの市議会議員になった直後の昨年６月頃、この担当課長に旧ガイドマップの増刷をお願いしまして、それがかなったのかどうか、今年度の予算で増刷をいただけるというお話もいただきました。ありがとうございます。

実は観光ガイドマップというのは、最近変遷をしてきておりまして、ここに新旧ガイドマップを持ってきたんですけれども、こちらが前の観光ガイドマップ「対馬まるわかり！ガイドマップ」というものです。これ割とガイドとしても、そして島内を巡る人としても、すごく使いやすいと、とても好評でした。これを広げると、一面に対馬の全島地図が広がってまいります。これを我々観光ガイドとしても、バスガイドとか、まち歩きとか、様々なガイドのシーンで使わせていただいておりました。

これが数年前に差し替えということになって、今はこういったすごく目立つような対馬ガイドブックというですね、対馬を感じて、考える、「対馬感考」という新たなキーワードで新たなガイドマップが出されておりますけれども、ここに真ん中に対馬の全島地図があるんですが、このように全島地図がありますけれども、なかなかこれが見づらいと。どこを走っているのか、今、自分がどこにいるのか分からないといった御意見も度々聞かれております。

なので、観光ガイドとしては、これより前のですね、こちらが使いたくて、再三にわたり要望を上げ続けていたんですけれども、ガイドマップについては、この紙の媒体ではなくてデジタルの媒体で今後行きますよというところで、でも使いたいし、ニーズがあるので、我々観光ガイドとしては、あんまり使いたくはないんですけれども、大量に余っている韓国向けの観光ガイドマップをお客様にお配りして――国内からのお客さんですよ。これをお配りして、中身は、これ広げてもらったら分かるんですけれども、全島地図が同じようにあって、周りはハングル、韓国語だらけなんですけれども、地名は日本語なんです。

なので、この使いようによっては、今、自分がどこを走っているのかというのが、韓国語バージョンでも見えるというところで、我々ガイドとしては、無理やりこの韓国語用のガイドマップを使っておりまして、ただ、ちょっと日本人の方に向けて、こういった韓国向けのそのガイドマップを配るというのは、とても忍びない状況だったんです。

これが、このたび増刷していただけるというところで、本当に島の最前線に立つ観光ガイドの声をお聞きいただきまして、本当にありがとうございます。

国内観光客を大切にしていくのであれば、対馬を初めて訪れる方にも、安心して分かりやすく島を巡ってもらえる環境づくりが重要だと考えます。

現在、市では、観光情報のデジタル化を進めているということですけれども、一方で、紙の観光ガイドマップは、一目で全体が分かる、通信環境に左右されないといった強みも持っています。デジタルと紙、どちらか一方ではなく、それぞれの特性を生かしながら、来島前、来島後、滞在

中と場面に応じた情報提供を行うことが、観光満足度の向上や再訪につながると考えております。

今後、国内観光客を増やしていく中で、観光ガイドマップを含めた情報発信をどのような考え方で整理し進めていくのか、市長のお考えを伺います。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　諸松議員の質問にお答えいたします。

初めに、公共施設・固定資産と将来負担の捉え方についてでございますけれども、固定資産と純資産残高の関係についてでございます。

本市におきましては、従来の現金主義・単式簿記では、把握しきれなかった資産、負債や減価償却費等を見える化し、財政の透明性の向上かつ効率的な行政資産経営を目的として、発生主義・複式簿記を用いた財務書類４表を作成し、平成２８年度決算から公表しております。

この財務書類４表による資産の大部分は、道路や公共施設などの有形固定資産が占めております。これはこれまでの公共施設整備や道路・橋梁といったインフラ整備の積み重ねの結果であり、これらの資産は、市民の皆様の税金や国県支出金、あるいは地方債を財源として掲載されています。

純資産の部は、自治体が保有する資産のうち、将来の世代に返済義務を負わない財源を指しており、これまでの世代が既に負担を終え、次世代に引き継ぐべき財産の正味の価値を表しております。

議員御指摘のとおり、有形固定資産は、毎年の利用に伴い減価償却が進みます。これは資産の価値が目減りしていくプロセスであり、同時にその分だけ純資産の余剰分を減少させる要因となります。

私は、この固定資産と純資産の推移を単なる数字の変動ではなく、公共施設マネジメントの指針として大きく重く受け止めており、今後の公共施設の更新や維持管理を見据えますと、限られた財源の中で将来世代への負担を軽減しつつ、持続可能な公共サービスを提供していくため、施設の集約化や計画的な長寿命化を進めていく必要があると認識しております。

次に２点目の将来負担の圧縮に向けたこれまでの取組についての質問でございますが、財務書類における純資産残高、いわゆる余剰分につきましては、減価償却の進行等により年々圧縮されている状況にありますが、その一方で、新規投資の抑制や計画的な施設管理などを通じて、将来負担の増加を抑制しようとする取組の結果が一定程度反映されているものと認識しております。

また、１年以内に償還期限を迎える地方債につきましては、基金などの流動資産等を充てて対応している状況であり、潤沢な余裕があるとは言えない面があることは事実でございます。

しかしながら、現時点においては、資金繰り上の支障が生じているものではなく、資産の目減りに併せて適切に基金を積み立てる、あるいは過度な地方債を抑制することで、将来世代に老朽

化した資産と借金だけを残すことのないよう、健全な純資産水準を維持してまいりたいと考えております。

次に、３点目の対馬市公共施設等総合管理計画の見直しと資産の扱い方についての質問でございますが、本市では、令和７年度に公共施設等総合管理計画の改定を進めており、今後は個別計画の見直しにより、施設ごとの役割や必要性を丁寧に見極めながら、除却か活用かを判断いたします。

具体的には、利用状況や将来需要、安全性、維持・更新に要するコスト、さらには地域における機能や代替手段の有無などを総合的に勘案し、将来にわたり行政サービスの提供に不可欠な施設については、長寿命化や複合化、民間活力の導入などにより、新たな価値を生み出しながら活用を図る一方、役割を終えた施設や将来的な需要が見込めないものについては、除却や用途転換も含めた見直しを進めてまいります。

いずれにいたしましても、限られた財源の中で全てを維持するのではなく、選択と集中の考え方に基づき、将来世代に過度な負担を残さないことを最も重要な視点として、持続可能な公共施設の在り方を検討してまいりたいと考えております。

次に、予算配分の考え方についてでございますけれども、初めに教育分野への支出が増加している要因についてでございます。

教育費予算は、令和２年度の教育費の総額が約２５億４，０００万円で、令和６年度の教育費総額は２７億３，７００万円で、約１億９，７００万円の増となっております。

この予算の増額の主な要因は、人件費の増や物価高騰、施設の老朽化に伴う改修や施設整備に係る予算が年々増加していることによるものであります。

令和５年度から令和６年度におきましては、厳原中学校長寿命化工事を実施しており、設計監理委託料及び工事費を含め、約３億１，５００万円、令和６年度から令和７年度にかけて、同じく厳原中学校に特別支援学校設置のための大規模改造工事を実施し、約１億８，４８７万円をかけて整備している状況もございます。

施設整備により子どもたちが１日の大半を過ごし、学ぶ環境を整えることも、対馬の将来を担っていく子どもたちにとっては重要な部分であるとともに、子どもたちの成長や人間形成に係る部分への予算は重要であると考えております。

教育委員会におきましては、総合的な学習の時間、ふるさと学習や給食費の負担軽減のための補助、コミュニティ・スクールの導入や学校適正規模のための統廃合、スポーツ・文化活動への子ども夢づくり基金補助金など、対馬を愛し、対馬に残って活躍いただくこと。また、一度は進学で島外に出ても、Ｕターン等により対馬に戻って活躍いただけるよう、ふるさと対馬の将来を担う子どもの育成に取り組んでいる状況でございます。

今後も引き続き、対馬を愛し、対馬の将来を担う子どもの育成に向けた施策を重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光及び産業分野における過去３か年の決算状況について、令和４年度から令和６年度にかけて、支出額が減少している要因についての御質問でございますが、観光分野における支出額の減少については、主に次の要因によるものであります。

まず、令和４年度は、新型コロナウイルス感染症からの回復期であり、国の新型コロナ臨時交付金等を活用した経済対策事業として、キャッシュレス決済促進経済対策事業などを実施しました。このため、当該年度は臨時的に事業費が増加しております。

令和５年度以降は、感染症対策関連の事業が縮小したことから、前年度と比較し、臨時的な事業費は減少しております。

また、その他の要因といたしましては、令和５年度には、三宇田浜園地リニューアル事業と韓国展望所リニューアル整備事業の完了に伴う支出額が計上された一方で、令和６年度に着手したあそうベイパーク整備事業は繰り越し事業であり、当該年度の支出額は事業費の一部のみの計上となっております。

次に、農林水産分野における令和４年度から令和６年度決算の主な減少要因といたしましては、観光分野と同様に、令和４年度及び令和５年度において新型コロナ臨時交付金や物価高騰対応臨時交付金を活用した各種事業を実施しており、臨時的に事業費が増加したことが主な要因でございます。

また、その他の要因といたしましては、水産業につきましては、令和４年度、令和５年度においては、国の産地水産業強化事業補助金を活用した製氷施設や給油施設の整備件数及び事業費が大幅に増加したことや、国の補正予算による魚礁整備箇所が通常年度においては３か所に対し、令和４年度で８か所、令和５年度で７か所と大幅に事業費が増加したことであります。

さらには、上対馬沖で発生した座礁船撤去事業が、令和３年度・令和４年度の２か年で約３億６，０００万円の事業として実施されたことなどが主な要因でございます。

以上のように、観光・農林水産の両分野ともに、国の補正予算や新型コロナウイルス感染症対策などの特殊要因によるものと認識しております。

次に、限られた財源の中で、どのような選択と集中のバランスを取っていくのかとの質問でございますが、令和８年度施政方針、糸瀬議員の一般質問答弁と重複いたしますが、本市における重要課題は人口減少対策でございます。その対策において、次代を担う人材育成、経済の基盤となる産業振興、そして地域の魅力を発信する観光振興、これら全てが不可欠であり、優先順位をつけがたい重要な柱であると考えております。

厳しい財政状況ではございますが、各分野の情勢を見極めつつ、国県補助金等の有効的な活用

など、戦略的かつ効果的に予算措置を行い、人口減少対策に向けた施策を重点的に取り組んでまいります。

最後に、国内観光客重視の方針を踏まえた情報提供の在り方についてでございますが、本市では、現在、観光振興の重要施策として、スマートフォン等で手軽に観光情報を入手できる、対馬観光デジタルマップの運用により、観光のＤＸ化を促進しております。

一方で、紙媒体の観光ガイドマップに関しては、デジタル媒体では得られない対馬全域の広範囲な地理情報や距離感、位置関係を容易に把握できる利便性に加え、観光案内におけるガイド目線での実用性から、依然として従来の紙媒体のガイドマップを必要とする声を多くいただいております。

こうしたニーズを踏まえ、今年度におきましては、利便性確保のため、紙媒体である「対馬まるわかり！ガイドマップ」の増刷に向けて、現在、内容校正等の作業を進めており、完成後は、ふれあい処つしまなどの観光案内所で配布する予定でございます。

今後の観光情報の在り方についての考え方でございますが、まず、対馬観光デジタルマップは、観光ＤＸの主軸として今後も推進してまいります。その特徴である情報の即時性や情報量の多さ、閲覧者の利便性向上を活かすことで、従来の紙媒体に比べて印刷製本費の縮減を図ることが可能でございます。

次に、紙媒体の観光ガイドマップにつきましては、実用性の高い観光情報提供の手段として、今後もデジタル媒体を補完する形で、必要最小限の範囲において効果的に活用を継続してまいります。

このように、双方の媒体が持つ利点を最大限に活用し、本市にとって最も効果的な情報提供の在り方を実現することで、観光満足度のさらなる向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　３番、諸松瀬里奈君。

○議員（３番　諸松　瀬里奈君）　市長、答弁をありがとうございます。

まず、観光ガイドマップにつきまして、紙媒体からデジタルへ移行というところで、まだまだ移行期として時間が必要なのかなとガイドとして感じている中で、このガイドマップの活用を継続していくという市長の御答弁、大変心強くありがたく思っております。

先ほど、私、１回目の質問のときに、質問というか、説明をし忘れたところがありまして、申し訳ありません。もう一度、資料１を御覧いただければと思います。

質問で言うと、大きな質問の２番のところですね。１年以内に償還予定の地方債を流動資産等で返済せざるを得ない状況であるというところを、私、説明すべきだったところを間違って抜かしてしまいまして、市長の答弁、先ほどいただいたんですけれども、再度、市民の皆様に分かり

やすく伝えるために、ちょっと状況だけ御説明させていただきたいと思います。

皆さん、タブレットをお持ちの方は、貸借対照表の青いところを御覧いただければと思います。

今、画面に表示されている資料で言いますと、一番下のところの青いところですね。１年以内に返す借金と私が書いているんですけれども、これが１年以内の償還予定の地方債です。これが毎年大体４７億円上がっておりまして、これを毎年、大体その金額を返さざるを得ない状況であるというところで、じゃあ何をもって返すのかというところが、下のほうにずらずらと書いているんですけれども、返済に使うお金として、まず現預金がありますね。現預金約１３億円。そして財政調整基金、これ対馬の貯金と言えるところですけれども、３２億円。そして借金返済に充てる基金として専門の基金があります。それが減債基金なんですけれども、これは貸借対照表の資産の部の流動資産と固定資産、両方上がっておりまして、それがそれぞれですね。流動資産が６．９億円。そして固定資産が約３２．４億円あります。

これを足していくと、この減債基金だけでは、流動資産と固定資産の減債基金だけでは、この１年以内に返す借金というのは賄いきれなくて、どうしてもやはり財政調整基金に頼らざるを得ないという状況が、この貸借対照表の表示から分かることなんですね。

このところをどう市長は認識されていますかというところを、御説明すべきところを抜かしてしまいました。重ねて申し訳ありません。

先ほどの市長の答弁をお聞きしまして、このところは過度な地方債に頼ることなく抑制しながら、うまくバランスを取りながらやっていきますよという答弁だったかと思います。ありがとうございます。

昨日までの予算審査特別委員会等も通じて細かいところを見させていただきまして、昨日の市長の最後の質疑のところで、私、聞きました。今回の予算の大きなポイント、ここにお金を使うんだというポイントはどこですかと聞いたところ、市長は今年度の予算を将来への投資という位置づけであると答弁された上で、特にＳＤＧｓ戦略課での取組がその一つであるというお話がありました。

それについて少し伺いたいと思うんですけれども、市長がＳＤＧｓ戦略課を通じて実現したい具体的な政策目的というのは、どのようなものでしょうか。そして、その取組や本市の財政や地域経済にどのような形で寄与するとお考えでしょうか。

市長が、昨日、投資というキーワードを使っていただいて答弁されたという位置づけである以上、どのような成果、またリターンを想定しておられるのか、もしお考えがありましたらお聞かせください。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　昨日の予算の総括質疑の中でも申し上げましたけれども、要は基金の

ほうを取り崩して、そしてまた起債等も抑制をしながら予算編成をしていくということで、自由度がなく大変厳しい予算編成となっているということを申し上げたかと思いますけれども、そういった中で、しかしながら、やはり将来の対馬を考えたときには、どうしても将来投資ということでの事業等はやらざるを得ない事業だといったようなことで、将来的に、このＳＤＧｓ未来都市に向けた施策等はやっていかなくちゃならない。

ましてや、将来を担う子どもたちが、この対馬の次代を担う子どもたちのためにも、教育費のほうについては欠かせないものだということで思っております。

ましてや、一次産業の重要性に鑑み、必要な部分については、投資もやむを得ないと考えておりますし、今現在、韓国からのインバウンド等で２６万人から２７万人という形でお見えになっておりますけれども、こういった観光施策等に要する経費等も、やむを得ず、これは投資をしていかなければならないものだというふうに認識をしているところでございます。

○議長（春田　新一君）　３番、諸松瀬里奈君。

○議員（３番　諸松　瀬里奈君）　御答弁ありがとうございます。基金を取り崩しながら、将来負担を減らすための起債を減らすという市長の御答弁。そしてＳＤＧｓ戦略課での投資はやらざるを得ないというところで、このやらざるを得ないという市長の思いは、どこから生まれるものなのでしょうか。

今、財政状況が厳しいときに、投資をせざるを得ないと市長がおっしゃるその意図というかですね。そこの対馬をどういう島にしていきたいのかというビジョンがあるからこそ、この財政状況が厳しい中でも、ここはもう使わざるを得ないんだ、使いたいんだというところが、もう少し具体的に市長からお言葉をいただければと思います。お願いします。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　今現在、世界もこのＳＤＧｓの達成に向けていろんな方面で努力をされている状況でございますけれども、私たちのここ対馬におきましては、まず具体的な一例といたしまして、年間３万立米から４万立米に相当する海洋漂着ごみ等が流れ着いております。これをそのままで放置しておいては、第一次産業の漁業等にも大きな被害を生むことになりますし、これを何度も回収をして、これを資産に変えていくということで、その方策を今現在、民間事業等の力を借りていろいろと進めているところではございますけれども、これをやっていかないと、対馬は将来的にその漂着ごみ関係では、ごみの島になってしまうということで、この対策も必要ですというようなことで私は進めていかざるを得ないという言い方をしているところでございます。御理解願います。

○議長（春田　新一君）　３番、諸松瀬里奈君。

○議員（３番　諸松　瀬里奈君）　市長の思い、しっかりと受け止めました。このＳＤＧｓ戦略課

での取組を通して、漂着ごみから対馬の一次産業を守ると。そうすることで将来の対馬での生活、子どもたちの生活を守ると。さらに漂着ごみを資産に変えるという市長の思いを伺いまして、ありがとうございます。

２番目の質問に戻りたいと思いますけれども、先ほど市長ですね。２番目というか、１の３ですね。この公共施設が今たくさん残っていると。この除却か活用かというのを判断しながら進めていくという御答弁をいただきまして、その判断基準はどのように考えておられるでしょうか。最後にお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　この公共施設等は約８９０施設ほどございますけれども、この中でも、やはり重要な施設等はございますけれども、これらは簡単に除却することができない施設でございます。

こういったところについては、長寿命化対策等を実施していかなければならないというふうに考えてはおりますけれども、ただ、どうしても公共施設の中で一定の役割等が終えて、除却せざるを得ない施設も多く残ってはおりますけれども、ただし、この除却費用も今現在かなりの費用がかかる状況ではございますので、ここら辺は優先順位等を確認しながら除却を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（春田　新一君）　３番、諸松瀬里奈君。

○議員（３番　諸松　瀬里奈君）　ありがとうございます。対馬には大きな可能性があると私は思っております。その可能性を生かすためにも、財政の土台をどう整えていくのか、この議論を市民と共有していくことが大切だと考えております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（春田　新一君）　これで、諸松瀬里奈君の質問は終わりました。

○議長（春田　新一君）　暫時休憩します。再開は２時１０分からとします。

午後１時55分休憩

午後２時10分再開

○議長（春田　新一君）　再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。９番、陶山荘太郎君。

○議員（９番　陶山　荘太郎君）　皆様、こんにちは。新政会、９番議員の陶山荘太郎です。

質問の前に、昨年６月議会の一般質問において質問しました鶏鳴小学校をはじめとした小学校体育館の照明切れと美津島体育館の女子トイレの改修を迅速に対応していただき、誠にありがと

うございました。

また、個別要望により対応していただいた台風シーズン前の川端通りの柳の倒木防止のための剪定や、対馬高校の通学路である日吉台公園に続く市道の整備などについても、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。ありがとうございました。

今後も、市民の皆様の要望等に対し、緩急軽重と費用対効果を吟味しつつ、必要な事項は適時適切に市政に反映できるよう活動していきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、大きく２つの項目について質問いたします。

１つ目は、対馬市の災害対応体制について質問いたします。

災害は、いつどこでどんな事象が発生するのか分かりません。そのため、災害種別ごとの災害想定をはじめ、ハザードマップによる地域の特性を踏まえ、複合災害等による最大の被害を考慮した地域防災計画を作成し、普段から防災意識の普及啓発、防災体制の整備、防災訓練の実施、道路や堤防等の施設整備、そして物資の備蓄など、ソフト及びハード面を強化していくことが必要であります。

また、実際に災害が発生した場合は、災害の規模にもよりますが、災害対策本部を設置し、人命救助を最優先とした適時適切な災害対応を行わなければなりません。

これらのことを踏まえ、今回は対馬市における災害想定について、また想定の中で最大の被害が予想されるものは何か、災害対策本部の組織と役割について、災害対策本部の設置実績、これは場所や規模等をお願いいたします、についての３点を質問いたします。

次に、２つ目の質問は、対馬市の空き家対策についてです。

質問の前に、３年前の空き家対策に関する一般質問の後、対馬市老朽危険空家除却支援事業補助金を制度化していただき、誠にありがとうございます。

空き家問題は全国的に懸念されている問題ではありますが、人口減少と少子高齢化が激しい対馬市においては、より深刻な問題となっています。今後は、この補助制度等を市民の皆様に周知していただき、さらなる推進を目指していただきたいと思います。

さて、空き家は放置しておくと老朽化が進み、景観や環境の悪化、地域経済の停滞をはじめ、治安の悪化、崩壊や飛散物及び火災の延焼等の災害対応への障害など、地域社会に多くの悪影響を及ぼします。

対馬市も改正された空家等対策特別措置法に基づき、対馬市空家等対策計画を令和７年４月に改定し対策に取り組んでいるとは思いますが、空き家の管理義務は相続人等の所有者にあり、相続放棄をしても相続財産管理人を選定しない限り、管理義務は残ります。このことから行政主体での取組が困難であり、なかなか進捗していないのが現状だと思います。

ゆえに、今後どうしたら放置空き家を減らして、利活用の方向へ転換できるのか、そのことを

推進することが重要ではないかと考えております。

このたびは、空き家対策に関して一歩踏み出していただきたいために、対馬市における空き家の現状と対策について、対馬市老朽危険空家除却支援事業補助金を活用した除去実績について、固定資産税を徴収できていない空き家の現状について及び空き家の発生防止対策の現状についての４点を質問いたします。

以上が、今回の質問内容となります。４人目で、もう市長も疲れていると思いますので、前向きな答弁を受けましたら早く終わりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　陶山議員の質問にお答えいたします。

初めに、本市における災害の想定についてでございますが、本市においては、これまで市全体が被災するような大規模な自然災害の事例は極めてまれではありますが、近年の異常気象の激震化や大規模地震の発生リスクを鑑みれば、起きてはならない最悪の事態を平素から念頭に置くことが、市民の生命、財産を守る責務であると考えております。

本市における最大の被害規模の想定としまして、平成１７年に県による地震等防災アセスメントの予測では、本市の中心部直下を震源とするマグニチュード６．９の地震が発生した場合、震度６弱から６強の激しい揺れに見舞われると予測されております。

この際の被害予測は、建物の大破が１，２００棟以上に、人的被害については死者４０人、死傷者３６４人という極めて深刻な事態が想定されております。

なお、津波については、比田勝港において最大２０センチ程度が予測されておりますが、離島という地勢上、海岸部における警戒は怠れません。また、二次被害のリスクとして、本市の地勢上、孤立集落の発生、物流、ライフラインの途絶、行政機能の低下が懸念されるところでございます。

次に、災害対策本部の組織と役割についてでございますが、本部の組織構成につきましては、市長である私を本部長とし、副本部長には両副市長及び教育長、本部員には各部長等の職員を充てております。また、本部内には総務対策部、建設対策部、水道対策部などの各部を置き、市役所の全機能を災害応急対策へシフトさせる体制を構築しております。

災害対策本部の最大の役割は、市民の皆様の生命、身体、そして財産を災害から守り抜くことであります。そのため、４つの柱を軸に職務を遂行してまいります。

第１に、情報の収集と伝達でございます。被害状況をリアルタイムで把握することは、迅速な初動体制の要であります。気象情報や緊急情報をＪアラートや防災無線、インフォカナル、ＳＮＳなど、多様な手段を駆使して、一刻も早くかつ正確に市民の皆様へお届けいたします。

第２に、人命救助、医療活動の展開でございます。消防本部及び消防団、そして警察はもちろ

んのこと、自衛隊や海上保安部といった各実動機関と緊密な連携を組み、１人でも多くの命を救うための救出、救助活動に当たります。

第３に、避難支援と生活の確保でございます。迅速な避難指示の発令はもちろん、避難所において避難された方々が少しでも安心して過ごせるよう、良好な生活環境を整えます。また、食料や飲料水などの生活必需品については、市の備蓄を計画的に活用するだけでなく、対馬市商工会や対馬市老人福祉施設協議会との災害時応援協定に基づき、迅速な供給体制を確実に確保いたします。

第４に、インフラの応急復旧でございます。離島である本市において、文字どおりの命綱となる緊急輸送ルートの確保とライフラインの早期回復に対処します。

以上の４つの柱を軸に、全庁一丸となって災害に強い安全安心な島づくりの構築に向けて邁進してまいります。

次に、過去５年間の災害対策本部の設置実績についてでございますが、本市では過去５年間で、計２回、災害対策本部を設置いたしました。直近では、令和４年９月の台風第１１号において、厳原庁舎に対策本部を設置し、全ての部局の課長級以上の職員及び必要な職員を動員した第１配備体制を敷き、市内１８か所の避難所を速やかに開設いたしました。その結果、２２３世帯、３３０人が避難し、迅速な安全確保に努めたところでございます。

また、令和２年９月の台風第１０号でも、同様に第１配備による対策本部を設置いたしました。この際は、過去最大級の規模となる市内５２か所の避難所を開設し、本市として過去最多の７７７世帯、１，５００人という多くの方々が避難されました。

なお、これら災害対策本部の設置に至らない規模の台風や大雨においても、状況に応じて災害警戒本部を適宜設置し、情報の収集と警戒体制の維持に万全を期してまいりました。

最後に、防災の要諦は、自らを守る自助、地域で助け合う共助、そして行政が役割を果たす公助の連携が必要であります。市といたしましては、この公助の責務を果たすべく、本答弁で申し上げました体制を常にアップデートし、市民の皆様が安心して暮らせる島づくりに邁進してまいります。

次に、対馬市の空き家対策についてでございますが、まず空き家等の対策は所有者が自らの責任で適切に管理していただくことが前提でありますが、相続や転居等の事情により、所有者の特定が困難な状況が増え、空き家等の物件が増えることが予測されます。

現在、空き家等の発生予防の促進とＵＩターンの促進及び受入対策の一つとして、空き家の利活用を図るため、空き家バンク制度を実施しております。また、毎年、固定資産税の納税通知を行う際に、建物の新築、増築時や所有者が亡くなられたときの所有者等の変更届出の案内と併せ、使わなくなった空き家の利活用を含めたチラシを同封することで、発生予防の周知を行っている

ところでございます。

空き家バンク制度の令和５年度から令和７年度の相談件数は１０４件で、申請受付件数は３５件、うち制度への登録要件を満たさない案件が１４件であります。活用実績としては、成約による抹消が２０件、空き家バンク制度以外の所有者の都合による抹消が１９件となっております。マッチングができず、登録期限を迎えたことによる抹消が２件となっております。

空き家バンク制度への相談はあるものの、登録を行うに当たり、まずは市内の不動産事業者への相談を促し、事業者が取り扱わない物件を登録対象物件としていることから、空き家バンク制度での利活用は一定の成果を得ているところでございます。

次に、対馬市老朽危険空家除却支援事業補助金を活用した除却実績についてでございますが、本市では安全安心な住環境づくりを促進するため、老朽化が進み倒壊等の恐れがある危険な空き家住宅の除却を行う所有者に対して、その費用の一部を助成する対馬市老朽危険空家除却支援事業を令和５年１０月１日より施行しております。

補助金の交付に当たりましては、市が現地調査を行い、国の住宅地区改良法施行規則を参考に、不良度判定を実施いたします。この判定において、構造の腐朽や破損の程度が１００点以上と測定された危険性が高い住宅を対象としております。

なお、補助額は除却工事費の１０分の８の２分の１、最大５０万円と定めております。

除却実績についてでございますが、令和５年度は申請件数５件のうち２件の除却、令和６年度は申請件数８件のうち１件の除却、本年度は現在まで３件の申請があり、１件の除却のみ徹底を行っております。

市といたしましては、管理不全な空き家が周辺環境に深刻な影響を及ぼすことを未然に防ぐため、制度の周知を行い、所有者による適切な判断と除却を促しております。

今後も、本制度の有効活用を通じ、老朽危険空き家の減少と市民の皆様の安全な生活環境の確保に向けた取組を推進してまいります。

次に、固定資産税を徴収できていない空き家の現状についてでございますが、まず固定資産税の課税原則について申し上げます。

地方税法上、固定資産税は、登記簿等に基づき所有者を特定して付加するものであり、税額決定の過程において、その家屋が空き家であるか否かという利用実態を把握することは義務づけられておりません。そのため、税務課の家屋課税台帳では空き家という情報が存在せず、これに焦点を当てた固定資産税の滞納件数や滞納額をお示しできないのが実情でございます。

次に、空き家の発生予防対策の現状についてでございますが、対馬市空き家等対策計画に基づき、空き家等対策を総合的かつ計画的に進めております。特に、発生予防は空き家が深刻な管理不全に陥る前に、講ずべき重要な対策であると考えております。

発生防止に向けた現状の取組としましては、空き家バンク制度の周知に加え、登録物件の改修や家財道具の処分費用に対する補助を行い、移住定住の促進とセットで空き家の解消を図っております。

令和６年４月１日の不動産登記法改正により相続登記が義務化され、相続人は不動産の取得を知った日から３年以内に相続登記をしなければなりません。この法改正は、所有者不明物件の発生を抑制し、所有者の責務を明確にする大きな転機となります。また、所有権が適正に登記されることで、これまで流通が困難であった物件の権利関係が整理されます。

これにより、今後は空き家バンク制度を活用し、移住定住の促進や地域活性化の資源として共用できる対象物件が増えるものと考えております。

一方で、空き家の適正管理や活用は、最終的には所有者の意思に委ねられます。今後も固定資産税の通知に併せた啓発チラシの同封やホームページでの周知に努め、空き家の発生予防に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　９番、陶山荘太郎君。

○議員（９番　陶山　荘太郎君）　御答弁ありがとうございました。ここからは、一問一答で行いたいと思います。

まず、災害対策本部の設置実績というところで、過去５年間に２回実施したということなんですけれども、どこにどのような規模の本部を設置したのか、それについて答弁をお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　過去５年間での災害対策本部は、今現在、厳原庁舎を本部として設置しております。

○議長（春田　新一君）　９番、陶山荘太郎君。

○議員（９番　陶山　荘太郎君）　災害対策本部は、やはりこの災害想定にもよるんですけれども、やはりこの震度、本当は地域防災計画の中でも、私は今度の文章を見て、最大の地震は私は５か５強だと思っていたんですけど、６弱から６強という想定がされています。この規模の地震があった場合に、市の災害対策本部はどこにどのような規模を設置することが適当だとお思いでしょうか。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　まず、先ほど申しましたように、マグニチュード６．９ぐらいの地震になりますと、これが対馬市の直下地震ということになりますと、まだその被害等は増えるものと考えますので、その時々の状況にもよるものとは思いますけれども、恐らくそうなりますと、

今の厳原庁舎については被害が起きかねないということで、消防署のほうのＪアラート等が通じるところが、災害対策本部になるものと予測されます。

○議長（春田　新一君）　９番、陶山荘太郎君。

○議員（９番　陶山　荘太郎君）　私もそうなると思っております。

そうした場合に、対馬市はまだ消防本部の３階に、６弱、６強の地震を想定した場合、私は各部長一斉に召集になると思います。消防長も含めて、自衛隊も自主災害とか何かで出てくる可能性もあります。そうなった場合の資機材等の準備等はできておるんでしょうか。そこは担当部長でも構いませんので、よろしくお願いします。

○議長（春田　新一君）　ありますか。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司　克啓君）　お答えいたします。

消防署への資機材の手配につきまして、本日、手持ちの資料がございませんので、後日、回答させていただきたいと思います。

○議長（春田　新一君）　９番、陶山荘太郎君。

○議員（９番　陶山　荘太郎君）　資機材はちょっとまた後日ということで、じゃあ質問を変えます。そのような災害対策本部を立ち上げる訓練をされた経験は、ありますでしょうか。

○議長（春田　新一君）　総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司　克啓君）　現在までは、そこの想定訓練までは至っておりませんので、今後、計画を地域安全防災室を中心に、消防等とも連携を取りながら計画をしていきたいと考えております。

○議長（春田　新一君）　９番、陶山荘太郎君。

○議員（９番　陶山　荘太郎君）　やはり災害対策本部は、このような大規模災害があったとき、市民の命を守るための中枢となるところです。そこが迅速に立ち上がらないと、市長の人命救助、特に人命救助最優先としては、災害対応の意思決定、それを行うことが私はできないと思います。

そして、市長が登庁する前に、各部長は情報を収集して、市長が来たときには災害の被災の状況はまず第一、そして災害計画に基づく各部の文書によって、応急対策に必要なところは報告できるところは報告して、その後の市長の意思決定につなげていかなければなりません。

そのためにも迅速に立ち上げる必要がありますので、一度、災害対策本部を、訓練をするというのはハードルがいきなり高いですので、必要な機材の洗い出し、そして足りないものは何か、各部の災害フェーズごとの業務フローを作成しておかなければ、対応が取れないと思いますので、まずそこを進めていただきたいと思いますがどうお思いでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　このことに関しましては、来年度、令和８年度に災害対策本部訓練を

実施する予定としておりますので、先ほどの厳原庁舎でここを実施するのか、消防署の３階で実施するのかは、また後ほど協議をした上で決定してまいりたいと思っております。

○議長（春田　新一君）　９番、陶山荘太郎君。

○議員（９番　陶山　荘太郎君）　ありがとうございます。

来年度やるという市長の腹積もりが分かりましたので、災害対策本部は本当、迅速な立ち上げ、これが必要となってきますので、それにつながるような訓練をやっていただきたいと思います。

最後に、ここは要望のみにしておきます。

昨年、能登半島の教訓を基に、災害対策基本法が改正されました。その中で災害関連死を防ぐために、災害対応が避難所などの場所の支援から、避難者等の人の支援に考え方が転換されています。

これは避難所だけじゃなくて在宅避難者、そして車中泊をなさっている方にも対象となりますので、そこら辺の情報も収集する必要が出てまいります。

そして、市の備蓄物品を公表するという義務が出てまいります。差し当たっては今年の７月１日までに、ホームページなどで避難生活に必要な物資の備蓄量を公表しなければなりません。公表すべき品目は、多岐にわたります。携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、焚き出し用具やキッチン資機材、ダンボールベッドや簡易ベッド、毛布、パーテーション、入浴や洗面設備、粉ミルクや液体ミルク、乳児・小児用及び大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品、マスクや消毒液など、これをこの中で市も既に備蓄している品目もあるとは思いますが、全てをいきなり購入するわけにはいきませんが、しかし理念の前提となる人の生命と尊厳が守られるべき品目かつ３年以上の使用期限がある品目については、優先的に少しずつでも備蓄をしていっていただきたいと思います。

また、流通備蓄や家庭内備蓄という考え方もあるでしょうが、そのような場合は、公表時にそのことを明記するとともに、実効性の検証や備蓄推奨の周知をお願いしたいと思っております。

特に、家庭内備蓄に対しては、周知、推奨しなければ、市民は備蓄する考えには至らないと思いますので、そのことは今回は要望だけにしておきますので、７月１日の公表時におきまして、また確認をしたいと思います。

次に、空き家対策についてです。空き家バンクとか市の基本的指針の中でも、大きく発生予防、適切な管理、促進、利活用の推進、管理不全な空き家対策（除却の推進）、相談体制の整備の４つを実施することになっております。

このことを一歩前に進んで考えてみてください。利活用の推進から、管理不全な空き家等の除却の推進まで、この間に何を相談されても御自分で対応してください、そういう冷たい言い方はしてないと思うんですけれども、基本的には御自分で対応してくださいと言うしかないと私は思

います。なので、一番大事なのは、発生予防、適切な管理の促進、これが一番大切なことだと思っております。

そのために、空き家の利活用に関する相談会とかそういうことに力を入れていただきたいと思いますが、市長の考えをお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　この空き家対策についての相談会の開催は、この登記などの権利関係から、家財の処分といった課題、さらには親族間の合意形成まで、非常に多岐にわたっているところでございます。そのため、町内の関係部署の連携を深めることはもとより、司法書士とか専門職団体との協力体制を構築いたしまして、専門的な知見を直接提供できる場となる必要が発生します。

まず、常設のこの相談窓口ということで、対馬市におきましては地域安全防災室をはじめとした各振興部センター等を開設しておりまして、市民に対しましてもこの相談窓口があることを、再度、周知してまいりたいというふうに考えております。

○議長（春田　新一君）　９番、陶山荘太郎君。

○議員（９番　陶山　荘太郎君）　市長も先ほど答弁にあったとおり、令和６年４月に相続した不動産の登記が義務化されました。これにより、それ以降に土地や建物の相続を知った日から、３年以内に相続登記をしなければならなくなります。

正当な理由がなく登記を行う場合は、１０万円以下の過料の適用対象となります。また、それ以前に相続した場合も、令和９年３月３１日までに相続登記をする必要が出てきます。

このことを法務局などと連携して、積極的に周知するとともに、不動産の適切な管理と利活用に関する、先ほど言った相談会を開催し、空き家に対する全体像を把握できるようにするとともに、空き家等の適切な管理の重要性、管理不全の空き家等がもたらす地域に及ぼす悪影響などを広く周知することが必要となると思います。

まずは、令和９年３月３１日までが、空き家の適正な管理を進めるまでの第一の勝負期間だと私は考えております。早期集中的に、事業を実施する必要があると思います。

このことについて、まずは空き家を放置した場合に、対馬市、地域の全体に対して、大きい悪影響を及ぼしているというところを住民の皆様に周知していただき、その後の適正な管理を促すような、受動じゃなくて主動の説明会の実施を私は必要と考えておりますけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　先ほどから議員のほうもおっしゃられているように、令和９年３月までに登記等を完了しなければならないといったことで、まだまだ市民の皆様はこのことを御存じ

ない方もかなりいらっしゃるものかと思いますので、ホームページだけではなくて、何らかの文書等をもって、その周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（春田　新一君）　９番、陶山荘太郎君。

○議員（９番　陶山　荘太郎君）　市長、第３次対馬市総合計画のふるさと自慢したい島、選ばれる島の中で、住まいの確保の項目でも、攻めの事業で住みたい地域に住める仕組みをつくるというところがあります。

その中において、１つのポツですね。空き家の利活用に取り組むコーディネート人材や民間団体を育てることで、土地の流動性を高め、空き家解消を図ります。

２つのポツ、空き家の家財道具の片づけや改修に対する支援を行いますというのが、総合計画の中でもうたわれております。それも攻めの事業の中に、このことをよく考えていただいて、本当、空き家バンクから外れて程度１００の除却事業の中のその空白の期間に相談されても、何も市は答えることが、極端な言い方は自らの責任で行ってくださいとしか言うことが私はできないと思っております。

ですので、それになる前、空き家バンクに登録できるような感じ、その相談会を実施する中では、空き家の所有者だけじゃなくて、今、１人でお住まいの高齢者も対象にしていただいて、その後に空き家になった場合に、ちょっと変な言い方かもしれないですけど、そのことをどうするのかと。私も親の三回忌が終わったらどうかしようという考えを親には伝えております。そのような運用ちゅうたら変ですけど、利活用のほうへ転換できるような感じの相談会を一度開催して、一度とならず年に何回か相談していただいて、少しでも利活用の方向へ進んでいくようによろしくお願いいたします。

もう時間も余りなくなってきましたので、空き家につきましても、最後に一つ要望を伝えたいと思っております。

市長、空き家等活用推進特別区域というのが、改正空き家法の中で示されております。もうこれ全国で何件も実証で成功事例も出ております。これは市町村の申出を受け、審議会の意見を聴取した上で県が設定するもので、指定されると建築基準法での接道規制や建築物の用途規制の合理化が図られ、空き家の利活用が円滑にできるようになる仕組みです。

また、区内の空き家の所有者は、現在の活用状況や今後の活用計画を市町村に届け出なければならなくなり、市町村及び県は届出情報を基に、流通促進、活用支援、規制の合理化の３つを軸とした施策を多面的に実施することで、空き家等の活用を推進する仕組みが、都道府県、市町村、こういう成功事例もインターネットでは出ておりますので、ここも対馬でも農地とかそういうところにも対象になります。中心市街地だけじゃなくて、移住定住の促進とかそういうところも項目がありますので、そこら辺よくちょっと検討していただいて、担当者に勉強していただいて検

討をお願いします。

この空き家等災害対応については、各課、各部に関わるような事業ですので、総務課の職員だけではなくて、地域安全防災室２人しかいませんので、各部で検討していただいて、できれば副市長のどちらかに担当になっていただいて、災害対策と空き家については推進していっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。何か答弁があればお願いします。（発言する者あり）なければいいです。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　先ほどの相談会等の答弁の中でちょっと不足していたんですけども、今、議員おっしゃられるように、このことにつきましては家財処分関係等の専門家とか、法律の専門家等を交えた多面的な合同相談会等を計画していければということで考えております。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　いいですか。

○議員（９番　陶山　荘太郎君）　ありがとうございました。家財の除却も、今、実質、空き家を整理している方とか何か業者にもいます。リサイクルが始め入って、お金になるものはそこで買っていただいて、あとは次の業者が入って、家財の整理をするというような情報を、やっているということも聞いておりますので、その辺も併せてよろしくお願いいたします。

２つともいい御答弁をいただきましたので、２分残して終わります。どうもありがとうございました。

○議長（春田　新一君）　これで、陶山荘太郎君の質問は終わりました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（春田　新一君）　以上で、本日予定しておりました市政一般質問は終わりました。

明日も引き続き、定刻から市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後２時59分散会

令和８年　第１回　対　馬　市　議　会　定　例　会　会　議　録（第10日）

令和８年３月５日（木曜日）

議事日程（第４号）

令和８年３月５日　午前10時00分開議

日程第１　市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１　市政一般質問

出席議員（16名）

１番　針谷　広己君	２番　吉野　　元君
３番　諸松瀬里奈君	４番　東　　圭一君
５番　内山　吉寿君	６番　佐伯　達也君
７番　安田　壽和君	９番　陶山荘太郎君
10番　坂本　充弘君	11番　脇本　啓喜君
12番　黒田　昭雄君	13番　波田　政和君
14番　上野洋次郎君	15番　大浦　孝司君
16番　島居　真吾君	17番　春田　新一君

欠席議員（１名）

８番　糸瀬　雅之君

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	志賀　慶二君	次長	藤原　亘宏君
係長	平山　公年君	係長	小島　　亮君

説明のため出席した者の職氏名

市長 …… 比田勝尚喜君

副市長 …… 俵　　輝孝君
副市長 …… 一宮　　努君
教育長 …… 糸瀬　英俊君
総務部長 …… 庄司　克啓君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長） …… 犬束　幸吉君
しまづくり推進部長 …… 藤田　浩徳君
観光推進部長 …… 平間　博文君
市民生活部長 …… 阿比留忠明君
未来環境部長 …… 三原　立也君
福祉部長 …… 田中　光幸君
保健部長 …… 阿比留正臣君
農林水産部長 …… 平川　純也君
建設部長 …… 原田　武茂君
水道局長 …… 桐谷　和孝君
教育部長 …… 扇　　博祝君
中対馬振興部長 …… 日高　勝也君
上対馬振興部長 …… 原田　勝彦君
消防長 …… 井　　浩君
会計管理者 …… 勝見　一成君
監査委員事務局長 …… 神宮　秀幸君
農業委員会事務局長 …… 栗屋　孝弘君

午前10時00分開議

○議長（春田　新一君）　おはようございます。

報告します。糸瀬雅之君から欠席の届出があっております。

ただいまから議事日程第４号により、本日の会議を開きます。

日程第１．市政一般質問

○議長（春田　新一君）　日程第１、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は、３人を予定しております。

それでは、届出順に発言を許します。６番、佐伯達也君。

○議員（６番　佐伯　達也君）　皆さん、おはようございます。６番議員、会派、対馬の風、佐伯

でございます。よろしくお願いいたします。

今回の私の一般質問は、実は来年にはなりますけれども、令和９年、来年の新春から放映が決定いたしましたＮＨＫの大河ドラマ「逆賊の幕臣」において、対馬の危機を救った小栗忠順が描かれることが決定いたしました。これを本市の観光戦略における最大の好機と捉え、質問をしたいと思います。

来年、令和９年の大河ドラマの主人公は小栗忠順。小栗忠順公は、幕末の１８６１年の２月、このタイミングで対馬を揺るがした大きな事件がございました。その当時は対馬を揺るがしたんですけども、最終的には江戸幕府も非常にうろたえまして、ひいては日本を揺るがした事件といっても過言ではありません。それがポサドニック号事件。

この事件の簡単な概略を言いますと、ロシアの軍艦におけるポサドニック号が、浅茅湾の尾崎浦、尾崎の浅茅湾の中、あの辺に停泊をし、その後、浅茅湾の奥にある芋崎という浦があるんですけども、芋崎浦に移動し、兵舎の建設をしたりとか、農耕をするような場所を確保したりとか、家畜を飼育ということ、あと井戸を掘ったりとか、また、対馬藩に対して資材の提供を求めたり、土地の貸与を求めたりしたというような事件。また、さらには、浅茅湾内の測量をするために、浅茅湾の中をいろいろと調査をしたんですけども、そのときに大船越瀬戸を強行突破しようとしたロシア人を阻止しようとして、大船越の住民である方が命を落としたというような事件も起こっております。こういった一連の事件がポサドニック号事件として、今、語り継がれておる事件であります。

このように一時、芋崎を不法占拠するという事件がありました。その際、対馬藩からの要請に応じて、江戸幕府が派遣したのがこの小栗忠順公でした。この事件は、私個人的には、個人的にというか、対馬の歴史の中でもいろいろな事件があるし、大きな歴史的な要点はあるんですけども、今までこのポサドニック号事件は、あまり大きく取り上げられてはこなかったのかなというふうに私は感じております。その結果が、後でまたいろいろ話をさせていただきますけども、今の芋崎の状況になっているのかなというふうに感じているところであります。

小栗忠順は、江戸幕府の外国奉行として、現地、対馬に着きまして、ロシア艦隊に対して既然と交渉に当たり、本市、今は対馬市ですけども、当時は対馬藩にとっては極めて縁の深い、また対馬、ひいては日本を救った恩人といっても過言ではありません。来春の放映が始まれば、全国から多くの歴史ファン、いわゆる聖地巡礼の方々が対馬を訪れることが期待できますし、全国から現地、芋崎に行ってみたいと思われる方々が、急激に増えるものと思われます。

しかし、現状の芋崎の状況、芋崎砲台のままでは、聖地巡礼で観光に来られる方々に満足していただくことはできないのではないかというふうに、私は不安を禁じ得ません。そこで、市長、この歴史的なチャンスに対して、あと１年近くはありますが、どのように受入れ体制と現場の整

備を進めるのか、また、ＰＲ及びガイド等の取組についてもお伺いしたいと思います。

質問といたしましては、１点目といたしまして、令和９年大河ドラマを契機とした歴史文化遺産の観光資源化についてという内容で、質問の要旨としましては、令和９年の大河ドラマ「逆賊の幕臣」では、そこはもう先ほども説明いたしましたので、（１）といたしまして、聖地巡礼を見据えたハード面の整備計画についてお伺いします。芋崎までの道路の整備、市道から芋崎の砲台とか、芋崎の先のほうまで、ロシアが占拠した場所まで行くような歩道があるんですけども、途中までは車で行くことは可能なんですけども、基本的には歩いて行くという場所になりますので、その歩道も結構崩れたりしているような場所がありますので、そういったところをどういうふうに整備するのか。

また、到着した現地、ロシア軍占拠跡、またそこには、ロシア軍が本当に掘った井戸が実は２つあります。その周りには、非常にごみが集まりやすい場所でもあるというのも事実なんですけども、そういったごみが非常に集まった状況にありますので、そういった状況に対してどうするのか。

またあと、砲台もきれいな状態で残っております。ところが、結構木も鬱蒼としたりとかという状況もありますので、その辺もやっぱり観光地としてある程度は、後でも観光地整備については話をするつもりですけども、そういった状況がありますので、そこに対してどうしていただくのか。

あと、途中の道路には結構な落ち葉がたまったりとかということもありまして、歩けないことはないんですけども、足のちょっと悪いような方は歩きにくい状況もあると。先ほど言いましたやっぱりごみの集まる場所ですので。

あと、市道から歩いていかないといけないんですけども、そこには駐車場としてしっかりと確保できるような用地が部分的には若干あるんですけれども、今後、聖地巡礼というような形で多くの方が来ていただくということになると、どこまで来ていただけるか分かりませんけども、そういった若干整備は必要なのかなというふうに感じておりますので、駐車場に関して。

またあと、案内板、実はある程度整備されております。ですから、案内板に関して、私は特段の心配をしておりませんが、これも後で、これはガイドとの絡みが出てくるので、それに関しては後でも説明をさせていただきます。

（２）といたしまして、ストーリー性を生かしたソフト面の強化についてお伺いしますが、ガイド養成。小栗忠順の功績とポサドニック号事件を専門で語れる。専門でなくても、ガイドの方々、大体ポサドニック号事件についても理解はしていただいていると思いますが、やっぱりストーリー性を持って語るというふうになりますと、ある程度一定の共通認識、共有の認識が必要かなと思いますので、その辺に関しては、今後、どのようにお考えなのかなと思いまして、質問

をしたいと思っております。

あとデジタルの活用、現地で当時の軍艦や陣営を再現できるＡＲ、これは拡張現実と申しますけども、このアプリの導入とかができないのかなというふうに考えております。

もう一点、教育連携につきまして、地元の子どもたちが誇りを持てるように、指導及び現地学習の推進ということを市は考えていないのかなということでお伺いしたいと思います。

続きまして、２問目になりますけども、金田城から近代砲台群までをつなぐストーリー観光、ここでもストーリーということが出てくるんですけども、先ほどのストーリーというのは、あくまでも小栗忠順公、ポサドニック号事件についてのみの部分であり、この２番でお聞きしたいのは、金田城から近代砲台群までをつなぐ対馬全体の歴史的な価値が非常に高いと。

いろんな先生方、いろんな歴史が好きな方にお聞きすると、やっぱり対馬の歴史のすごさというか深さ、時代に応じて、もうとてつもないいろんな本物の歴史がしっかりとあり、そこをまた現地に行って見ることができる、これ金田城とかもありますけども、そういったもののすばらしさというものを評価していただいているのは事実でありますので、そういったものについての観光の構築と観光地の整備についてというところでお伺いします。

それも（１）といたしまして、ストーリー観光の構築についてお聞きしたいと思います。これもまたダブる部分はあるんですけども、観光地の整備とか駐車場、道路、トイレ、看板等、また観光の広域連携という意味で、特別史跡であります金田城から芋崎、そして、日清・日露戦争時の砲台群をめぐる国境を守り抜いた島・対馬というコンセプトの観光ルートを策定して、そういった認識で、観光会社、旅行会社のほうも、商品をつくっていただいたということもあるんですけども、なかなかそういった明確なストーリー性を打ち出したような形にはなり切れていないというのが、今の現状かなというふうに思っておりますので、そういったものをもっと最終的に商品をつくることを依頼するとか、商品の造成を一緒になってつくるというのは観光交流商工課であり、また観光物産協会というようなところの仕事になろうかと思いますけども、対馬市として、その辺に注力していただけるのかどうかということをお伺いしたいと思っております。

また、ＰＲ戦略、聖地巡礼層をターゲットに、国防の歴史をめぐる、御城印とか砲台カードと、対馬には３１か所もの砲台の跡地があるというふうにいわれております。砲台に関しても、対馬の砲台の価値の高さというものは、いろんな砲台を専門にされている先生方の話を聞きましても、やっぱり一級品だということはもう間違いないというふうにいわれておりますので、そういったものも最終的には観光資源として、今も観光資源には活用されてはおりますけども、今以上に可能性が高いというふうに、私個人的には非常に思っておりますので、その辺も含めてお伺いできればと思っております。

（２）といたしまして、市としての具体的なアクションについてお伺いしたいと思います。推

進組織を立ち上げ、市民とか、観光推進部とか、文化財課、教育委員会を横断するような、大河ドラマに関するところも入りますけども、歴史資源活用プロジェクトチームの設置、そこまではいかなくても、来年に向けてどういうふうにまた取り組んでいただくのかということをお伺いできればと思っております。

プロモーションということでありますけども、小栗忠順ゆかりの地とのいろんな地域との連携というのも、もしかしたら今までにも、観光という部分ではないにしても、いろんな地域との対馬市も連携をしておりますので、そういったこともここで考えてもありなのかなというふうに思う部分はありますので、そういったことも含めてお伺いできればと思いますので、市長のほうからの回答をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　おはようございます。佐伯議員の質問にお答えいたします。

初めに、令和９年大河ドラマを契機とした歴史文化遺産の観光資源化についてでございますが、ＮＨＫ大河ドラマ「逆賊の幕臣」において、小栗忠順公が描かれることが決定しましたことは、大変意義深く、本市の魅力を全国に発信する絶好の機会であると捉えております。既にドラマ制作スタッフ等による下見が行われ、対馬観光物産協会が案内、対応を行ったと聞き及んでおります。

小栗忠順公は、徳川幕府の旗本で、幕末期に軍事・外交の要職を務め、対馬藩の領土危機に際して、島の安全を守る重要な役割を果たした人物でございます。また、ポサドニック号事件においても、対馬は国際的緊張の舞台となり、忠順公の外交的手腕が発揮された歴史的経緯を有しております。こうした背景は、国境の島・対馬の特色を示すものであり、本市の観光資源であると認識をしております。

まず、御質問の聖地巡礼を見据えたハード面の整備計画でございますが、芋崎までの道路整備やロシア軍占拠跡、砲台等の周辺整備は、現段階では難しい状況でございます。

その理由といたしましては、まず、大河ドラマにおける対馬の露出程度や観光誘客効果の持続性が不透明であることに加えて、ハード面の整備に当たっては、地域の景観や歴史的価値の保全、土地所有者との調整、日常的な維持管理の負担など、複数の要素を総合的に勘案する必要があります。

以上の点を踏まえ、整備後も長期的な誘客効果を見込めるか、慎重に判断する必要があるためでございます。

次に、ストーリー性を生かしたソフト面の強化についてでありますが、まず、対馬における小栗忠順公の功績やポサドニック号事件について、専門的に語れる歴史ガイドの養成につきまして

は、今後、対馬観光物産協会等と連携し、可能な範囲で取り組むとともに、砲台跡を観光コンテンツとして整備、磨き上げる取組も進め、ソフト面の強化と地域の魅力発信につなげてまいります。

続いて、デジタル活用として、現地で当時の軍艦や陣営を再現できるＡＲの導入は、観光資源の魅力を高める手段として有効でありますが、当時の状況を忠実に再現するための資料が十分でないため、現段階でのＡＲ導入は困難であろうかと認識しております。こうした状況を踏まえ、市といたしましては、今後、聖地巡礼者の体験ニーズの把握や専門家の意見聴取に努め、将来的に効果的なデジタル活用が可能となる基盤づくりを進めてまいります。

次に、教育関連でありますけども、教育委員会では、ふるさと学習の充実により、地域住民や保護者とともに地域を支えていくことができる人材の育成を重要施策の一つに掲げております。このことを受け、各学校では、主に総合的な学習の時間において、校種や地域との連携を深めた取組の中で、歴史や自然、文化、環境問題などを題材に、ふるさと対馬のよりよい未来を想像することができる資質や能力を持った児童生徒の育成を図っているところでございます。

本市におけるふるさと学習は、学習指導要領に示されている指導計画作成上の配慮事項に基づき、学校や地域の実態に応じるとともに、児童生徒の興味や関心に基づき、自ら課題を立てて探究的に学ぶことを狙いとして、各学校が主体的に実施しているものであります。

現在、既に小学校７校、中学校５校が、対馬の歴史や偉人について学んでいるとのことでありますが、令和９年の大河ドラマを契機として、新たな学びが期待できると考えます。関係各団体の皆様とも連携を図りながら、各学校への積極的な情報提供に努めてまいります。

次に、金田城から近代砲台群までをつなぐストーリー観光の構築と観光地整備についてでございますが、金田城整備については、現在、管理作業と巡視を中心に行っており、当面、ハード面の整備に着手する計画はございません。その金田城が築かれた城山に、旧日本陸軍によって構築された城山砲台と城山附属堡塁は、比較的良好に残っており、古代近代の歴史遺産が混同する稀有な史跡として知られております。

砲台群においても、市の史跡となっています姫神山砲台跡は、定期的に管理作業を行っておりますが、ハード面の整備については、砲台に至る動線として、緒方地区から駐車スペースまでの市道姫神灯台線を令和２年度に、全長１，４３０メートル、幅員３メートルのアスファルト舗装道路整備を完了しております。その他については、現在、具体的な計画は作成していない状況でございます。

次に、砲台群のハード整備についてでございますが、市内には、日清・日露戦争に加え、太平洋戦争時の砲台跡が３１か所存在しており、その多くは山中に立地しております。先ほどの芋崎砲台跡に関連したハード整備の答弁で述べた点も踏まえますと、これらの砲台群を対象とした大

規模な整備は、現実的に困難でございます。

一方で、上見坂堡塁跡、姫神山砲台跡、城山砲台跡、豊砲台跡など、一部の砲台跡については、道路やトイレ等の基礎的な設備が整っており、維持管理を行うことで、観光客の受入れ環境は一定水準を確保しております。

次に、日清・日露戦争時の砲台群をめぐる観光ルートの策定につきましては、昨年度、新たに作成いたしました「対馬感考」のホームページにおいて、上見坂堡塁跡、芋崎砲台跡、姫神山砲台跡、豊砲台跡をめぐるモデルコースを紹介しております。また、当該ルートについてはデジタルマップ上でも公開し、砲台跡を観光資源とした活用と来訪者の利便性の向上を図っております。また、交通アクセスのよい上見坂堡塁跡につきましては、既に一部の旅行商品に組み込まれているところであります。

こうした実績も踏まえ、日清・日露戦争時の砲台跡をめぐるモデルコースにつきましては、歴史や国防をテーマとした旅行商品として一定の魅力があると捉えております。今後も、国内旅行会社に対し、モデルコース等の情報提供を行うとともに、商品造成に向けた提案を継続的に行ってまいります。

なお、聖地巡礼層をターゲットにしたＰＲ戦略についてでございますが、既に対馬観光物産協会において、金田城及び清水山城の御城印が販売されております。また、議員御質問の砲台カードにつきましては、愛好家の収集意欲を喚起する有効な取組であると認識しております。

こうした取組は、需要の動向や収益性を見極めながら、柔軟に展開していくことが重要であり、その効果を十分に発揮する観点からも、民間事業者が主体となって取り組むことが効果的であると考えております。市といたしましては、必要に応じて情報提供などの支援を行い、来訪者の周遊促進につながる取組が進められるよう後押ししてまいります。

次に、市としての具体的なアクションについてでございますが、大河ドラマ放映後の反響は不透明であり、現時点では、市民等を巻き込んだプロジェクトチームを設置する段階ではないと考えております。しかしながら、放映後の反響や地域の機運に対応できるように、関係部局間での横断的な情報共有と連携を引き続き図ってまいります。

次に、小栗忠順公ゆかりの地との連携やサミットの誘致でございますが、忠順公終焉の地である群馬県高崎市では、地域の活性化を目的に、小栗上野介プロジェクト推進協議会が設立されていると承知しております。こうした情報も踏まえつつ、ゆかりの自治体との連携について、柔軟に対応できる可能性を探ってまいります。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　６番、佐伯達也君。

○議員（６番　佐伯　達也君）　市長、ありがとうございましたというか、なかなか厳しい回答で

はありましたけど、想定の範囲かなというふうに感じております。私も正直、芋崎を整備全部してくださいというつもりは全くありませんし、できるとも思っておりません。

ところが、あそこに行くための道が、実は先週、現地に私もちょっと確認に行きましたら、やっぱり対馬市の職員の方も現地を確認に来ていただいてた方もいらっしゃいまして、その人とばったりお会いするという機会もありました。やっぱり見ていただくと分かりますように、非常に部分的には危険な部分もありますので、そういった部分を危険ですよというようなことをしっかりとロープをつけるとか、それと道路の真ん中とか、部分的に木がわっと立ったり、雑木が生い茂ったりする部分に関しては、これ過去にも、芋崎もしっかり整備していただいている過去があるんですね。

あれがどこが主体でどういうふうにしたのか、私もちょっと把握し切れていないんですけども、そういった形で、支障のないような歩行ができる状況を確保していただくという程度で、私はいいのかなというふうに思っておりますので、その辺に関して、市がするのか、どこがするのか、その辺も含めて、今後、また御検討をいただいて、せっかくの対馬が大河ドラマに関わる機会をいただいておりますので、せっかく対馬に来て、芋崎砲台ってこんなとこでね、対馬のこの日本の片隅で起こった事件が、後でまた説明いたしますが、日本を変えるきっかけになった小栗忠順公が、事件の解決に来ていただいたその場所に行ってみようと思う人たちが、行くにも行けない状態というのは、やっぱり対馬の観光としては、昨日、市長も「対馬の国内観光には、今後も力を入れていきます。」というふうな話をしてはいただいたので、そういう話もいただけるのかなと思いましたが、ほぼそうじゃなかったのもちょっと残念なところではありますけども、やっぱり今後、私も思います。

先日、４日間、予算審査というものをしたところで、対馬市の財政の厳しいところもよく理解できます。ところが、その中でどう取捨選択をしていくのかが大きな問題だとは思いますが、その中でどこに注力をするということを市長もおっしゃいました。その中で観光に当たって、予算をいっぱいつけてくださいというつもりは全くないです。必要な部分はつけていただかないと進まないとは思いますけども、やっぱりできることは自分たちでやりながら、観光受益者もしっかりとそういった活動とか、汗をかく必要もあると思いますので、そういったことはあっていいと思いますが、やっぱり行政としてやる必要な部分は、行政にお願いしなければいけないところがあると思いますので、そこに関してはよろしくお願いをいたします。

部分的には道路の半分じゃないですけど、３分の１ぐらいが崩れかかったようなところもありますので、そういったところをしっかりと分かりやすいように、それと、やっぱり本当にごみの漂着と、ごみが寄っている芋崎の一番奥の部分に井戸がありますので、あそこの清掃に関しては、これも、市の人に言って掃除してくださいというつもりもありません。

私もごみを、市のほうで海ごみに関してのいろんな取組をしておりますが、その専門の方々とも、今、協議はしておりますし、そういった人たちとそういう機会をつくっていただけないかということで話もしておりますし、非常に協力的に話は進めつつありますので、そういった形で進めるのが一番ベストかなというふうには感じておりますので、そういうふうな形と、また、市のほうにも御協力いただく部分もあると思いますので、そのときにはよろしくお願いをいたします。

あとまた、ガイドについてのところなんですけども、観光地整備とガイドの話がちょっとリンクする部分がありますので、今から説明をさせていただきますけども、今後は、ガイドの必要性はますます重要になるとは思うんですけども、今回のように、ＮＨＫの大河ドラマが対馬で撮影をされるというか、対馬が部分的にですけども舞台になるということで、芋崎の場所をしっかりと整備してくださいというようなことでできると思っていなかったと、先ほども言いましたけれども、全てを整備することは無理なことは理解をしております。

ところが、そのような対馬の観光地整備の状況も踏まえて、今後の対馬観光においては、観光地整備は完全ではなく、整備し過ぎない観光地づくりというような形での整備の仕方、それに伴って、必要になるのが観光ガイドという形で、整備ができていなくて無理やり行こうとしますと、非常に危険な場合もあると思いますけども、ある程度、不自由のない範囲で整備をしていただいたような状態の中で、観光ガイドをつけて案内をしていただくと、また、そこにはガイドを雇うというようなところでお金も発生しますし、観光業界にとっては非常にいい形になっていくのかなというふうに考えております。

観光地整備、いろんなところ、先ほども、市長も言いました、３１か所の砲台を全て観光で来られた方が自由に行けるようにすることは、多分、絶対無理です。無理ですけども、あの砲台群、対馬の砲台群の価値の高さというものに関しては、多分理解はしていただいていると思うんですけども、どこかでやっぱり今のレベルじゃないところまで持ち上げていくという必要は絶対あると。

これは、文化財課であり、教育委員会ということになるとは思いますけども、そういったことに対するエネルギーは、どこかでは使っていただければというふうに、私もそういうふうにしたいというふうな気持ちもありますし、そういったことの動きはしていきたいというふうに考えております。

あまり整備し過ぎて、逆にし過ぎるということはないと思うんですけども、し過ぎることによって、誰でもが自由に行ってすぐ自由に帰ってこれるというよりも、ちょっと行きにくいんだけども、ガイドの方と一緒に行くことによってしっかりと安全に、そして、また現地の理解が進むというような観光のスタイルを、対馬スタイルという形でつくっていけばいいのかなというふうに考えております。

そういった形が、今後、できていけるように、またガイドの会とか、そういったところとの情報共有とかもできるようにしたいと思っております。

ガイド養成という意味では、先ほども言いましたが、このポサドニック号事件に関するガイドの皆さんの知識とか、ストーリー性の統一ということは必要かなというふうに考えておりますので、先ほど市長も言いましたように、観光物産協会のほうが多分メインになって、そういう確認をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

また、ストーリー性という意味では、小栗忠順は、対馬でロシアの艦隊と直接交渉に当たった張本人ではありますが、小栗忠順公の自力、日本の力だけではロシアの艦隊を追い払うことができなかったというのが事実であります。最終的にはイギリスに力を借りて、対馬からロシア艦隊を追い払ったというような形で事実はそうなっております。

そこもちょっと微妙な部分もあるというふうには聞いておりますけども、ですから、当時の日本とロシアには軍事力の差は、絶対的な差が大きくあったと、当時のロシアの絶対的な軍事力に対して、日本の国力、軍事力の足りなさを身に染みて感じた小栗忠順公は、後の日本の近代化を最優先に取り組むことになります。対馬から帰って、そういったことを身に染みたことによって、そういう動きをされました。

その結果として、その当時の東洋最大規模の製鉄所とされました、横須賀にあります横須賀製鉄所を小栗忠順公が中心となって造ったと、建設をされました。その製鉄所があったからこそ、１９０５年、この年に何が起こったか、歴史が好きな方は分かると思いますけども、これは日露戦争における対馬沖海戦が勃発いたしました。

この対馬沖海戦でなぜ日本が勝利できたかといいますと、この小栗忠順公が横須賀製鉄所を造ったことによって、初めて日本での軍艦がしっかりとした大きさも含めて造れるような状況を確立できたということで、日本の勝利という、ぎりぎりの勝利ではあったんですけども、そういった形での勝利につながったという、これも一つの歴史的なストーリーとしてのつながりはありますので、そういったものも含めて、この小栗忠順公のポサドニック号事件を中心とした観光のストーリーの中には入れていきたいというふうに考えております。

市長、このような対馬の歴史的な事実を活用しない手はないというふうに私は思いますし、今までも活用できている部分等あるとは思いますが、こういう活用の仕方というのはいかがお考えでしょうか。もしよろしければ、回答いただければと思います。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　まず、先ほどの答弁の中で、この芋崎までの現道を新たに整備することは、ちょっと今、難しい状況ですということで答弁させていただきましたけども、ただ、今、議員のほうから話がありましたように、今現在は車が走れる道路じゃなくて、遊歩道的なものだ

ということでございますけども、ここについては、今後、危険な箇所については改めて検証した上で、整備できるところは整備をするように進めたいというふうに思っております。

それとまた、この歴史ガイドの養成の件につきましても、先ほども答弁いたしましたように、これは、対馬の観光にとって大変重要なことであるという思いを持っておりますので、観光物産協会等と連携をした上で、どのような形で育て上げられるのか、再度、また改めて磨き上げていければというふうに思っております。

以上であります。

○議長（春田　新一君）　６番、佐伯達也君。

○議員（６番　佐伯　達也君）　続きまして、デジタル活用、これに関しましては、金額もかなりするということも理解をしておりますので、ところが、あそうベイパークのほうには、何がしかのそういった形でのものがということでお聞きしておりましたので、もしかして可能性があるのかなと思いましたけども、分かりました。

続きまして、教育連携というところで、実際に子どもたちに現地に行って、そこで起きた様子を想像すると、現地を見ていただくというのが一番いいのかなというふうには感じておりますけども、現実的には、授業の時間的な制約もあると思います。ところが、現地に行くと、本当にロシアの人たちが造ったものが目の前に現れてきますので、そういった機会もあってほしいなというふうに個人的には考えております。

とはいうものの、時間的な制約、理解できますので、総合学習の時間とか、また、ふるさと学習の時間のどこかで、しっかりと対馬で起きたポサドニック号事件というものが、世界とのつながりの中で起こった事件であり、それが、歴史上の大きな出来事なんだということを伝えていただきたいと思います。

子どもたちに、自分たちが、今、住んでいるこの対馬が歴史的に重要な場所であり、日本にとっても重要な場所ということを理解いただき、対馬に住むことの重要性であったりとか、地元に対する郷土愛、アイデンティティの醸成につながることを期待したいと思っておりますので、ぜひ、よろしくお願いをいたします。

続きまして、２問目に移りたいと思いますけども、金田城と砲台群等、唯一無二の歴史的な観光要素がありますので、そこに関してですけども、対馬は、古来より大陸との交流の最前線であると同時に、国防の最前線という国境の島としての宿命を背負っておりました。

標高２７６メートルの金田城に、今も残る古代山城、金田城は白村江の戦いから１，３６０年を迎えます。国防の原点として鎮座しており、また、平安時代の刀伊の入寇をはねのけ、近代においては、日清・日露戦争に備えた巨大砲台群が島内の各地に点在しております。これらは、時代は違えど、常に日本の盾としてこの島が機能してきた証にほかなりません。

一方で、国境は戦いの場だけではありませんでした。対馬は、戦いの場だけではなく、江戸時代は、善隣友好の象徴として歩んだ朝鮮通信史の行列、これは平和を希求した先人たちの知恵の結晶であります。現在の厳原港まつりに息づく本市が誇るべき平和のレガシーであるというふうに考えております。

さらに先ほども言いましたが、令和９年の大河ドラマが決定して、ポサドニック号といろいろと幕末の対馬が、国際情勢の荒波に飲まれようとした気急存亡のときを象徴する出来事ではなかったかというふうに考えております。

私は、今こそ、先ほどから言っておりますけども、これら古代、中世、近世、近代の歴史的遺産を、今までつなげつつあったと思いますけども、ばらばらに点在していたような状況の部分もありましたので、これを国を守り抜いた島という一つの強固なストーリーという形で結びつけて、観光の素材として、今後も、積極的に販売につなげていけるようにしていきたいなというふうに思っておりますし、市ともいろんな提案等もさせていただきながら、対馬の観光の活性化、また、発展につなげていきたいというふうに考えております。

また、観光地整備の部分におきましては、これは、お城、対馬も金田城ありますけども、金田城には、今、トイレカーという形で設置をしていただいております。ところが、いろんな対馬の砲台もそうですけども、トイレがなかなかないところがいっぱいありますので、これについての提案ですけども、観光地にトイレを造るということも、また、いろんな観光地にトイレを造っていくということは、非常にリスクもあるというふうに感じております。

ですから、いろんなところでこういう取組が始まってはいるんですが、トイレが近くにある、上見坂公園はトイレあります。金田城も、今、ありますが、いろんなところでトイレがない場所の砲台とかは、その行くまでのところで、その手前にどこにトイレがありますよということをしっかりと地図の中に、これ、デジタルマップだとまた追加もしやすいのかなというふうに感じておりますので、そういった情報を、現地にはトイレがないですよということも、もしかしたら載せたほうがいいのかなとは思うんですけども、これは先日、お城の専門家である先生とのお話の中で、こういった形で、今、いろんな地域でそういう情報の提供の仕方をすることによって、観光地ごとにトイレを造るということをやめるほうが、行政にとってもプラスになりますよというようなことでお話を聞いておりますし、そういった流れになりつつあるというふうなところはありますので、今後の対馬市の観光地のトイレに関するところですけども、整備の方向性としてはそういった方向もありかなと思いますので、ぜひ、よろしくお願いをいたします。

御城印とか、砲台カードというものは、観光物産協会のほうが中心になって作っているということは理解しておりますので、この辺に関しても、そういったものがあることによって、やっぱり観光客のモチベーションを上げるという部分はありますので、そういったことも、今後に向け

て進めていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

今回の小栗忠順の話を出す、今回の機会をいただいた中で、もし、本当に歴史的にあのタイミングで小栗忠順がいなかったら、対馬の歴史、あるいは日本の歴史ってどうなっていたんだろうと。これは、たらればの話かもしれませんけども、本当に対馬の歴史をストーリーとして捉えたときに、本当に歴史が大きく変わった可能性はあるのかなというふうにも感じる部分はありますので、そういったことも、観光客にもそういったことも考えていただく機会として、今回のこのポサドニック号事件、「逆賊の幕臣」というものを、いろんな意味で対馬の観光には活用していただきたいというふうに思っております。

なかなか、市長としても、行政の立場から観光地を整備するということ、また、観光に特化した予算をつけるということも難しいのは理解をいたします。お客様の動向を見てということではありますけども、動向を見てすることで、遅れを取るということは私はよろしくないかなと思いますし、やっぱり積極的にいった結果として、お客様の注目を浴びる、やっぱり対馬に興味を持っていただくということも、当然、あると思いますので、できるだけ、お金をかけずにできることは最大限進めていただきたいなというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

最後になりますが、対馬が今日まで歩んできた軌跡は、日本の国土と日本人としての誇りを守り抜いてきた国防の歴史そのものであります。古くは白村江の戦いに始まり、防人の悲願、刀伊の入寇、元寇という国防の危機、さらには、幕末のポサドニック号事件から日清・日露戦争に至るまで、対馬は常に国防の最前線の荒波を受け止めてまいりました。今も島内に毅然と佇む対馬砲台群などの威光は、その不屈の意志を現代に伝える、世界に類を見ない歴史遺産だというふうに考えております。

一方で、対馬は戦いだけではなく、朝鮮通信史に代表される誠信の交わりを紡ぎ、平和の象徴として善隣外交を支えてきた歴史も併せ持っております。

そして今、この重層的な歴史は、何代にもわたってきたこの歴史は、現代のクリエイターたちを刺激し、「アンゴルモア元寇合戦記」や「Ｇｈｏｓｔ　ｏｆ　Ｔｓｕｓｈｉｍａ」といったアニメ・ゲーム作品を通じて、世界の人々を魅了しております。これは、海外の方々には非常に有名な状態になっております。聖地巡礼に訪れる若者やインバウンド客にとって、対馬は既に一度は訪れるべき憧れの地となっている部分は間違いありません。

私たちは、現代文化が交差する奇跡的な対馬の歴史の資源を最大限活用し、ほかのどの島もまねできない、唯一無二の離島観光を確立しなければならないというふうに私は考えております。国境の島という宿命を世界を引きつける最大の強みへと転換し、対馬の新たな繁栄を切り開く、その不退転の決意を持ちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございま

した。

○議長（春田　新一君）　これで、佐伯達也君の質問は終わりました。

○議長（春田　新一君）　暫時休憩します。再開を１１時５分からとします。

午前10時49分休憩

午前11時05分再開

○議長（春田　新一君）　再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。１２番、黒田昭雄君。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　ちょっと花粉症で、マスクをしたまま失礼をいたします。発言が聞こえなかったら、何回でも質問しますので、よろしくお願いします。

市民の皆様、そして議会の皆様、公明の黒田昭雄です。本日は、市教委による鶏鳴幼稚園の閉園議案が最終的に取下げに至った問題について、対馬市の教育行政全体、ひいては、市長の市政運営の根幹に関わる深刻な問題として、厳しく問い正すために登壇をいたしました。

御承知のとおり、さきの議会運営委員会で、市教委が上程を予定していた鶏鳴幼稚園の閉園議案が、告示日を過ぎ、開会直前という異例のタイミングで取下げとなりました。この異例の事態は、市教委自身が策定した第２期対馬市立学校及び幼稚園等統合推進計画に明確に違反し、対馬市市民基本条例が定める説明責任を全く果たしていないという請願の趣旨が示すとおり、市民の皆様の強い働きかけの結果にほかなりません。

特に、美津島町をはじめとする地域住民の皆様が抱いた疑問は、なぜ鶏鳴幼稚園を抹殺し、厳原幼稚園に統合と方針変更がなされたのか、どんなプロセスを経て決まったのか、地域に根差した鶏鳴幼稚園を残すという選択肢は、なぜか最初から存在しないかのごとく扱われたのは一体なぜかというものでした。しかし、市長も、教育長も、この問題に対し、最後まで市民に対し、まともな説明をしようとせず、沈黙を守り続けました。

そして、この説明責任の欠如は、第２回鶏鳴幼稚園保護者説明会における市教委の対応に、決定的に現れています。そこでは、副市長、教育部長といった市長部局並びに市教委のナンバー２が参加していたにもかかわらず、市教委が保護者に対し、いきなり「厳原幼稚園だけ残しますって言ったら、反対ではないですか。」さらに、「鶏鳴幼稚園の人、申し訳ないけど、幼稚園に行きたい人は厳原に行ってください。」と、特定の結論に誘導するかのような、到底中立とはいえない発言がなされています。

このような行政の一方的な都合を優先し、住民の多様な選択肢を十分に検討しない独断的な行政運営、そして、統合推進計画という市教委が市民と約束したプロセスを完全に逸脱しながら、

住民の公正な意思決定を阻害しようとした組織的な行為は、市長の掲げる、市民とスクラムを組んで、また、誰一人取り残さないという市政運営の基本姿勢に、真っ向から反するものであります。

私は、こうした不誠実かつ無責任な姿勢が、対馬市民の皆様の信頼を根底から裏切り、議会を愚弄するものであったと厳しく断じます。今回の問題は、執行部、議会、そして市民との信頼を根底から破壊する極めて重大な事態であり、市長並びに教育長の最終的な責任が問われるものですが、さきの本会議で謝罪を述べられましたので、本日は、この謝罪によってどこが改善されるのか、具体的に話を進めさせていただきたいと思います。明確かつ誠実な御答弁を強く求めたいと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

市民に対する行政の説明責任と合意形成プロセスについて、市教委が行う公立幼稚園の統廃合方針決定プロセスにおける、地域住民に対する説明責任及び合意形成の取組状況について、市の見解を伺いたいと思います。

私はこの件に対して、本定例会の初日に、市教委の一連の行為が、市民の皆様の間に大きな疑念と不信感を生んでいることを指摘させていただきました。公立幼稚園の統廃合においては、保護者や地域住民などの関係者と合意形成を図りながら検討することが重要であると広く認識されています。

そして、特に対馬市においては、教育長も自ら作ったといわれた統合推進計画において、十分な説明及び協議を行い、理解及び協力を求め、進めていくとはっきりと明記されています。しかし、今回の幼稚園の統廃合方針決定プロセスにおいては、残念ながら、この計画に掲げられた説明責任と合意形成が十分に果たされたとは言い難い状況です。

そこで、教育長にお伺いします。市教委は、今回の公立幼稚園統廃合方針決定プロセスについて、本当に市民の皆さんにきちんと説明し、皆さんの納得を得られた進め方ができたと、教育長自身、今のお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（春田　新一君）　教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬　英俊君）　おはようございます。黒田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、対馬市立厳原幼稚園と対馬市立鶏鳴幼稚園の統合につきまして、そこに至るまでの経緯について、まずは御説明をいたします。

令和７年５月現在の市内こども園、幼稚園、保育所の入園児童数は、定員１，２４８人に対しまして、入園児数７２６人でございます。そのうち、幼稚園に関する状況といたしましては、比田勝こども園の幼稚園部が、定員５４人に対し、入園児童が１２人、鶏鳴幼稚園は、定員１０５人に対し、入園児数は９人、厳原幼稚園は、定員１０５人に対し、入園児数は１０人にな

っております。

このような状況ではございますが、教育委員会といたしましては、各園において適切に教育課程を編成することにより、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実情に即して丁寧に教育活動を行っております。

しかしながら、幼稚園児の減少が加速し、クラスの規模が小さくなることで、同年齢に応じた教育プログラムや活動に制限が生じ、友達との協力やコミュニケーション、さらに運動能力の発達に影響を与えることが想定されることから、幼稚園の今後の在り方、また、方針について、保護者の皆様への説明を行ってまいりました。

保護者説明会を開催するに当たり、事前に、令和７年１月に開催されました議員全員協議会におきまして、就学前児童に係る幼児教育・保育教育に係る運営方針についてを御説明いたしたところでございますが、その内容をもって、保護者説明会を開催いたしました。

議員も御存じのとおり、保護者説明会については、両幼稚園ともに３回の説明会を実施いたしました。その中で、様々な御意見、御要望をお受けし、それらの内容について、協議、検討の結果、最終的には、当初の方針を見直し、幼稚園の適正規模での運営のため、鶏鳴幼稚園を施設が新しい厳原幼稚園と統合することで、保護者の皆様からの御理解をいただいたところでございます。

これまで、以上のような内容で業務を進めてきた状況の中で、このたび、議員から御指摘がありました地域との合意形成についてでございますが、当初、教育委員会といたしましては、小学校及び中学校と違い、幼稚園については校区の設定がないことから、地区の限定が難しいこと、小中学校の統廃合では、地区との合意書を取り交わしていますけども、幼稚園の統廃合の場合は、これまでも地区との合意書は取り交わしていないということなどによって、保護者、皆様からの御理解をいただいたことで、業務を進めていたところでございます。

しかしながら、御指摘の内容について、再度確認をいたしましたところ、先ほど議員からお話がありました第２期対馬市立学校及び幼稚園等統合推進計画の中では、幼稚園においても、統合推進計画を進めるに当たり、保護者説明会、地区説明会の順に、学校・幼稚園等の関係者及び関係地区住民に十分な説明及び協議を行い、理解及び協力を求めて進めていきますというふうに示されておりました。この内容について、認識が欠けた状態で、業務を進めていたという状況でございました。

つきましては、本来取り組むべき事項でございました地区説明会の開催とともに、地区関係者皆様からの御理解をいただくように、改めて取り組んでまいります。

このたびの事案につきましては、業務の認識不足により発生をしたものでございます。教育委員会におきましては、今後の業務遂行につきまして、より適正に、また、より丁寧に業務に取り

組み、市民皆様からの信頼回復に努めてまいります。

このたびは、地区関係者の皆様、大変御心配を、あるいは御迷惑をおかけいたしましたことに対しまして、心からおわびを申し上げます。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　１２番、黒田昭雄君。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　随時、再質問をさせていただきたいと思います。

初めの再質問は、こっち見てもらって結構ですけど、多分要旨ない話だと思います。平等というか、公平性というか、そのことについてお話ししたいと思うんですけども、いつも部長さん、お並びですけども、対馬市の政策するときには、やっぱり平等というのが物すごく観点が深くて、私たち、素人っていったらいかんですけど、平等の観点というのは、皆さん方から非常に勉強させられるというか、ここまで平等、公平というのを考えるのかということを認識させられるわけですけども、国においては、震災が起こりますと、国民がしっかり整列して並んで待ってる食糧支給ですかね、ああいうのは世界中から物すごく称賛されるわけですけども、その称賛されるというのは、皆さん方がやっぱり平等にしてくださるということを市民が思うから、安心して並ぶわけですけども。

例えば、今回の鶏鳴幼稚園の話に移りますけども、保護者の強い要望によって１園になったと。それは、私も統合というのは何も否定しないし、いいことだと思います。でもですよ、１園になったら、誰が考えても鶏鳴幼稚園、美津島町の方は、やっぱり教育施設を残してほしいというのは思うわけじゃないですか。それを完全に皆さん方、無視をしました。

そして、無視の内情ですかね、保護者説明会の内容は、多分私がこうやって発言してるから、やっと市民の皆さんもわかってきたと思いますけども、本当に内密で、独断的に、厳原幼稚園に統合を持っていったと。こんな話、ないじゃないですか。公平ではないじゃないですか。

そして、私も一般質問のヒアリングを部長、課長とずっと取ってた間、やっぱりこれは地域説明会をするべきじゃないですかと、何回か言ったと思います。でも、線引きがどうのこうのと言って、しませんでした。最終的に、やっぱり言質を取らないかんということで、本会議１か月前に、本当にしないんですかと言ったら、しませんということだった。ここまで放置していいんですか、公職にある皆さん方がですよ。ひどいことじゃないですか。

そういった統合推進計画にしても、これは地域の話とかじゃない、これは請願者の代表者からも指導いただきましたけども、これはひとえに子どもの教育のためですよと、そのためにこの統合推進計画をつくったと。でも、統合推進計画に則らないことばっかりして、子どものためにもなってない、かつ、市民にもお知らせしない、ここまでしていいのかなと、ひどいことじゃないですか。そういった美津島町民、児童さんにどういう感情を持っているのかなと。率直にお答え

ください。

○議長（春田　新一君）　教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬　英俊君）　議員さんおっしゃるとおりです。もうこれについては、私としては弁解のしようがない。この統合プロセスについて、地域住民の方の説明会を完全にすっ飛ばしてしまってたというのは、これは事実であります。

私も、そういう問合せを受けたときに、これは必要あるのかなとも思ってしまいました。というのは、先ほど答弁で申し上げたような理由が根底にあって、完全に思い違いをしていたというところで、これについては、議会最初の日に、議員さんから御指摘を受けて、謝罪をいたしたところでございます。

公平にということについての考え方をというふうなことでございましたので、それに対して私の考えを申し述べたいと思いますが、確かに両園の園児が、それぞれの園で過ごすことが最もいいと思うんです。それは議員さんも御理解いただいていると思います。

一方で、幼稚園教育という全体像から見ると、やはり先ほど申し上げたような人数の少なさ、このことによって、本来、子どもたちが獲得すべき資質、能力、そういったものが、今も、もちろん十分に幼稚園のほうでは配慮してやってくれていると思うんです。少人数なら、少人数なりの利点を生かして、丁寧な保育をしていただいていると思うんです。

しかしながら、やはり子どもの数が少ないというのは厳しいということで、じゃあ、どちらか残そうと、保護者からのそういう要望もございました。ぜひ、どっちでもいいから残してくれという要望があったので、厳原幼稚園を残して、鶏鳴幼稚園と統合。主な要因は、施設の新しさです。これがまず、一番に掲げられることかなというふうに思っています。

議員おっしゃるとおり、平等はもちろん大事です。一方で、子どもたちのことを私も考えないわけじゃありません。幼稚園教育をもっと充実させるためにはどうすればいいかという視点で考えたときに、それぞれの都合はありますけども、ここは子どもたちを一緒に学ばせることのほうがより価値があるというふうに判断をいたして、このような形になりました。

しかしながら、先ほどから御指摘あっておりますように、地域、地区に対する説明会を完全に飛ばしておりました。これは間違いなく、行政担当者としての大失態でございます。そこは深く反省をして、二度とこのようなことがないように、鋭意、丁寧な説明に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　１２番、黒田昭雄君。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　何度も言っていますけれども、統合については賛成をしております。今回、議案を上程をいたしましたよね、鶏鳴幼稚園の閉園議案。普通、議会の常識といい

ますか、慣例といいますか、ちゃんと手続が整って、議会に上程するものと我々は考えております。全部整えられたんですか。

○議長（春田　新一君）　教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇　　博祝君）　失礼いたします。当初、議案として提案させていただいた時点では、先ほどから、教育長のほうからもおわびをしておりますけども、こちらの認識が欠けた部分の状況で進めておりまして、議案提案時点では、こちらのほうとしては、提案する状態に至ったという判断で提案させていただいたところでございますけども、議員のほうから指摘をいただいた部分について確認いたしましたところ、こちらのほうの不適格な対応という部分が出てまいりましたので、改めてそこを見直して、鶏鳴幼稚園の閉園についての部分について、修正のお願いをさせていただいたところでございます。

○議長（春田　新一君）　１２番、黒田昭雄君。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　次へ移ります。

佐伯議員と私、黒田は、紹介議員となり、これは大浦議員は所管だったから、代表者から御指導を随時いただきながら、美津島町の区長及び民生委員、児童委員の皆様から、実に９６．６％に当たる５６名もの署名をいただいた請願書が提出をされました。

この請願は、鶏鳴幼稚園の閉園議案の上程に当たり、議決をする前に地区説明会を開催し、丁寧に説明と協議を行うことを強く求めていました。この請願は個人の要望ではなく、地域の中核を担う方々からの極めて強く、そして広範な意思表示であると認識しています。教育長は、この請願書の重みをどのように受け止めていらっしゃいますか。

○議長（春田　新一君）　教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬　英俊君）　請願書、私も拝見をいたしました。市民の皆様からの強いお叱りの言葉であるというふうに認識をいたしました。行政プロセスの透明化、あるいは、地区に対する丁寧な説明というものを強く求めておられるものというふうに理解をしておりまして、今後、こういった御意見を踏まえながら、真摯に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　１２番、黒田昭雄君。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　次へ移ります。

教育部長の議案取下げの説明によりますと、一言で言うと、統合推進計画に違反があったということですよね。その具体的な部分を教えてください。そして、市民基本条例については何も触れてなかったわけですけども、では、市民基本条例については、違反はなかったと判断されているのですか。

○議長（春田　新一君）　教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇　　博祝君）　統合推進計画の中での計画に対しての業務の不備なところにつきましては、今から読み上げさせていただきます。

統合計画書の中で統合の進め方といたしまして、「統合協議期間」という項目がありまして、「計画を進めるに当たり、保護者説明会、地区説明会の順に、学校、幼稚園等の関係者及び関係地域住民に十分な説明及び協議を行い、理解及び協力を求めて進めていきます。十分な統合準備期間を確保するために、第２期対馬市学校及び幼稚園等統合推進計画では、統合協議期間１年を２年に変更いたします。」。

（2）といたしまして、「統合準備期間」というのがございます。「保護者や地域関係住民に統合の合意を得られたら、区長との合意、統合合意書を締結して、１年程度の準備期間を設け、次のように統合を進めていきます。」というような項目がございまして、この中で（1）番の統合協議期間の中での地区説明会、また、関係地域住民の皆様に十分な説明を行い、理解をいただくという部分について、こちらの認識が欠けておりましたので、こちらが不適切な対応となっておりましたことで、議案の取下げ等を行ったところでございます。

市民基本条例におきましても、市民の皆様には、十分なその行政の情報提供、あるいは理解を求めるということがございますので、基本的にはそちらのほうも、対応のほうが不足していたという認識を持っております。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　１２番、黒田昭雄君。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　次へ移ります。

請願書が提出されたのは２月１６日です、ここに受付してもらったのが。それ以降、教育委員会として、請願によって何か具体的に検討した点はありますか。もしあれば、その内容をお聞かせください。なければ、なしでいいです。

○議長（春田　新一君）　教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬　英俊君）　お答えいたします。

先ほどの請願を受けて、速やかに地区説明会を開催するようにという書面で、そういう請願が出ておりました。現段階で、教育委員会といたしましては、３月中の地区説明会を想定をしております。

その場で、範囲としては、これは言わなくてもいいのか、言ったほうがいいのか分かりませんが、請願として、５６名の区長さん方、あるいは民生委員さん、児童委員さん方から署名をいただいているということでしたので、現在の鶏鳴幼稚園の通園区域というのは、鶏鳴小、遠くて雞知中校区であることは承知はしておりますけども、そういうふうな請願をいただいたということを受けて、この３月中に開催する地区説明会は、美津島町全域を対象に地区説明会を開催したい

というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　１２番、黒田昭雄君。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　この答弁の内容については、後でお話をさせていただきたいと思います。

請願について、最後になりますけども、請願についてですよ。請願の最後のほうに、不都合な真実があるんじゃないかと。それはそうですよね、市民の皆さん、そう感じますよね。ここまでかたくなに説明会を拒むもんですから、それは考えられますよね、間違いなく。

皆さん方は、普通の人より公平にする方ですから、その方が公平にしないわけだから、勘ぐるのは間違いないですよね。そういうその疑念というのは、皆さん方が一番嫌う疑念だと思うんですけども、それをずっと放置してましたけれども、どうしてでしょうか。

○議長（春田　新一君）　教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬　英俊君）　繰り返しになりますけども、決してかたくなにということではないんです。後ろに何かあるんじゃないかというような、背景についての御質問ですが、一切ございません。結論から言えば、本当に行政手続をすっ飛ばしてたというのがもう実情でございまして、この点については、それをもって住民の方々の意見を軽視したと言われれば、もうそれはそれまでと、ごめんなさいとしか言いようがない。

しかしながら、その背後云々ということについては、不誠実云々ということについては全くなくて、本当に行政上の手続のミスということでございます。御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　１２番、黒田昭雄君。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　次へ移ります。

市教委では、久田幼稚園の閉園や比田勝幼稚園のこども園化の際には、さらには、所管は違えど、保育所でも地区説明会を開いてきた実績があります。保育所では、過去遡って５か所調べたんですけれども、５か所とも、区長さんを呼んで説明会をしていました。田中部長さん、そうですよね。ちょっと質問する時間がないから。

しかし、今回だけです、線引きが難しいという理由で地区説明会を拒否されました。なぜ、過去の成功事例が生かされずに、今回は線引きが難しいという理由で、地区説明会をかたくなに拒否してきたんでしょうか、御説明をお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬　英俊君）　かたくなにということでございます。捉えによってはそうなるのかもしれません。それについては、手続上のミスについては全て私の責任でございますので、この場

を借りて、平に御容赦をいただきたいというふうに思いますし、今後については、このようなことが二度とないようにやっていきたいと思いますので、ぜひ、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　１２番、黒田昭雄君。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　これからが本題なんですけども、保護者説明会で厳原幼稚園の決定理由が、建物が比較的よいから、これだけが説明でした。この説明も決めるときではないんです。方針を決めるときには何も言ってないんです。決めた後に質問があって、初めて言っているんです。本当は協議中に言わなきゃいけない話です。皆様方から、市教委から言わないかん話です。

しかし、子どもたちの教育環境を考えるときには、お庭の広さや自然の豊かさ、静かな環境であるかといった、子どもの成長にとってたくさんの大切な要素があるはずです。これは、学校教育課長をされていた教育長は分かりますよね。なぜ、子どもたちにとって本当に大事な視点が、十分に話し合われなかったんでしょうか。

○議長（春田　新一君）　教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬　英俊君）　子どもたちの健全な育成、統合については賛成であるというお話があって。何で厳原なのかということでございます。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　いや、違います。なぜ話し合わなかったということを聞いています。厳原ではなくて、なぜ話し合わなかったのか。

○教育長（糸瀬　英俊君）　話し合わなかった。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　子どもの教育のために必要な園庭の広さとか、自然とか、交通、駐車場が広いとか、いろいろありますよね。園児のためですよ、園児のために必要な要素、園児のためのその要素が話し合われた形跡が一切ないんです。その話し合われなかったのは何ででしょうかと聞いてるんです。

○議長（春田　新一君）　教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇　　博祝君）　保護者説明会の中で、一応、３回目の説明会の中で、鶏鳴幼稚園と厳原幼稚園を統合して、１園での運営をしていくという形で説明させていただいたわけでございますけども、確かにその３回目の保護者説明会の中でも、教育委員会といたしましては、施設が新しく、今後の維持補修とか関係もございますので、できれば、厳原幼稚園のほうが新しいので、そちらのほうでお願いしたいというような説明をさせていただきました。

議員がおっしゃるように、その他の環境部分についての具体的な説明は行っておりませんけども、実際に、私たちが意図してそこまで説明をしなかったわけではございません。そこまでちょ

っと考えのほうが至らなかったという部分で、申し訳なく思っております。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　１２番、黒田昭雄君。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　説明がなかったんですよ。協議してないんです。ここで、統合推進計画の理念というのを改めて、釈迦に仏法かもしれませんけども、この十分な説明及び協議を行い、理解及び協力を求め進めていきますという文言、これは、私、党の文教に本当に詳しい国会議員に指導を受けましたところ、教育長や市長の政治判断や都合によるものは排除しますよと。要するに、政治判断は許しませんよと。客観的で公平なプロセスで合意形成を図らないと駄目ですよという理念が、この１行のものに凝縮されているという指導を受けました。

教育長も関わったということですけども、うちの国会議員が、対馬の先生方はすばらしい人ですねと、こんな１行で全てを凝縮されるという。これは全て何かといったら、園児の教育のためなんです。御存じですよね。決して地域エゴとかなんか入らないように。

それを進めるに当たり、今回、資料を私が一部しましたけれども、園児が何が一番必要かという要素を話し合われていないという話でした。実際に保護者説明会であってないんですよ。誰が一番困るのかといったら、園児なんですよ。こういう比較検討を皆さんの手元に行っとると思うんですけども、鶏鳴幼稚園と厳原幼稚園、比較検討するんですけど、この選定の協議、これが一切なされていない。いわゆる園児の教育のための協議が一切なされていない、そういうことですよね。

保護者説明会で、これとは言いませんけど、これに沿うような資料をそろえて、保護者の皆さんに、鶏鳴幼稚園と厳原幼稚園、子どもの教育のためにはどちらがいいでしょうかという判断資料として、こういう資料が必要じゃないんですか。まず、選定の協議をしていない、選定の協議するための資料も作っていない、これで協議ができるんですか。

○議長（春田　新一君）　教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬　英俊君）　大変貴重な資料を作っていただいたというふうに思っています。教育委員会、私も教員上がりですけれども、子どもたちのことを考えてということで、いろいろ考えておりますが、今、議員御提示のような深掘りしたところまでは、残念ながら、私の能力不足によって至っていないところもございます。

今後、地区の説明会を実施するに当たっては、この議員御提案のことも含めて精査をいたしまして、できるだけ客観的になる部分は客観的な資料を添えて、地区の説明会に臨みたいというふうに思っております。

なお、ここの中にあります地域コミュニティーとの結びつき、それから、歴史、伝統、これも非常に重要なものであります。こういったことについては、両園にもそれぞれの思いがございま

すので、なかなか比較検討というのが難しいというふうには思っております。しかしながら、非常にいい資料を頂きましたので、今後、教育委員会内部で検討いたしまして、これをもって、地区説明会にも参考資料として臨みたいと思っております。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　１２番、黒田昭雄君。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　では、このような比較検討資料をもって、厳原幼稚園がいいか、鶏鳴幼稚園がいいか、鶏鳴幼稚園を抹殺しましたけども、また復活させていただくということですよね。

○議長（春田　新一君）　教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬　英俊君）　抹殺というのは、私としてもなかなか、はい、そうですかと言えるものではない。本当に行政上の手続のミスによって、こういった失態を招いてしまったということについては、本当に申し訳ないということですけども、決して鶏鳴幼稚園を抹殺しようというふうに思っているわけではございません。

子どもたちのことを考えて、教育のことを考えて、ベストはないけど、ベターはないのかなっていうことを考えた挙げ句の判断ということでございますので、教育委員会の方針としては、先ほど答弁しましたとおり、令和８年度で鶏鳴幼稚園には閉園をいただいて、厳原幼稚園と統合するというこの方針には変更はございません。この後、速やかに地区説明会を開催するということで、御了解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　１２番、黒田昭雄君。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　話がおかしいんじゃないですか。保護者説明会で、特定の結論に誘導するような発言があったということは謝罪をされましたよね。うなずいてもらっていいです。謝罪されましたよね。いえいえ、答弁いいです。謝罪されましたよね。そうですね。

そうであればですよ、統合推進計画の精神に則って、今、地区説明会の話をしましたけど、保護者説明会も改めてやり直すべきじゃないですか。無理やり厳原幼稚園にあなたたちが決めたわけだから、それを謝罪したじゃないですか。ということは、鶏鳴幼稚園も選定候補に入れて、選定協議をしてないんだから、しなきゃいけないじゃないですか。これ、論理的に間違ってないはずですよ、謝罪したわけですから。謝罪した行動を伴わないということは、謝罪してないということじゃないですか。愚弄してますよ、それは。

○議長（春田　新一君）　教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬　英俊君）　謝罪はいたしました。そのとき、私は、私の記憶がもしかしたら間違っているのかなと、議事録のとおりならということを申し上げたと思います。もちろん議事録の

とおりなんです。ただ、そういう強引な持っていき方をしたんじゃないかということについては、議事録にその前後の言葉のやり取りっていうのももしかしたらあったのかなという意味を込めて、私は議事録のとおりならという話をして、それはそのとおりなら、ごめんなさいということを申し上げたところでございます。

実は、申し訳ないですけど、私、その場におりませんでしたので、その空気というか、そういったものをなかなか感知することができておりません。議事録のとおりならば、そのことについては本当に申し訳ないということで、謝罪をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　１２番、黒田昭雄君。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　この特定の結論に誘導するような発言というのは、統合推進計画違反なんですよ。違反でしょ。その違反を差し置いて、そのままこの鶏鳴幼稚園を閉園する議案を続行するというのは、本当に独裁政権じゃないですか。言い過ぎじゃないと思いますけど、違反ですから、選定協議もしないと違反なんですよ。

選定協議をすっ飛ばして、選定協議をするための資料もすっ飛ばして、いきなり鶏鳴幼稚園の人、厳原に行ってくださいと言ったわけですから、前後、何もないですよ。前後はこれだけです。あとは何もないんです。そんなしらばっくれるようなことは、教育長、言わないでください。前後の脈絡ない、いきなり言って、いきなり決まったんです。こんな独裁なことはいかんと思いますよ。後で、私、これ住民監査請求とか何か執行したら、続行したら、誰かすると思いますけどね。違反を見過ごしていいんですか。

○議長（春田　新一君）　教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇　　博祝君）　失礼いたします。議員が指摘しておられます２点の誘導、２点の発言につきまして、少し説明させていただきたいと思います。

第２回の保護者明会の中での発言であったんですけども、その前後の流れといいますのが、まず、第２回目の保護者説明会においては、私どもといたしましては、令和７年度末での閉園ということを１回目で説明したんですけども、それはちょっと厳しいということで、第２回目の保護者説明会においては、その令和７年度末を令和８年度末で、１年延ばした形での御理解をいただけないかということで、第２回目の説明会に臨んでおります。

そういった中で、保護者の皆様と協議をする中で、いろいろと意見交換をする中で、保護者の方から、いきなり閉園ではなくて、どちらか一方を残す方法は取れないんですかという発言がございましたので、それを受けて、もしその説明の場が鶏鳴幼稚園であったので、もし統合するといたしましても、厳原幼稚園のほうになった場合は反対ではないですかというようなお尋ねです。例えばでの発言でございます。

２つ目の鶏鳴幼稚園の皆様は、厳原幼稚園に行っていただけますかというのも、そういった形で、段階的に統合が進んでいった場合には、厳原幼稚園になった場合に行っていただけますかということをお尋ねしたらどうなりますかというのは、行っていただけますかという後にも、そういった話をしたらということで、決してこちらとしては、例えの形で発言させていただいた状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　１２番、黒田昭雄君。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　いかなる理由があっても、選定協議はしなきゃいけないんです、統合推進計画に則れば。無理やりな誘導もしちゃいけないんです。弁解していましたけど、そういうこともしちゃいけないんです、この理念からいったら。

最後に、教育長に、もう１分しかないのでお願いをしてやめたいと思います。教育長、今回、これだけの問題を起こしてしまった以上、地区説明会にどのような方々を呼びかけるのか、市民も注視していると思います。

学校教育に精通した見識のある方、美津島町いっぱいいらっしゃいます。行政経験が豊富で、苦言を呈してくれそうな方が、委員として人選されることを期待しているものと考えています。信頼回復のために教育長は、そういう人選をしてくれるものと信じております。そういう人選をしなければ、何も反省しなかったんだなと捉えて、涙を飲んでこらえておきます。

以上、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（春田　新一君）　これで、黒田昭雄君の質問が終わりました。

○議長（春田　新一君）　昼食休憩とします。再開を午後１時５分からとします。

午前11時56分休憩

午後１時05分再開

○議長（春田　新一君）　再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。４番、東圭一君。

○議員（４番　東　　圭一君）　皆さん、こんにちは。４番議員、東圭一でございます。いつもと同様、少し時間をいただいて質問に移りたいと思います。

先ほどもあった請願についてですが、内容はどうであれ、行政側が何度も何度も頭を下げなければならないものならば、そして、これが市民発信ということなので、なおさら、私たち市議会議員全ても行政を監視する役でありますので、監督不行き、指導不足として、まずもって皆様に頭を下げなければなりません。誠に申し訳ありませんでした。

幼稚園の問題でいろいろとあっていますが、我々が何を言っても、一番大事なのは子どもの教

育環境、そして、現場を知る保護者の意見であります。せっかく１つに統合するのですから、これからは何度も保護者などと意見交換を行い、よりよいものをつくっていただきたいと思いますので、自分の意見ですが、よろしくお願いいたします。

切り替えまして、教育委員会には、美津島文化会館スリッパ入替えの件におきまして、対応していただき誠にありがとうございます。その後、バスケット、剣道の試合が行われ、保護者からも喜びの声をいただいております。また、つしまライオンズクラブのほうからも１００足寄贈していただけるとのことなので、感謝をいたし、報告とさせていただきます。

続いて、豆酘崎・波切不動尊参拝の件につきまして、檀家様からもとても温かいメッセージが届いております。自分はつないだだけです。建設部、原田部長、管理課、阿比留課長が重要さを理解してくれ、迅速に対応していただきましたとお伝えしております。心より感謝いたします。

同様、豆酘崎灯台風速計の復旧めどについても、農林水産部、平川部長におかれまして、すぐに資料提供などを対応していただき、漁協組合など、私の手の届く範囲ですが、説明を終わらせていただいております。このような市の御対応に、市民の一人として心より感謝いたします。

それでは、その反面、足踏み状態となっております令和７年度定例会において行った一般質問、うち３点の進捗状況について伺います。

１つ目、以前の一般質問において、観光振興等の財源確保の観点から、島に入る際に一定の負担を求める入島税の導入や、国際ターミナル使用料金の上乗せ等について提案いたしました。その後の検討状況について伺います。併せて、長崎県における宿泊税導入の議論の進捗と、本市としての導入の考え方についてお尋ねいたします。

２つ目、文化、スポーツで頑張る子どもたちの遠征費支援、また、適用範囲拡大についてお伺いいたします。これまで繰り返しお願いしてまいりましたが、本件について具体的な制度の見直しの検討は進んでいるのか、現時点での到達点をお示しください。

３つ目、屋内遊び場の設置について。屋内遊び場の設置につきましては、これまで市長から前向きな御答弁をいただいております。子育て世代の皆様からも関心の高い取組だと感じております。そこで、その後の検討状況においてお伺いいたします。現在、どのような段階にあるのか、特に場所の選定についてどのように進んでいるのか、現時点での状況をお聞かせください。

続きまして、２点目、対馬市携帯電話圏外解消に関する質問。対馬市における携帯電話の通話可能エリアについて、市民の居住エリアについては、おおむね通話圏内になっていると思われるが、主要道路においてはまだまだ多数の圏外エリアが存在し、一部観光地や休憩所においても電波が届かない状況であり、これらの場所、道路では、現状、１１０番も１１９番もかけることができません。区間などは把握されていると聞いていますんで、省かしていただきます。このことについて、令和４年１２月定例会において、島居議員より一般質問が行われましたが、その後、

対馬市として具体的に何か行動を取られたのか、確認をさせてください。

１つ目、携帯電話各社に対し、文書または口頭などで要請、協議を行った事実はあるのか。

２つ目、総務省または九州総合通信局に対し、携帯電話不感地域・圏外地域解消に関する相談、要請、情報提供の依頼等を行った事実はあるのか。また、行っている場合は、その時期、内容についてもお願いいたします。

続きまして、３点目、対馬市における大型自動車免許取得環境の整備と、将来の物流人材確保について質問いたします。

対馬市は離島であります。生活物資、建設資材、燃料、医療関連物資、災害時の緊急物資、その全てが輸送によって支えられています。つまり、物流は本市にとって民間サービスではなく、生命線そのものであります。その物流を担うのが中型・大型自動車運転手です。先般、貨物船の存続問題については、議論を終えて、援助が確定いたしましたが、それ以上に重要なのは、島内のトラックによる物流です。

しかし現在、ドライバーが不足してきており、なお、対馬市が所有する自動車教習所では、中型・大型免許を取得することができず、大型免許を取得する場合、島外で教習を受ける以外に方法はありません。渡航費、滞在費、教習費を含めると、相当な経済的・時間的負担を伴います。そのため、若者が取得を断念する、事業者が人材確保に苦慮する、高齢ドライバーに依存する構造が続くという悪循環が生まれております。

仮に、大型運転手が不足した場合、生活物資・海産物の輸送遅延、建設工事の停滞、火災時の輸送能力低下などが十分に起こり得る事態です。特に離島である本市においては、代替輸送手段が限られております。物流の担い手不足は、静かに、しかし確実に市民生活を脅かします。市は、この危機をどの程度深刻に受け止めているのか、具体的な見解を求めます。

そこで１つ目、対馬市には市が所有する教習所がありますが、大型免許が取得できない理由である公安委員会基準を満たすためのコース改修、敷地拡張、仮設臨時整備などについて過去に検討を行ったことがあるか、また、これから具体的な調査、検討を開始する考えはあるのか伺います。

一括に質問させていただきます。

２つ目、島外取得支援制度について、仮に市内での取得がどうしても困難な場合、島外での大型免許取得への支援制度創設を検討する必要があるのではないでしょうか。例えば、渡航費・滞在費の補助、教習費の一部助成、市内事業所勤務を条件とした奨学金型制度、若年層Ｕターン支援との組合せなど、一定期間市内企業で勤務することを条件にすれば、人材流出リスクも抑えられます。このような制度設計について、一部の助成制度はあると認識していますが、新たな具体的検討を行う考えはあるか、答弁を求めます。

続きまして、４点目、医療人材の確保と育成に向けた教育機関との連携について。対馬市においては、医療、対馬病院や介護分野における人材不足が深刻化していますが、市はどのように認識しているのか、これまで市が取り組んできた医療人材の育成、確保に向けた施策と併せて、その現状と課題についてお伺いいたします。また、将来的に市内で学び、市内で働く医療人材を育成するために、教育機関との連携を検討していく考えはないかお伺いいたします。

以上、４点について。本日は、大安、一粒万倍日、天赦日、寅日と４つ重なるいい日であります。次、これが来るのはもう６８年後であります。私はもうその頃いませんので、今日、よりよい答弁を求めますので、よろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　東議員の質問にお答えいたします。

初めに、令和７年度一般質問に対する進捗状況についてでございますが、インバウンドからの入島税の徴収につきまして、令和７年６月定例会におきまして御質問をいただき、その際、入島税の導入については慎重な判断が必要であり、現時点では早急な検討は考えていないと答弁したところでございます。

その後の観光財源をめぐる環境の変化といたしまして、国においては、出国税の見直しについて検討が進められていること、また、長崎県においても宿泊税の在り方について、引き続き議論がなされていること、さらに、県内の自治体である雲仙市において、宿泊税導入の検討が進められていることについては承知しているところでございます。

国、県などにおきまして、こうした財源確保をめぐる議論が進む一方で、本市は離島であることから、国内観光客にとりましては、本土地域と比較して、来訪に要する交通費の負担が大きいという立地的な課題がございます。また、インバウンド観光客につきましても、出国税の増額が検討されている状況にあり、訪日旅行全体のコスト上昇が懸念されているところでございます。

このような状況の中で、仮に本市が、入島税または宿泊税を導入した場合には、さらなる費用負担の増加となり、観光客の来訪意欲や動向に影響を及ぼす可能性がございます。

以上のことから、入島税及び宿泊税の導入につきましては、前回の答弁と同様、現時点では、早急な検討は行わない考えであることに変わりはございません。

また、国際ターミナルの使用料を増額してはどうかという御提案でございますけども、令和６年７月に、１２歳以上の旅客者に対しまして、２００円から５００円に引き上げたばかりでありますので、今後は、他の国際ターミナルの動向等を踏まえまして、必要に応じて判断してまいりたいと考えております。

次に、文化、スポーツで頑張る子どもたちの遠征費支援、適用範囲拡大の検討についてでございますが、社会教育振興費補助金及びスポーツ活動振興費補助金は、各スポーツ大会、文化大会

等への参加経費に対する支援を目的として行っております。その中で、九州北部３県内で開催される郡市規模以上のオープン大会等に自主的に参加する団体及び個人に対して、年に１回を限度として補助金を交付しております。補助率につきましては、飛行機代・バス代など及び宿泊代を算定し、その費用の３分の１以内としております。

対馬の将来を担う子どもへの支援は、最も重要な施策であるとは認識しております。しかしながら、その支援策の一つとして取り組んでおりますスポーツ活動や文化活動に対する支援につきましては、現状においても、長崎県下の他市町よりも手厚い補助を行っている状況でございますし、限られた財源の中での運用をしておりますので、現状での対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、屋内遊び場の場所選定などの進捗状況についてでございますが、９月の一般質問の中で、屋内遊び場として御提案いただきました対馬市交流センターの３階・４階の各スペースにつきましては、関連部局で用途の共通認識を図り、意見交換を実施しました結果、常設での設置は困難との判断に至っております。

しかしながら、子どもの居場所は安心・安全で居心地のよい空間が求められることから、対馬市交流センターは最適な施設と判断し、他階の空きテナントの活用等も視野に入れながら、対応してまいる所存であります。

今後の方針といたしましては、昨年度に策定いたしました対馬市こども計画及び今年度に見直しを行い策定作業を進めております対馬市保育所配置計画に基づき、市有財産の活用、中でも、行政目的がなくなり、将来的な利活用が定められていない財産である遊休施設の積極的な利活用にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、民間企業や団体と協力し、屋内遊び場の運営やイベントの開催支援を行い、より多様なレクリエーションの機会を提供することで、子どもの居場所の充実を図ってまいります。

次に、主要国道・県道における圏外エリアへの対応についてでございますが、国は災害時の安全確保を重視し、令和２年度予算以降の携帯電話等エリア整備事業を非居住エリアにおける圏外エリアの解消に事業目的を変更し、令和１２年度までの１０年間で、当該事業のほか、携帯電話事業者の自主事業によって圏外となっている道路等のエリア化を目指すとしております。さらに、令和６年度からは整備条件となっていた交通量データの要件を撤廃し、交通量の多少にかかわらず事業対象として扱われるようになりました。この制度改正によりまして、本市のような離島でも、主要道路の圏外区間の改善に向けた取組が進めやすい環境が整いました。

本市では、令和５年度に、携帯電話事業者のエリアマップを基に、圏外区域の現地調査を行いました。国道の圏外区間では、三根から仁田間、仁田から佐護間、佐護から佐須奈間、県道の圏外区間では、上槻から椎根間、琴から舟志間で、いずれも数キロメートルにわたり圏外が続いて

います。これらを踏まえ、所管する振興部等と基地局候補地の調整を進めております。

また、国の求めに応じた整備候補地として、令和６年度に報告した、前年度末、携帯電話のエリア整備に関する調査におきましては、峰町、豊玉町の居住地における圏外エリアの自主事業の要望と、上県町、佐護、東里の国道を本市整備希望箇所として要望しております。この情報は、国の予算要求や携帯電話事業者の対策検討に活用されております。

令和４年１２月定例会における島居議員からの御指摘のとおり、事故発生時の緊急連絡等において、携帯電話の通信は不可欠でございます。しかし、基地局整備には１基当たり数千万円の費用が必要であり、維持費は携帯電話事業者負担となるため、採算性の面から整備が進みにくい状況であります。市といたしましても、国の制度や事業者の動向を踏まえつつ、必要な基地局の整備について適切に要望を行いながら、地域の通信環境の改善に努めてまいる所存であります。

次に、厳原自動車学校における大型自動車免許の取得についてでございますが、厳原自動車教習場は昭和４１年に設置され、島内唯一の教習所として地域の交通安全を支え続けている施設であります。当施設は市が所有しており、平成１８年度から指定管理者である株式会社共立自動車学校が施設の管理運営を行っております。

当施設の経営状況につきましては、近年の人口減少に伴い、年々、入校者が減少傾向にあるため、経営的にも厳しい状況が続いておりますが、市民にとっては必要不可欠な施設でありますので、引き続き運営いただくため、施設との年度協定に基づいて、指定管理料を支払っております。

当施設における免許の取得環境についてでございますが、現在、普通自動車、普通二輪車及び大型特殊自動車、これは重機を持ち込んだ場合とのことでありますけども、これらのニーズの多い車両に特化した教習を実施しており、施設及び教習コース等の整備につきましても、これらを想定した設計となっております。

大型免許の教習につきましては、専用の大型車両の導入に加え、法的な基準を満たすためのコースの拡幅や専用設備の設置、専門の教習指導員等の確保など、多額の設備投資と運営体制の整備が必要となります。さきにも申しましたが、当施設の経営状況は厳しい状況が続いておりますので、島内における大型免許の年間需要や限られた敷地面積、さらには経営上の採算性を総合的に判断した結果、現時点において、島内での大型免許教習の実施は困難な状況にございます。

そのため、大型免許の取得を希望される市民の皆様におかれましては、本土の自動車学校等が実施する合宿免許や通学コースを御利用いただいているのが現状でございます。

しかしながら、物流を担う大型トラック運転手の高齢化と担い手不足をはじめ、大型バスなどの旅客輸送における運転手不足については、深刻な課題であると認識しているところであります。市といたしましては、島内唯一の教習所としての公共性を鑑み、指定管理者と連携を図りながら、島外での免許取得に係る現行の支援制度の充実や効率的な情報提供の在り方について、引き続き

協議を進めてまいります。

最後に、医療人材の確保と育成に向けた教育機関との連携についてでございます。

まず、医療・介護分野における人材不足についてでございますが、本市では、医療・介護人材の不足が慢性的な状態であり、将来的に高齢化率の上昇と生産年齢人口の減少により、この状況がさらに進むと認識しております。

市は、この問題に対し、人材の育成、確保が必要であると考えており、医療分野ではこれまでに、長崎県病院企業団と連携し、医療人材確保のための医療技術修学資金制度を運用しており、現在、１１人の方が修学資金制度を活用し、看護師や助産師、薬剤師になるために、日々、勉学に励まれております。

そのほかにも、長崎地域医療人材支援センターの活用、対馬病院からの支援などを受けながら、公立医療機関の医療提供体制の安定的な運営に取り組んでまいりました。また、対馬病院や上対馬病院も、独自でＳＮＳを活用した情報発信や民間企業からの派遣を活用するなど、医療人材の確保に積極的に取り組んでいただいております。

次に、将来的に市内で学び、市内で働く医療人材を育成するための教育機関との連携を検討していく考えはないかとの御質問でございますが、県内には福祉・介護専門学校と介護施設の両方の施設を運営している学校法人などが存在し、既に壱岐市に進出していると聞いておりますので、これを民間企業の活用による課題解決策の一つとして注視しております。

また、県内の同じ離島にある五島高等学校には、衛生看護科があり、公立高等学校で３年生の衛生看護科は全国に２校しかなく、かなりハードルが高いと思われますが、こちらも公的教育機関と連携した課題解決策の一つとして念頭に置いておきたいと考えております。

現在、市では人口減少に伴う患者や高齢者の減少を見据え、診療日数や時間、医療従事者数の見直しを実施しております。このことによりまして、これまでより少ない人数で対応できるようになるなど、医療人材の有効活用が期待できることから、これからも医療提供体制の見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、医療・介護人材の確保につきましては、常にアンテナを張り巡らせ、情報を収集しながら、長崎県や長崎県病院企業団、市内医療機関などと知恵を出し合い、それぞれの方策などを参考にしながら、連携して取り組んでまいる所存であります。

以上であります。

○議長（春田　新一君）　４番、東圭一君。

○議員（４番　東　　圭一君）　議長、ここで時間を考慮して、質問順番を変えてよろしいでしょうか。

○議長（春田　新一君）　どうぞ。

○議員（４番　東　　圭一君）　ありがとうございます。

そうしたら、２点目の携帯電波のほうからいかせていただきます。これ、思ったより調査などを進めていただいているとお聞きしましたので、安心はしているところでございますが、これ、国と自治体が、そしてキャリア、事業所、これについて補助申請のやり方が何種かあるのは御存じですよね。しまづくり推進部長、把握しておられますか。

○議長（春田　新一君）　しまづくり推進部長、藤田浩徳君。

○しまづくり推進部長（藤田　浩徳君）　手続の方法が何種類かというところは、すみません、ちょっと全部把握はしていないんですけど、本市としましては、毎年、国のほうで調査があっておりますので、それに対しまして３か所ほど、携帯電話のエリア外の部分について補助をいただけるように、毎年要望しておるところでございます。

○議長（春田　新一君）　４番、東圭一君。

○議員（４番　東　　圭一君）　電波塔の１塔、これ建てる、全て事業所に任せた場合は、億越えとなります。これ大変な負担になる、事業所のほうも負担になるんで、そのまま任せきりじゃ、やってはくれないと思いますね。

これ、市が土地を用意して鉄塔設置までして、保守だけドコモにお願いするやり方だったりとか、先にやっておくことして、国にお願いしている部分はいいんですけど、例えば、山間部などの主要道、近くの電柱に、給電、光ケーブル、ＮＴＴが通った電柱があるのかどうか。先ほど市長が、携帯メーカーとマップか何かで確認は取っていると聞いていたので、把握はしているかなと思います。

でも、この辺を調査などをもう先にしておいていただいて、また、皆さん、地域とか把握してあると思うんですけど、ぎりぎり電波が通っている場所、圏外ではないけど通話は切れないようなとこ、惜しいとこがあるんですよね。やっぱこういうとこに、増幅器がありますんで、自分もこの要望を受けてからもう豊玉に通うまで、電柱しか見ていないんですけど、鉄塔探しで、そういうふうにやってきていますけど、この増幅器を置けば届くんじゃないかなというところも何箇所もございます。

この増幅器が便利なところが、電柱さえあれば増幅器を置けるんですね。これが３段まで、上じゃなくて横に、切れそうなところでもう一回増幅、これが３段まで行けます。対馬でも多分２段ぐらいまではいっているかなと思う。無理して３段いっても大丈夫やろうと。やっぱり１塔を億越えで立てるよりは、電柱にそういうふうな、見積りは自分もそこまではやってないですけど、両方の各地区から３段ずつ持ってくれば、もしかしたら届く範囲もあるかも分からないので、その辺の調査もお願いしたいんですけど。

そしてもう一つは、電話回線が通っている場所。これは、今、光ケーブル、対馬市もやってい

ますので、電柱であればもうどこかで切断するわけにはいかないので、電柱を通して島中を張り巡っていくと思うんですよね。その間にああいう駐車場とか、休憩所辺りとか、これは対馬市もやっているフリーＷｉ―Ｆｉ、これなどが電話回線が通っているとこであれば置けます。その辺の検討もまたしていただいたらどうかと思います。

そして、あとは島居議員も言ってられたスターリンクとかもありますけど、あれはもう個人負担もかかりますんで、市が全面に大きな１個を借りて、そこら辺だけつながるようにしても、まだ今のところ、世界的な問題ではありますが、まだ通話機能とかまではちょっと弱いかなというもので、そして上がやっぱりどうしても突き抜けてないと、妨害があってつながらない状況がありますので、当てにはできないかなと。

今言ったように、市がずっとこうやって調査を進めれば、できそうなところも幾らでもあります。まず、そういうところからでもいいし、そして、今、補助の申請、自治体が自ら設置をする場合は、国が半分以上、残りを市と事業者で分担するやり方もある。

また、インフラシェアリングとして格差局ですね、対馬では対馬高校付近と琴地区とかに４局ぐらいあるとは思うんですけど、それによっては、ＮＴＴドコモ、ａｕなどが共同で使用しているものですね。このパターンによっては、国の補助率や市の負担額が大きく変わってきますので、その辺の調査も行っていただきたいと思います。

この件に関していい答弁だったので、市長にもう諦めているのかと聞こうと思ったんですが、諦めてはなかったから安心してはおります。山の奥までとは言いません、市長。せめて主要道からでも構いません。いつ何時でも事故は起こりますから、携帯がつながっていれば、あと一分一秒早ければ命は助かっていたかも、そう後悔してからで遅いのです。もう一度、対馬市として見直しを行い、携帯電話各社と協議や、国に対しても、圏外地域解消に向けた正式な要請を行い、改善していただきたいと思います。

それで、一つ提案があります。本市は特定有人国境離島でもあります。その観点から、防衛・防災の両面を踏まえた国への要請が必要ではないでしょうか。これは総務省ですけど、道路になると国交省ですからね。国のほうに、防衛セキュリティー面では、活動拠点機能の維持を明確に位置づけ、また、防衛・災害対応面では、緊急時の自立的な避難、対応が可能となる体制づくり、特に、山間部や海岸へ避難した場合における通信機能の安全・安心の強化を含め、陸上のみならず近海も含めた一体的な整備事業として、今、しっかりと国交省とつながりましたので、このパイプを生かし、国土交通省へ要請してはどうかと考えます。

以上、この点は終わります。

３点目の大型自動車免許につきまして、これも取組としては、もう最初に伺っております。上辺は市の持ち物だけど、土地については借り物だと、だから、拡張は難しいであろうと。もうそ

の答えを先にちょっといただきましたんで、質問内容が変わってしまったんですが、あと補助の面、さっき言ったように。その辺については市独自ではやってありますか、お願いします。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　市独自の補助というのが、大型免許取得者に対しての補助ということでよろしいんでしょうかね。

○議員（４番　東　　圭一君）　そうですね。島外に行っている。

○市長（比田勝　尚喜君）　島外に行く方の補助といたしましては、個人とか事業者に対しまして、島外で資格を取得される方に限るということで、補助対象経費の５分の４以内、一応上限額が１０万円ということで、今、市としては補助をしているところでありますし、そのほかに、ハローワークのほうも同じように、最大、個人に対して１０万円の補助。それから、長崎県のトラック協会に所属されてある協会の会員事業所の方におかれましては、上限が１５万円といったようなことで、助成制度がございます。

○議長（春田　新一君）　４番、東圭一君。

○議員（４番　東　　圭一君）　島内では教育訓練給付制度を活用したり、事業者が費用を一部負担して資格取得を支援するなどの取組が行われていますね。しかし、それでも人材は減少しているのが現状です。

であれば、今ある制度の活用だけにとどまらず、市としても腹を決めて、対馬に住み、島内事業所で働く方を市が全面的にバックアップしますというような強いメッセージなどを、市のホームページやＳＮＳなどを通じて、積極的に発信していく必要があるのではないでしょうか。例えば、仕事情報と併せて、ゼロ円物件などの住居情報もセットで紹介するなど、移住を具体的にイメージできる仕組みをつくることも一案です。島内だけでは、人材を確保するには限界があります。だからこそ、島外から人を呼び込む視点をより戦略的に持つべきではないでしょうか。

もう一つ質問したいですけど、時間がないので次に行かせていただきます。

医療人材の確保のほうですが、病院、市なども補助を出していただいて行っていると思います。そして、市長のほうから、五島のほうとかからでやっている政策について、いいものだということは聞きました。対馬病院が実施している奨学金補助制度などは、学生が島外の学校で看護資格を取得し、卒業後に対馬へ戻って勤務すれば、返還を免除する仕組みとなっておりますね。

しかし、この制度自体は全国的にも広く行われているものであり、特に学生を対象としたもので、特別な優位性があるとは言い難いのが現状です。加えて、資格取得のためには一度島外へ進学しなければならず、その段階で島との距離が生まれてしまいます。結果として、卒業後に必ずしも対馬へ戻るとは限らず、人材の足止めや定着につながりにくいという課題があります。

原因はこれだけではなくて、内部のこともいろいろあるとは思いますので、そこら辺の指導も

しっかりしていただきたいとは思うんですが、こうした課題を踏まえ、私は、島内での人材育成の可能性を探るべく、昨年１２月に、後援会、有志メンバーとともに、鹿児島県の離島である種子島にわたり、教育、観光、移住、官民連携についても市の先進的な試みを市役所、商工会などを訪れ、ヒアリングを行い、現地を視察などしました。

その中の一つとして、本年４月開校予定の、もう来月です、鹿児島医療技術専門学校種子島サテライト教室という、医療技術専門学校の授業をオンラインで受講し、実習は島内の医療機関を中心に行い、島民、卒業生、また移住者など、島で生活したい方々が種子島にいながら看護資格を取得でき、免許取得後も種子島の医療機関で活躍ができるというもので、言い換えると、学生であるならば対馬各地の高校卒業後、自宅や対馬に住みながら、オンラインで授業を行い、対馬の病院などで実習を行って看護師資格を取得できる。

また、年齢問わず、対馬に住む島民の誰もや、自分も含め、また、対馬に移住したいと考えている移住者の方なども、対馬での生活を楽しみながら看護師資格を取得することができ、取得後、対馬の医療機関で働くことができるという、全国でまだどこもやっていない種子島が初の取組に注目いたしました。

離島において、医療人材を地域内で育成する仕組みを構築することは、単なる人材確保にとどまらず、若者の地元定着、地域医療の持続可能性確保という観点からも、大変意義深い取組であると感じました。対馬市においても、医療・介護分野の人材不足は、喫緊の課題であります。

そこでお伺いします。離島型サテライト教室のような地域内養成モデルについて、本市として、市長として、どのように評価するかお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　確かに、この種子島のサテライト教室は先進的な取組だといったことで評価をしたいというふうに思っておりますが、今後もこれを注視してまいりたいと思っております。

ただ、今、対馬市におきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、医療技術修学資金の関係で、今現在も１１名の方が既に勉強をして、おそらく将来的には対馬の医療関係のほうにお帰りいただくものだといったようなことで、この取組のほうを優先して進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（春田　新一君）　４番、東圭一君。

○議員（４番　東　　圭一君）　気持ちは分かるんですけど、それでも今、現状減っている状態なんですね。これ奨学金を受けてこちらで勤めても、もう奨学金を返して辞めていかれる看護師さんもいらっしゃるとお聞きしていますので、その辺をさっきも言ったように指導していってもらったらなと思います。

今すぐ取り入れようというわけじゃないですね。こうやって本市として仕組みを導入するに当たり、課題として、財源、教育確保、実習先確保などありますが、実現に向けた条件整理は行えると思います。需要調査、対象職種の整理など、こうした基礎的調査を開始することは可能だと思いますので、その辺の調査をやっていただきたいと思います。

我々の会で、勝手にですが、こうやって実現に向けた１年目、２年目とか、もうどうしたらやっていけるか、キャリアマップまで、案としてですがもうつくっております。これと別にまた面白い意見も出て、介護だけではなく、例えば、建設業、農林水産業などにも置き換えてできないものかと意見も出たりして、対馬の３高校の魅力化にもつなげていければと取り組んでおります。

今後の市の動向を注視し、必要に応じてお力添えできればと考えておりますので、ちなみに先日、担当課に訪ねたのですが、西表のですね、新潟県佐渡市、高知県、そして厚労省までもがこの話を聞きに来られていました。佐渡市からは、市長自ら、先日視察に来たらしいです。それを御報告しておきます。

最後に、離島においては、呼ぶ政策には限界があります、先ほども言ったように。早いうちからの島立ちを抑えるために、育て、残る仕組みづくりをつくることこそ、持続可能な地域づくりであると考えますので、医療人材育成のため前向きな検討を要望し、この質問を終わります。

続いて、入島税の件ですが、現状、もうそのままいかれるということで、観光推進部長のほうに長崎県の動向を説明していただきたいところだったんですが、ちょっと時間がないので、私のほうから分かる範囲ではもう説明しておきますので。

ターミナル使用料に関しては、入島税、宿泊税について、制度上の課題や県の動向があることはもう承知しました。ただ、本市が主体的に判断可能な政策として、国際ターミナル使用の在り方については、引き続き、検討を深める必要があると思います。その具体的な検討に当たり、執行部のみならず、市議会においても議論を行い、必要であれば委託という形も含め、幅広く検討してみてはどうかと提案いたします。

雲仙市、長崎市も先にやっていますが、雲仙市はこれからですけど、これを宿泊税、対馬がやらなかったら、雲仙市３９万人、延べ宿泊人数、対馬市３０万人、延べ宿泊人数、これに対しても、結局雲仙市がもう既に対馬より約１億７，０００万円、これはもう入ってくるわけです、今年度から。対馬は何もやらなかったらゼロです。そこで差がどんどんついていくわけですね。

じゃあ、そこら辺の長崎県が宿泊税を進めているんであれば、長崎県にとっても、県に対しても、対馬に幾らくれるのかと。旅館、ホテル側にも幾ら分散できるのか、これ１００円や５０円だったら、宿泊施設やってくれませんよ。そのシステムを構築する、そして労力が増えるわけですから。それなら、市に単独で入る税金、これを取ったらどうかということで、入島税やら、ターミナル使用料を提案させていただいておりますので、これはもっと市議会にも上げて、検討

していく必要もあります。その辺もよくよろしくお願いいたします。

子どもたちの遠征費についても言わせてもらいます。市長の答弁にはございませんでしたが、これまで中体連に参加し、補助を受けた選手は、オープン大会が補助対象外となっておりました。しかし、今後は中体連参加をワンカウントとせず、オープン大会についても補助が受けられるようになったと伺っております。まずは、その御配慮に心より感謝申し上げます。

一方で、通常大会におきましては、依然として、保護者の皆様の負担軽減には十分つながっていないのが現状です。今回の知事選挙において、新たに就任された平田研知事にも選挙期間中からお願いをいたしましたところ、もちろん県全体のことになりますが、既に政策として上げていただき、昨日、補正予算案にも遠征費について上がっております。私も近く、改めて陳情に伺う予定でありますので、市長もまだ行ってないとのことなので、同行などを考えてみてはどうでしょうか。まだ市長が行けない場合は、担当課さんのほう、１人つけていただいてもいいかなと思います。

対馬市におかれましても、精いっぱい取り組んでいただいていることは承知しておりますが、今後は不足する部分について、県、そして他の離島ともしっかり連携を図りながら、保護者の負担軽減、そして子どもたちの健全な育成のため、より一層、取り組んでいただくことを強く要望いたします。

あと、遊び場の件につきましては、今現在、パールダンススタジオの北山氏が３月１日から、自分の所有しているものを使っております。これはまちづくり厳原との御協力により、次の入居者が決まるまでという限定的なもので行ってもらってますが、私も、関係者３者で協議を行いました。

市が全面に支援するんであれば、まちづくり厳原の会長さんも、アンケートで要望が多く、町のにぎわいにもつながるため、常設も前向きに検討したいと。また、北山氏からも、市が管理体制を整えてくれるのであれば、子どもたちのためにぜひ遊具は自由に使ってもらってよいと了承を得ています。

確かに賃料収入は大きな要素であり、無償利用には負担も伴います。しかし、まちの活性化や子育て支援という観点から、官民連携の事業として、市が一定の支援を行うことは検討に値するのではないでしょうか。

時間が来ましたので、中途半端ではございますが、終わらせていただきます。ありがとうございました。そして、一言、令和７年度１年間、市民の皆様の要望や私の要望を真摯に受け止めていただき、検討していただきありがとうございました。終わります。

○議長（春田　新一君）　これで、東圭一君の質問は終わりました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（春田　新一君）　以上で、本日予定しておりました市政一般質問は終わりました。

明日も引き続き、定刻から市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後１時57分散会

令和８年　第１回　対　馬　市　議　会　定　例　会　会　議　録（第11日）

令和８年３月６日（金曜日）

議事日程（第５号）

令和８年３月６日　午前10時00分開議

日程第１　市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１　市政一般質問

出席議員（17名）

１番　針谷　広己君	２番　吉野　　元君
３番　諸松瀬里奈君	４番　東　　圭一君
５番　内山　吉寿君	６番　佐伯　達也君
７番　安田　壽和君	８番　糸瀬　雅之君
９番　陶山荘太郎君	10番　坂本　充弘君
11番　脇本　啓喜君	12番　黒田　昭雄君
13番　波田　政和君	14番　上野洋次郎君
15番　大浦　孝司君	16番　島居　真吾君
17番　春田　新一君	

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	志賀　慶二君	次長	藤原　亘宏君
係長	平山　公年君	係長	小島　　亮君

説明のため出席した者の職氏名

市長 …… 比田勝尚喜君

副市長 …… 俵　　輝孝君
副市長 …… 一宮　　努君
教育長 …… 糸瀬　英俊君
総務部長 …… 庄司　克啓君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長） …… 犬束　幸吉君
しまづくり推進部長 …… 藤田　浩徳君
観光推進部長 …… 平間　博文君
市民生活部長 …… 阿比留忠明君
未来環境部長 …… 三原　立也君
福祉部長 …… 田中　光幸君
保健部長 …… 阿比留正臣君
農林水産部長 …… 平川　純也君
建設部長 …… 原田　武茂君
水道局長 …… 桐谷　和孝君
教育部長 …… 扇　　博祝君
中対馬振興部長 …… 日高　勝也君
上対馬振興部長 …… 原田　勝彦君
消防長 …… 井　　浩君
会計管理者 …… 勝見　一成君
監査委員事務局長 …… 神宮　秀幸君
農業委員会事務局長 …… 栗屋　孝弘君

午前10時00分開議

○議長（春田　新一君）　おはようございます。

本日の会議を開く前に、昨日の黒田議員の市政一般質問の中で、教育長に対し、ハラスメントに取られかねない不適切な発言がありました。教育長に対し、議長としておわびを申し上げます。

また、テレビを視聴されていた市民の皆様にも不愉快な思いをさせたかもしれませんので、この場を借りましておわびを申し上げます。

また、怒りがこもった言葉では問題は解決しないというふうに思っております。質疑を行う中で適切な言葉を選んで質問をしていただくようお願いをいたします。（「何がですか、どの部分」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午前10時01分休憩

午前10時09分再開

○議長（春田　新一君）　再開します。

先ほどの暫時休憩の折に協議がなされました。先ほど私のほうから報告をいたしましたが、昨日の黒田議員の一般質問の中で不適切な発言があったということで、今、協議をいたしました。

その中で、黒田議員といたしましては、議会に対して、発言の取消し、謝罪するかどうかは判断にお任せをいたします。

いいですか。もう一回いいですか。（発言する者あり）だから、不適切な言葉がありましたので、そのことについて謝罪をするかどうかは本人にお任せしますということです。

ただいまから、議事日程第５号により本日の会議を開きます。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１．市政一般質問

○議長（春田　新一君）　日程第１、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は、３人を予定しております。

それでは、届出順に発言を許します。１５番、大浦孝司君。

○議員（１５番　大浦　孝司君）　１５番、対政会の私、大浦でございます。本日最終日でトップバッターでございますが、今回の一般質問、私の自ら発したことよりは、島民の方からのある電話をきっかけに本日の質問に立っております。

それでは、通告に従い、市政一般について質問を行います。

昨年の１１月頃、私に島民のある方より１本の電話がございました。その内容は、湯多里ランドつしまの大規模改修の、指定管理者が行った自主事業として改修した事業内容について、再度、チェックをしていただきたいとの要望でございました。

特に、露天風呂の活用、これは、ろ過機の整備等についてでございますが、詳しくこのことについて報告をお願いしたいと存じます。

また、収支を含む利用状況について、あわせて報告をお願いいたします。

当施設は、平成１４年度、旧美津島町が雞知乙１１６８番地、この地に１万４，０００平方メートルの広大な敷地に１，３００メーターの深さにボーリング工事を行い、温泉施設として大浴場、露天風呂、家族風呂、サウナ、トレーニング室の整備、あわせてプール棟では、温水プール、児童プール、トレーニング室の整備、そしてレストラン、売店のほか、駐車場の敷地は９０台の普通車両が駐車できるスペースとなっております。

この施設の設置の目的は、市民の健康と福祉の増進を図り、あわせて本市観光事業の発展及び

地域振興に寄与することとなっております。

なお、この事業に投じた経費は、１８億２，０００万円と報告されております。

さて、同施設は、平成１５年５月より第３セクター方式により、翌年１６年、いわゆる町村合併の年でございました。この２年間に及んで経営は存続しましたが、破綻に追い込まれ、その後、業務は中断した経過がございます。

この原因は、源泉をくみ上げ温水として加熱する、この手段は、電力及び灯油ボイラーと記憶して、私はおります。当時の手段としては、このような対応が、なされておりました。

しかし、大浴場、温水プール等に必要な大量の温水の確保は、年間を通した場合、困難なことで難題であったこと、間違いなくそういうふうなことをうかがっております。

対馬では、合併前、厳原町の「漁り火の湯」、峰町の「ほたるの湯」、上対馬町の「渚の湯」、美津島町の「真珠の湯」、それぞれ温泉の深さは異なっておりますが、全て冷泉を、言葉では「冷泉」という言葉になっております。火山活動のない中での、そういうふうなボーリング事業、これは１，０００メーターぐらいの深さ前後に掘れば、大体そういうふうなことが湧き出る、そういうような定義が、温度とか、あるいは、その成分等で判断をされている状況にあります。

この湯多里ランドですが、他の地区と比較すると、温水プール、露天風呂は、理想ではあったが、通常の方策では前に進むことはできないことは明らかとなり、次のとおりといたしました。

第３セクター方式は廃止し、指定管理による委託方式とし、熱源対策はバイオマスボイラーの導入により業務は遂行することが可能となりました。その時点で、露天風呂の使用を断念したと聞き及んでおります。

このような中で、対馬市は、令和３年度から令和５年度にかけて大規模改修を行ったわけでありますが、これに要した経費は、総額４億６，６３０万８，０００円となっております。

なお、その時点で露天風呂にかかるろ過機の設備、このものは撤去したと聞き及んでおります。

最後になりますが、指定管理者が自主事業として露天風呂の活用を、令和５年１２月から運営開始されたとのことでありますが、これを承認された経緯について、詳しく伺いたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　おはようございます。大浦議員の質問にお答えいたします。

初めに、湯多里ランドつしまの運営状況についてでございますが、プールは、令和５年７月、温泉等につきましては令和５年１２月に、現在の指定管理者による営業を開始いたしました。

まず、利用者数でございますが、プールにつきましては、令和５年度が１万４，９１６人、令和６年度が２万３，２９８人、令和７年度は１月末時点で１万９，９７７人であります。

次に、温泉施設については、令和５年度が８，１７４人、令和６年度が４万７５３人、令和

７年度１月末時点では４万６４６人の御利用をいただいております。

さらに、自主事業でありますレストランを含む施設全体での利用者数は、令和５年度が３万２，２２０人、令和６年度が９万３，００２人、令和７年度は１月末時点で７万８，０７６人となっており、順調に伸びてきている状況でございます。

次に、収支状況でございます。令和５年度の収支差額はマイナスとなっております。これは施設再開に伴う初期投資等が主な要因であります。一方で、令和６年度は、利用者数の増加に伴い、収入も増加し、収支差額はプラスとなっております。

また、今年度においてもプラス収支を見込んでおり、施設運営は着実に軌道に乗りつつあり、収支面において改善の傾向が見られる状況でございます。

続きまして、指定管理者が自主的に実施した改修等の施設整備の内容についてでありますが、主な改修整備は、露天風呂の整備でございます。この露天風呂の整備につきましては、令和４年度の湯多里ランドつしまの指定管理者公募に際し、提出された事業計画に基づくものであります。

当該計画においては、施設利用者の満足度向上及び施設の付加価値向上を目的として、それまで活用されていなかった露天風呂を自主的に整備することが提案されておりました。市といたしましては、その内容を確認の上、了承したものでございます。

なお、施設の改修につきましては、令和５年３月２８日に締結した湯多里ランドつしまの管理運営に関する基本協定書において、第２４条に原状の変更に関する取扱いが定められております。また、第２５条では、改修に伴う原状回復の義務が規定されております。

以上の基本協定書の規定を踏まえ、指定管理者が原状回復を行えない場合の取扱い並びに改修費用を市に請求する可能性がある場合の対応についてでございますが、本協定書には、原状回復の義務が規定されている一方で、指定管理者が市の承認を得た場合には、原状回復義務を免除できる規定もございます。もともと老朽化により使用されていなかった露天風呂を、指定管理者が自主的に整備し、使用可能な状態にしたものでございます。

市は、施設の機能性向上や利用者の満足度向上の観点から、当該露天風呂について、必ずしも改修前の状態へ復旧を求める必要はなく、必要に応じて、原状回復を求めない判断も可能でございます。

また、基本協定書には改修等の原状変更は、指定管理者の責任と費用で行うことが明記されており、基本協定書の規定は、契約上明確であり、市が改修費用を負担することはありません。

なお、これは露天風呂に限らず、施設全体の自主事業の改修においても、同様の考え方であります。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　１５番、大浦孝司君。

○議員（１５番　大浦　孝司君）　どうもありがとうございました。この中で、露天風呂について、指定管理者が直接手を加えて、その施設を確保したと、こういうふうなことを市として認めたというふうなことを報告がございましたが、これについて、ちょっと触れてみたいと思うんですが。

令和３年から令和５年の改修事業、この中で露天風呂のろ過施設等の器具は、全て撤去したというふうに聞いておりますが、これは間違いございませんか。市の改修工事で、それが撤去したということ、ちょっと確認とります。

○議長（春田　新一君）　観光推進部長、平間博文君。

○観光推進部長（平間　博文君）　お答えいたします。

私も資料を確認いたしましたところ、露天風呂のろ過機等については撤去いたしているということを確認いたしております。

○議長（春田　新一君）　１５番、大浦孝司君。

○議員（１５番　大浦　孝司君）　そうなりますと、指定管理業者が、これをわざわざ新しくか中古か分かりませんが、確保したというふうなことで、そのことについては、どのような確認をとっておりますか。施設の、要は露天風呂のろ過機等に係るそういうふうな施設の備品等、備品じゃなくてパイプラインじゃないけども、そういうふうなことがあるんでしょう。そこらあたりのどのような格好で確保をしたか、要は、どのくらいのお金がかかったかというふうなことを、ここでちょっと確認をとりたいんですが。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　私のほうに報告があった点では、その指定管理者のほうから配管図等の設計図等が提出されまして、それを確認の上、工事に入られたものというふうに、私、記憶をしているところでございます。

○議長（春田　新一君）　１５番、大浦孝司君。

○議員（１５番　大浦　孝司君）　私は、この自主事業という原状を変更しますよというふうなことを市に申し出て、そして協議の上、その組織の中の委員会か知りませんが判断して、これを決定すると。その中で２点ほど、ちょっと確認をとりたいんですが。露天風呂と、それから簡易宿泊所、これは明記しておりますね。これが幾らかかったかぐらいは、私は、その判断する中で分からんというふうなことはあり得んと思うんですが、業者側から出されたその整備費、あるいは工事費、この露天風呂と簡易宿泊所、これは、宿泊所は何か所あったんですかね。それ含めて、そのことの回答をお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　観光推進部長、平間博文君。

○観光推進部長（平間　博文君）　質問にお答えいたします。

露天風呂のろ過機の改修には、約４，５００万円ほどかかっておるというふうに聞いておりま

す。リラクゼーション簡易宿泊所につきましては、これはあくまで自主事業ですので、その工事に幾らかかったというのは、こちらのほうには、ちょっと報告は受けていない状況でございます。

リラクゼーション宿泊所の宿泊規模ですが、ちょっとお待ちください。すみません。９部屋設置で２４名が利用可能ということで報告を受けております。

以上です。

○議長（春田　新一君）　１５番、大浦孝司君。

○議員（１５番　大浦　孝司君）　私は、５年間の契約という期間ですよね、基本が５年間。この短い時間、期間と私は思いますよ。なぜか言えば４，５００万円の金を投じるということが、現実には５年間の中にありますかね。私はないと思う。あるっちゅうても、それはおかしい。このところ、非常に市としての判断が、あるいは業者側が、あくまで５年過ぎたら、またその方が、恐らく業者の方は続けて事をやろうというような勢いで、この投資をされた可能性はあります。

しかし、新たに公募をかけて、すばらしい提案があって、さあどうしようかなというときに、この４，５００万円の投資というのは、これが簡単に裁くことができにくい状態を私はつくったと見ておるんですが、市長、その辺を、いやいや、撤去するものはするんだと、新しい提案者が優秀であれば、それは外に出してもらうよという思いなのか、この辺について、非常に私は大切な判断が待っていると思うんです。あと残り２年じゃないですか。ここらあたりは、この契約を提起する中で、あるいは承認する中で、一番考えないないかん問題だと思うんですが、その辺について市長は何か思いがありましたかね。率直に言ってください。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　この湯多里ランドの自主事業につきましては、指定管理選定委員会があっているときに、当初そういう提出をされたということで、その後、市としては、このことについてどうするかということで協議がありました。

その際、実際に、もともと露天風呂のエリアというか外の分は、もちろんございましたし、私も確認に行きました。そういう中で、ただ、ろ過機等がないということで、これについては指定管理者のほうが整備をしていって、その運営についてプラスになるように、収支がプラスになるように努めていきたいということでありましたので、このことについては、指定管理者がそこまで考えて運営をされるということであれば、これは了解せざるを得ないというようなことで、市といたしましては、この自主事業については了解をしたところでございます。

そしてまた、この指定管理者の指定期間が、令和５年の４月から令和１０年の３月３１日までございますけども、また次回の公募になった際には、恐らく現指定管理者も応募はされるものと思いますし、ただ、これが、ほかの方が指定管理者となられた場合は、その次の方が、この今の現指定管理者との協議の上で、この自主事業を継続されるかどうかというのは、そこはまた協議

が入るのではないかなという思いは持っておりますし、市といたしましては、先ほども説明いたしましたように、この協定書のほうで、きちんとうたっております。

特に、この改修等の現状の変更は、乙の責任と費用負担において行う、そしてまた、協定書の第２５条のほうにおきましては、これが、今の現指定管理者ではなく他の指定管理者となった場合は、協議はもちろん先ほども申しましたようにされるものとは思いますけれども、ただ、次の指定管理者が、この露天風呂等は要らないといったようなことになった場合は、これを原状に回復はしなければならないということで協定書のほうにきちっとうたい込んでおりますので、市といたしましては、このことをきちっと先方にも伝えてまいりたいという思いを持っているところでございます。

○議長（春田　新一君）　１５番、大浦孝司君。

○議員（１５番　大浦　孝司君）　私は、市の判断は、５年後、優秀な、それ以上の提案があったときに、困ったときに、非常に先に手を打たれた４，６００万円、これは、ほかに持っていく場所ないですよね、管理者は。本土からわざわざ取り寄せたんでしょう。その辺は知っている方おりますか。私は、この４，６００万円だって、誰がそういうふうな価格の設定を確認とったか、言葉で聞いただけか、その辺は、そしてもう一つ、部長はその頃におられとらんから問題はあれなんですが、宿泊所のことにおいては、金額は分からないとかね、それはちょっと軽うないですかね。

そうじゃなくて、把握されている方がおれば、幾らかかったぐらい、これは最後にはのけることもあり得るんですよ。大きな投資をしながら、のきなさいということが簡単にできるかという問題は、ここで発生してきますから。私はそのことを一番、今回の問題としては腹をくらないと、相手のペースにはまったような言い方じゃいかんと思いますよ。

再度確認しますが、部長さん、宿泊所の９部屋、２４人の施設について幾らかかるかというふうなことは、全く引継ぎはございませんか。金額は大切な問題ですよ。５年間のうちにペイしようというふうなことがない限り、そのまま続行するということを乙のほうは思っても、甲は、それを超える相手が出てきた場合には、厳しい判断せないかんというのが待っていますから。ここのところなんですよ、私の質問の一番大事なところは。ここが、私、金額分からんとか、４，６００万円というのは、あくまでも業者の数字だと思います。これは少し設計の施工を含めた中で、もう一度精査する必要がありゃせんですか。その辺、部長さんでもいいし、市長でもいいですが、対馬市なりに当然の価格かどうか、これは精査する必要はございませんか、今の段階で、遅いけども。大きな投資ですよ。

もう一つついでに確認しますが、この年間の委託料、料金は幾らになっていますか、支払う１年間の委託料、料金。

○議長（春田　新一君）　観光推進部長、平間博文君。

○観光推進部長（平間　博文君）　質問が何個かございましたけども、まず、露天風呂のろ過機の設置につきましては、当初、いろんな湯多里ランド改修工事がございました関係で、自主的に自主事業として行った工事についても資料を提出いただいておりましたので、その金額が判明しております。

あくまで自主事業は、先ほど市長が答弁で申し上げましたとおり、あくまで指定管理者の自主事業ですから、その責任において費用において行うと明記されておりますので、簡易宿泊所につきましては、幾らその設置工事にかかったかというのは報告は受けておりません。

最後、指定管理料につきましては、令和５年度が６，１２４万円、令和６年度が、これは令和６年の９月に補正予算を承認をいただきました損失補塡が１，７６４万５，０００円、これに６，６８４万円をプラスした８，４４８万５，０００円ほどが指定管理料です。

令和７年度につきましては４，５８１万２，０００円ほどです。これが金額が下がった理由というのは、令和５年度、令和６年度は、バイオマスエネルギー料をこの指定管理料の中でお支払いをしておりましたが、その三者協定の中で、バイオマスエネルギー料につきましては市のほうが直接払うということになりましたので、令和７年度は４，５８１万２，０００円、こういった金額になっております。

以上です。

○議長（春田　新一君）　１５番、大浦孝司君。

○議員（１５番　大浦　孝司君）　私、あくまでも乙の業者は５年間で委託料を頂いて、あるいは自主事業をやって、差し引いてトントンか、利潤を儲ける、これを考えたら、ちょっとあり得ん世界を進んでいるなと私は思います。

そして、言うように、契約でそういうふうになっとるから排除しますよと、出してもらいますよと、違う方にそういうふうな、要は、提案があって、選定業者にした場合、これを非常に難しい状態を招いておるなと思います。

簡単におっしゃいますが、どのくらい投資したかちゅうのは、私は聞くべきです。そう思いませんか、部長。聞かないと、トータルで赤字の方なら、はい、さようならという格好で見送る世界じゃないでしょう。できますかね、簡単に。４，６００万円使うんですよ、最初から。そして、６，１００万円、この委託料と施設の入所料、入場料利益については、乙のいわゆる収入、これを足して５年間やっていって大赤字を超えて投資する者は誰もいないと思いますよ。

投資したちゅうことは、継続してやりたいということは私もよく分かりますよ。しかし、それは市として、その辺のことを軽く考えれば大きなことになるなと私は思います。さっきと同じことなんですが。今からでも、幾らかかったぐらいのことは確認取る必要ないですか、私はそう思

いますよ。だって、収支でやるんだから。どれだけ投資したか分からん、勝手にやりましたじゃ、それで済みますかね。私は済まんと思いますよ。その辺を追いながらやらないと、後で大きなことになりますよ。これが私は、今回の焦点だと思っております。

業者のほうから露天風呂がセットでやるのが好ましい、これもあるでしょう。しかし、過去の事例の中で、倒産まで、本体がたった２年で倒れたわけですから、自信を持ってやったばかりに。ところが、冷泉のその怖さ、冷たい水ですよ。ここの資料から見たら、当初の美津島町が作り上げた資料から、これ書いておりますよ。温泉の泉質、ナトリウム、カルシウム、塩化物質、泉温、これ温度ですね、これ３０度となっておりますが、取りあえず。

こういうふうなことの中で失敗はしたわけですよ。そのとき市長がどっかの部長であったか分かりませんが、議会も騒動にはなりましてね、どういうことかということで、要は、６，０００万円超えとらんやったでしょうかね、燃料費だけで、１年間の。べらぼうな数字が出たんですよ。それは美津島町が半分金を出資して、そしてグランドホテルのほうが半分、これが２年で破綻したわけです。なくなってしまったんですよ。それで、もうマイナスですたい。

ここの中で、私も、当時倒産した第三セクターを引き継いだのが、米寿会のほうであったと思います。米寿会はバイオマスボイラーのことは非常に知識がございまして、現にそのことを、チップの供給をやりよった頃だと思います。

それで、要は、源泉があまりにも広大なプール、大浴場、そして露天風呂、これに回しよれば、最初は、この２年間、パーなったと。米寿会の当時やられた方の意見を聞きましたら、自分のところは引き継いだ後に露天風呂は熱の逃げるのが大きいというようなことで、それから使うとらんちゅう話でありました。ほかは、バイオマスボイラーで何とか切り抜けたというふうなことを聞いております。

そして、次の業者の方、対馬ビルサービスさんは、そのままの格好で事を進めていったわけですが、私は、この温度の３０度ちゅうのも、年間通せば１０度台になっとるかもしれんし、そこらの怖さがあって、露天風呂を、取りあえず熱源を吸収してしまう、するということでやったのは、よく分かるんですが、その辺で、現在は何も問題ないか、あるか、この辺はどうでしょうか、ちょっと確認をとってみたいと思います。僕はその辺は分かりません。風呂に入りに行ったこともありません。いやいや、恥ずかしいんですけどもね。その辺は、部長でもいいんですが、要は、バイオマスのボイラーが廃棄されておりますね、当初のやつを。その後に補充されておりますね。ここらのちょっと説明を、詳しくお願いします。

○議長（春田　新一君）　観光推進部長、平間博文君。

○観光推進部長（平間　博文君）　ちょっと詳しく説明できるかどうか、ちょっと疑問でございますが、新しい、今、株式会社クリルさんのほうで指定管理のほうを受託をいただいております。

それと、バイオマスにつきましては、エネルギーエージェンシーという会社からバイオマスを設置をいただいておりまして、その熱供給量を年間約１６０万キロワット、今、露天風呂も再開しておりまして、バイオマスで、ほとんどの熱供給は可能な状況にございます。たまに、メンテナンス等でバイオマスが停止する場合がございますが、そういった場合は灯油を幾らか使用いたしますが、今のバイオマスエネルギー量で露天風呂等も運営が可能となっております。

以上です。

○議長（春田　新一君）　１５番、大浦孝司君。

○議員（１５番　大浦　孝司君）　今の話を聞けば、露天風呂のほうに、どんどん熱が逃げていっても、何とか踏ん張っておるという言い方ですね、それが私の初めて確認とれる好材料であるとは思います。それは、事実は認めないかんわけで、私は聞いた話の中で確認とりよっとですよ。

だから、心配するのは、どうしても露天風呂にかかった経費が果たして４，６００万円が正しいかどうか、ここらは市長、精査せないかんでしょう。それは、業者はそうあってもですよ、設計上の、あるいは配管が中古であったか、あるいは新品であったか、それは知りません。そこらあたりチェックする必要ないですか。そうしないと、投資した金がどれだけかちゅうのを、市側がきちんと本当のことを把握せんと私はだめだと思います。そして、おおむね宿泊所も同様だと思います。

その中で５年間の収支が解決することはないと私は思いますが、その点について、この協定書から言えば、それでも乙の負担で違う業者に選定が回れば物を出してくださいよという世界を協定書の契約はなっておりますと、こういうことでありますが、もう一遍、正確な技術者の世界で、どのくらいかかるが本当のことぐらいちゅう、この基準ぐらいは密かにチェックしていいんじゃないですか。市長、もう一度言いますが、この辺を、４，６００万円が最終的な判断なのか、市は、もう一遍、適切な見積りを取ってみるのか、その中で話合いするというふうなことは、ならんですか。どうでしょうかね。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　このことについては、先ほどから説明いたしておりますように、あくまでこの指定管理者の自主事業ということでございます。この指定管理者は、この対馬だけではなくて、ほかの佐世保地域のほうでも温泉施設の運営を行っておられるということもお聞きしておりますので、そこら辺については、かなり配管等についても、社長自ら詳しいようでございますし、あくまで先ほどから申しますように、これは指定管理者の自主事業でございますので、市の施設に大きな影響を及ぼすおそれはないというふうに考えておりますので、このかかった事業費等を市のほうが精査するということについては、これは市としては差し控えたいと思っております。

以上であります。

○議長（春田　新一君）　１５番、大浦孝司君。

○議員（１５番　大浦　孝司君）　私のほうから本日の一般質問の内容を、ある程度まとめてみますと、心配することは、優秀な業者が、複数、今回以降出てきて、この業者が、その現状の中で、もしも採択できなかった場合に、大きなことになることが予測されます。幾ら言うてもね。そこのことを、今の段階でよく詰めてくださいませ。それは大事なことになりますよ。この場でいいように言うても、大きな投資をしながら、それで済むという世界はありませんし、後の方が、新しく、その採用された方が、それを受けなかった場合、揉めますね。一応、私のほうは、このことをしっかり現体制の中で再度、話し合ってください。紙切れの中での話で全て進まんこともあります。

以上で質問を終わります。

○議長（春田　新一君）　これで大浦孝司君の質問は終わりました。

○議長（春田　新一君）　暫時休憩します。再開を１１時１５分からとします。

午前11時01分休憩

午前11時15分再開

○議長（春田　新一君）　再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　おはようございます。１１番議員、会派市民協働の脇本啓喜です。

今回の質問は、全体を通して、対馬市が財政支援団体に対して、適正な管理監督ができているか、すなわち憲法にうたわれている公金支出要件である公の支配が全うされているかについて検証するものです。諸事情から通告の順序を全く逆にして、変更して質問いたします。今朝、議長のほうからも許可を得ております。

公益財団法人厳原愛育会の解散に係る諸手続について、当該団体は、令和６年３月３１日をもって解散しています。この解散手続及び財産処理について。

（1）行政が出資した団体が解散するに当たっては、原則、議会の承認が必要とされています。当該団体解散に当たっての一般的手続について質問します。

解散事態の議会への報告。令和６年第３回市議会定例会で、愛育会の令和５事業年度決算報告書の１ページ、事業報告書に、文章で、令和５年度末解散する旨報告が記載されています。また、議事録からも、同議会本会議で、当時の総務部長が口頭で説明していることが確認できます。

（２）解散に伴う財務処理に必要な手続について質問します。解散に伴う出資による権利の財務処理に係る議会への報告。財政支援団体、援助団体は、出資に関する権利に計上されている財産の変更を行った場合、地方自治法第２２１条第３項決算書に、その理由と影響額を注記し、議会に報告する義務が課せられています。監査や議会への説明において、最も重視されるのは、なぜその変更が必要だったのか、正当性と、それによって財政状況がどう見え方が変わったのか、透明性の両立です。

１、監査。議会がチェックする際、３つの視点が必要と言われています。

恣意性の排除。利益をよく見せるための意図的な変更ではないか、会計基準の改正や外部環境の劇的な変化など客観的な理由があるか。

継続性の原則。毎年のように基準を変えていないか。一度決めたルールを継続するのが原則であるため、変更には正当な理由が必要。

実質的な影響。その変更によって、税金投入、補助金の必要性や債務超過のリスクが隠されていないか。

令和７年第３回市議会定例会で、令和６年度対馬市一般会計決算報告書において、１７款財産収入２項財産売払収入３目出資金返還収入３００万円の愛育会出資金返還金と明記されており、今回御提供いただいた書類から、精算登記手続まで適正に完了済みと確認できました。

なお、少額ですが、剰余金も雑入としてきっちり計上してあるとのことです。

さらに、定款には、解散時に、対馬市の出資に対する権利の保全をすることにも備えて、残余財産の帰属として第３８号も定められています。当たり前のことを当たり前にやることは、言うはやすし、行うは難しだと思います。見習うべき事務処理だと担当者に敬意を表します。惜しむらくは、財産処分が正当な手続を踏んで完了したことを議会に明確な説明があれば、なおよかったなと感じています。

しかし、議会側が決算審査特別委員会では、例年、歳入は省略して歳出のみを説明するよう求めているので、報告の機会を議会が奪っているとも言えなくはありません。議会側にも問題はないかなというふうに反省をしています。今任期から議会改革特別委員会が設立されていますので、審議の進め方についても協議する必要があるかなと感じております。

したがって、この件については、答弁は割愛していただいても結構ですが、ただし、市長から補足が必要であったり、私の評価について何かコメントがあれば、市長の答弁を求めます。

次に、一般財団法人対馬地域商社に係る公の支配状況について。この質問項目については、市が当該団体の決算報告を議会へ行う際に、わざわざ市のフォームに転記して、複数年度誤記載が生じていること、そもそもなぜ転記する必要があったのか、上述の出資による権利について不透明な点が散見されることなどから、公の支配が大きく揺らいでいるとの観点から質問するつもり

でした。

しかし、質問自体を今回は取り下げ、第２回定例会以降に繰り越させていただきます。

取下げ理由は以下のとおりです。

（１）通告書締切時点では発覚していなかった決算書の誤り年度が新たに発覚したこと。

①脇本が指摘した２か年度分の決算書数値の誤りのみしか発覚していない状況でしたが、今議会開会直前の議会運営委員会資料によると、さらに７か年度増えて合計９か年度にも及ぶ誤りがあったと報告がされております。

②上記の誤記載について、本会議では、正式な説明が、いまだになされていないこと。

（２）今回の一般質問に当たって資料請求をし、それを精査する中で、質問趣旨の根本に関わる数値ミスが、昨日発見され、提供された資料の正確性が担保されているか不安になりました。質問するに当たって、資料の総点検が必要だと、そう判断しましたので今回は見送らせていただきます。

最後に、湯多里ランドつしまの指定管理契約締結を巡る違法性及び妥当性について。令和５年度より開始された湯多里ランドつしまの指定管理運営について、その行政手続の適法性及び執行の妥当性の観点から質問いたします。

本件については、これまでも委員会等で議論されてきましたが、昨年１１月の財政援助団体等監査において、監査委員から、管理体制の適正性に疑義が残るという極めて異例の、かつ重い指摘がなされました。当局のこれまでの不透明な対応を整理し、市民への説明責任を果たしてまいります。

１番、選定プロセスにおける公平性と妥当性について。皆様は、参考資料に、観光推進部が作った一覧表をお渡ししていますので、それを御覧ください。

まず、株式会社クリルの選定経緯について伺います。令和４年９月の当初公募において、クリル社は、市内業者ではないという理由で募集要綱の対象外とされていました。

しかし、わずか２週間後の第２回選定委員会において、当局は、わざわざ市内事業所限定という原則を除外するよう要件を緩和しています。

そこで伺います。特定の１社が問合せをした直後に、その社が合致するようにルールを変更したことは、公募の公平性を著しく損なう後出しじゃんけんではないかというふうに言われても仕方がないのではないでしょうか。

また、第４回選定委員会において、市内業者になってもらえば受託資格ありとする旨の発言があったとされていますが、これは特定の業者を当選させるための誘導に該当しないのか明確な答弁を求めます。

２、実質的な一括再委託の疑念と契約違反について。次に、運営の実態についてです。基本協

定、これも参考資料につけておりますので、皆さんはそちらを御覧ください。基本協定書第１０条では、一括再委託の禁止が明記されています。しかし現在、現場では、株式会社クリルと株式会社ＳＡＫＵＲＡという２つの法人が混在する極めて複雑な運営体制となっています。

監査報告書によれば、指定管理料や利用料収入が、この２社の間でどのように流れ、支出されているのかが不透明であると指摘されています。

そこで当局に伺います。受託者である株式会社クリルから株式会社ＳＡＫＵＲＡへ、実質的に業務が丸投げされているのではないのでしょうか。監査委員会が、現在の体制が適正なのか疑義が残るとまで踏み込んだのは、この２社の関係性が、協定第１０条が禁じる一括再委託に抵触している可能性を指摘したものではないでしょうか。当局は、この疑義に対し、具体的な、どのような法的根拠をもって適正であるという答弁を続けてきたのでしょうか、論理的な回答を求めます。

３、行政のチェック機能と今後の是正措置について。最後に、今後の管理責任について伺います。監査結果では、自主事業の承認手続の不備や、収支報告の遅延、資金の流れの不透明さなど、多くの改善事項が並んでいます。すみません、このことについても参考資料をお渡ししていますので、そちらを御覧ください。

これは、所管課である観光推進部による指導監督が、実質的に機能していない調査ではないでしょうか。市長に伺います。監査委員から基本協定書の条文変更まで検討するよう提言を受けている現状は、現在の契約形態が実態にそぐわない、あるいは不適切であることを事実上認めるものです。今後、この複雑な２社体制を解消させるのか、それとも監査の指摘を無視して不透明な資金流用を許容し続けるのか、公の支配を堅持する観点から、具体的な是正スケジュールを明らかにしてください。

以上、再質問必要な場合は、自席から問わせていただきます。

○議長（春田　新一君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　脇本議員の質問にお答えいたします。質問が、通告と順序が、ちょっと前後しましたので、今の質問の順序でお答えしたいと思います。

初めに、公益財団法人厳原愛育会の解散に係る諸手続についてでございますが、公益財団法人の解散に伴う財務処理及び残余精算につきましては、まずは、当該法人の定款に基づき、評議員会において解散の決議が行われます。その後、解散登記の手続、残余財産の精算、書類の整理と保管の手順に従って実施いたします。

これらの諸手続につきましては、登記簿及び議事録等の資料により、法令に則り、適正に行われていることを確認しております。

次に、市が出資及び多額の補助金を出している団体と議会の関係性についてでございますが、

解散に伴い、その精算や財団の残余財産に関する処理について、市長が議会に報告・承認を求める必要があります。これによりまして、令和５年９月定例会の市長行政報告の中で報告を行いまして、令和６年度当初予算に出資金返戻金として３００万円を予算計上し、令和６年９月定例会におきまして、決算報告を実施しておりますので、事務としては適正に事務執行ができているものと理解しているところでございます。

議員のほうから、このことについては、もう答弁はいいということでございますけれども、概略そのようなことでございます。

次に２点目の、一般財団法人対馬地域商社に係る公の支配の状況については、今回は取り下げるということでございますので、このことについては答弁を控えさせていただきます。

次、３点目の、株式会社クリルの指定管理に係る公の支配の状況についてでございますが、まず、湯多里ランドつしまの指定管理者の選定につきましては、指定管理者選定委員会におきまして適切な審査を行った結果、株式会社クリルを指定管理候補者として選定をしております。

その後、令和５年３月定例会におきまして、議会の御決定を賜り、同社を指定管理者として指定し、同年３月２８日に湯多里ランドつしまの管理運営に関する基本協定書を締結しております。

この基本協定書には、指定管理施設の適正な管理状況を把握するため、第１５条に業務の報告が定められております。これを踏まえ、指定管理施設及び指定管理者に対する財務運営や利用状況、決算状況のチェック体制についてお答えいたします。

まず、毎月の業務報告として、利用者数及び利用料金収入の実績は、翌月１５日までに指定管理者から市へ書面で報告することとなっております。

報告は適切に履行されており、市といたしましても、利用者数及び利用料金の状況を把握しております。加えまして、施設運営の支払状況につきましても、適宜確認をしているところでございます。

次に、毎年度の業務報告につきましては、年度終了後３０日以内に、利用状況や料金収入の実績、収支状況などを市に報告することとなっております。しかし、令和５年度及び令和６年度におきましては、報告の遅延が生じたところでございます。

続きまして、基本協定書第１０条及び指定管理業務仕様書第８条に規定されております「再委託の禁止」についてでございます。

基本協定書第１０条には、指定管理者は、指定管理業務を一括して第三者に再委託してはならないと定められております。その理由は、責任の所在を明確にし、基本協定書に基づく業務の適正な遂行や、施設の安全管理、利用者への対応を確実に履行するためであります。

これを踏まえまして、指定管理者であります株式会社クリルと、本市の現地法人として設立された株式会社ＳＡＫＵＲＡの関係性について改めて御説明いたします。

指定管理者であります株式会社クリルと株式会社ＳＡＫＵＲＡは、法人格としては別法人でありますが、出資関係や役員体制、運営体制の観点からは、株式会社ＳＡＫＵＲＡは株式会社クリルの指定管理運営において一体的に機能しているものと認識しております。

ただし、指定管理業務に係る協定上の責任主体は、あくまで株式会社クリルであり、業務全体の総括・意思決定・最終責任は株式会社クリルが担っております。

株式会社ＳＡＫＵＲＡは、現場従業員の雇用など実務を担う法人であり、指定管理業務全体を包括的に引き受けているものではございません。このため、市といたしましては、当初から株式会社ＳＡＫＵＲＡを第三者とは認識しておりませんでした。しかしながら、議会等からの御指摘もあり、このような業務体制につきまして、改めて市の顧問弁護士に見解を伺ったところ、株式会社クリルと株式会社ＳＡＫＵＲＡについては同一性があるとは法的には完全に言えない。一方で、同一性がないとも言い切れないとのことであり、精査の結果について、株式会社クリルと株式会社ＳＡＫＵＲＡが第三者であるか否かについては、弁護士の見解を踏まえ、微妙な判断であり、市としましては、湯多里ランドつしまの適正な指定管理者の在り方について、疑念が生じることがないよう、この後、指定管理者との協議を重ねてまいりました。

その結果、現在、指定管理者であります株式会社クリルと同一法人となる株式会社クリル対馬支店を設置する手続を進めており、今年度内の完了を目指していると報告を受けているところです。

続きまして、令和７年１１月１０日に実施されました「公の施設の指定管理者監査」についてでございます。監査における主な指摘事項と、その後の改善状況について御説明いたします。

まず、指摘事項でありますが、１点目は、業務報告につきまして、協定書で定めた提出期限の遵守を徹底すること。２点目は、資金の流れをより明確にすること。３点目は、基本協定書第１０条の「再委託の禁止」に関する規定について、疑念が生じないよう条文内容の見直しを検討すること。４点目は、営業時間の変更などにつきまして、事前協議により合意はされていたものの事務手続が適切に完了していなかった点でございます。

次に、指摘事項に対するその後の改善状況でございます。担当課では、業務報告の提出期限の遵守、資金管理の区分整理、原状変更に関する事務手続の徹底について、改めて指導を行っております。

また、公の施設の指定管理者の監査において指摘のありました、株式会社クリルと株式会社ＳＡＫＵＲＡの関係性については、先ほど御説明しましたとおり、株式会社クリル本体と同一法人となる支店の設置を進めることにより、疑念が生じることのない指定管理運営体制の整理を図っているところであります。

今後も指定管理者との協議を十分に行いながら、適正かつ円滑な指定管理施設の運営に努めて

まいる所存であります。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　まず、愛育会については、もう本当に、ほぼ完璧と言っていいぐらいの手続をしていらっしゃいました。改めて敬意を表しますとともに、各部署でも、やっぱり解散ということについては、なかなかあるようなことではないので、初めての作業だったと思います。本当に、漏れることなく、きちっとされてあって、すばらしいなと思っています。他の部署も、いろいろ人員も削減されて大変なことだと思いますが、しっかりとした事務手続、そこから、やっぱり税金が１円たりとも無駄にしないという意識が、また生まれてくるかと思います。予算の編成にもつながってくると思います。しっかり取り組んでいただければなと御要望しておきます。

それから、２番目の点については、市長のほうからも割愛ということで削られました。これ、でも一貫して言いたいのが、公金の動きをしっかり見ているかどうかということについてです。それは、一つ一つの事務手続の中で、それを落としちゃいけないのではないかということです。

先ほども申し上げました定款に、その出捐金、出資金というものは、そもそも戻ってこない。特に、出捐金というものは寄附の意味合いがあります。ただし、解散するとき等には戻ってくる可能性があるわけです。そこについても、外郭団体、支援団体のその定款もしっかりと確かめて、そういう場合には市に返ってくるんだという条項が入っているかどうか、そのあたりも確かめておく必要がある。対岸の火事ではなく他山の石として、それをやっていただきたいなというふうに思います。

それから、株式会社クリルのほうに、まず行きます。報告書は適切に報告されているという答弁の後、令和５年度、令和６年度は業務報告が遅れていたという答弁がありました。中身と、それと時期をきちっと出すということを合わせて、報告が適切になされているということになるのではないかと私は思っています。

それは、人、間違えることもあります。失念することもあります。ただ、失念を避けるために、あらかじめそういうことがないようにしておくことが大事じゃないでしょうか。

先ほども、提出期限の遵守について、監査報告で指摘を受けたということについて、改めて指導を徹底するという再発防止のような答弁がありましたが、具体的に、この報告遅延等をなくす対策、今、もうデジタル化されているわけです。何月、その事業年度が、それぞれの団体で違ってくるかもしれません。だとしても、その事業年度、それぞれの支援団体が終わって、それから１か月内に報告しなければいけないのであれば、アラーム的に、その担当者のところに、「もうそろそろこの団体、この法人の報告締切りが近づいてきますよ、もうちゃんと出ていますか」、

そのチェック項目に出すとか、そういったことで、相手側にも失敗をさせないために、こちらで準備しておくとか、そういう工夫が必要だと思うんですが、そのあたり、どういうふうに考えていらっしゃるか、担当部長でも結構です。

○議長（春田　新一君）　観光推進部長、平間博文君。

○観光推進部長（平間　博文君）　先ほど、市長が御説明したとおり、月次の報告につきましては、適正に報告があっておったわけなんですけども、年次報告、これは年度が終わったら３０日以内に報告するということでございます。この分について、２か年遅延があっておりました。今回、財政援助団体の監査がございまして、その分の指摘事項にも挙がっております。

こういった部分、情報を共有しながら、また改めて、この年度協定につきましては、事前に今後、指定管理者のほうには３０日以内ですよという部分を再確認しながら、事前にそういった連絡を取りながら報告を受けたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（春田　新一君）　１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　対馬市に限らず、いろんなところで不祥事が起こった際に、もうこれからこういうことがないように気をつけますということではなくて、やはり具体的な改善策を示していくことが大事だと思われます。監査委員、今日お越しになられて、代表監査委員も来ていらっしゃいますが、令和６年度の監査の報告の中に、同じようなことを言っているんだがという言葉が出てきます。これは、やはり重く受け止めなければいけない。

決算審査特別委員会の市長の総括質疑のときにも、令和元年度から令和６年度まで、定期監査で指摘があったことを一覧表にしてＡ４、２ページになっていたと思います。しかも、同じ内容の指摘というのが繰り返されています。人間、失念することもあります。ですから、なおさら、それが繰り返されないための準備というか、改善策を立てていくことが大事だと思います。

今、俵副市長もうなずいていただきました。しっかり、副市長、やはり市長もお忙しいでしょうから、そういった面についても、しっかりそれぞれの担当があるでしょうから、会計のほうにお尋ねしても、そういった書類についても、原課から出てきたものを取りまとめているということです。原課の資料、データ自体が間違っていると、対馬市全体の資料が間違ったことになってきます。今回の質問取り下げも、一つはそういった意味も込めて取り下げさせていただいています。その点、重く受け止めていただければというふうに思います。

副市長、せっかくうなずいていただきましたので、再発防止策について、しっかり取り組んでいくということがあれば、何か答弁いただけますか。俵副市長。

○議長（春田　新一君）　副市長、俵輝孝君。

○副市長（俵　　輝孝君）　今、脇本議員が言われた、若干、報告が遅れたということで、ただ、

次年度からちゃんと出してくださいよという指導、そういったものだけでは、やはり言葉だけの指導では、また来年もというような感じになるので、何か、こちらのほうから、例えば、２月、３月ぐらいから、もう早くから提出を促すとか、何か改めた指導が要るのかなと思って、今、脇本議員の質問が、ああ、そうだなと思ってうなずいたんですけど。これから担当部署に、そういった提出期限、特に、この株式会社クリルについては、２年間というのがあっているので、そこのところは担当者のほうも分かっていると思いますので、期限内の提出、ほかの提出もそうですけども、そういったものを徹底して指導をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（春田　新一君）　１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　では、また株式会社クリルのほうに戻りますね。この一括再委託の禁止に当たるんじゃないのかという点について戻ります。

市としては、当初、株式会社ＳＡＫＵＲＡは実務だけを担っていて第三者と認識していなかったとの答弁でした。この対処策として、いろいろ検討した結果、株式会社クリル対馬支店という形で、今年度内に設立を目指しているという具体的なスケジュールも答弁していただきました。理解しました。

ただ、この株式会社ＳＡＫＵＲＡについては、経緯を見ますと、対馬市側から現地法人をつくってくれということで、そういうふうになったと読み込めているんですが、そのあたりについては間違いないかどうか、担当部長でも結構です。答弁ください。

○議長（春田　新一君）　副市長、俵輝孝君。

○副市長（俵　　輝孝君）　この指定管理委員会のときの委員長を、私が担当しております。その際、株式会社クリルについて、支店の話については、支店というか、（「現地法人ね」と呼ぶ者あり）うん。営業所、支店、会社の都合で名前はよく分かりませんけど、支店的なものを対馬に置いてもらえますかという話は、こちらのほうからしております。ただ、事務の手続処理、連絡とかで、現地にそういう営業所的なものを置いてもらえますかという話はしております。

そのときに、そういったものは考えておりますということで、対馬にその法人が設置されるということで話を聞いております。こちらから言ったのは、間違いなくこちらのほうから話をしています。

以上です。

○議長（春田　新一君）　１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　それに従って、法人を設立して、登記までさせてしまっているんですよね。今回こういう形で、株式会社ＳＡＫＵＲＡは精算、解散という形になるんでしょうか。となると、その手続を踏ませた責任というのは、対馬市にはないでしょうか。

まず、もともと基本協定、この後に締結することになっておりますが、もともと準備していた基本協定、皆さんのところに配られていると思います。そこに、「再委託の禁止」ということが書いてあるにもかかわらず、市側から基本協定を破るようなことを持ちかけていると、結果的にですよ、ということについては、どういうふうに感じられますか。

○議長（春田　新一君）　副市長、俵輝孝君。

○副市長（俵　　輝孝君）　当時の指定管理者を決定する段階では、やはり本土のほうで別の温泉施設を経営しておりまして、経営状態は、そんなに悪くない、対馬市のものも指定管理して大丈夫だろうという話になったときに、対馬市内に事業所的なものがないと、連絡調整とか、それがすぐ、事故とか故障とかよくあるので、その対応ができない。そういう場合に、やはり地元に支店的、営業所的なものを置いてもらえれば、事務的、管理的なものがスムーズにいくんじゃないかということで、こちらのほうから提案を、提案というか、そういう伺いを聞いたら支店的なものを置きますという話がありました。

ただ、別会社、別の法人という話は、そのときあってないので、市のほうとしては別の法人格に捉えられるような株式会社ＳＡＫＵＲＡの設置については、私のほうとしては認識はあまりありませんでした。

以上です。

○議長（春田　新一君）　１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　しかし、結局そことも、覚書とかそういうことは結んだわけですよね。しかも、これに人を雇うために、本来やったら４月１日までに雇わなければいけないところを、これ、株式会社ＳＡＫＵＲＡの設立を待って、そして雇っているじゃないですか。ちょっと今の答弁は、齟齬があるんじゃないんですか。実際、株式会社ＳＡＫＵＲＡの設立、登記が終わって始めているじゃないですか。それはちょっと、答弁、私、苦しい答弁じゃないかと思います。

このような公の支配のことについては、今回に限らず、ずっと続けていきますので、今回、私もここでとどめておきます。

ただ、今、副市長の答弁の中で、株式会社クリルが本土で温泉施設を経営しているという実績も踏まえてということでしたが、これ私、これもちょっと記憶が違っていたらあれなんですが、私の記憶では、温泉施設は経営はしていなくて、その管理をしているとは聞きましたけど、経営をしていたということは、私、今日初めて聞いたような気がします。このあたりについても、しっかり、管理と経営は違いますので、実際どうだったのか、議会での答弁ですので正確な答弁を、次回までに御準備いただければと思います。

それから、先に、監査のほうの最後のほうのそれに監査の指摘にどういうふうに対応したかと

いうことについて話をしましたが、あと５分ですが、やはり指定管理を契約を締結した、その経緯にも問題があるんじゃないかな。やり方ですねというふうに捉えています。

１つは、まず、もともと市内の業者に限定していたのを、相手側に対馬市内に事務所なり会社を置くことができますか、置く用意があるという１社だけの話をする中で、それで２週間後には、その募集要綱自体を変えているということは、これ幾ら公告を出そうがどうしようが、もう指定管理というのは、島内業者だけなんだよねということが、皆さんそういうふうに思っていらっしゃるでしょう。島内の人でも、「ああ、こういう会社があるけん、やってもらったらいいがね、ああいう会社、私の息子が勤めておるところ、大きい会社やけん、指定管理するところがなかったらしてもらわれんやろうか。」そういうことも考えられます。このやり方では、優遇をしているんじゃないかと疑われる心配もあります。

この市内業者になってもらえば受託資格ありとしますよというこちらからの市からの投げかけ、これも少し誘導を行き過ぎたところはないでしょうか。そのあたりについて答弁をお願いします。

○議長（春田　新一君）　副市長、俵輝孝君。

○副市長（俵　　輝孝君）　この発言をしたのは第４回ですかね。株式会社クリルのプレゼンを受けてのときだったと記憶しております。事業内容を株式会社クリルからプレゼンをしていただいて、そのときに露天風呂とかという話はあったんですけども、そのときにそういう発言をしたのは間違いございません。

ただ、言うように、やはり島外業者ということで、例えば、指定管理をした場合はそういった対応ができますかという話の中で出たと思いますけど、それが内容が行き過ぎた発言かどうかというのは、今言われれば、ちょっと感じるところもありますけども、その時点では、そういった認識は持っていませんでした。

○議長（春田　新一君）　１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　市としても何回も何回も、公募をしてもなかなか見つからないところで、ちょっと言葉難しい、語弊があるかもしれんですけど、渡りに船というような感じもなきにしもあらずだったんではないかな。私が市長であったとしても、ああ、やっと手を挙げてくれた人が出てきたということで、そういう気持ちになるのも分からないのでもないなと思います。

ただ、そのような疑いが生じないような形を取っていくことが、行政機関として大事ではないかということで指摘させていただきます。

それと、私の通告の内容にも当てはまるので、先ほどの大浦議員の続きなんですが、原状回復するからいいんだ、このことについてもやろうとは思っていたんですが、ちょっと時間がないので次回以降に延ばしますが、前打ちということでさせていただきます。

大変失礼ですが、もしですよ、株式会社クリルが倒産、廃業するようなことになったら原状回復はできませんよね。原状回復させるからいいんだということで本当にいいのかどうなのか、これ原状回復できなければ、原状回復するためのお金はどこが出すんですか。対馬市が出すんじゃないんですか。居抜きにすればいいやという考えもあるかもしれません。それじゃ、最初から原状回復を基にして工事を許したということにも反するじゃないですか。やはり一つ一つ原状回復だからいいんだ。じゃあ、原状回復するための担保も何か取ると。対馬市の場合、そういった契約をしていても、もうこれ以上は、ちょっとやめておきます。どうかと思いますが、取りあえず、そういった公金を使って、またやらなきゃいけないことが出てくるということを防止する、そのことについても十分配慮しながら、事務取扱いをやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（春田　新一君）　これで、脇本啓喜君の質問は終わりました。

○議長（春田　新一君）　昼食休憩とします。再開を１時１５分からとします。

午後０時06分休憩

午後１時15分再開

○副議長（島居　真吾君）　再開します。

報告します。春田議長から早退の届出があっております。

午前に引き続き、市政一般質問を行います。１３番、波田政和君。

○議員（１３番　波田　政和君）　皆様、こんにちは。大変お疲れさまです。１３番議員、波田政和でございます。

質問に入ります前に、このたびの衆議院議員総選挙や長崎県知事選挙において、歴史に残る戦いが繰り広げられ、次の時代へ大きく前進していくものと信じております。我が対馬にとりましても、国境離島新法延長をはじめとし、拡充が早期に実現できますことに期待しております。大変御苦労様でした。

また、このたびの質問は、先の議会の質疑答弁と重なると思いますが、角度を変えての質疑になりますので、執行部の考え方とは異なると思っていますが、個々の捉え方、考え方がありますので、私の考えも聞いてみてください。よろしくお願いいたします。

では、今回は大きく２点通告しております。

まず、先日、教育委員会より重点施策や努力目標の説明を受ける中で、主に教育行政についての質問でありますが、ここまでの審議の中で、教育委員会の対応に真をつく指摘があっておりましたので、今回の質疑は財政出動が膨大と予想されますことから、決裁権者であられる比田勝市

長へ問うてみたいと思って通告をしておりましたが、教育長より答弁があるとの報告でしたので、よろしくお願いしますが、まず初めに、教育長をはじめとして担当部におかれましては、今議会において様々な御指摘を受けながら、その都度、誠実に対応なされてきました。御自身の責任ではない部分も含め、責任ある立場として対応されている姿に、まず敬意を表したいと思っております。

私も、長きにわたり、この議場で議論に携わってきた立場として、あえて申し上げます。教育は、誰か一人を責めて前へ進むものではありません。子どもたちの未来を守る教育とは、教育委員会だけではなく行政、議会、そして地域全体で支えていくべきものだと考えております。

我が対馬では、未来を担う子どもたちは地域の宝、対馬の宝、日本の宝であると言われてきております。私もその言葉のとおりだと思っております。その思いを共有した上で、幾つか質問させていただきます。

まず通告１で、南部地域での小中学校閉校に伴い、やむなく地元より基本、スクールバス通学、登校となると思いますが、通学児童や保護者の希望で、市内での校区の自由選択ができるかについてであります。

地域を見渡しますと空き家が多く見られるようになってきております。児童たちの通学負担を軽減するために、市内へ転居を考える家族や、逆に選択肢があることで実家へ戻る人もあるとするならば、自由選択も考えるべきではないかと私は思っております。

次に、通学スクールバスに関してですが、通学生専用と思いますが、地域からの移動手段の一手として一般利用者も混乗できる体制をとり、自然体での見守り体制の強化も考えてみてはいかがでしょうか。また、路線バスにでも通学生が乗車できるよう、条例改正なども含め、柔軟な体制への取組も地域交通の使命ではないかと思っております。

次に、久田校区通学スクールバスの乗降所や待機所についてでありますが、新年度も近づいていますので、受入れを含め、安全な通学、児童生徒の送迎体制を確保するために、既存の旧久田幼稚園の空き地や建物などを使用できないものかをお尋ねしておきます。現時点でも、天候や状況次第で使用していると聞いております。なぜ正式に指定できないのですか、ここを尋ねておきます。

また、別途使用できないわけがあるのでしたら説明も求めます。

また、旧久田幼稚園が閉園し、長年にわたり放置され、市有財産管理は十分だと言えるのでしょうか。もし放置による事故が起こった場合に対しての責任の所在も含めて答弁を求めます。

次に、通告２としまして、老朽化による厳原小学校の建て替え計画について、再度お尋ねします。

先の議会質疑では、建設用地を含め、スムーズな工事が進むため、建設場所を厳原町清水が丘

ではと提案いたしましたが、文化財指定の解除は難しく、適地ではないとの報告でしたが、私ども関心ある市民には理解し難く、納得が行かないとの声もありますので、再度お尋ねし、確認をいたします。

現厳原小学校は、耐震工事も終わっており、急いで新校舎を建築しなくてはならない理由があるのですか。だとするならば、令和８年度予算の中でも、厳原小学校建設予算は０円でありましたが、どのようになっているのかお尋ねします。

建設計画が持ち上がり、既に四、五年たちますが、このたびの工事計画では着工から全体完成まで８年前後の全体工期になると聞いております。そこまで時間と労力をかけ、児童生徒や家族に負担をかけてまでやる事業なのでしょうか。いま一度立ち止まり、建設計画を見直してみてはいかがでしょうか。

私は、将来を見据えた場合、清水が丘が適地であると現時点でも思っております。再度、時間、年数をかけてでも交渉すべき事案であると思っております。

また、既に認識し、理解はしてあると思っておりますが、清水が丘体育館は、５７年、５９年頃ですね。すみません、昭和ですよ、開始を、スタートしております。そういう中で、文化財の指定が平成７年に指定がなされたと伺っております。その期間、もう十二、三年たっております。当時、厳原町に文化庁からの指導は何もなかったものなんでしょうかね。それとも、当時の厳原町は文化財に対して関心がなかったのでしょうかね。疑念が残り、不思議ですが。

何が私が今回言いたいかといいますと、文化財に指定された時点では、既に体育館は建っておりました。体育館は存在し、体育館建設に当たり、ここが大事ですよ、深礎基礎工事で残っていたとしても、歴史遺跡は破壊されているはずなんですよ。専門的知見であれば、あれだけの構造物だから強固な基礎が施工されているはずであると。だとするなら、平成７年の文化財指定には疑問が残るんです。私はここの文化財指定解除へ向けて、こういう事実を交渉事案にはならないものかと考えるわけです。

また、清水が丘体育館も建設から４０年前後経とうかとしております。老朽化も進み、建て替え時期も近くなるんじゃないかなとも推察しております。そういう考えだとするならば、遺跡調査を先行なされる考えはないのか、これも含めまして伺いたいと思っております。

以上で、大きな通告分は、こういう感じでお話しさせていただきましたけども、詳細につきましては、また再質問の折でも伺いたいと思いますのでよろしくお願いしておきます。

以上です。

○副議長（島居　真吾君）　教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬　英俊君）　波田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、南部地域での小・中学校の閉校に伴う通学体制についてという御質問でございますけ

ども、対馬市全体の児童生徒数は、少子化や社会情勢の変化など様々な要因において長期にわたり減少し続けており、この傾向は今後も継続していくものと考えられます。

このような状況下で、多様な教育活動を展開し、児童生徒の豊かな人間関係を築き、社会性を身につけていくためには、適切な規模の集団が必要であり、また、通学距離、通学時間等を考慮し、児童生徒の心身に過度な負担をかけない範囲で学校統廃合を進めていく必要があります。

まず１点目の通学児童生徒や保護者の希望による学校校区の選択についてでございますけども、閉校する学校の児童生徒の就学指定校は統合先の学校となります。ただし、閉校する学校の通学区域に属する全ての地区と教育委員会との間で、統合についての合意書が締結された場合は、統合前に統合先の学校に就学することが可能であります。

今年度末で豆酘小学校、豆酘中学校が閉校となり、それぞれ久田小学校、久田中学校に統合となりますが、現段階で統合先の学校に就学指定校の変更をしている児童生徒もいらっしゃいます。

統合先の学校以外の就学指定校を選択する場合は、その学校の校区内への転居、また、家庭に保護、監督する者がいないなど教育上配慮を要する場合等が考えられます。部活動を理由とした就学指定校の変更は認めておりません。

次に、２点目のスクールバスの一般利用者との混乗でございますけども、学校までの通学距離が遠い地区に居住する児童生徒の小・中学校への通学については、スクールバス及び対馬交通株式会社の路線バスを利用をしております。

スクールバスは、国庫補助である「へき地児童生徒援助費補助金」で購入しており、児童生徒のみ利用可能ではありますが、混乗便として市民も利用が可能です。現状においても混乗便として運用している箇所もあり、新たに令和８年４月から美津島町の尾崎からのスクールバスを混乗化する予定であり、今後とも必要に応じたスクールバスの混乗化を進めていく所存であります。

次に、３点目の旧久田幼稚園跡地の利用については、議員から御提案をいただいたところですが、その後、学校、交通事業者と協議した結果、朝の登校時においては児童が集中するため、幼稚園跡地までの道路走行時に事故が発生する危険性が高いということから、現道路からの乗り入れは難しいという判断になりました。

そのようなことから、旧久田幼稚園跡地を利用する場合と、市道脇の余地を利用する場合、さらに久田中学校敷地前にある広場で降車し、教習所脇の道を通って久田小学校グラウンドから登校するという案についても検討をしておりますので、それらの事業費、そして安全面等を比較検討しながら進めてまいりたいというふうに思います。

次に、厳原小学校新築工事の着工年度の計画についてでございますけども、これまで波田議員を含め、厳原小学校改築についての御質問をいただき、答弁をしておりますので、これまでの経過についての説明は省略をいたします。

厳原小学校改築事業につきまして、今後の建て替え計画としては、これまでの計画同様に、厳原小学校を移転できる広さの平地の空き地が市街地にほとんどなく、市街地の山側には急傾斜地に指定されている場所が多いため、敷地造成に適した場所の選定が困難な状況であること、また、住宅地を確保しようとした場合は、用地の購入や立ち退きに伴う多額の費用を要する見込みであり、用地交渉にも長期間にわたり難航することが予想をされます。

このようなことから、現敷地内での建て替えを基本として進めてまいりたいというふうに考えております。

事業のスケジュールにつきましては、測量、実施設計に２年を要す予定です。その後、敷地南側の張り出しスラブの解体及び擁壁設置工事、体育館の解体工事を行い、次に、体育館と校舎の工事に着手する予定であります。完成後に引越しを行い、旧校舎の解体、グラウンドの改修工事を実施する予定としております。

この計画では、およそ９年間の工期を要するものと見込んでおりますけども、この工事期間では、学校や児童、保護者への負担があまりにも大きいため、工期の縮減を図る必要があると考えております。

そのため、近隣の学校の活用等を含めて、関係機関と再度、検討し、児童、教職員の安全確保を最優先に、学校生活に与える負担を軽減するため、保護者、地域の皆様への説明と協議を重ね、厳原小学校新築事業の最善策を模索しながら事業を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（島居　真吾君）　１３番、波田政和一君。

○議員（１３番　波田　政和君）　ありがとうございました。通告１での問いに対しては、明確な答弁ありがとうございました。

私が、校区の選択、その話は単なる学校だけの問題じゃなくて、地域の空き地対策も含めて、幅広い感覚でお話ししております。いずれにしても、いろんな方向から全てを見なくてはいけないので取り上げさせていただいております。

また、教育長の答弁は、理解はしておりますが、結論として、通学利用者が安全で快適な通学をいかにしてつくってやれるのか、これが共通の課題ではないかなと思っておりますので、説明があったように、どれが一番いいのかをしっかり検討していただきながら、新年度が来る前に、先ほどちらっと数字の話も出ましたけども、数字ではないと私は思っておりますので、一番便利で子どもが通学しやすいように、早期に結論を出して取り組んでいただきたいと、このように思っておりますのでよろしくお願いします。通告１に対しては、もうこのくらいでいいと思いますが。

続きまして、通告２の小学校問題について、私なりに視点を変えて話をしていきたいと、この

ように思っております。

現時点の説明では、建設プランとでも言いますが、膨大な建設コスト、長期間にわたる工事期間、児童や保護者への負担をもっと深く考えるべきではないでしょうか。計画的に小学校ができたとしても、現段階で約４０億円の建設費と聞いております。さらには、対馬市本庁舎建設問題もあり、財源が厳しい本市でありますが、果たして進んでいけるのでしょうか。

また、近年の閉校を見ますと、建設年度も新しく、将来を見据えた建設であったとはとても思えません。学校建設ありきではなく、既存の学校施設を利用し、近隣での小中学校の編成などで考えられないものでしょうか、提案です。

また、通告２の問題で、別の考え方も説明させてください。厳原小学校建て替え計画について、さらに深く入りますけども、分かる範囲でよろしいですけど御答弁よろしくお願いしておきます。

先ほど、文化財の設定の仕方とか矛盾さを述べましたね。ここは回答がございませんでしたけども、文化財指定解除は、どうしてもできないものなのか。それは、今まで市長も何回となく交渉に当たっていただいたという話も聞いておりますが、もともと建っているものですからね、後に指定しとるわけですから、冒頭に話しますように指定の仕方が間違っていると思っています。だから、再度、交渉事案として取り上げていただいて、将来、子どもがあそこに通うことを想像してみてくださいと思っております。

そして、今教育長は、現厳原小学校に建設計画を、今のところ進めていくのは間違っていないという考え方のようにありますが、とてもまともやと思いませんね。それは、私の見解でございますので、また後に、このことに関しても、教育長の考え方が絶対なのか、ここを絶対建てるんだと思うのか、まず答弁してください。よろしくお願いします。

○副議長（島居　真吾君）　教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬　英俊君）　非常に難しい問題であるということは十分承知をしております。このことについては、議会当初の段階で、市長からも一番大きな問題であるという御発言がございました。私もそのように捉えております。教育行政の最終責任者として、この厳原小学校問題というのは、これはたくさん大きな課題があるけど何とかせないかん問題だということは十分認識をしております。

先ほど、いろんな案があっていいのではないかというお話がありました。先ほど答弁の中で、近隣の学校の活用も視野に入れてというお話をいたしました。近隣の学校といえば、例えば、厳原北小であったり、金田小であったり、久田小であったりというところが近隣の学校ということになるのかなというふうに思っています。

そのうち私が直接足を運んだのが、厳原北小でございました。今、厳原小学校の子ども、児童の数２１５名、厳原北小の子ども３０名、仮に、厳原北小を活用して云々ということになったと

きには２４５名の児童が厳原北小にという可能性がある。果たして、通学できるかって言われたら、ちょっと自信はございません。

そういう意味で、様々な御意見、アイデア、こういったものを、私たち行政サイドだけではなくて、いろんな議員さんも含めて、いろんな方々から御意見を賜りたいなという思いが一つございます。

それから、文化財に関しては私、専門家ではございませんので、これに関する具体的な答弁をする術を持ち合わせておりませんので、また資料を集めて御報告できればというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（島居　真吾君）　１３番、波田政和君。

○議員（１３番　波田　政和君）　副議長、元気がないよ。ということは、正式に決定はしていないと私は捉えたいんですけども、教育長の熱意は伝わってきておりますが。実は、北小、私も歩きました。あの急な坂は１０分もかかるんですよ。心臓が破れそうにありました。市長、歩いてみましょうか、一緒に。

そういうことで、今の話では近隣の学校の話も出ましたけど、確かに２００名の人間が行くというのは、もう無理ですよ。だから無理なものに対して、いろいろ力を入れない。もっと無理じゃないほうの意見を今から述べますのでね。

北小に関したら、教育長も私も同じ見解かなと思っております。多分、その答弁は多分歩いたなと思っています。そういう中で、実は次に、私は久田小なり、金田小なりを提案したいんです。

例えば、ティアラを起点に考えた場合、小茂田に行っても同じ時間なんですよ。ということは、１０分歩くにかかるという意味ですよ。そうなったときにも、考え方としては幾つもあるんじゃないかなと思っているわけですよね。

だから、先ほどから言いますように、子どもたちのことを考えたら、必然的に答えが出るんじゃないですかと言っとるのはここにありますから、ここも検討してください。

仮庁舎、仮庁舎と言うならば、別に、私が清水が丘は、なぜ言っているかというと仮庁舎ですから。旧厳原幼稚園跡でも仮庁舎建ちますよ。本式にできんでも仮はできるわけですから。博物館するときに仮、全部貸しましたからね、考え方やないですか。

これはあくまでも、私は清水が丘に近づけたいなと思って、私の力が相当入っていますけどね。こういうのを考えられるんじゃないかなという思いもあります。

そういった中で、先ほどから教育長の話は、現厳原小学校が適地である方向は間違っていないという考え方の一定の話は理解して、いろんなものを提案していきたいと思います。今の話もしっかり検討してください。

そういう中で、どちらにしても、大きなお金がかかることなんですよ。仮庁舎を建てるにしても何億もかかります。教育部長、かかるでしょう。どこにあるんですか、そんな金が。すみません、市長が持ってあるかも分かりませんけどもね。対馬市の財政的に言ったら非常に厳しいかなと思っています。だとしたら、私としたら、本当で別の土地はないものかをしっかり考えるべきじゃないかなというのを、もう一つ提案しておきます。

先ほどから、私が、前回かな、そんなに急いで小学校を建てなくちゃいけないのかという話を問うたときには、もう時間がないんだという話が表で聞き伝わってきておりましたが、しかしながら、半世紀に１回の事業でございますので、しっかりじっくり、まだ余裕があるんじゃないかなと前回も言いましたけども、耐震工事も終わっています。何のために耐震したのかな、市長、仮庁舎耐震アウトですよ、でも黙って使っているじゃないですか、今でも。その辺もちょっと嫌味を少し言うときますね。そういうふうなとこから、真剣に私は、土地でも探す気であれば、あるんじゃないかなと実は思っているんですよ。

ここで市長に移しますが、本当で用地ありませんか。ちょっとあるかないかだけ答えてください。

○副議長（島居　真吾君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　私も、この市役所の本庁舎の関係もありますので、厳原のまち中を広く眺めてみたときに、小学校用地、そして、市役所本庁舎の用地ということで、それだけまとまった土地は、なかなか見当たらないのが現状でございます。

○副議長（島居　真吾君）　１３番、波田政和君。

○議員（１３番　波田　政和君）　なるほど。１点だけを考えると、そうかも分かりませんが、私とすると、市長、まちづくりの一環として考えた場合に、先ほども本庁舎の話があっておりましたが、これから後、いろんな人が、いろんな意見を、また提案してくるかも分からんじゃないですか。そういう中で、まちづくりの一環と考えたら、例えば、厳原庁舎がどこか移ったら膨大な学校用地はできますが、そういったふうに一つのことだけじゃなくて、幾つも考えながらやったらいかがかなという提案をしたいんですよ。これは私の希望ですけどね。そういうふうなことを考えていったときに、あれもできないこれもできないじゃ、先にずりません。

冒頭に、教育委員会の指摘の話をしましたけども、要するに、考え方じゃないですか。できないものをどうかして子どものために早期にやろうと考えたら、私はできるんじゃないかなと思って教育長の話を聞いているわけですが。教育長、一回立ち止まって考えてみたらどうですか。これ、このまま進んでいくと、またいろいろ説明なんかが大変ですよ。大変だったじゃないですか、昨日まで。そういうふうなことを考えたら、一回立ち止まって、もう少し真剣に考えたら、違う角度で屋敷が見つかるかも分かりませんよ。どうですか、そこは。

○副議長（島居　真吾君）　教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬　英俊君）　いろいろアイデアをいただきましてありがとうございます。別の土地はないのかとか、ほかの土地はどうなんだみたいな話でございます。そういう考えも、もちろんあると思うんです。

私事なんですが、１０月にこの職に就任をしてから、このことをいつも、いつもではないけど、四六時中じゃないんですけど、頭の隅には置いておりました。私なりに整理をしたことがございまして、今、議員御指摘のとおり、耐震工事済んでいるから、まだいいんじゃないかというお話でございます。それはそうかもしれないんですが、済んでいるとはいえ、子どもの安全・安心ということを考えたときに、そんなに猶予があるわけではないということが、まず一点。

それから、では、現状の方針は果たして適切かどうかという視点で考えなければならん。方針が適切だからといって実施ができるかって言うと、もしかしたらクエスチョンがつくかもしれない。じゃあ、実際にできないっていう可能性が高まったときに、ほかに案はないのかっていう、そういう流れの中でこのことは考えていかないといかんのかなというふうには思っています。

現状での私の考えとしては、現敷地内に新築するということは間違っていないと思うんです。ただ、いわゆる仮校舎を建てるとなったときに、それをどこに建てればいいのか、どのくらいの期間で建つのかっていうことも、いわゆる具体的な実施方法について、私の中で、ストンとまだ落ちていない部分が実はあります。よって、もちろん近隣の学校が最有力になるかと思うんですけども、議員御指摘の、あるいは御提案の様々な方法について、広く意見をいただければ、その上で、子どもたちのことを考えた方針が決定できればということで、今御指摘のとおり、一度一旦立ち止まるという御意見については、一部賛同できるところはあるなというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（島居　真吾君）　１３番、波田政和君。

○議員（１３番　波田　政和君）　ありがとうございます。教育長、ずっと話を詰めますと、絶対建てるから少し考えようかと変わってくるじゃないですか。だから、何が一番大事かということになってくると思うんですね。

だから、先ほど言いますように、無駄なことをあまりしない。時間をかけてはですね。そういうようなことを考えて、私と一度、立ち止まって、冷静にもう一度見詰め直す時間もあってもいいかなと思っておりますので、ぜひそういったことも考えてみてください。

それで実際、膨大なお金がかかりますので、今、教育長は、もうこれくらいにしておきましょう、しっかり優秀な頭脳で明確な答えを見つけてくれませんか。

市長に、再度お尋ねしたいんですが、よろしいですか。今回、財政出動が多いと私なりに判断

しましたので市長に問いたかったわけですけどもね。もちろん専門分野は専門分野の話があっていいんですけども、実際、市長が良いか悪いか決めなくちゃいけない時期が来ると思うんですよ。そういったときのために、やっぱりないものはないんじゃなくて、なければ探しましょう。いろいろ先ほど教育委員会の仕事もはっきり説明はしましたから、私どもも一緒になって、みんなで、この考えをまとめていったらいいんじゃないですか。

私は、土地がないというのは嘘になると思うんですよ。対馬は海ばっかりやけんですね、厳原港埋められたら、たくさん土地ありますが。いやいや、これで冗談やないですよ。やっぱりそういうふうなことも考えてみていいじゃないですか、なければ。

それでどうこうするんじゃなくて、私がなぜこの話をするかというと、いろんなものに挑戦するときに可能性がたくさんあると思うんですよ。それをさっき教育長の話でありませんけど、現状のとこにこだわったら、そうなるでしょう。それ以上ところはないかもしれません。でも、あそこに８年も１０年も騒音交えて、できるわけないじゃないですか。それを、教育長は絶対やるんだと、今やめんもんね、言い方をね、ちょっと考え方ですよ、これはね。やっぱりせっかく子どもたちが健全に学んどるわけですから、その辺もちょっと大人として配慮をしていただきたく、この話をしています。

だから、可能性を秘めて、先ほども言いますように、まちづくりの一環ですよ、そう考えていただけませんか。私が、指定解除の話をなぜするかというと、もともと間違った指定の仕方をしてるわけですから、市長、思いませんか、先ほどの話聞いて、どうですか。ちょっと一言、コメントをお願いしたいんですが。

○副議長（島居　真吾君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　この厳原小学校の建て替え問題については、今教育長のほうも答弁いたしましたように、なかなか適当な土地がないということで大変困っていると申しますか、そのような土地を探すことに、本当に一生懸命になっているわけですけども、思うような土地がないというようなことで、今議員からもいろんな方策、対策を見据えた上で、再度また、そういった土地を探したいというような御提案でございますけども、私たちも、そういったことで、もしそういった土地が本当にあるようであれば、そこについて、また新たなこの計画は変更でもできるということは、自分でも考えているところでございます。

まして、今、元厳原金石城跡の史跡のほうにつきましては、前回１２月定例会のほうでも申し上げましたけども、文化庁のほうも、どうかしてここを小学校ということで空け渡しはできないかというような話をしても、なかなか難しいと。今、文化庁の方針としては、今現在ある施設は、やっぱり全国では幾つかあるらしいです。確かにですね。ただ、そういったところも、その施設が老朽化して移転するということになれば、新たな建物は認めないということで元に戻していき

たいような、そういった方針を申し上げられておりました。確かに、それができれば一番いいんですけども、なかなか難しいということで、また今後、いろんな方策等を検討してまいりたいと思います。

○副議長（島居　真吾君）　１３番、波田政和君。

○議員（１３番　波田　政和君）　そしたら最後に、市長にも教育長にも尋ねますが、一旦振り出しに戻して考えるのか、それとも、現厳原小学校の計画どおり進めるのか、これちょっと伺いたいんですよ。

なぜかと言いますと、要らん土地を見つけたり、いろんな交渉をしたりする必要もなくなるじゃないですか。これ大事なところ。ちょっとそこだけを両氏にお尋ねして終わりたいと思いますが、教育長どうですか、先に。

○副議長（島居　真吾君）　教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬　英俊君）　今、上を見上げて、どう答えたらいいもんかなというふうに思ったところです。非常に悩んでいます。議員さんから、いろんなアイデアを今いただきました。５０年先のことを考えて、今どの判断をするのが、ベストはない、ベターしかないと思っていて、どれがよりいいのかっていう視点で、いろんなアイデアを取捨選択しながら、最終的な判断をいずれしないといけないと思いますが、今は申し訳ないが、これという判断をするには至っておりません。また、詳しい資料、情報等を仕入れて、総合的に判断をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（島居　真吾君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　私は、今現在、厳原小学校は、築約６０年になっておろうかと思います。本来の学校等の耐用年数は４７年ということでございますので、確かに耐震等の対策は済ませているところではございますけども、ただ、これをそのまま、ずっと放置するわけにはいかないといったことで、この計画は進めなくてはいけないという思いを持っております。

確かに難しい問題ではございますけども、これは立ち止まることなく、いろいろな検討策を今後練っていきたいなという思いを持っております。

以上でございます。

○副議長（島居　真吾君）　１３番、波田政和君。

○議員（１３番　波田　政和君）　それでは、まとめとしまして、先ほどから教育長の話を聞きながら、市長の話も聞いて、もう年数もたっておりますから放置はできないということで、現況の、現地に、そのまま計画を進めるというほうなのか、それとも、また別の方法も考えるべきなのかをさっき問うたわけですが、どちらなんですかね、教育長。どちらなんですか。

○副議長（島居　真吾君）　教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬　英俊君）　結論から言うと難しいです。それぐらい悩んでいます。だから、議員さん方はじめ、ある意味、市民の皆様からもアイデアをいただいて、その上で、よりベターなものを選択していくというのが私の今の考えでございます。

以上です。

○副議長（島居　真吾君）　１３番、波田政和君。

○議員（１３番　波田　政和君）　再度、市長に尋ねます。今、教育長の話では、現況もありますが、考えますという話ですが、市長も同じ考えでよろしいでしょうか、答弁ください。

○副議長（島居　真吾君）　市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　私のほうも、現状では、今ある計画の中では、今の現地のほうにするのが一番ベストだというふうには思っておりますけども、ただ、先ほども申しましたように、このことについては、いろいろな方策等を今後も練り直しながら、その計画については変更することもやむを得ないという思いは持っております。

○副議長（島居　真吾君）　１３番、波田政和君。

○議員（１３番　波田　政和君）　それでは、行政も執行部も議会も、みんなタッグを組んで、これに取り組んでいくということで質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（島居　真吾君）　これで、波田政和君の質問は終わりました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○副議長（島居　真吾君）　以上で、本日予定しておりました市政一般質問は終わりました。

本日はこれで散会といたします。お疲れさまでした。

午後２時05分散会

―――――――――――――――――――――――――――――――

令和８年　第１回　対　馬　市　議　会　定　例　会　会　議　録（第21日）

令和８年３月16日（月曜日）

議事日程（第６号）

令和８年３月16日　午前10時00分開議

日程第１　議案第15号　令和８年度対馬市一般会計予算

日程第２　議案第10号　令和７年度対馬市一般会計補正予算（第１０号）

日程第３　議案第16号　令和８年度対馬市診療所特別会計予算

日程第４　議案第17号　令和８年度対馬市国民健康保険特別会計予算

日程第５　議案第18号　令和８年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算

日程第６　議案第19号　令和８年度対馬市介護保険特別会計予算

日程第７　議案第20号　令和８年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算

日程第８　議案第23号　令和８年度対馬市一般会計補正予算（第１号）

日程第９　議案第28号　対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

日程第10　議案第21号　令和８年度対馬市水道事業会計予算

日程第11　議案第22号　令和８年度対馬市漁業集落排水事業会計予算

日程第12　議案第34号　対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例

日程第13　請願第１号　対馬市立鶏鳴幼稚園の閉園方針に関する地域住民への説明協議徹底を求める請願書

日程第14　議案第44号　工事請負契約の締結について

日程第15　議案第45号　工事請負変更契約の締結について

日程第16　議員派遣について

日程第17　常任委員会の閉会中の継続審査について

追加日程第１　発議第１号　対馬市立鶏鳴幼稚園の閉園方針に関する地域住民への説明協議徹底を求める決議

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第15号　令和８年度対馬市一般会計予算

日程第２　議案第10号　令和７年度対馬市一般会計補正予算（第１０号）

日程第３　議案第16号　令和８年度対馬市診療所特別会計予算

日程第４　議案第17号　令和８年度対馬市国民健康保険特別会計予算
日程第５　議案第18号　令和８年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
日程第６　議案第19号　令和８年度対馬市介護保険特別会計予算
日程第７　議案第20号　令和８年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
日程第８　議案第23号　令和８年度対馬市一般会計補正予算（第１号）
日程第９　議案第28号　対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
日程第10　議案第21号　令和８年度対馬市水道事業会計予算
日程第11　議案第22号　令和８年度対馬市漁業集落排水事業会計予算
日程第12　議案第34号　対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
日程第13　請願第１号　対馬市立鶏鳴幼稚園の閉園方針に関する地域住民への説明協議徹底を求める請願書
日程第14　議案第44号　工事請負契約の締結について
日程第15　議案第45号　工事請負変更契約の締結について
日程第16　議員派遣について
日程第17　常任委員会の閉会中の継続審査について
追加日程第１　発議第１号　対馬市立鶏鳴幼稚園の閉園方針に関する地域住民への説明協議徹底を求める決議

出席議員（17名）

１番　針谷　広己君	２番　吉野　　元君
３番　諸松瀬里奈君	４番　東　　圭一君
５番　内山　吉寿君	６番　佐伯　達也君
７番　安田　壽和君	８番　糸瀬　雅之君
９番　陶山荘太郎君	10番　坂本　充弘君
11番　脇本　啓喜君	12番　黒田　昭雄君
13番　波田　政和君	14番　上野洋次郎君
15番　大浦　孝司君	16番　島居　真吾君
17番　春田　新一君	

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	志賀　慶二君	次長	藤原　亘宏君
係長	平山　公年君	係長	小島　　亮君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵　　輝孝君
副市長	一宮　　努君
教育長	糸瀬　英俊君
総務部長	庄司　克啓君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	犬束　幸吉君
しまづくり推進部長	藤田　浩徳君
観光推進部長	平間　博文君
市民生活部長	阿比留忠明君
未来環境部長	三原　立也君
福祉部長	田中　光幸君
保健部長	阿比留正臣君
農林水産部長	平川　純也君
建設部長	原田　武茂君
水道局長	桐谷　和孝君
教育部長	扇　　博祝君
中対馬振興部長	日高　勝也君
上対馬振興部長	原田　勝彦君
消防長	井　　浩君
会計管理者	勝見　一成君
監査委員事務局長	神宮　秀幸君
農業委員会事務局長	栗屋　孝弘君

午前10時00分開議

○議長（春田　新一君）　皆さん、おはようございます。

ただいまから議事日程第６号により、本日の会議を開きます。

教育長から黒田議員の市政一般質問に対する答弁について報告の申出があっておりますので、これを受けます。教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬　英俊君）　おはようございます。今議会において、厳原幼稚園と鶏鳴幼稚園の統合に関して、行政側の不適切な対応により、議員の皆様及び市民の皆様に深い疑念と御心配をおかけをいたしました。このことについて、改めておわびを申し上げるとともに、教育行政の信頼回復に努めてまいりたいというふうに思います。

そこで、できるだけ早い時期、具体的には、今月中に地区説明会を実施する旨の答弁をしておりました。しかしながら、その前段となる保護者説明会を実施して、丁寧に説明していくことから始めるべきと判断をいたしました。一方で、３月に保護者説明会を早急に実施するとなると、保護者の移動等も関係をして参加者が少なくなり、丁寧な説明になりにくいとの考えから、４月に新しい体制となった後に、改めて、鶏鳴幼稚園、厳原幼稚園両園の保護者説明会を実施し、その意向を受けた形で、美津島地区及び厳原地区での説明を実施する予定でございます。

この一連の会を通して、保護者、それから地域の方々の声をお聞きし、適切に判断して、再度議会への条例の一部改正を提出をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　報告をします。地方自治法第１８０条第２項の規定に基づき、議会の議決により指定されていました２割以内の工事請負変更契約の締結４件の報告及び一般財団法人対馬地域商社経営報告の修正並びに議案第２９号、議案第３６号の対馬市大山地区集会施設の住所の訂正に係る正誤表の提出があっております。タブレットに掲載しておりますので、御確認ください。

また、一般財団法人対馬地域商社経営報告の修正につきましては、長年にわたってありますので、部長に説明をさせます。農林水産部長、平川純也君。

○農林水産部長（平川　純也君）　おはようございます。

今回、タブレットに修正報告をさせていただいております平成２８年度以降の一般財団法人対馬地域商社経営状況報告につきまして、複数年かつ多項目にわたり誤りが生じましたことは、担当部として重く受け止めており、大変申し訳なく、反省をしているところでございます。

今回の主要因は、職員の理解不足によります入力誤りであり、一般財団法人対馬地域商社の決算報告は、いずれの内容も正当であったと思っております。

今後につきましては、市職員による転記等をなくすべく、様式の統一化を図り、チェック体制の強化はもとより、各種内容の理解度向上、対馬地域商社との連携強化等、多方面から再発防止に真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

今回は大変申し訳ございませんでした。

○議長（春田　新一君）　日程第１（「議長」と呼ぶ者あり）１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　今、部長のほうから説明はあったんですが、再発防止のところでちょっと気になったのが、そもそも一般財団法人対馬地域商社から出てきたものを対馬市で転記等すること自体がもともとおかしいことをやっているというふうに思っています。

一般財団法人対馬地域商社に限らず、ほかの団体からも、そのまま出てきたものを議会に提出しているのか、たまたま一般財団法人対馬地域商社だけ、そういった転記をしていたのか、そのあたりをお聞かせください。

先ほどの説明では、また転記を行うのかどうなのか、よく分からない、そういう答弁だったと思いますので、そのあたりを明確にお答えください。

○議長（春田　新一君）　農林水産部長、平川純也君。

○農林水産部長（平川　純也君）　お答えいたします。

確かに、今、御指摘がありましたように、対馬市の職員のほうで、公益法人会計基準に則った様式のほうに転記をしておりました。今後につきましては、一般財団法人対馬地域商社の決算におきまして、その様式を準用していただくというところで、市の転記を当然なくすべく、ただ出てきたものをそのまま上げる、チェックをしながら上げるという方向に、方向転換したいということで、一般財団法人対馬地域商社のほうと協議をしているところでございます。（「はい、分かりました。結構です」と呼ぶ者あり）

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１．議案第１５号

○議長（春田　新一君）　それでは、日程第１、議案第１５号、令和８年度対馬市一般会計予算を議題とします。

本件は予算審査特別委員会に付託をしておりましたので、委員会の審査報告を求めます。予算審査特別委員長、針谷広己君。

○議員（１番　針谷　広己君）　令和８年第１回対馬市議会定例会において、会議規則第３７条の規定により、本委員会に付託されました議案第１５号、令和８年度対馬市一般会計予算について、審査の経過と結果を、同規則第１１０条の規定により、次のとおり報告いたします。

委員会は、令和８年２月２６日から３月３日までの４日間、対馬市議会議場において、担当部長等関係職員の出席を求め、細部にわたり説明を受け、審査を行いました。

また、３月３日の最終日には、市長の出席を求め、総括質疑を行いました。

以下、審査の概要について報告いたします。

令和８年度の一般会計の歳入歳出予算の総額は、令和７年度当初予算と比較してマイナス

３．９％の３２８億７，８００万円となっています。対馬市の財政状況は、３年連続実質単年度収支が赤字であり、進行中の大型公共事業や老朽化が進む公共施設の改修などにより財源不足が生じ、基金の取崩しが顕著となっています。

歳入予算について、自主財源である市税は、賃上げの実現等の最近の経済状況を踏まえた上で、個人市民税と法人市民税の小幅な増収を見込み、対前年度比プラス２．１％の約３０億６，６００万円を計上しています。地方交付税は、令和８年度分の配分・算定方法が不明瞭な状況であることを考慮し、対前年度比プラス０．５％の約１３７億１，５００万円、国庫支出金は、約４４億円、県支出金は、約２９億１，８００万円計上されています。

その他の主な歳入として、財政調整基金、減債基金、合併振興基金などから約３５億８，２００万円を繰り入れるほか、財源補填がある辺地対策事業債、過疎対策事業債、緊急自然災害防止対策債など約２６億４，０００万円の市債が計上されています。

基金の繰入金は前年度比マイナス４．６％となっているものの、歳入に占める構成比率は前年度と大きく変わっておらず、依然として基金に頼らざるを得ない財政状況となっています。

歳出予算について、人件費は、人事院勧告による職員及び会計年度任用職員の給与の増により、対前年度比プラス１．４％の約５１億７，０００万円が計上されています。

物件費については、予算査定において旅費等の支出を抑えた結果、対前年度比マイナス１．４％の約６６億５，０００万円となっております。

普通建設事業費については、市道改良事業費など単独事業の大幅な減により、対前年度比マイナス１７．３％の約５１億円となっております。

公債費については、元利償還金合算で、昨年度とほぼ同額の約４８億６，０００万円が計上されています。

当初予算全体の総額が減額する中での主な新規事業は、コンビニ交付対応行政キオスク端末導入事業、豆酘地区避難施設開設事業、２０５０年世界最先端のサステナブルアイランド推進事業、未利用魚等利活用推進事業、対馬オールインワン構築事業、トンネル照明更新事業、まちづくり交付金事業などがあります。

また、最終日の３月３日には、午後から市長に対する総括質疑を行い、委員からは、以下の質疑応答がありました。

今回の予算編成の総括・編成のポイントに対しては、市民の要望等をできるだけ聞きながら、ＳＤＧｓ関係やインフラ整備等に必要な予算を組んだということです。また、施政方針で示された市民の所得向上については、観光産業、観光客の誘致による所得向上に努めるとのことでした。

公共施設の個別計画の改定については、市内に約８３０か所の施設があり、取捨選択をしながら老朽化が進む施設は除却していくとのことです。

令和元年度以降、定期監査において不適切な事務処理の指摘が繰り返されていることについては、予算の執行時に注意点に気をつけながら職務に励むよう指導しているとのことです。

実質単年度収支が３年連続の赤字かつ将来負担比率が５年連続の悪化の状況における、当初予算での基金の取崩しについては、将来に向けた投資や市民の要望に対応するため取崩しを行ったとのことです。また、次年度以降の基金の取崩しについては、今後のさらなる人口減少による地方交付税の増額が見込めない中、厳しい状況だと認識しているとのことです。

総括質疑後は、委員から、採決の先延ばしまたは附帯決議、令和８年度当初予算における財政調整基金の穴埋めについて、議員間討議の提案がありました。

議員間討議では、対州海運株式会社及び一般財団法人対馬地域商社の決算状況の確認の必要性や財政調整基金を含めた基金全体の状況を踏まえた財政規律について議論されました。

その後、１名の委員から、財政規律の遵守・将来世代への責任の観点からの反対討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

また、少数意見の留保の申出がありましたが、賛成者がなく成立しませんでした。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（春田　新一君）　報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第１５号、令和８年度対馬市一般会計予算について、討論はありませんか。１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　令和８年度対馬市一般会計予算について、反対の立場から討論をいたします。

まず、対馬市の未来を奪う見せかけの黒字予算、令和８年度対馬市一般会計予算に対する反対討論です。

令和８年度予算は構造的な危機を隠蔽しています。財政規律の遵守と将来世代への責任という観点から、本予算案には断固として反対いたします。

その理由として、異常な貯金依存、財政調整基金の枯渇につながっています。

それから、将来負担の急増が目に見えています。次世代へのツケを回すということになります。

それから、こういう状況からの出口戦略が欠如している。歳出改革の先送りと言わざるを得ません。

症状１、市の貯金に対する異常な依存体質。財政調整基金から１０億円もの繰り出しを前提と

した予算編成になっております。例えるならば、毎月の給料で暮らせず貯金を取崩す家計と同じ状況に陥っています。歳入と市の貯金、これを合わせたのが予算案の収入部分になりますが、給料だけでは生活できず、足りない部分を貯金の取崩しで補う状態。これが実質単年度収支赤字の正体です。令和８年度においても１０億円を補塡しなければ予算が組めないという異常事態です。市長もこのことについては、諸松議員の一般質問の中で、厳しい財政状況の中で財政調整基金を取り崩さなければ予算が組めない状況ですと認めていらっしゃいます。

これは一時的な調整ではなく、既に構造的な依存の度合いが高まっています。先ほどの委員長報告にもありましたが、３年連続で実質単年度収支赤字、つまり家計で言うと赤字がずっと続いている。しかも３年間で１億円、３億円、５億円とその額が増えてきています。

対馬市は離島です。災害リスクの高い離島から最後の砦を奪う行為と私は思います。基金を使い果たすことは、市民の安全を担保する余力を自ら削ること、これを意味します。

症状２、将来世代の巨額なツケの押しつけになります。巨額の支出を伴う大型事業が、対馬市は目前に迫っています。ジェットフォイルの新造、庁舎の建て替え、上対馬病院の建て替えの支援、今、私たちが享受している行政サービスのツケを将来の市民に回す無責任な予算編成だと言わざるを得ません。

今回の議会の産業建設委員会の中でも、今年の１０月１日から水道料金を２９％値上げしようという計画も進んでいるという報告を受けております。財源が枯渇すれば数年後に市民生活が破綻していきます。福祉の大幅カット、教育予算の縮小、公共施設の維持管理の停止、何もしなければ市民生活に直結するサービスが失われていきます。唯一の治療方法は徹底した歳出改革と黒字化へのビジョンです。今、赤字のところ、ここで何か手を打たなければ、この予算には、この具体的なビジョンが完全に欠如しています。見せかけの黒字を拒否して、持続可能な対馬市を引き継ぐ、今こそ痛みを伴う改革に直視すべきときです。本予算がはらむ危機的な財政実態を重く受け止め、懸命なる御判断を御臨席の議員の皆様にはお願いいたします。

五島市議会でも同じような質問があっておりました。今朝の新聞にも、そういった全国的な財政破綻、財政危機を訴える、そういう記事も載っておりました。

議案第１５号、令和８年度対馬市一般会計予算に断固として反対いたします。

議員の皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　次に、原案に賛成者から討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の審査報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（春田　新一君）　着席ください。起立多数です。本件は、原案のとおり可決されました。

また、これをもちまして、予算審査特別委員会は終結といたします。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２．議案第１０号

日程第３．議案第１６号

日程第４．議案第１７号

日程第５．議案第１８号

日程第６．議案第１９号

日程第７．議案第２０号

日程第８．議案第２３号

日程第９．議案第２８号

日程第１０．議案第２１号

日程第１１．議案第２２号

日程第１２．議案第３４号

○議長（春田　新一君）　日程第２、議案第１０号、令和７年度対馬市一般会計補正予算（第１０号）から、日程第１２、議案第３４号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例までの１１件を一括議題とします。

議案第１０号及び議案第２３号は各常任委員会に分割付託、議案第１６号から議案第２０号までの５件及び議案第２８号は総務文教厚生委員会に、議案第２１号、議案第２２号及び議案第３４号の３件は産業建設委員会にそれぞれ付託しておりましたので、各常任委員会の審査報告を求めます。総務文教厚生委員長、陶山荘太郎君。

○議員（９番　陶山　荘太郎君）　皆様、おはようございます。

それでは、総務文教厚生委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第１０号、議案第１６号から議案第２０号、議案第２３号、議案第２８号の８件であります。その審査の経過と結果を、会議規則第１１０条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は３月９日、対馬市役所豊玉庁舎３階大会議室において、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第１０号、令和７年度対馬市一般会計補正予算（第１０号）のうち、本委員会に係る歳入は、１１款・地方交付税で、普通交付税の追加、１５款・国庫支出金で、自立支援給付費負担金

の追加、事業費の精算や実績見込みなどによる地区避難施設開設事業費、戸籍住民基本台帳費補助金及びデジタル基盤改革支援補助金の減、１６款・県支出金で、自立支援給付費負担金及び予防接種事故対策事業負担金の追加、保険基盤安定負担金の減、１９款・繰入金で、各種事業の実績見込みによる振興基金繰入金及び財源組替えによる教育施設整備基金繰入金の減、２２款・市債で、財源組替えによる教育施設改修事業債の追加、精算等による集会施設建設事業債、公共施設等最適化債、消防防災等施設整備事業債及び教育施設改修事業債の減が主なものであります。

歳出は、２款・総務費で、戸籍振り仮名通知書の郵送に係る役務費、自治体システム標準化・共通化に係る移行業務の実績見込みによる委託料、東里庁舎屋上防水工事及び大山地区避難施設開設工事の精算による工事請負費の減、負担金、補助及び交付金は、実績見込みによる有人国境離島運賃低廉化事業負担金の追加、購入スケジュール変更によるバス購入事業補助金の皆減、積立金は、臨時財政対策債の償還に係る減債基金積立金の追加、３款・民生費で、障害福祉サービスに係る扶助費の追加、後期高齢者医療に係る負担金、補助及び交付金と繰出金の減、４款・衛生費で、診療所特別会計への繰出金の追加、不用見込みによる対馬クリーンセンター用医薬材料費に係る需用費、し尿処理費の運転管理業務に係る委託料及び、合併処理浄化槽設置事業に係る負担金、補助及び交付金の減、７款・商工費で、企業誘致事業のスケジュール変更による負担金、補助及び交付金の皆減、９款・消防費で、消防団拠点施設建設事業の不用額による工事請負費の減、１０款・教育費で、厳原中学校大規模改造（特別教室）事業の事業費確定による備品購入費の減、１３款・諸支出金で、旅客定期航路事業特別会計繰出金の追加が、今回の補正の主なものであります。

議案第１６号、令和８年度対馬市診療所特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、昨年度比４，６４８万９，０００円の減で、それぞれ４億２，４１０万３，０００円であります。

歳入は、外来収入及び一般会計繰入金が主なものであります。

歳出は１款・総務費で、診療所運営に係る医師、職員等の人件費及び需用費、対馬病院からの医師派遣等委託料、２款・医業費で、医療用器具使用料、診療所で使用するガーゼや注射器、注射針等の衛生用消耗品費及び直営診療所の医薬品代の計上が主なものであります。

議案第１７号、令和８年度対馬市国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、昨年度比２億７，０６２万５，０００円の減で、それぞれ３９億２，１２９万３，０００円であります。

歳入は、国民健康保険税、県支出金及び一般会計繰入金が主なものであります。

歳出は１款・総務費で、電算処理システム運用等に係る手数料、国保システム改修業務委託料、長崎県国民健康保険団体連合会負担金、レセプト点検事務に従事する月額会計年度任用職員の人件費、納税組合事務取扱費交付金、過誤納還付金及び還付加算金、２款・保険給付費で、一般被

保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費及び出産育児一時金、３款・国民健康保険事業費納付金で、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分などの県への納付金、５款・保健事業費で、特定健診受診率向上推進事業に従事する会計年度任用職員の人件費、特定健康診査委託料及び人間ドック補助金の計上が主なものであります。

議案第１８号、令和８年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、昨年度比３，１５５万５，０００円の増で、それぞれ５億５，３９９万６，０００円であります。

歳入は、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金が主なものであります。

歳出は１款・総務費で、職員の人件費及び後期高齢者医療広域連合事務費負担金、２款・後期高齢者医療広域連合納付金、低所得者の保険料軽減分を補塡するための保険基盤安定負担金及び保険料納付金の計上が主なものであります。

議案第１９号、令和８年度対馬市介護保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、昨年度比８，９２７万７，０００円の減で、それぞれ３９億６，１０３万１，０００円であります。

歳入は、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金が主なものであります。

歳出は１款・総務費で、職員及び会計年度任用職員の人件費、介護認定審査会委員等の報酬、事前審査謝礼及び意見書作成委託料、２款・保険給付費で、居宅介護サービス給付費負担金、居宅介護予防サービス給付費負担金、高額介護サービス費負担金及び特定入所者介護サービス費負担金、８款・地域支援事業費で、介護予防・生活支援サービス事業負担金、地域包括支援センターの職員及び会計年度任用職員の人件費、生活支援コーディネーター事業委託料の計上が主なものであります。

議案第２０号、令和８年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、昨年度比２，５５７万８，０００円の減で、それぞれ４，５５３万５，０００円であります。

歳入は、１款・事業収入で、旅客運賃及び貨物運賃、２款・国庫支出金及び３款・県支出金で、赤字航路事業補助金、４款・繰入金で、一般会計繰入金が主なものであります。

歳出は、１款・総務費で、職員及び船員の人件費、２款・施設費で、渡海船の運航に係る燃料費及び修繕料などの需用費、３款・公債費で、長板浦待合所建設及び渡海船建造に係る交通事業債の償還金元金、償還金利子の計上が主なものであります。

対馬市旅客定期航路事業の必要性は、十分に理解できるものの、今後は、生活航路として利用している市民個々の利用状況を把握・分析した上で、地域公共交通との連接などの代替手段の検討も必要ではないかと考えます。

議案第２３号、令和８年度対馬市一般会計補正予算（第１号）のうち、本委員会に係る歳入は、１５款・国庫支出金で、年金生活者等、児童福祉施設、航路及び路線バス事業者に対する物価高

騰対策に係る補助金の計上が主なものであります。

歳出は、２款・総務費で、航路及び路線バス事業者に対する事業継続緊急支援、３款・民生費で、年金生活者等及び市内児童福祉施設に対する物価高騰対策のための負担金、補助及び交付金の計上が、今回の補正の主なものであります。

委員からは、物価高騰対策のための支援については、必要なところに必要な支援を熟考していただきたいなどの意見がありました。

最後に、議案第２８号、対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、今回の改正は、地方自治法に基づき、市有施設等に設置されていた自動販売機に係る徴収金について、その性質を精査し、法令に則した適正な管理運営体制を構築するものであります。

改正内容は、第８条第１項第２号の「電柱その他別表第２に掲げる物件の設置を目的とする場合の土地の使用については、同表に定める額とする」の条文内の土地の後に「及び建物」を追加、別表第２中の「区分」に「自動販売機」、「使用料の額（標準税額）」に「１年１台につき、３，０００円」を追加しています。

また、備考の第４項に「自動販売機の使用許可の期間が１年未満であるときは、月割りをもって計算し、一月未満の端数があるときは、一月として計算する」、第５項に「自動販売機の使用料額に１０円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする」を追加するものです。

なお、施行日は令和８年４月１日からということであります。

委員からは、条例改正については、ほかの条例等の関連及び各施設の状況を比較・検討し、適正な使用料の設定に努めてもらいたいなどの意見がありました。

以上、本委員会に付託されました議案第１０号、議案第１６号から議案第２０号、議案第２３号、議案第２８号の８件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教厚生委員会の審査報告といたします。

○議長（春田　新一君）　産業建設委員長、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　皆様、おはようございます。

産業建設委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第１０号、議案第２１号、議案第２２号、議案第２３号及び議案第３４号の５件であります。

議案第１０号、令和７年度対馬市一般会計補正予算（第１０号）のうち、本委員会に係る歳入は、１５款・国庫支出金で、道路橋りょう費補助金、公共土木施設災害復旧費負担金及び林業費補助金の減、１６款・県支出金で、農業費補助金、水産業費補助金の減、１７款・財産収入は、

売払い収入の追加、２２款・市債は、港湾債の追加、道路橋りょう債、河川債、公共土木施設災害復旧債及び水産業債の減、以上が主なものであります。

次に歳出は、６款・農林水産業費で、漁港建設費測量調査・設計監理委託料、家畜導入事業基金積立金、漁業用燃油高騰対策事業補助金の追加、尾崎漁港整備工事の工事請負費、離島輸送コスト助成事業補助金、新たにチャレンジ水産経営応援事業補助金、水産多面的機能発揮対策事業交付金の減、７款・商工費で、測量調査・設計監理委託料及び維持補修工事費の減、８款・土木費で、橋りょう整備工事、仁田志多留線道路改良工事の工事請負費及び県港湾事業負担金の追加、市道改良事業の測量調査・設計監理委託料、ターミナルビル維持管理委託料、トンネル長寿命化工事、トンネル照明更新工事、仁位貝鮒線道路改良工事、内山２号線道路改良工事、佐保田線道路改良工事、高浜地区急傾斜地崩壊対策工事及び市道改良事業負担金の減、住宅建設工事の設計委託料からの組替え、１１款・災害復旧費で、市道浜玖須富浦線道路災害復旧工事及び普通河川西倉川河川災害復旧工事の減、以上が主なものであります。

委員からは、比田勝港国際ターミナル管理費用が増えてきている。北部対馬アクションプラン策定に伴い、比田勝港国際ターミナル周辺整備計画を国・県と協議していく中で、財源として国際ターミナル使用料の値上げを、国際観光旅客税等の動向を注視しつつ検討すべきではないか、峰町共同集合店舗の老朽化に伴い、改修等を今後検討していくべきではないかなどの意見がありました。

次に、議案第２１号、令和８年度対馬市水道事業会計予算について、収益的収入は水道使用料、一般会計負担金、工事負担金長期前受金戻入及び補助金長期前受金戻入が主なものであります。

収益的支出の配水及び給水費は、水道施設の維持管理に関する費用で、職員及び会計年度任用職員の人件費、メーター検針及び料金徴収委託料、水質検査等の手数料、修繕費、水道施設電気料の動力費であり、総係費は、水道事業の庶務に関する費用で、職員の人件費、水道料金納付書等の印刷製本費、固定資産の減価償却費、企業債償還利子が主なものであります。

資本的収入の企業債は、簡易水道基幹改良事業における起債借入、簡易水道国庫補助金は中西部地区簡易水道基幹改良事業における国庫補助金で、他会計負担金は、建設改良負担金、補償金は、水道施設移転補償金が主なものであります。

資本的支出の営業設備費は、各種ポンプ等の機械及び装置購入費、施設整備費は、水道施設の整備工事及び配水管布設替え及び水道管移転補償工事等の費用、簡易水道整備工事費は、中西部地区（加志・箕形）簡易水道基幹改良事業に要する経費、企業債償還金の元金償還金が主なものであります。

なお、令和８年度末償還残高は、２８億７，９２３万３，５６３円となる見込みです。

次に、議案第２２号、令和８年度対馬市漁業集落排水事業会計予算について、収益的収入は、

漁業集落排水施設使用料、他会計負担金、他会計補助金及び長期前受金戻入が主なものであります。

収益的支出は、処理場費で漁業集落排水施設の維持管理経費、総係費で、安定的に事業を継続していくため、経営基盤の強化などのアドバイス的な役割の公営企業会計アドバイザリー業務委託料、固定資産の減価償却費、企業債償還利子が主なものであります。

資本的収入は、他会計出資金で、施設整備費、元金償還金に対する一般会計からの負担金であります。

資本的支出は、施設整備費について、令和７年度中に緊急通報装置等の改修を完了しており、令和８年度は、工事を予定していないため、支出はありません。企業債償還金の令和８年度の未償還残高は、８，２１７万７０７円となる見込みです。

委員からは、漁業集落排水事業について、機能診断調査の報告の結果を基に、今後の対馬市としての方向性を早急に検討すべきであるなどの意見がありました。

次に、議案第２３号、令和８年度対馬市一般会計補正予算（第１号）のうち、本委員会に係る歳入は、１５款・国庫支出金で、商工費補助金、農業費補助金、水産業費補助金、それぞれ物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が主なものであります。

歳出は、６款・農林水産業費で、肥料価格高騰対策事業補助金２，１００万円、畜産濃厚飼料費支援事業補助金１，２３１万６，０００円、しいたけ種駒植菌量維持支援事業補助金９７万円、原木椎茸乾燥熱源支援事業補助金１３２万３，０００円、学校給食地元水産物供給支援事業５００万円、水産業物価対策事業補助金１億３，５００万円の計上、７款・商工費で、運送事業継続緊急支援金３４２万９，０００円の計上、以上が主なものであります。

今回の物価高騰対策重点支援事業における総額予算は、３億８８７万９，０００円であります。

委員からは、物価高騰対応重点支援事業の運送事業継続緊急支援の対象事業者をボランティアで輸送を行っている団体等にも拡大すべきではないかなどの意見がありました。

最後に、議案第３４号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について、改正理由は、令和４年度から継続事業で実施しております、あそうベイパーク整備事業の一環として、令和６年度よりキャンプ場内に管理棟新築工事を着工し、令和７年１１月に完成をしております。完成した管理棟内は、温水シャワー室、冷暖房つき、ランドリー室、温水機能付シンクなどが完備され利便性の高い滞在型の施設にリニューアルをされたことにより、公園等設置条例第６条第１項で規定する、あそうベイパーク使用料の改定を行うものです。

また、鮎もどし自然公園について、キャンプ場は施設の老朽化が進んでおり、安全面及び利便性の確保が困難な状況であるため、令和６年度より、利用停止をしており、施設の改修に多額の費用を要する見込みであるため、本条例に定める鮎もどし自然公園の部を第６条第１項で規定す

る使用料の別表第２から削除し、条例改正を行うものです。

なお、施行日は令和８年４月１日を予定しているとのことです。

委員からは、あそうベイパークのリニューアルオープンに伴い、オープニングイベント等の検討も必要ではないか、対馬市の管理運営施設の利用料金も、インバウンドなどの状況を見極め、見直しを検討し、対馬市として稼ぐ方法を考えるべきであるなどの意見がありました。

以上、本委員会に付託されました議案第１０号、議案第２１号、議案第２２号、議案第２３号及び議案第３４号の５件につきましては、慎重に審査をし、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（春田　新一君）　各常任委員会の審査報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務文教厚生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認めます。

次に、産業建設委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第１０号、令和７年度対馬市一般会計補正予算（第１０号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する各常任委員長の審査報告は、いずれも可決であります。

議案第１０号、令和７年度対馬市一般会計補正予算（第１０号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（春田　新一君）　着席ください。起立多数です。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１６号から議案第２２号までの７件は、令和８年度の特別会計予算であります。

まず、議案第１６号から議案第１９号までの４件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

４件に対する委員長の審査報告は、いずれも可決であります。

お諮りします。議案第１６号、令和８年度対馬市診療所特別会計予算、議案第１７号、令和８年度対馬市国民健康保険特別会計予算、議案第１８号、令和８年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算、議案第１９号、令和８年度対馬市介護保険特別会計予算の４件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。４件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２０号、令和８年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は、可決であります。

議案第２０号、令和８年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２１号、令和８年度対馬市水道事業会計予算及び議案第２２号、令和８年度対馬市漁業集落排水事業会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、これから採決します。

２件に対する委員長の審査報告は、いずれも可決であります。

議案第２１号、令和８年度対馬市水道事業会計予算、議案第２２号、令和８年度対馬市漁業集落排水事業会計予算の２件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。２件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２３号、令和８年度対馬市一般会計補正予算（第１号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する各常任委員長の審査報告は、いずれも可決であります。

議案第２３号、令和８年度対馬市一般会計補正予算（第１号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（春田　新一君）　着席ください。起立多数です。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２８号、対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、これから採決します。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３４号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、これから採決します。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

再開を１１時１５分からとします。

午前11時01分休憩

……

午前11時15分再開

○議長（春田　新一君）　再開します。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１３．請願第１号

○議長（春田　新一君）　日程第１３、請願第１号、対馬市鶏鳴幼稚園の閉園方針に関する地域住民への説明協議徹底を求める請願書を議題とします。

本件は総務文教厚生委員会に付託をしておりましたので、委員長の審査報告を求めます。総務

文教厚生委員長、陶山荘太郎君。

○議員（９番　陶山　荘太郎君）　おはようございます。それでは、総務文教厚生委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託されました案件は、請願第１号であります。

請願第１号、対馬市立鶏鳴幼稚園の閉園方針に関する地域住民への説明協議徹底を求める請願書。

１、請願要旨。対馬市教育委員会による鶏鳴幼稚園の閉園方針決定プロセスは、市教委自身が策定した第２期対馬市立学校及び幼稚園等統合推進計画に明確に違反し、対馬市市民基本条例が定める説明責任を全く果たしていません。

特に、久田幼稚園の統廃合において、地域住民への説明会が開催されたという過去の先例が存在するにもかかわらず、鶏鳴幼稚園の場合はこれが拒否されており、その行政判断の公平性と一貫性に重大な疑義が生じています。

つきましては、議会に対し、市教委が地域住民に対する公式かつ十分な説明会を速やかに開催し、久田幼稚園の事例との矛盾点及び対馬市市民基本条例に定める説明責任の履行について明確に説明した上で、市民の意向を真に尊重した再編計画のプロセスを再検討するよう求める決議をされることを請願いたします。

２、請願理由。市教委による鶏鳴幼稚園の閉園方針決定プロセスには以下の重大な問題点を抱えており、到底容認できるものではありません。この請願の賛同者は、鶏鳴幼稚園のある美津島町の区長及び民生委員・児童委員の総数５８名中５６名、実に９６．６％に達しています。これは地域福祉の推進と住民の生活を支援する立場にある方々からの極めて強い説明要求と行政への深刻な不信感の表れであり、市議会がこの声を真摯に受け止めることを強く求めます。

市教委による自ら策定した統合推進計画及び対馬市市民基本条例の重大な違反について、対馬市教育委員会は、第２期対馬市立学校及び幼稚園等統合推進計画において、学校・幼稚園等の統廃合における明確な進め方を自ら定めています。この計画では、以下の手順が必須とされています。

計画を進めるに当たり、保護者説明会、地区説明会の順に、学校・幼稚園等の関係者及び関係地域住民に十分な説明及び協議を行い、理解及び協力を求め進めていきます。

十分な統合準備期間を確保するため、第２期対馬市立学校及び幼稚園等統合推進計画では、統合協議期間を１年から２年に変更しています。また、保護者や関係地域住民に統合の合意が得られたら、区長との統合合意書を締結して、１年程度の準備期間を設け、統合を進めていきます。

しかし、今回の鶏鳴幼稚園の閉園方針決定プロセスにおいては、地域住民への説明会を含めた十分な説明及び協議は全く行われておらず、また、地域住民からの統合の合意も全く得られてお

らず、計画で義務づけられている区長との統合合意書も締結されていません。

加えて、対馬市市民基本条例第２４条、説明責任等には、「行政は、政策等の実施に当たり市民に分かりやすく説明しなければならない」と明記されています。行政には、自らの行動や決定について、関係者に対して明確に説明する義務があり、政策の効果を報告することで、市民の信頼を獲得し、民主的なプロセスを促進することが求められています。この説明責任を果たすことにより、情報開示や方針・考え方を通じて理解を得るといった幅広い責任を果たすことになります。

しかし、市教委は今回の閉園方針に関して、市民に分かりやすく説明するという条例に定める最も基本的な義務すら果たしていません。これは市教委が自ら策定し、公表した計画の規定のみならず、市民基本条例の定める行政の義務を組織的に軽視または無視しており、行政機関としての自己規定違反及び市民との信頼関係破壊にほかなりません。

美津島町の区長及び民生委員、児童委員の５６名という圧倒的多数が賛同するこの請願は、市教委が自らの計画と条例に重大な違反を犯しているにもかかわらず、市民への説明責任を全く果たそうとしていないことへの強い怒りと不信の表れです。

過去の久田幼稚園での先例との矛盾及び行政の一貫性・公平性の欠如について、対馬市教育委員会は過去に久田幼稚園の統廃合において、地域住民への説明会を開催し、合意形成を図っていたという明確な先例があります。久田幼稚園と鶏鳴幼稚園は閉園し、厳原幼稚園に統合されるという点で全く同じ立場にあるにもかかわらず、今回の鶏鳴幼稚園の閉園方針決定プロセスにおいては、地域住民への説明会を拒否されています。

行政の判断は、過去の事例との一貫性を保ち、市民にとって公平であることが極めて重要です。市教委は、なぜ久田幼稚園には説明会を実施したにもかかわらず、鶏鳴幼稚園の地域住民には説明会を拒否するのか。その明確な理由と過去の先例との矛盾について、市民に対して何ら納得のいく説明を行っていません。このような一貫性を欠く行政判断は、公平性の原則に反し、行政に対する市民の信頼を根底から揺るがすものです。

地域住民が感じる不公平感に行政は真摯に向き合うべきである。市教委が一部の幼稚園を閉園する方針が、当初の予定どおりだから問題ないと考えているとすれば、これは地域住民感情に対する大きな誤解です。地域社会にとって、教育施設は単なる建物ではなく、子どもたちの成長を支え、地域の文化を育む大切な場を象徴するものです。地域住民からすれば、地域に根差してきた幼稚園が閉園させられるという状況は、到底平等とは言えず、強い不公平感を抱いています。市教委は、各地域住民が抱く、自分たちの地域の教育環境を維持したいという、当然の感情に真摯に向き合うべきです。

上記を鑑み、対馬市議会におかれましては、市民の強い要望を受け止め、以下の措置を講じる

よう、市教育委員会に対し強く求める決議をされることを請願いたします。

１、鶏鳴幼稚園の閉園方針に関する地域住民に対する公式かつ十分な説明会を速やかに開催すること。

２、久田幼稚園の事例との矛盾点や公共施設の整備と統廃合に関する判断基準の公平性及び対馬市市民基本条例に定める説明責任の履行について、行政として真摯に向き合い、住民への十分な説明と協議を通じて、市民の意向を真に尊重した再編計画のプロセスを再検討すること。

委員会では、教育委員会事務局へ両園をこども園に移行する方針から現状に至るまでの経過と、請願内容の確認・質疑応答を行った後、その内容に齟齬がないかを紹介議員に確認及び意見聴取を行いました。

採決の結果、請願第１号は全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教厚生委員会の審査報告といたします。

○議長（春田　新一君）　報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論、採決を行います。請願第１号、対馬市立鶏鳴幼稚園の閉園方針に関する地域住民への説明協議徹底を求める請願書について、討論はありませんか。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　賛成討論はありませんか。１２番、黒田昭雄君。

○議員（１２番　黒田　昭雄君）　本請願に対し、賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

まず、この請願に御署名いただいた多くの住民の皆様に、心から感謝申し上げます。

この請願は、地域の未来を真剣に考える住民の切実な願いと、市教委のこれまでの姿勢に対する強い憤りが込められています。

今回の鶏鳴幼稚園の閉園、厳原幼稚園への統合をめぐるプロセスにおいて、市教委は自ら策定した統合推進計画の理念を逸脱し、そのプロセスに重大な違反を繰り返してきました。計画には、計画を進めるに当たり、保護者説明会、地区説明会の順に、学校・幼稚園等の関係者及び関係地域住民に十分な説明及び協議を行い、理解及び協力を求め進めていくと明記されています。ここでいう協議は、単なる情報伝達に終わらず、双方向の議論を意味します。そして、理解及び協力を求め進めていきますとは、市教委が住民に対し一方的な決定を押しつけるのではなく、納得できる資料づくりや丁寧な説明を通じ、真に理解を得る努力を尽くす義務があることを示しております。

しかし、これまで市教委は選定協議を無視し、市長が決定した方針を保護者説明会で一方的に

告知するという、到底、協議や理解を得るための努力とは呼べない不誠実なプロセスを経てきました。住民に理解を求めるための資料づくりが全く欠けていたことは、この計画の精神に著しく反するものです。

市教委のかたくなな姿勢に対し、去る２月１６日、本請願が受理された際、市教委が方針を見直し、鶏鳴幼稚園の閉園議案の取下げと地区説明会をするということに至りました。しかし、この方針見直しは市教委自身の自浄作用によるものではなく、住民の皆様の切実な訴えによって、やむを得ず対応せざるを得なかったということに、ほかなりません。市教委のこのような誠実さに欠ける対応は、私たち住民の教育行政への信頼を深く傷つけるものであります。

そして、３月５日の市政一般質問において、私は選定協議に差し戻すこと、そして保護者説明会のやり直しを強く訴えました。しかし、その際の教育長からの答弁は、現方針から後戻りすることは考えていない旨の冷徹なものでありました。

さらに、３月９日の総務文教厚生委員会における教育部長への質疑では、まさに的を射た議論が交わされ、市教委が選定協議に立ち返らざるを得ない決定打が示されたと考えます。これは、議会の監視機能が十二分に発揮された瞬間であり、委員各位の御尽力に深く敬意を表するものであります。にもかかわらず、教育長から同様に、現方針から後戻りすることは考えていない旨の答弁でありました。

私たちが今、目の当たりにしているのは、市教委による住民の期待を裏切り、議会を軽視する重大な言行不一致であります。市教委は、自ら定めた統合推進計画に明確な協議規定があるにもかかわらず、一貫して現方針から後戻りすることは考えていないと述べ、この計画の根幹である協議や理解を放棄しています。

しかしながら、本日、教育長は、保護者説明会をやり直す、そして地区説明会もすると明言をされました。これは請願の目的の一部が達成しつつあるものとして、住民の皆さまとともに評価したいところであります。

しかし、同時に、大きな懸念を抱かざるを得ません。現方針から後戻りすることは考えていないという硬直した姿勢を崩さないまま、何のためのやり直しであり、何のための地区説明会なのでしょうか。住民が真剣に議論し、計画に明記された協議を行う機会が与えられたとしても、それが最終的な決定に全く影響しないとすれば、それは住民の貴重な時間と労力を無駄にし、統合推進計画にうたわれた協議と理解の意図を完全に軽視するものであります。市教委は見せかけだけの対応で、自主的な既定路線を強行しようとするという、住民の納得を大きく欠く姿勢を示しています。このような態度は、地域の未来を真剣に考える住民の信頼を損なう行為であり、断じて看過できるものでありません。

私は、これまでの市教委に対し、改めて苦言を呈したいと思います。私たちは、市教委に対し、

決して形だけの説明会や、一方的に結論を押しつけるアリバイづくりの場を求めているのではありません。統合推進計画で明記された協議の精神に則り、真に幼児の教育のために何が最もよい選択なのかを、鶏鳴幼稚園を候補に入れ、その存続の可能性も含めて、厳原幼稚園とのメリット、デメリットを客観的に比較・検討することを求めています。

その際、私たちが最も懸念しているのは、市教委がこれまで一貫して不公平な姿勢を貫き通してきたことであります。だからこそ、選定協議が、このやり直しの場で真に行われるのか。そして、比較検討表が公平かつ客観的に作成されるのかという点について、強く問いたいのであります。比較検討表は、両幼稚園の教育内容、環境、アクセス、保護者の負担、地域への影響に加えて、住民にとって納得できる、理解を得るための具体的かつ客観的なデータに基づいて作成されるべきです。そのためには、住民にとって分かりやすく、十分な情報が盛り込まれた資料づくりが不可欠であります。そして、この比較検討表の公平性、客観性、そして中立性を確保するため、退職校長会など、教育分野の専門的知見を持つ第三者機関に作成を委ねるべきであると考えます。市教委が自ら作成した場合、これまでの経緯から、その公平性に対する住民の疑念は払拭されないでしょう。真に地域の子どもたちの未来を考えるのであれば、市教委は第三者機関への委託という英断を下すべきです。私たちは、その委託先の選定プロセスを含め、公平性、客観性、そして分かりやすさについて、細部にわたるまで厳しく監視してまいります。そして、この比較検討表の結果に基づき、住民の皆様が自身の判断で意見を述べ、議論を深め、最終的な決定プロセスにその声が反映させることを強く求めているのです。

この地域に暮らす保護者、そして住民の皆様こそが、子どもたちの未来の教育環境を形づくる選定の主権者であります。市教委は、この事実を深く認識し、現方針から後戻りしないという硬直した考えを改め、統合推進計画にうたわれた協議と理解を得る努力の義務を履行し、住民とともに最善の道を探る補助的役割を真に果たすべきです。

来る保護者説明会、そして地区説明会において、市教委はこの請願の趣旨を深く理解し、真に公平で分かりやすい比較検討表を示し、住民の皆様の良識ある判断を仰ぎ、その意見を真摯に受け止め、最終的な決定プロセスに反映させることを強く求め、私の賛成討論といたします。

住民の皆様のためにも、本請願の採択を心からお願い申し上げます。

○議長（春田　新一君）　ほかに賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１４．議案第４４号

○議長（春田　新一君）　日程第１４、議案第４４号、工事請負契約の締結について（根緒漁港水産生産基盤整備工事（南防波堤（改良））（２工区））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産部長、平川純也君。

○農林水産部長（平川　純也君）　ただいま議題となりました議案第４４号、工事請負契約の締結について、その提案理由と内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の３ページをお願いいたします。

本議案は、根緒漁港水産生産基盤整備工事（南防波堤（改良））（２工区）に係る工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札結果につきましては、指名競争入札にて１７社指名のうち１６社が参加し、去る３月１０日に入札を実施した結果、株式会社三槻組、代表取締役三槻太氏が１億８，６３９万６，０００円で落札されましたので、これに消費税相当額を加算した２億５０３万５，６００円で、令和８年３月１１日に同氏を相手方とした工事請負仮契約を締結しております。ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、議案書の４ページの参考資料を参照願います。南防波堤（改良）、Ｌ＝１２１．６メートル、本体工Ｌ＝７５．９メートル、上部工Ｌ＝１９．０メートル、被覆高Ｌ＝１０２．６メートルで、荒天時における波圧の作用時に必要な安定性を確保するため、既設防波堤の拡幅を行うものでございます。

参考のため、５ページから９ページにかけまして整備計画平面図、平面図、縦断図及び標準断面図を添付しております。

以上、簡単ではございますが、議案第４４号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。８番、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　ちょっと何点か確認をしたいんですけども、今回の根緒漁港水産生産基盤整備工事、金額は２億円を超えているということで、通常ならば一般競争入札でやられるところだと思いますが、なぜ今回の入札方法が指名競争入札だったのか、その辺をちょっとお尋ねを申し上げます。

○議長（春田　新一君）　農林水産部長、平川純也君。

○農林水産部長（平川　純也君）　お答えいたします。

今回の入札方法につきましては、まず、この予算が国の補正予算によるもの、緊急対策予算によるものでございますので、今回、指名委員会にて指名競争入札で提案をさせていただきまして、承認をいただいたものでございます。

○議長（春田　新一君）　いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから、討論、採決を行います。議案第４４号、工事請負契約の締結について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１５．議案第４５号

○議長（春田　新一君）　日程第１５、議案第４５号、工事請負変更契約の締結について（市道尾浦浅藻線道路改良工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、原田武茂君。

○建設部長（原田　武茂君）　ただいま議題となりました議案第４５号につきましては、建設部所管の議案でございますので、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

追加議案書の１１ページをお願いします。

議案第４５号、工事請負変更契約の締結について。本議案は、市道尾浦浅藻線道路改良工事に係る工事請負変更契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本工事は、制限付一般競争入札により、令和６年１２月３日付で株式会社小宮建設、代表取締役小宮量浩氏と２億３，６８８万５０円で当初契約を締結いたしました。

今回、尾浦浅藻線道路改良事業の円滑な工事進捗と本工事の早期完成を図るため、変更設計にて、補強土盛土材の岩砕から砕石への変更と、仮設排水工１３０メートル及び工事用道路３０メートルを新たに追加し、随意契約により、請負代金額7，５０２万4，９５０円を増額し、変更請負代金額3億1，１９０万5，０００円で、令和8年3月2日に同氏を相手方とした工事請負変更仮契約を締結いたしております。

ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、議案書の１２ページ、参考資料をお願いします。本工事は、安神トンネルの尾浦側坑口部の現道への取付工事でありまして、土工・擁壁工・函渠工のほか、排水構造物工・舗装工・防護柵工を施工するものでございます。

参考に、１３ページから１５ページにかけて、計画平面図、工事平面図及び標準断面図を添付しておりますので、御参照ください。

以上、簡単ではございますが、議案第４５号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから、討論、採決を行います。議案第４５号、工事請負変更契約の締結について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１６．議員派遣について

○議長（春田　新一君）　日程第１６、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおり、対馬市国境離島活性化推進特別

委員会が実施する有人国境離島法延長拡充に関わる国会議員への要望活動として、議長及び上野国境離島活性化推進特別委員会委員長並びに委員会委員が、３月１７日から１９日にかけて、①の派遣場所に議員派遣するものであります。

なお、要望書につきましては、タブレットに掲載をしておりますので、後ほど御確認ください。

お諮りします。議員派遣につきましては、配付のとおり派遣することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。よって、配付しておりますとおり、派遣することに決定をいたしました。

お諮りします。ただいま決定いたしました議員派遣について、諸般の事情により変更する場合は議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。したがいまして、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任することに決定をいたしました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１７．常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（春田　新一君）　日程第１７、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教厚生委員長及び産業建設委員長から、閉会中の継続審査の申出があっております。

お諮りします。各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。申出のとおり、閉会中の継続審査とすることと決定をいたしました。

お諮りします。ただいま陶山荘太郎君ほかから、発議第１号、対馬市立鶏鳴幼稚園の閉園方針に関する地域住民への説明協議徹底を求める決議が提出されました。本件を日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。発議第１号を日程に追加し、追加日程第１号として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

追加日程第１．発議第１号

○議長（春田　新一君）　追加日程第１、発議第１号、対馬市立鶏鳴幼稚園の閉園方針に関する地

域住民への説明協議徹底を求める決議を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。９番、陶山荘太郎君。

○議員（９番　陶山　荘太郎君）　ただいま追加議題となりました、発議第１号、対馬市立鶏鳴幼稚園の閉園方針に関する地域住民への説明協議徹底を求める決議について、提案理由を御説明申し上げます。

それでは決議文を読み上げ、説明に代えさせていただきます。

発議第１号、令和８年３月１６日。対馬市議会議長、春田新一様。提出者、対馬市議会議員、陶山荘太郎。賛成者、対馬市議会議員、糸瀬雅之、同、坂本充弘。

対馬市立鶏鳴幼稚園の閉園方針に関する地域住民への説明協議徹底を求める決議。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

対馬市立鶏鳴幼稚園の閉園方針に関する地域住民への説明協議徹底を求める決議（案）。

対馬市教育委員会による対馬市立鶏鳴幼稚園の閉園方針決定プロセスは、対馬市教育委員会自身が策定した第２期対馬市立学校及び幼稚園等統合推進計画に明確に違反し、また、対馬市市民基本条例が定める説明責任を全く果たしていない。特に、久田幼稚園の統廃合において、地区住民への説明会が開催されたという先例が存在するにもかかわらず、鶏鳴幼稚園の場合はこれが拒否されており、その行政判断の公平性と一貫性に重大な疑義が生じている。

よって、対馬市議会は、対馬市及び対馬市教育委員会に対し、美津島町の区長及び民生委員、児童委員を含む５８名中５６名、９６．６％という圧倒的多数の市民の思いを真摯に受け止め、以下の措置を講じるよう、強く求めることを決議する。

１、鶏鳴幼稚園の閉園方針に関する地域住民に対する公式かつ十分な説明会を速やかに開催すること。

２、久田幼稚園の事例との矛盾点や、公共施設の整備と統廃合に関する判断基準の公平性及び対馬市市民基本条例に定める説明責任の履行について行政として真摯に向き合い、住民への十分な説明と協議を通じて、市民の意向を真に尊重した再編計画のプロセスを再検討すること。

以上につきまして、決議いたします。

令和８年３月１６日、長崎県対馬市議会。宛先は、対馬市長、教育長、以上のとおりであります。

御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから、討論、採決を行います。発議第１号、対馬市立鶏鳴幼稚園の閉園方針に関する地域住民への説明協議徹底を求める決議について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。発議第１号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、事項、字句、数字、その他において整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第４３条の規定によって議長に委任願います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定をいたしました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（春田　新一君）　以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長から挨拶の申出があっておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　第１回対馬市議会定例会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

本定例会は２月２４日から本日までの２１日間にわたり提案いたしました全ての案件につきまして慎重に御審議、御決定を賜り厚く御礼申し上げます。

議決いただきました案件につきましては、適正な事務処理に努め、速やかに対処してまいる所存でございます。

さて、閉会に際しまして、本定例会期間中における行政報告を４点申し上げます。

初めに、対馬市渇水対策本部の解散について御報告いたします。令和７年１２月以降、降水量が非常に少なく、水道水の供給に影響を及ぼす状況となったため、令和８年２月１０日に渇水対策本部を設置いたしました。その後、２月２４日からのまとまった降雨により、各水源において一定量の回復が見られ、危機的状況は脱したと判断し、去る３月２日に対馬市渇水対策本部を解散いたしました。市民の皆様には、多大なる節水の御協力をいただき、誠にありがとうございま

した。今後も、安定かつ安心・安全な水道水の供給に努めてまいりますので、引き続き日々の節水への御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、厳原・博多間のジェットフォイル運行体制の変更について申し上げます。このたび九州郵船株式会社より、複数の船員が急遽退職することに伴う深刻な人員不足により、現在の運行体制を維持することが困難であると報告を受けました。これにより、当面の対応として、令和８年４月１日から同年６月３０日までの間、ジェットフォイルが１隻体制での運行となります。現時点での配船計画では、４月１日の厳原発博多行きが２便、博多発厳原行きが１便となり、４月２日以降は博多からの１日１往復の運行となっております。御利用される皆様には多大なる御不便をおかけいたしますが、事態の緊急性に鑑み、何とぞ御理解を賜わりますようお願い申し上げます。なお、詳細な運行時刻につきましては、九州郵船株式会社のホームページ等で御確認をいただきますようお願いいたします。

次に、対馬市生活応援券の配付について申し上げます。物価高騰の影響を受けている市民生活を支援するため、令和８年１月１日時点の本市住民登録を基準として、市民１人当たり１万円分の対馬市生活応援券を配付いたします。対馬市生活応援券は市内登録店において利用できる商品券でございます。配付方法は郵送とし、本年４月中旬から発送を開始する予定で、５月下旬までには全ての対象者にお届けできるよう準備を進めているところでございます。詳細につきましては、今後、ホームページ等を通じて速やかにお知らせしてまいります。

最後に、対州馬の無償貸与について申し上げます。本年３月５日、市が所有する対州馬２頭を展示用として大牟田市動物園へ無償貸与いたしました。旧三池炭鉱では、狭い坑内でも力強く働くことができる対州馬が抗内馬として活躍していた歴史があります。このように深いゆかりを持つ大牟田の地で飼育・展示されることは大変意義深いものと考えております。また、同園は動物福祉を最優先に掲げ、動物たちが心身ともに健康で、伸び伸びと暮らせる環境づくりに取り組まれております。そのようなすばらしい施設に迎え入れられたことを大変心強く感じております。今回の取組が貴重な在来馬である対州馬の保存のみならず、島外における認知度の向上、さらには両市の交流の架け橋となることを切に願っております。以上、行政報告といたします。

結びに、議員の皆様をはじめ、市民の皆様方の御健勝と御多幸を心よりお祈り申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（春田　新一君）　閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

令和８年第１回定例会は、議案全般にわたり熱心に御審議をいただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、職員の方々の御協力に対して心から御礼を申し上げます。

また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項につきましては、今後の行政運営に生かされ

ることを期待いたします。

この３月で退職、役職解除となられる幹部職員におかれましては、議会への出席が今定例会で最後となります。今まで様々な場面で議会に御協力をいただきましたことに対して、心から感謝を申し上げます。引き続き、豊かな経験と知識を生かして、今後ますます御活躍されることを期待いたします。

昨年５月の議会議員一般選挙後、１年間の議会活動を実施しました。慣れないことも多かったと思いますが、この経験や市民からの御意見を生かし、対馬市議会が何を改革していくか議論を重ね、対馬市政発展に向け、急速に進む少子高齢化や人口減少対策、１次産業をはじめとした経済活性化策など、山積する課題の解決に向けて、議員一同、市民皆様の信頼と付託に応えられるよう、全身全霊で取り組んでまいる所存でございます。

最後になりましたが、皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

会議を閉じます。これをもちまして、令和８年第１回対馬市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後０時07分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長　春田　新一

副 議 長　島居　真吾

署名議員　波田　政和

署名議員　上野洋次郎